

大学機関別認証評価

自己評価書

令和2年8月

信州大学

目 次

| | | |
|----|----------------------------|-----|
| I | 大学の現況、目的及び特徴 | 1 |
| II | 基準ごとの自己評価 | |
| | 領域1 教育研究上の基本組織に関する基準 | 5 |
| | 領域2 内部質保証に関する基準 | 12 |
| | 領域3 財務運営、管理運営及び情報の公表に関する基準 | 24 |
| | 領域4 施設及び設備並びに学生支援に関する基準 | 31 |
| | 領域5 学生の受入に関する基準 | 37 |
| | 領域6 教育課程と学習成果に関する基準 | 42 |
| | 基準の判断 総括表 | 42 |
| | 人文学部 | 43 |
| | 教育学部 | 57 |
| | 経法学部 | 71 |
| | 理学部 | 85 |
| | 医学部 | 99 |
| | 工学部 | 113 |
| | 農学部 | 127 |
| | 繊維学部 | 142 |

| | | |
|-------------|-------|-----|
| 全学教育機構 | | 157 |
| 総合人文社会科学研究科 | | 172 |
| 教育学研究科 | | 188 |
| 総合理工学研究科 | | 191 |
| 医学系研究科 | | 207 |
| 総合医理工学研究科 | | 222 |

I 大学の現況、目的及び特徴

1 現況

- (1) 大学名 信州大学
 (2) 所在地 長野県松本市
 (3) 教育研究上の基本組織

| | |
|-------|--|
| 学士課程 | 人文学部, 教育学部, 経法学部, 理学部, 医学部, 工学部, 農学部, 繊維学部, 全学教育機構 |
| 大学院課程 | 総合人文社会科学研究科, 教育学研究科, 医学系研究科, 総合理工学研究科, 総合医理工学研究科 |

- (4) 学生数及び教員数 (令和2年5月1日現在)

| | |
|-----|-------------------------|
| 学生数 | 学部8,864人, 大学院1,935人 |
| 教員数 | 専任教員数: 学士課程845人、助手数: 3人 |

2 大学等の目的

理念

信州大学は、信州の豊かな自然、その歴史と文化、人々の営みを大切にします。
 信州大学は、その知的資産と活動を通じて、自然環境の保全、人々の福祉向上、産業の育成と活性化に奉仕します。
 信州大学は、世界の多様な文化・思想の交わる場所であり、それらを理解し受け入れ共に生きる若者を育てます。
 信州大学は、自立した個性を大切にします。
 信州大学で学び、研究する我々は、その成果を人々の幸福に役立て、人々を傷つけるためには使いません。

目標

信州大学は、その存立の理念に基づき、教育・研究・地域貢献・国際交流において次の目標を掲げます。

教育

かけがえのない自然を愛し、人類文化・思想の多様性を受容し、豊かなコミュニケーション能力を持つ教養人であり、自ら具体的な課題を見出しその解決に果敢に挑戦する精神と高度の専門知識・能力を備えた個性を育てます。

研究

人類の知のフロンティアを切り拓き、自然との共存のもとに人類社会の持続的発展を目指した独創的研究を推進し、その成果を地域と世界に発信し、若い才能を引きつける研究環境を築きます。

地域貢献

信州の自然環境の保全、歴史と文化・伝統の継承・発展、人々の教育・福祉の向上と産業発展の具体的課題に貢献するため、大学を人々に開放し関連各界との緊密な連携・協力を進めます。

国際交流

諸外国から学生・研究者を積極的に受け入れ、世界に開かれた大学とし、信州の国際交流の大きい推進力となります。

大学の基本的な目標（第3期中期目標前文）

信州大学は、山々に囲まれた自然環境及び信州の歴史・文化・伝統を大切に、人に優しい社会を目指します。さらに総合大学として世界に通じる教育・研究を行い、自ら創造できる人材を育成するとともに、地域・社会の発展に貢献します。

教育 信州の豊かな自然を教育に生かし、かけがえのない自然を愛し、新しい文化を創造して、社会のたゆまぬ発展に貢献できる高い知識と能力を備えた人材を育成します。

研究 自然との調和のもと、世界に通じる独創的研究を学際的に推進し、その成果を世界と地域に発信します。

国際化 学生・教職員の海外交流を活性化させ、グローバルな人材育成と世界的研究を目指します。

地域貢献 山岳環境で育まれた多様性ある信州の歴史と文化及び世界的な長寿県の特徴を生かし、地域の教育・健康・福祉の向上と産業発展に貢献します。地域に分散するキャンパスの強みを生かし、地域活性化の中核拠点を目指します。

大学経営 学長の強力なリーダーシップに基づき、あらゆる変化に柔軟に対応できる大学経営を推進します。

これらの目標のもと、先鋭領域融合研究群を中心に世界的な教育研究を行うとともに、多分野にわたる全国的な教育研究拠点としての活動を行います。

(信州大学公式Webサイト 理念・目標 <https://www.shinshu-u.ac.jp/guidance/philosophy/mission/>)

目的

第1条 信州大学(以下「本学」という。)は、教育基本法(平成18年法律第120号)の精神に則り、学術の中心として、広く知識を授けるとともに、深く専門の学芸を教授研究し、知的、道徳的及び応用的能力を展開させることを目的とする。

2 本学は、その目的を実現するための教育研究を行い、その成果を広く社会に提供することにより、社会の発展に寄与するものとする。

(信州大学学則)

第1条 信州大学大学院(以下「本大学院」という。)は、学術の理論及び応用を教授研究し、その深奥をきわめ、又は高度の専門性が求められる職業を担うための深い学識及び卓越した能力を培い、文化の進展に寄与することを目的とする。

2 本大学院のうち、学術の理論及び応用を教授研究し、高度の専門性が求められる職業を担うための深い学識及び卓越した能力を培うことを目的とするものは、専門職大学院とする。

(信州大学大学院学則)

3 特徴

教育

本学は、ミッションの再定義を踏まえた信大改革グランドデザインに基づき、学生本位の視点に立ち、異分野の教員の協働による柔軟な教育研究と、異分野の学生が共に学び異分野融合や融合知の形成を目指した改革を行ってきた。

- ・3学域10学系からなる学術研究院の設置による教員組織と教育組織の分離
- ・経済学部から経法学部への再編や各学部の学科再編等による学士課程教育の強化
- ・修士課程理工学系研究科と農学研究科の総合理工学研究科への統合，理工農から医学までを包含する博士課程総合医理工学研究科への統合再編，文系大学院修士課程各研究科の総合人文社会科学研究科への統合再編による大学院課程教育の強化

また、文理横断的・異分野融合的な知を備えた人材を育成する全学横断特別教育プログラムとして、「ローカル・イノベーター養成コース」「グローバルコア人材養成コース」「環境マインド実践人材養成コース」を開設するとともに、「大学の数理・データサイエンス教育の全国展開」の下で、共通教育から高年次まで体系的な展開を図っている。

研究

平成25年度に、特色ある研究領域に学内資源を集中配分する「先鋭領域融合研究群」を設置し、強みを結集し独創を生む環境と融合知を形成する柔軟な組織を構築した。5研究所・5研究センターで構成された同研究群は、令和元年度から先端的・革新的研究の牽引役となる3研究所・3特定領域研究拠点に改組し改革を加速している。先鋭領域融合研究群を中心に本学の強みと特色を活かした領域を延伸しており、令和元年度国立大学法人運営費交付金重点支援の評価結果においても、すべての国立大学法人中トップタイ（105.0%）の評価率であった。特に、戦略番号1の研究部分の評価が貢献しており、先鋭領域融合研究群の取組内容が高く評価されている。また、先鋭領域融合研究群を中心に、海外から著名な研究者を積極的に招へいし、国際共同研究の実施等の研究交流を実施するとともに、これら招へい研究者の研究室への学生・若手研究者等の派遣を推進している。

また、本学の研究と産学官・社会連携を一体的に推進するため、平成28年に「学術研究・産学官連携推進機構」を設置し、研究支援に加え、大型研究プロジェクトや産学共同研究事業の推進を担っている。その結果、直近の文部科学省の大学等における産学連携等実施状況調査では、共同研究数：380件（全国14位）、特許実施件数：350件（全国10位）とRU11クラスに次ぐ実績を上げ、また、JST産学共創プラットフォーム共同研究推進プログラム（OPERA）、JST革新的イノベーション創出プログラム（COI）等の大型事業の主幹となる等、全国の企業や大学・研究機関とともに先端的な共同研究体制を構築している。

令和元年度には、外部機関との価値共創型の共同研究の創出と推進を目的として、学術研究・産学官連携推進機構に共創研究クラスターを置き、外部機関との「組織」対「組織」による共同研究の進展、研究成果の産業界への活用促進及び高度人材育成を推進していくための体制を整備している。

社会貢献・社会連携

本学は、分散する5つのキャンパスそれぞれが、分野、特色を活かし地域と結びつき、特色ある大規模な企業コンソーシアムを形成している。県内全域にわたり広範な自治体と連携協定を結ぶとともに、地域・中小企業の振興にも大きく寄与し、日本経済新聞社主催の全国大学の地域貢献度ランキングで2012～2015年度及び2019年度において全国1位にランクされている。

また、平成25年度から「信州を未来へつなぐ、人材育成と課題解決拠点『信州アカデミア』」（文部科学省COC事業：事後評価S）、平成27年度から松本大学、長野大学と連携した「地域ニーズで就業力と地域定着志向と成長力を高めるキャリア教育」（文部科学省COC+事業：事後評価S）を実施し、地域課題の解決を目指した取組を発展させるとともに、平成29年度に全学横断特別教育プログラム「ローカル・イノベーター養成コース」を開設する等、地域志向教育を充実させている。

研究支援体制を強化するため、URAを高度専門職として位置づけ全キャンパスに配置するとともに常勤の特定雇用教員としての職位を新設し、キャリアパスを明確化して、「次代研究プロジェクト（URAファンド）」等により研究の分野融合や大型化の促進、また外部資金獲得に取り組んでいる。

「信州リビング・ラボ」構想をはじめ、地域の現場との対話により、地域の抱える課題への取組を教育・研究・診療・社会貢献等で総合的に展開する。さらに、大学病院は、地域医療の最後の砦として、高度医療及び先進医療を安全に提供するとともに、地域医療機関等と連携し入院から在宅までのシームレスな医療と健康増進を推進している。

社会との人材の循環については、主として大学院レベルで社会人を対象とした各種コースを開設するとともに、平成30年度から「信州100年企業創出プログラム」として首都圏等の人材を本学のリサーチフェローとして受入れ、教員と協働しながら、参画企業の課題解決や持続的成長のシナリオ作成に挑戦する取組を行っている。

国際化

令和元年度にグローバル化推進センターに改組するとともに国際部を新設し、全ての部局を「グローバル」という観点で横断的に束ねる中核組織として、国内外の組織と連携協力して、本学全体の教育研究のグローバル化を牽引している。

全学横断特別教育プログラム「グローバルコア人材養成コース」の平成30年度開設等グローバル教育の導入と推進、また海外拠点「信州大学サテライトオフィス」の開設により、学生の海外派遣を推進している。

正規留学生として本学に入学を希望する海外の高校生等を対象に長期又は短期の予備教育（「特別選抜留学生プログラム」及び「私費外国人留学生特別入学者選抜試験（予備教育修了者コース）」）を継続的に実施することで正規留学生を増加させている。

II 基準ごとの自己評価

領域1 教育研究上の基本組織に関する基準

：「該当なし」

基準1-1 教育研究上の基本組織が、大学等の目的に照らして適切に構成されていること

| 分析項目 | 分析項目に係る根拠資料・データ欄 | 備考 | 再掲 |
|--|---|----|----|
| [分析項目1-1-1] 学部及びその学科並びに研究科及びその専攻の構成（学部、学科以外の基本的組織を設置している場合は、その構成）が、大学及びそれぞれの組織の目的を達成する上で適切なものとなっていること | ・自己評価書の「I 大学の現況、目的及び特徴」に記載のため、新たな資料は不要 ・前回評価以降に改組があった場合は、大学の設置等の認可申請・届出に係る提出書類の様式（別記様式第2号（その1の1）基本計画書） | | |
| | 1-1-1-01 設置計画の概要 理学部（平成27年度改組） | | |
| | 1-1-1-02 設置計画の概要 農学部（平成27年度改組） | | |
| | 1-1-1-03 基本計画書 経法学部（平成28年度学部設置） | | |
| | 1-1-1-04 設置計画の概要 工学部（平成28年度改組） | | |
| | 1-1-1-05 設置計画の概要 繊維学部（平成28年度改組） | | |
| | 1-1-1-06 設置計画の概要 総合理工学研究科（平成28年度設置） | | |
| | 1-1-1-07 基本計画書 教育学研究科高度教職実践専攻（教職大学院）（平成28年度専攻設置） | | |
| | 1-1-1-08 設置計画の概要 総合医理工学研究科（平成30年度設置） | | |
| | 1-1-1-09 基本計画書 総合人文社会科学研究科（令和2年度研究科設置） | | |
| | 1-1-1-10 基本計画書 教育学研究科高度教職実践専攻（教職大学院）（令和2年度専攻設置） | | |
| | ・共同教育課程を置いている場合は、大学間で取り交わされた協定書、教育課程の編成・実施その他運営のための協議会の設置を定める文書及びその協議会の開催状況が分かる資料 | | |

【特記事項】

① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。

[分析項目1-1-1] 改組の経緯
 【理学部】地球温暖化に伴う異常気象問題や生物多様性の危機等、地球規模の自然環境問題や東日本大震災、原子力発電所の事故に対して、自然科学の基礎を担う物理や化学などの理学分野の教育研究にいつそう強い期待が寄せられるようになり、環境保全や防災・減災に対応できる、広く深い自然科学の素養を持った人材養成を目指して教育研究の強化を図るため、平成27年度に6学科から2学科へと改組し、授業科目を体系化した7つのコース（①数理学コース、②自然情報学コース、③物理学コース、④化学コース、⑤地球学コース、⑥生物学コース、⑦物質循環学コース）、学生のニーズに応じた3つのプログラム（①標準プログラム、②学際プログラム、③先進プログラム）を整備した。

【農学部】社会の情報化・グローバル化が急速に進展している中で、農林業を取り巻く社会的環境も変化しつつあり、食料の安全性と品質の向上や持続性の高い食料生産の実現、森林環境の保全と修復や森林資源の持続的生産と有効利用、生命現象の解明とその応用技術の開発や機能性食品・医薬品開発などの領域で求められるポストゲノムの時代にふさわしい農学系“理工系グローバル人材”、生命科学を基盤にしたより幅広い農学・生命科学分野の知識や技術を修得した人材の養成を目指し、平成27年度に3学科から1学科3コース（①生命機能科学コース、②動物資源生命科学コース、③植物資源科学コース、④森林・環境共生学コース）へと改組した。

【経法学部】経済学と法律学の二つの学問分野を専門の軸足として、身に付けた専門性を現代社会のさまざまな課題の現場で発揮し、課題解決のために能動的に貢献できる人材を養成することを教育目標として、応用経済学科と総合法律学科の2学科で編成する経法学部を平成28年度に設置し、①体系的な社会科学の専門教育、②社会的課題に対応した学際的教育、③課題直結の実践的教育の3つの柱からなる特徴的な教育課程を構築した。

【工学部】グローバル化の急速な進展，リーマンショックを発端とした世界同時不況，東日本大震災，原子力発電所事故とエネルギー問題，少子高齢化社会への転換等による産業構造の変化等により将来の予測が困難な時代において，社会から我が国の将来を見通し，活路を切り開くための起動力となる有為な人材の育成を強く期待されており，工学分野において社会の変化に対応するための工学基礎力，幅広い人文・社会科学の教養，国際的なコミュニケーション能力と将来を見通す洞察力を兼ね備え，国際的に活躍できる，イノベーションの核となる理工系人材を養成するために，既存の7学科を5学科（物質化学科，電子情報システム工学科，水環境・土木工学科，機械システム工学科，建築学科）に再編した。

【繊維学部】繊維素材の利用は繊維産業以外の産業分野でも活発に行われており，新たな繊維・ファイバー素材の開発（ナノファイバー，カーボンファイバーなど），新たな価値や機能を持った繊維製品の開発（スマートテキスタイルなど），繊維原料の有効活用とリサイクル技術の開発といった将来に向けての重要な課題が出現しており，また昨今，繊維産業において世界規模の構造変化が急速に進む中で求められる人材が変化してきている。繊維学部の強みである高分子・繊維材料，感性情報学，複合材料，バイオマテリアル利活用の分野において高度な技術者，研究者を養成するため，平成28年度に9課程から4学科（先進繊維・感性工学科，機械・ロボット学科，化学・材料学科，応用生物科学科）への改組を実施した。

【総合理工学研究科】エネルギー問題，食料問題，水・環境問題の悪化，世界的環境保全の確保，グローバル化の進展による国際競争の激化等の様々な問題に直面している中で，我が国の将来を見通し，グローバル化や地方創生等において活路を切り開くための起動力・原動力となる有為な人材，少子高齢化社会における健康・長寿社会の課題を現場感覚で理解し総合的に解決できる人材，国際感覚を身につけ地域で活躍できる人材を育成し，理学，工学，繊維学，農学の各分野に加えて生命医工学分野での人材養成の要望に応えるため，既存の理工学系研究科及び農学研究科（計18専攻）を再編し，分野を越えた課題に対する有機的な教育・研究を可能とする総合理工学研究科（5専攻）を平成28年度に設置した。

【教職大学院】21世紀の学校教育に求められる「新しい学びを実現できる実践力」を有する教員を養成するとともに，学校における様々な現代的課題に対応し，教員集団の力量形成を促進できるスクールリーダーを養成するため，平成28年度に教育学研究科高度教職実践専攻（教職大学院）を設置した。

【総合医理工学研究科】超高齢化に対応する医療・健康・福祉，イノベーション創出のための科学技術の開発，エネルギー確保，水資源の確保や環境保全といった課題に対し，部分最適ではなく全体最適の解決を図ることができる人材として，医療の急速な進歩や複雑化に対応できる高度な医学系人材，産業界において活躍できる理工系博士人材，超高齢社会の医療・福祉を支える生命医工学分野の人材，人類の福祉や持続可能な社会の実現のために，医学・保健・福祉や科学・技術の発展に貢献できる高度専門職業人，世界を先導する研究に取り組む人材を養成するため，医学系研究科及び総合工学系研究科を再編し，平成30年度に総合医理工学研究科を設置した。

【総合人文社会科学研究科】人文科学から社会科学にわたる幅広い学問分野を網羅する利点を生かして，幾つかの要因が複雑に絡み合った地域社会の課題の原因を，確かな専門知識と技能に基づき，他分野の仲間と協力して分析解明し解決する方策を提示するとともに，地域の特性を生かした新たなプロジェクトを創造提案できる人文・社会科学分野の地域中核人材を養成することを目的として，総合人文社会科学研究科を令和2年度に設置した。

② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。

| | | | |
|--|--|--|--|
| | | | |
| | | | |

【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。

■ 当該基準を満たす

【優れた成果が確認できる取組】

【改善を要する事項】

| 基準1-2 教育研究活動等の展開に必要な教員が適切に配置されていること | | | |
|--|---|----|----|
| 分析項目 | 分析項目に係る根拠資料・データ欄 | 備考 | 再掲 |
| [分析項目1-2-1] 大学設置基準等各設置基準に照らして、必要な人数の教員を配置していること | ・ 認証評価共通基礎データ様式 | | |
| | 認証評価共通基礎データ様式 | | |
| [分析項目1-2-2] 教員の年齢及び性別の構成が、著しく偏っていないこと | ・ 教員の年齢別・性別内訳（別紙様式1-2-2） | | |
| | 1-2-2 教員の年齢別・性別内訳 | | |
| 【特記事項】 | | | |
| ① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。 | | | |
| ② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、 <u>根拠資料とともに箇条書きで記述すること。</u> | | | |
| [活動取組1-2-A] 【若手教員】 若手研究者の採用及び確保のため、テニュアトラック制度について平成28年度にテニュアの早期授与制度を導入し、これまで原則5年だったテニュアトラック期間について、業績優秀者には最短3年でテニュアを授与できるよう規程改正を行った。 また、これまでに、国立大学改革強化推進補助金（平成29年度終了）により27名の若手研究者を採用し、卓越研究員事業により2名の若手研究者を採用する等若手採用に努めた。 | 1-2-A-01 若手・女性教員採用（非公表） | | |
| [活動取組1-2-B] 【女性教員】 教員については、採用する常勤教員に占める女性教員の割合の向上を図り、第3期中期計画期間における各学部の女性教員増員目標数を踏まえて、採用人事を実施している。 また、出産・子育て又は介護と研究の両立のため研究補助者を配置する、研究補助者制度により支援を実施している。 | 1-2-A-01 若手・女性教員採用（非公表） | | 再掲 |
| 【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。 <input checked="" type="checkbox"/> 当該基準を満たす | | | |
| 【優れた成果が確認できる取組】 ・ 平成28年度に導入したテニュアの早期授与制度により、これまでに4名にテニュアを早期授与した。 ・ 国立大学改革強化推進補助金により採用した若手研究者について、平成30年4月1日現在で目標としていた9名を超える11名を承継教員化した。 ・ 女性教員増に向けた各種取組の結果、女性教員比率が16.0%（平成28年5月1日時点）から17.2%（令和元年5月1日時点）に向上した。 | | | |
| 【改善を要する事項】 | | | |

| 基準1-3 教育研究活動等を展開する上で、必要な運営体制が適切に整備され機能していること | | | |
|---|---|--------------|----|
| 分析項目 | 分析項目に係る根拠資料・データ欄 | 備考 | 再掲 |
| [分析項目1-3-1] 教員の組織的な役割分担の下で、教育研究に係る責任の所在が明確になっていること | ・ 教員組織と教育組織の対応表（別紙様式1-3-1） | | |
| | 1-3-1 教員組織と教育組織の対応表 | | |
| | ・ 組織体制が確認できる規定類（学則、運営組織規定） | | |
| | 1-3-1-01 信州大学学則 | 第2～4章 | |
| | 1-3-1-02 信州大学大学院学則 | 第1章, 第4章 | |
| | 1-3-1-03 信州大学学術研究院規則 | | |
| | 1-3-1-04 国立大学法人信州大学組織に関する規則 | | |
| | 1-3-1-05 信州大学学部及び大学院研究科における教育研究に携わる組織の編制等に関する規程 | | |
| | ・ 責任体制が確認できる規定類（学則、運営組織規定） | | |
| | 1-3-1-06 国立大学法人信州大学業務執行に関する規程 | | |
| | ・ 責任者の氏名が分かる資料 | | |
| 1-3-1-07 責任者氏名 | | | |
| [分析項目1-3-2] 教授会等が、教育活動に係る重要事項を審議するための必要な活動を行っていること | ・ 規定上の開催頻度と前年度における開催実績一覧（別紙様式1-3-2） | | |
| | 1-3-2 規定上の開催頻度と前年度における開催実績一覧 | | |
| | ・ 教授会等の組織構成図、運営規定等 | | |
| | 1-3-1-01 信州大学学則 | 第25条, 第25条の2 | 再掲 |
| | 1-3-2-01 信州大学教授会通則 | 第3条 | |
| | 1-3-2-02 信州大学人文学部教授会規程 | | |
| | 1-3-2-03 信州大学教育学部教授会規程 | | |
| | 1-3-2-04 信州大学経法学部教授会規程 | | |
| | 1-3-2-05 信州大学理学部教授会規程 | | |
| | 1-3-2-06 信州大学医学部教授会規程 | | |
| | 1-3-2-07 信州大学医学部医学科会議内規 | | |
| | 1-3-2-08 信州大学医学部保健学科会議内規 | | |
| | 1-3-2-09 信州大学工学部教授会規程 | | |
| 1-3-2-10 信州大学工学部代議員会内規 | | | |
| 1-3-2-11 信州大学農学部教授会規程 | | | |

| | | |
|--|------|----|
| 1-3-2-12 信州大学繊維学部教授会規程 | | |
| 1-3-2-13 信州大学全学教育機構教授会規程 | | |
| 1-3-1-02 信州大学大学院学則 | 第11条 | 再掲 |
| 1-3-2-14 信州大学大学院研究科委員会通則 | 第3条 | |
| 1-3-2-15 信州大学大学院総合人文社会科学研究科委員会規程 | | |
| 1-3-2-16 信州大学大学院教育学研究科委員会規程 | | |
| 1-3-2-17 信州大学大学院総合理工学研究科委員会規程 | | |
| 1-3-2-18 信州大学大学院総合理工学研究科代議員会運営内規 | | |
| 1-3-2-19 信州大学大学院医学系研究科医科学専攻委員会内規 | | |
| 1-3-2-20 信州大学大学院医学系研究科保健学専攻委員会内規 | | |
| 1-3-2-21 信州大学大学院総合医理工学研究科医学系専攻医学委員会内規 | | |
| 1-3-2-22 信州大学大学院総合医理工学研究科医学系専攻保健学委員会内規 | | |
| 1-3-2-23 信州大学大学院総合医理工学研究科総合理工学専攻の委員会等の組織及び運営に関する内規 | | |
| 1-3-2-24 信州大学大学院総合医理工学研究科生命医工学専攻の委員会等の組織及び運営に関する内規 | | |
| 1-3-1-03 信州大学学術研究院規則 | 第8条 | 再掲 |
| 1-3-2-25 信州大学学術研究院会議規程 | 第2条 | |
| 1-3-2-26 信州大学学術研究院学系教授会議通則 | 第3条 | |
| 1-3-2-27 信州大学学術研究院人文科学系教授会議規程 | | |
| 1-3-2-28 信州大学学術研究院教育学系教授会議規程 | | |
| 1-3-2-29 信州大学学術研究院社会科学系教授会議規程 | | |
| 1-3-2-30 信州大学学術研究院総合人間科学系教授会議規程 | | |
| 1-3-2-31 信州大学学術研究院理学系教授会議規程 | | |
| 1-3-2-32 信州大学学術研究院工学系教授会議規程 | | |
| 1-3-2-33 信州大学学術研究院農学系教授会議規程 | | |
| 1-3-2-34 信州大学学術研究院繊維学系教授会議規程 | | |
| 1-3-2-35 信州大学学術研究院医学系教授会議規程 | | |
| 1-3-2-36 信州大学学術研究院保健学系教授会議規程 | | |

| | | | |
|---|--|--|--|
| [分析項目 1-3-3] 全学的見地から、学長若しくは副学長の下で教育研究活動について審議し又は実施する組織が機能していること | ・ 規定上の開催頻度と前年度における開催実績一覧（別紙様式 1-3-3） | | |
| | 1-3-3 規定上の開催頻度と前年度における開催実績一覧 | | |
| | ・ 組織構成図、運営規定等 | | |
| | 1-3-3-01 国立大学法人信州大学教育研究評議会規程 | | |
| 【特記事項】 | | | |
| ① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。 | | | |
| ② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、 <u>根拠資料とともに</u> 箇条書きで記述すること。 | | | |
| 【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。 ■ 当該基準を満たす | | | |
| 【優れた成果が確認できる取組】 | | | |
| 【改善を要する事項】 | | | |

II 基準ごとの自己評価

領域2 内部質保証に関する基準

：「該当なし」

| 基準2-1 【重点評価項目】内部質保証に係る体制が明確に規定されていること | | | |
|---|---|----------|----|
| 分析項目 | 分析項目に係る根拠資料・データ欄 | 備考 | 再掲 |
| [分析項目2-1-1] 大学等の教育研究活動等の質及び学生の学習成果の水準について、継続的に維持、向上を図ることを目的とした全学的な体制（以下、「機関別内部質保証体制」という。）を整備していること | ・ 内部質保証に係る責任体制等一覧（別紙様式2-1-1） 2-1-1 内部質保証に係る責任体制等一覧 | | |
| | ・ 明文化された規定類 2-1-1-01 国立大学法人信州大学点検評価規程 | | |
| | 2-1-1-02 国立大学法人信州大学の内部質保証に関する申合せ | | |
| | 2-1-1-03 国立大学法人信州大学点検評価委員会規程 | | |
| [分析項目2-1-2] それぞれの教育研究上の基本組織が、教育課程について責任をもつように質保証の体制が整備されていること | ・ 教育研究上の基本組織一覧（別紙様式2-1-2） 2-1-2 教育研究上の基本組織一覧 | | |
| | ・ 明文化された規定類 2-1-1-02 国立大学法人信州大学の内部質保証に関する申合せ | 2（5），別表1 | 再掲 |
| | ・ 評価実施年度における当該共同学科等の教育課程に関する報告書（関与するすべての大学の名義で作成されたもの。） | | |
| [分析項目2-1-3] 施設及び設備、学生支援並びに学生の受入に関して質保証について責任をもつ体制を整備していること | ・ 質保証について責任をもつ体制への構成員等の一覧（別紙様式2-1-3） 2-1-3 質保証について責任をもつ体制への構成員等の一覧 | | |
| | ・ 明文化された規定類 2-1-1-02 国立大学法人信州大学の内部質保証に関する申合せ | 2（6），別表2 | 再掲 |
| | 2-1-3-01 国立大学法人信州大学環境施設マネジメント委員会規程 | | |
| | 2-1-3-02 国立大学法人信州大学学術情報・図書館委員会規程 | | |
| | 2-1-3-03 国立大学法人信州大学情報委員会規程 | | |
| | 2-1-3-04 国立大学法人信州大学教務委員会規程 | | |
| | 2-1-3-05 国立大学法人信州大学学生委員会規程 | | |
| | 2-1-3-06 国立大学法人信州大学大学院委員会規程 | | |
| | 2-1-3-07 国立大学法人信州大学学生相談委員会規程 | | |
| | 2-1-3-08 国立大学法人信州大学キャリア形成委員会規程 | | |
| | 2-1-3-09 国立大学法人信州大学国際教育交流委員会規程 | | |
| 2-1-3-10 信州大学総合健康安全センター規程 | | | |

[2-1-3-11 国立大学法人信州大学入学試験委員会規程](#)

【特記事項】

① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。

② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに簡条書きで記述すること。

【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。

■ 当該基準を満たす

【優れた成果が確認できる取組】

【改善を要する事項】

| 基準2-2 【重点評価項目】内部質保証のための手順が明確に規定されていること | | | |
|---|---|------------|----|
| 分析項目 | 分析項目に係る根拠資料・データ欄 | 備考 | 再掲 |
| [分析項目2-2-1] それぞれの教育課程について、以下の事項を機関別内部質保証体制が確認する手順を有していること (1) 学位授与方針が大学等の目的に則して定められていること (2) 教育課程方針が大学等の目的及び学位授与方針と整合性をもって定められていること (3) 学習成果の達成が授与する学位に相応しい水準になっていること | ・ 明文化された規定類 | | |
| | 2-1-1-02 国立大学法人信州大学の内部質保証に関する申合せ | 4 (2) | 再掲 |
| | | | |
| | | | |
| [分析項目2-2-2] 教育課程ごとの点検・評価において、領域6の各基準に照らした判断が行うことが定められていること | ・ 教育課程における評価の内容を規定する規定類一覧 (別紙様式2-2-2) | | |
| | 2-2-2 教育課程における評価の内容を規定する規定類一覧 | | |
| | ・ 明文化された規定類 | | |
| | 2-1-1-02 国立大学法人信州大学の内部質保証に関する申合せ | 4 (2), 別表3 | 再掲 |
| [分析項目2-2-3] 施設及び設備、学生支援、学生の受入に関して行う自己点検・評価の方法が明確に定められていること | ・ 自己点検・評価の実施時期、評価方法を規定する規定類一覧 (別紙様式2-2-3) | | |
| | 2-2-3 自己点検・評価の実施時期、評価方法を規定する規定類一覧 | | |
| | ・ 明文化された規定類 | | |
| | 2-1-1-01 国立大学法人信州大学点検評価規程 | | 再掲 |
| | 2-1-1-02 国立大学法人信州大学の内部質保証に関する申合せ | 3 | 再掲 |
| [分析項目2-2-4] 機関別内部質保証体制において、関係者(学生、卒業生(修了生)、卒業生(修了生)の主な雇用者等)から意見を聴取する仕組みを設けていること | ・ 意見聴取の実施時期、内容等一覧 (別紙様式2-2-4) | | |
| | 2-2-4 意見聴取の実施時期、内容等一覧 | | |
| | ・ 明文化された規定類 | | |
| | 2-2-4-01 学生による授業アンケート実施要項 | | |
| | 2-2-4-02 卒業時・修了時アンケートの実施要領(案) | | |
| | 2-2-4-03 卒業生・修了生アンケートの実施要領 | | |
| | 2-2-4-04 就職先アンケートの実施要領 | | |
| | 2-2-4-05 学長オフィスアワー実施要項 | | |
| | 2-1-1-02 国立大学法人信州大学の内部質保証に関する申合せ | 4 (3) | 再掲 |

| | | | |
|--|--|----------|----|
| <p>[分析項目 2-2-5] 機関別内部質保証体制において共有、確認された自己点検・評価結果（設置計画履行状況等調査において付される意見等、監事、会計監査人からの意見、外部者による意見及び当該自己点検・評価をもとに受審した第三者評価の結果を含む。）を踏まえた対応措置について検討、立案、提案する手順が定められていること</p> | ・ 検討、立案、提案の責任主体一覧（別紙様式 2-2-5） 2-2-5 検討、立案、提案の責任主体一覧 | | |
| | ・ 明文化された規定類 2-1-1-01 国立大学法人信州大学点検評価規程 | 第11条 | 再掲 |
| | 2-2-5-01 国立大学法人信州大学設置等審査委員会規程 | | |
| | 2-2-5-02 国立大学法人信州大学監事監査規程 | 第15条の5 | |
| | 2-2-5-03 国立大学法人信州大学内部監査室内部監査規程 | 第19条 | |
| | 2-2-5-04 国立大学法人信州大学内部会計監査実施規程 | 第9条 | |
| <p>[分析項目 2-2-6] 機関別内部質保証体制において承認された計画を実施する手順が定められていること</p> | ・ 実施の責任主体一覧（別紙様式 2-2-6） 2-2-6 実施の責任主体一覧 | | |
| | ・ 明文化された規定類 2-1-1-01 国立大学法人信州大学点検評価規程 | 第10条～12条 | 再掲 |
| | 2-2-5-03 国立大学法人信州大学内部監査室内部監査規程 | 第19条 | 再掲 |
| | 2-2-5-04 国立大学法人信州大学内部会計監査実施規程 | 第9条 | 再掲 |
| | | | |
| <p>[分析項目 2-2-7] 機関別内部質保証体制において、その決定した計画の進捗を確認するとともに、その進捗状況に応じた必要な対処方法について決定する手順が定められていること</p> | ・ 明文化された規定類 2-1-1-01 国立大学法人信州大学点検評価規程 | 第12条 | 再掲 |
| | | | |
| <p>【特記事項】</p> <p>① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。 分析項目 2-2-4 卒業時・修了時アンケート実施要領については、令和2年10月の教育研究評議会において承認を得て決定する予定である。</p> | | | |
| <p>② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、<u>根拠資料とともに</u>箇条書きで記述すること。</p> | | | |
| <p>【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。</p> <p>■ 当該基準を満たす</p> | | | |
| <p>【優れた成果が確認できる取組】</p> | | | |
| <p>【改善を要する事項】</p> | | | |

| 基準2-3 【重点評価項目】 内部質保証が有効に機能していること | | | |
|---|--|----|----|
| 分析項目 | 分析項目に係る根拠資料・データ欄 | 備考 | 再掲 |
| [分析項目2-3-1] 自己点検・評価の結果（設置計画履行状況等調査において付される意見等、監事、会計監査人からの意見、外部者による意見及び当該自己点検・評価をもとに受審した第三者評価の結果を含む）を踏まえて決定された対応措置の実施計画に対して、計画された取組が成果をあげていること、又は計画された取組の進捗が確認されていること、あるいは、取組の計画に着手していることが確認されていること | ・計画等の進捗状況一覧（別紙様式2-3-1） | | |
| | 2-3-1 計画等の進捗状況一覧 | | |
| [分析項目2-3-2] 機関別内部質保証体制のなかで、点検に必要な情報を体系的、継続的に収集、分析する取組を組織的に行っており、その取組が効果的に機能していること（より望ましい取組として分析） | ・該当する報告書等 | | |
| | 2-3-2-01 国立大学法人信州大学インスティテューショナル・リサーチ室設置要項 | | |
| | 2-3-2-02 信州大学インスティテューショナル・リサーチ室（IR室）体制図 | | |
| | 2-3-2-03 平成29年度IR室活動計画 | | |
| | 2-3-2-04 平成29年度IR室活動報告 | | |
| | 2-3-2-05 平成30年度IR室活動計画 | | |
| | 2-3-2-06 平成30年度IR室活動報告 | | |
| | 2-3-2-07 2019年度IR室活動計画 | | |
| | 2-3-2-08 令和元年度IR室活動報告 | | |
| | 2-3-2-09 令和2年度IR室活動計画 | | |
| [分析項目2-3-3] 機関別内部質保証体制のなかで、学生・卒業生を含む関係者からの意見を体系的、継続的に収集、分析する取組を組織的に行っており、その意見を反映した取組を行っていること（より望ましい取組として分析） | ・該当する報告書等 | | |
| | 2-3-3-01 【入試課】入学時アンケート2019分析結果(速報) | | |
| | 2-3-3-02 【入試課】Web出願時アンケート（H31入試）分析結果（速報） | | |
| | 2-3-3-03 【入試課】2019年度信州大学県外説明会について（アンケート集計結果） | | |
| | 2-3-3-04 【入試課】2019年度信州大学ガイダンスアンケート結果 | | |
| | 2-3-3-05 【入試課】2019年度松本地区オープンキャンパスアンケート集計結果 | | |
| | 2-3-3-06 【入試課】平成30年7月長野県内高校訪問結果報告書 | | |
| | 2-3-3-07 【学生支援課】課外活動リーダー会アンケート（平成28年度） | | |
| | 2-3-3-08 【学生支援課】財務戦略部会提言に対するロードマップ検討資料（学生寮） | | |
| | 2-3-3-09 【学生支援課】財務戦略部会提言に対するロードマップ検討資料【追加分】（学生寮） | | |
| | 2-3-3-10 【学生支援課】新入生ゼミナールアンケート集計表（2019年度） | | |
| | 2-3-3-11 【学生支援課】大学生活に関する実態調査集計結果（平成29年度） | | |
| | 2-3-3-12 【人文学部】平成30年度卒業生アンケート | | |
| 2-3-3-13 【人文学部・人文科学研究科】平成29年度卒業生の教育目標達成に関する調査結果報告書 | | | |

| | | |
|---|--|--|
| 2-3-3-14 【人文科学研究科】平成29年度修了生アンケート | | |
| 2-3-3-15 【教育学部・教育学研究科】平成30年度卒業生及び修了生アンケート集計結果 | | |
| 2-3-3-16 【教育学部・教育学研究科】令和元年度雇用先アンケート報告書 | | |
| 2-3-3-17 【経法学部】学生による授業アンケート報告及び集計結果（令和元年度） | | |
| 2-3-3-18 【医学部】令和元年度カリキュラム評価委員会資料 | | |
| 2-3-3-19 【医学部】調査結果報告 | | |
| 2-3-3-20 【医学部】2019年度 4年次合同チーム医療演習終了時アンケート結果 | | |
| 2-3-3-21 【医学部】2019年度 在学生ガイダンスアンケート結果 | | |
| 2-3-3-22 【医学部】2019年度 授業アンケート結果 | | |
| 2-3-3-23 【医学部】2019年度 新入生ガイダンスアンケート結果 | | |
| 2-3-3-24 【医学部】2019年度 新入生ゼミナールアンケート結果 | | |
| 2-3-3-25 【医学部】2019年度 卒業生を迎えての懇談会実施報告書 | | |
| 2-3-3-26 【医学部】2019年度 卒業生満足度調査（教育に関するアンケート）結果 | | |
| 2-3-3-27 【医学部】リアリティショックアンケート結果 | | |
| 2-3-3-28 【農学部】H29授業改善アンケート実施結果報告書 | | |
| 2-3-3-29 【農学部】H29卒業アンケート実施結果 | | |
| 2-3-3-30 【農学部】卒業生を迎えてのアンケートまとめ | | |
| 2-3-3-31 【農学部】保護者説明会のアンケート結果（農学部に期待すること） | | |
| 2-3-3-32 【繊維学部】201903アンケート報告 190425教員会議 | | |
| 2-3-3-33 【繊維学部】OBOGアンケート集計ファイル 2019年 | | |
| 2-3-3-34 【繊維学部】卒業アンケート集計結果202004 | | |
| 2-3-3-35 【繊維学部】2020 OBOGアンケート集計ファイル | | |
| 2-3-3-36 【全学教育機構】2019共通教育GP実施概要 | | |
| 2-3-3-37 【全学教育機構】2019前期 GP投票理由一覧(曜日時限順) | | |
| 2-3-3-38 【全学教育機構】2019前期 授業アンケート | | |
| 2-3-3-39 【全学教育機構】2019後期 GP投票理由一覧(曜日時限順) | | |
| 2-3-3-40 【全学教育機構】2019後期 授業アンケート | | |
| 2-3-3-41 【医学系研究科】大学院教育に関する調査(満足度調査)結果報告 | | |
| 2-3-3-42 【医学系研究科】大学院教育に関する調査(満足度調査)結果 修士 | | |
| 2-3-3-43 【医学系研究科】大学院教育に関する調査(満足度調査)結果 博士前期 | | |

| | | | |
|---|--|--|--|
| | 2-3-3-44 【総合理工学研究科】2018修了生アンケート結果概要 工学 | | |
| | 2-3-3-45 【総合理工学研究科】H25-29年度修了アンケート結果 農学 | | |
| | 2-3-3-46 【総合理工学研究科】H29アンケート結果達成度（修士） 農学 | | |
| | 2-3-3-47 【総合理工学研究科】就職先からの意見聴取（アンケート）結果 繊維 | | |
| | 2-3-3-48 【総合理工学研究科】平成27年度の満足度調査の集計結果（雇用主） 理学 | | |
| | 2-3-3-49 【総合理工学研究科】平成27年度の満足度調査の集計結果（修了生） 理学 | | |
| | 2-3-3-50 【総合理工学研究科】平成29年度修了生満足度調査結果（修士） 理学 | | |
| | 2-3-3-51 【総合医理工学研究科】大学院教育に関する調査（満足度調査）結果 博士・医 | | |
| | 2-3-3-52 【総合医理工学研究科】大学院教育に関する調査（満足度調査）結果 博士後期・保 | | |
| | 2-3-3-53 【総合医理工学研究科】平成30年度外部評価委員会プログラム | | |
| | ・領域4、5、6の各基準に関して学生等が主体的に作成し、機関別内部質保証体制として確認した報告書等を添付文書とすることができる。 | | |
| | | | |
| 【分析項目2-3-4】 質保証を行うに相応しい第三者による検証、助言を受け、内部質保証に対する社会的信頼が一層向上している状況にあること（より望ましい取組として分析） | ・該当する第三者による検証等の報告書 2-3-4-01（総合理工学研究科）博士課程教育リーディングプログラム中間評価結果（平成29年3月） 2-3-4-02（総合理工学研究科）博士課程教育リーディングプログラム平成29年度現地視察報告書 2-3-4-03（総合理工学研究科）博士課程教育リーディングプログラム平成29年度P0フォローアップ報告書 2-3-4-04（高度教職実践専攻）信州大学教職大学院認証評価結果 | | |
| 【特記事項】 | | | |
| ① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。 | | | |
| ② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。 | | | |
| | | | |
| 【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。 <input checked="" type="checkbox"/> 当該基準を満たす | | | |
| 【優れた成果が確認できる取組】 | | | |

【改善を要する事項】

基準2-4 教育研究上の基本組織の新設や変更等重要な見直しを行うにあたり、大学としての適切性等に関する検証が行われる仕組みを有していること

| 分析項目 | 分析項目に係る根拠資料・データ欄 | 備考 | 再掲 |
|---|--|----|----|
| [分析項目2-4-1] 学部又は研究科その他教育研究上の組織の新設・改廃等の重要な見直しを行うにあたり、機関別内部質保証体制で当該見直しに関する検証を行う仕組みを有していること | ・明文化された規定類 | | |
| | 2-1-1-02 国立大学法人信州大学の内部質保証に関する申合せ | 6 | 再掲 |
| | ・新設や改廃に関する機関別内部質保証体制で審議された際の議事録と当該関係資料 | | |
| | 2-4-1-01 戦略企画会議（第26回大学改革推進会議）兼第30回総括WTミーティング議事メモ | | |
| | 2-4-1-02 第57回設置等審査委員会議事要旨 | | |
| | 2-4-1-03 第57回設置等審査委員会 資料1-1 経法学部 意見伺い（鑑～教育課程） | | |
| | 2-4-1-04 第57回設置等審査委員会 資料2-1 工学部 事前伺い（別添2-1、2-2） | | |
| | 2-4-1-05 第57回設置等審査委員会 資料3-1 繊維学部 事前伺い（別添2-1、2-2） | | |
| | 2-4-1-06 第57回設置等審査委員会 資料4-1 教育学研究科 意見伺い（鑑～地図） | | |
| | 2-4-1-07 第57回設置等審査委員会 資料4-2 教育学研究科 意見伺い（趣旨～協力校） | | |
| | 2-4-1-08 第57回設置等審査委員会 資料5-1 総合理工学研究科 事前伺い（別添2-1、2-2） | | |
| | 2-4-1-09 H280907 戦略企画会議（第5回改革会議）議事メモ | | |
| | 2-4-1-10 第66回設置等審査委員会議事要旨 | | |
| | 2-4-1-11 第66回設置等審査委員会 資料01-1 総合理工学研究科事前伺い（別添2-1・2-2） | | |
| | 2-4-1-12 H310206 戦略企画会議（第19回改革会議）議事メモ | | |
| 2-4-1-13 第75回設置等審査委員会議事要旨 | | | |
| 2-4-1-14 第75回設置等審査委員会 資料1-1 設置計画書（文系大学院） | | | |
| 2-4-1-15 第75回設置等審査委員会 資料2 事前伺い資料（教職大学院） | | | |

【特記事項】

- ① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。
- ② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。

【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。

■ 当該基準を満たす

【優れた成果が確認できる取組】

【改善を要する事項】

| 基準2-5 組織的に、教員の質及び教育研究活動を支援又は補助する者の質を確保し、さらにその維持、向上を図っていること | | | |
|---|--|------|----|
| 分析項目 | 分析項目に係る根拠資料・データ欄 | 備考 | 再掲 |
| [分析項目2-5-1] 教員の採用及び昇格等に当たって、教育上、研究上又は実務上の知識、能力及び実績に関する判断の方法等を明確に定め、実際にその方法によって採用、昇格させていること | ・教員の採用・昇任の状況（過去5年分）（別紙様式2-5-1） | | |
| | 2-5-1 教員の採用・昇任の状況（過去5年分） | | |
| | ・明文化された規定類 | | |
| | 2-5-1-01 信州大学教員選考基準 | | |
| | 2-5-1-02 信州大学教員選考手続／同申合せ | | |
| | ・学士課程における教育上の指導能力に関する評価の実施状況が確認できる資料 ・大学院課程における教育研究上の指導能力（専門職学位課程にあつては教育上の指導能力）に関する評価の実施状況が確認できる資料 | | |
| [分析項目2-5-2] 教員の教育活動、研究活動及びその他の活動に関する評価を継続的に実施していること | ・教員業績評価の実施状況（別紙様式2-5-2） | | |
| | 2-5-2 教員業績評価の実施状況 | | |
| | ・明文化された規定類 | | |
| | 2-5-2-01 国立大学法人信州大学職員就業規則 | 第11条 | |
| | ・教員の業績評価の内容、実施方法、実施状況が確認できる資料（実施要項、業績評価結果の報告書等） | | |
| | 2-5-2-02 平成29年度版国立大学法人信州大学教員業績評価・給与査定制度（非公表） 2-5-2-03 平成30年度版国立大学法人信州大学教員業績評価・給与査定制度（非公表） 2-5-2-04 2019年度版国立大学法人信州大学教員業績評価・給与査定制度（非公表） | | |
| [分析項目2-5-3] 評価の結果、把握された事項に対して評価の目的に則した取組を行っていること | ・評価結果に基づく取組（別紙様式2-5-3） | | |
| | 2-5-3 評価結果に基づく取組 | | |
| | ・反映される規定がある場合は明文化された規定類 | | |
| | 2-5-3-01 国立大学法人信州大学職員給与規程 | 第16条 | |
| | ・教員の業績評価の内容、実施方法、実施状況が確認できる資料（業績評価に関連する規定、実施要項、業績評価結果の報告書等） | | |
| | 2-5-2-02 平成29年度版国立大学法人信州大学教員業績評価・給与査定制度（非公表） 2-5-2-03 平成30年度版国立大学法人信州大学教員業績評価・給与査定制度（非公表） | | |
| [分析項目2-5-4] 授業の内容及び方法の改善を図るためのファカルティ・ディベロップメント（FD）を組織的に実施していること | ・FDの内容・方法及び実施状況一覧（別紙様式2-5-4） | | |
| | 2-5-4 FDの内容・方法及び実施状況一覧 | | |

| | | | |
|---|--|--|--|
| <p>[分析項目2-5-5] 教育活動を展開するために必要な教育支援者や教育補助者が配置され、それらの者が適切に活用されていること</p> | <p>・教育支援者、教育補助者一覧（別紙様式2-5-5） 2-5-5 教育支援者、教育補助者一覧</p> <p>・教務関係等事務組織図及び事務職員の事務分掌、配置状況が確認できる資料</p> <p>・教育活動に関わる技術職員、図書館専門職員等の配置状況が確認できる資料</p> <p>・演習、実験、実習又は実技を伴う授業を補助する助手等の配置やTA等の配置状況、活用状況が確認できる資料 2-5-5-01 国立大学法人信州大学業務執行組織規程 2-5-5-02 業務執行組織2020 2-5-5-03 ティーチングアシスタント実施要項 2-5-5-04 TAの業務内容一覧</p> | | |
| <p>[分析項目2-5-6] 教育支援者、教育補助者が教育活動を展開するために必要な職員の担当する業務に応じて、研修の実施など必要な質の維持、向上を図る取組を組織的に実施していること</p> | <p>・教育支援者等に対する研修等内容・方法及び実施状況一覧（別紙様式2-5-6） 2-5-6 教育支援者等に対する研修等内容・方法及び実施状況一覧</p> <p>・TA等の教育補助者に対してのマニュアルや研修等内容、実施状況が確認できる資料 2-5-6-01 TA説明用・健康科学・理論と実践の業務・流れ2019前期 2-5-6-02 【附属図書館】附属図書館ラーニングアドバイザースタッフマニュアル（非公表）</p> | | |
| <p>【特記事項】</p> | | | |
| <p>① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。</p> | | | |
| | | | |
| <p>② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。</p> | | | |
| | | | |
| | | | |
| <p>【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。</p> <p>■ 当該基準を満たす</p> | | | |
| <p>【優れた成果が確認できる取組】</p> | | | |
| | | | |
| <p>【改善を要する事項】</p> | | | |
| | | | |

II 基準ごとの自己評価

領域3 財務運営、管理運営及び情報の公表に関する基準

: 「該当なし」

| 基準3-1 財務運営が大学等の目的に照らして適切であること | | | |
|---|-------------------------------------|----|----|
| 分析項目 | 分析項目に係る根拠資料・データ欄 | 備考 | 再掲 |
| [分析項目3-1-1] 毎年度、財務諸表等について法令等に基づき必要な手続きを経ていること | ・ 直近年度の財務諸表 | | |
| | 3-1-1-01_令和元年度財務諸表 | | |
| | ・ 上記財務諸表に係る監事、会計監査人の監査報告書 | | |
| | 3-1-1-02_平成31年度（令和元年度）監事の監査報告書 | | |
| [分析項目3-1-2] 教育研究活動に必要な予算を配分し、経費を執行していること | 3-1-1-03_平成31年度（令和元年度）会計監査人の監査報告書 | | |
| | ・ 予算・決算の状況（過去5年間分）がわかる資料（別紙様式3-1-2） | | |
| | 3-1-2_予算・決算の状況（過去5年分） | | |
| | ・ 分析の手順に示された理由がある場合に、その理由を記載した書類 | | |
| | 3-1-2-01_乖離理由説明 | | |
| 【特記事項】 | | | |
| ① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。 | | | |
| | | | |
| ② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、 <u>根拠資料とともに</u> 簡条書きで記述すること。 | | | |
| | | | |
| | | | |
| 【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。 | | | |
| ■ 当該基準を満たす | | | |
| 【優れた成果が確認できる取組】 | | | |
| | | | |
| 【改善を要する事項】 | | | |
| | | | |

| 基準3-2 管理運営のための体制が明確に規定され、機能していること | | | |
|--|---|----|----|
| 分析項目 | 分析項目に係る根拠資料・データ欄 | 備考 | 再掲 |
| 【分析項目3-2-1】 大学の管理運営のための組織が、適切な規模と機能を有していること | ・管理運営のための組織（法人の役員会、経営協議会、教育研究評議会等が、法人としての業務以外で大学の教育研究活動に係る運営において役割を有する場合は、それらを含む）の設置、構成等が確認できる資料（根拠となる規定を含む。） | | |
| | 3-2-1-01 運営組織図（大学概要抜粋） | | |
| | 3-2-1-02 国立大学法人信州大学役員会規程 | | |
| | 3-2-1-03 国立大学法人信州大学経営協議会規程 | | |
| | 3-2-1-04 国立大学法人信州大学教育研究評議会規程 | | |
| | 3-2-1-05 国立大学法人信州大学戦略企画会議規程 | | |
| | 3-2-1-06 国立大学法人信州大学役員部局長会規程 | | |
| | 3-2-1-07 信州大学学術研究院会議規程 | | |
| 【分析項目3-2-2】 法令遵守に係る取組及び危機管理に係る取組のための体制が整備されていること | ・大学の学長と大学を設置する法人の長が異なる場合は、責任の内容と所在が確認できる資料 | | |
| | ・役職者の名簿 3-2-1-08 役職員名簿 | | |
| | ・法令遵守事項一覧、危機管理体制等一覧（別紙様式3-2-2） 3-2-2 法令遵守事項、危機管理体制等一覧 | | |
| 【特記事項】 | | | |
| ① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。 | | | |
| ② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。 | | | |
| 【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。 ■ 当該基準を満たす | | | |
| 【優れた成果が確認できる取組】 | | | |
| 【改善を要する事項】 | | | |

| 基準3-3 管理運営を円滑に行うための事務組織が、適切な規模と機能を有していること | | | |
|---|---|----|----|
| 分析項目 | 分析項目に係る根拠資料・データ欄 | 備考 | 再掲 |
| [分析項目3-3-1] 管理運営を円滑に行うための事務組織が、適切な規模と機能を有していること | ・事務組織一覧（部署ごとの人数（分析項目2-5-6教育支援者を含む。））（別紙様式3-3-1） | | |
| | 3-3-1 事務組織一覧 | | |
| | ・根拠となる規定類 | | |
| | 2-5-5-01 国立大学法人信州大学業務執行組織規程 | | 再掲 |
| | ・事務組織の組織図 | | |
| | 2-5-5-02 業務執行組織2020 | | 再掲 |
| 【特記事項】 | | | |
| ① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。 | | | |
| | | | |
| ② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、 <u>根拠資料とともに箇条書き</u> で記述すること。 | | | |
| | | | |
| | | | |
| 【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。 | | | |
| ■ 当該基準を満たす | | | |
| 【優れた成果が確認できる取組】 | | | |
| | | | |
| 【改善を要する事項】 | | | |
| | | | |

| 基準3-4 教員と事務職員等との役割分担が適切であり、これらの者の間の連携体制が確保され、能力を向上させる取組が実施されていること | | | |
|--|--|----|----|
| 分析項目 | 分析項目に係る根拠資料・データ欄 | 備考 | 再掲 |
| [分析項目3-4-1] 教員と事務職員等が適切な役割分担のもと、必要な連携体制を確保していること | ・教職協働の状況（別紙様式3-4-1） 3-4-1 教職協働の状況 | | |
| [分析項目3-4-2] 管理運営に従事する教職員の能力の質の向上に寄与するため、スタッフ・ディベロップメント（SD）を実施していること | ・SDの内容・方法及び実施状況一覧（別紙様式3-4-2） 3-4-2 SDの内容・方法及び実施状況一覧 | | |
| 【特記事項】 | | | |
| ① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。 | | | |
| ② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。 | | | |
| | | | |
| 【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。 ■ 当該基準を満たす | | | |
| 【優れた成果が確認できる取組】 | | | |
| 【改善を要する事項】 | | | |

| 基準3-5 財務及び管理運営に関する内部統制及び監査の体制が機能していること | | | |
|--|--|-----|----|
| 分析項目 | 分析項目に係る根拠資料・データ欄 | 備考 | 再掲 |
| [分析項目3-5-1] 監事が適切な役割を果たしていること | ・ 監事に関する規定 | | |
| | 3-5-1-01 国立大学法人信州大学組織に関する規則 | 第9条 | |
| | 3-5-1-02 国立大学法人信州大学監事監査規程 | | |
| | 3-5-1-03 国立大学法人信州大学監事監査実施細則 | | |
| | ・ 監事による監査の実施状況を確認できる資料（直近年度の監事監査計画書、監事監査報告書、監事による意見書等） | | |
| | 3-5-1-04 令和元年度監査結果報告書 | | |
| [分析項目3-5-2] 法令の定めに従って、会計監査人による監査が実施されていること | ・ 監事が置かれていない場合は、直近年度の地方自治体における監査委員等の監査結果 | | |
| | ・ 会計監査人の監査の内容・方法が確認できる資料（直近年度の監査計画書等） | | |
| | 3-5-2-01 令和2年度会計監査業務企画提案書（非公表） | | |
| | ・ 財務諸表等の監査の実施状況を確認できる資料（直近年度の会計監査人による監査報告書等） | | |
| [分析項目3-5-3] 独立性が担保された主体により内部監査を実施していること | 3-1-1-03_平成31年度会計監査人の監査報告書 | | |
| | ・ 組織図又は関係規定（独立性が担保された主体であることが確認できるもの） | | |
| | 2-5-5-01 国立大学法人信州大学業務執行組織規程 | 第2条 | 再掲 |
| | ・ 内部監査に関する規定 | | |
| | 3-5-3-01 国立大学法人信州大学内部監査室内部監査規程 | | |
| | ・ 監査の実施状況等が確認できる資料（直近年度の内部監査報告書等） | | |
| [分析項目3-5-4] 監事を含む各種の監査主体と大学の管理運営主体との間で、情報共有を行っていること | 3-5-3-02 令和元年度内部監査室内部監査報告書 | | |
| | ・ 監査の連携状況が具体的に確認できる資料（直近年度の協議、意見交換の議事録等） | | |
| | 3-5-4-01 令和元年度三様監査意見交換会議事要旨 | | |
| 【特記事項】 | | | |
| ① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。 | | | |
| | | | |
| ② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。 | | | |
| | | | |
| | | | |

【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。

■ 当該基準を満たす

【優れた成果が確認できる取組】

【改善を要する事項】

| 基準3-6 大学の教育研究活動等に関する情報の公表が適切であること | | | |
|---|---|----|----|
| 分析項目 | 分析項目に係る根拠資料・データ欄 | 備考 | 再掲 |
| [分析項目3-6-1] 法令等が公表を求める事項を公表していること | ・法令が定める教育研究活動等についての情報の公表状況一覧（別紙様式3-6-1） | | |
| | 3-6-1 法令が定める教育研究活動等についての情報の公表状況一覧 | | |
| 【特記事項】 | | | |
| ① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。 | | | |
| | | | |
| ② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、 <u>根拠資料とともに</u> 箇条書きで記述すること。 | | | |
| | | | |
| | | | |
| 【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。 | | | |
| ■ 当該基準を満たす | | | |
| 【優れた成果が確認できる取組】 | | | |
| | | | |
| 【改善を要する事項】 | | | |
| | | | |

II 基準ごとの自己評価

領域4 施設及び設備並びに学生支援に関する基準

：「該当なし」

| 基準4-1 教育研究組織及び教育課程に対応した施設及び設備が整備され、有効に活用されていること | | | |
|---|--|----|----|
| 分析項目 | 分析項目に係る根拠資料・データ欄 | 備考 | 再掲 |
| [分析項目4-1-1] 教育研究活動を展開する上で必要な施設・設備を法令に基づき整備していること | ・ 認証評価共通基礎データ様式 認証評価共通基礎データ様式 | | |
| | ・ 夜間の授業又は2以上のキャンパスでの教育の実施状況一覧（別紙様式4-1-1） 4-1-1 夜間の授業又は2以上のキャンパスでの教育の実施状況一覧 | | |
| [分析項目4-1-2] 法令が定める実習施設等が設置されていること | ・ 附属施設等一覧（別紙様式4-1-2） 4-1-2 附属施設等一覧 | | |
| | ・ 施設・設備の耐震化、バリアフリー化等の整備状況及び安全・防犯面への配慮の状況（別紙様式4-1-3） 4-1-3 施設・設備の耐震化、バリアフリー化等の整備状況及び安全・防犯面への配慮状況 | | |
| [分析項目4-1-3] 施設・設備における安全性について、配慮していること | ・ 施設・設備の整備（耐震化、バリアフリー化等）状況等が確認できる資料 4-1-3-01 耐震化の状況がわかる資料（施設の耐震化の状況一覧） | | |
| | 4-1-3-02 バリアフリーマップ | | |
| | ・ 安全・防犯面への配慮がなされていることが確認できる資料 4-1-3-03 防犯カメラ設置箇所配置図（非公表） | | |
| | 4-1-3-04 外灯配置図 | | |
| | 4-1-3-05 ハザードマップ（非公表） | | |
| | ・ 学術情報基盤実態調査（コンピュータ及びネットワーク編） 4-1-4-01 令和元年度学術情報基盤実態調査《コンピュータ及びネットワーク編》調査票 | | |
| [分析項目4-1-5] 大学組織の一部としての図書館において、教育研究上必要な資料を利用可能な状態に整備し、有効に活用されていること | ・ 学術情報基盤実態調査（大学図書館編） 4-1-5-01 2019年度学術情報基盤調査票（大学図書館編）中央 | | |
| | 4-1-5-02 2019年度学術情報基盤調査票（大学図書館編）教育 | | |
| | 4-1-5-03 2019年度学術情報基盤調査票（大学図書館編）医学 | | |
| | 4-1-5-04 2019年度学術情報基盤調査票（大学図書館編）工学 | | |
| | 4-1-5-05 2019年度学術情報基盤調査票（大学図書館編）農学 | | |
| | 4-1-5-06 2019年度学術情報基盤調査票（大学図書館編）繊維 | | |

| | | | |
|--|---|--|--|
| <p>[分析項目 4-1-6] 自習室、グループ討議室、情報機器室、教室・教育設備等の授業時間外使用等による自主的学習環境が十分に整備され、効果的に利用されていること</p> | <p>・自主的学習環境整備状況一覧（別紙様式 4-1-6） 4-1-6 自主的学習環境整備状況一覧</p> | | |
| <p>【特記事項】</p> | | | |
| <p>① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。</p> | | | |
| <p>② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、<u>根拠資料とともに</u>簡条書きで記述すること。</p> | | | |
| <p>【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。 ■ 当該基準を満たす</p> | | | |
| <p>【優れた成果が確認できる取組】</p> | | | |
| <p>【改善を要する事項】</p> | | | |

| 基準4-2 学生に対して、生活や進路、課外活動、経済面での援助等に関する相談・助言、支援が行われていること | | | | |
|---|---|----|----|----|
| 分析項目 | 分析項目に係る根拠資料・データ欄 | 備考 | 再掲 | |
| [分析項目4-2-1] 学生の生活、健康、就職等進路に関する相談・助言体制及び各種ハラスメント等に関する相談・助言体制を整備していること | ・相談・助言体制等一覧（別紙様式4-2-1） | | | |
| | 4-2-1 相談・助言体制等一覧 | | | |
| | ・保健（管理）センター、学生相談室、就職支援室等を設置している場合は、その概要や相談・助言体制（相談員、カウンセラーの配置等）が確認できる資料 | | | |
| | 4-2-1-01 信州大学学生相談センター規程 | | | |
| | 4-2-1-02 信州大学キャリア教育・サポートセンター規程 | | | |
| | 4-2-1-03 国立大学法人信州大学イコール・パートナーシップ委員会規程 | | | |
| | 2-1-3-10 信州大学総合健康安全センター規程 | | | 再掲 |
| | 4-2-1-04 教職員のための学生サポート・ガイドブック第3版 | | | |
| | 4-2-1-05 学生相談センターより保護者の方へ | | | |
| | 4-2-1-06 国立大学法人信州大学における障害を理由とする差別の解消の推進に関する教職員対応要領 | | | |
| | 4-2-1-07 信州大学障害学生支援マニュアル | | | |
| | 4-2-1-08 信州大学障害学生支援コア・チーム申合せ | | | |
| | 4-2-1-09 信州大学学生相談センター障害学生支援室細則 | | | |
| | 4-2-1-10 2019年度障害に関する研修・啓発一覧 | | | |
| | 4-2-1-11 障害者支援機器等一覧 | | | |
| | 4-2-1-12 JASSO実態調査（2019年度） | | | |
| | 4-2-1-13 総合健康安全センター H31施設利用状況（学生） | | | |
| | 4-2-1-14 R2年4月1日現在 総合健康安全センター人員配置 | | | |
| | ・各種ハラスメント等の相談体制や対策方法が確認できる資料（取扱要項等） | | | |
| | 4-2-1-15 新入生ゼミナール資料 大学生活のリスク対策 | | | |
| | 4-2-1-16 ハラスメント相談等学生向け案内 | | | |
| ・生活支援制度の学生への周知方法（刊行物、プリント、掲示等）が確認できる資料 | | | | |
| 4-2-1-17 信大学生生活案内2020 | | | | |
| 4-2-1-18 信州大学 学生総合支援センター（WEBサイト） | | | | |
| 4-2-1-19 学生生活 信州大学 学生総合支援センター（WEBサイト） | | | | |
| 4-2-1-20 信州大学 学生相談センター（WEBサイト） | | | | |
| 4-2-1-21 学生相談センターリーフレット | | | | |

| | | | |
|--|--|----------|--|
| | 4-2-1-22 障害学生支援室リーフレット | | |
| | 4-2-1-23 信州大学松本キャンパスアクセシビリティ・マップ（車いす用） | | |
| | 4-2-1-24 休学・復学のしおり | | |
| | 4-2-1-25 学内相談窓口案内クリアファイル | | |
| | 4-2-1-26 学生相談センター年報第7号 | P. 38~40 | |
| | ・生活支援制度の利用実績が確認できる資料 | | |
| | 4-2-1-27 学生相談センター利用状況（2019年度） | | |
| [分析項目4-2-2] 学生の部活動や自治会活動等の課外活動が円滑に行われるよう、必要な支援を行っていること | ・課外活動に係る支援状況一覧（別紙様式4-2-2） | | |
| | 4-2-2 課外活動に係る支援状況一覧 | | |
| [分析項目4-2-3] 留学生への生活支援等を行う体制を整備し、必要に応じて生活支援等を行っていること | ・留学生への生活支援の実施体制及び実施状況（別紙様式4-2-3） | | |
| | 4-2-3 留学生への生活支援の内容及び実施体制 | | |
| | ・留学生に対する外国語による情報提供（健康相談、生活相談等）を行っている場合は、その資料 | | |
| | 4-2-3-01 外国人留学生の手引（冊子・抜粋） | | |
| [分析項目4-2-4] 障害のある学生その他特別な支援を行うことが必要と考えられる学生への生活支援等を行う体制を整備し、必要に応じて生活支援等を行っていること | ・障害のある学生等に対する生活支援の実施体制及び実施状況（別紙様式4-2-4） | | |
| | 4-2-4 障害のある学生等に対する生活支援の内容及び実施体制 | | |

| | | |
|--|---|--|
| <p>[分析項目4-2-5] 学生に対する経済面での援助を行っていること</p> | <p>・経済的支援の整備状況、利用実績一覧（別紙様式4-2-5）</p> | |
| | <p>4-2-5 経済的支援の整備状況、利用実績一覧</p> | |
| | <p>・奨学金制度の整備状況と当該窓口の周知が確認できる資料</p> | |
| | <p>4-2-5-01 (授業料免除) 学生総合支援センターホームページ</p> | |
| | <p>4-2-5-02 (入学料免除) 学生総合支援センターホームページ</p> | |
| | <p>4-2-5-03 (奨学金) 学生総合支援センターホームページ</p> | |
| | <p>4-2-5-04 (日本人新入生への配付物) 日本学生支援機構 奨学金・信州大学 授業料免除の申請等に関する案内</p> | |
| | <p>4-2-5-05 (留学生新入生への配付物) 授業料免除の申請等に関する案内</p> | |
| | <p>4-2-5-06 大学案内2019-2020 P60</p> | |
| | <p>4-2-5-07 学生生活案内2020 P21-23</p> | |
| | <p>・日本学生支援機構奨学金等の利用実績が確認できる資料</p> | |
| | <p>4-2-5-08 日本学生支援機構奨学生数 (20200401)</p> | |
| | <p>・大学独自の奨学金制度等を有している場合は、その制度や利用実績が確認できる資料</p> | |
| | <p>4-2-5-09 信州大学知の森基金 信州大学入学サポート奨学金実施要項</p> | |
| | <p>4-2-5-10 信州大学知の森基金 大学院奨学金実施要項</p> | |
| | <p>4-2-5-11 信州大学知の森基金 奨学金採用実績</p> | |
| | <p>・入学料、授業料免除等を実施している場合は、その基準や実施状況が確認できる資料</p> | |
| | <p>4-2-5-12 信州大学授業料等の免除及び徴収猶予の取扱いに関する規程</p> | |
| | <p>4-2-5-13 信州大学授業料免除等選考基準</p> | |
| | <p>4-2-5-14 信州大学授業料免除選考基準の運用について</p> | |
| | <p>4-2-5-15 信州大学入学料免除等選考基準</p> | |
| | <p>4-2-5-16 別添「授業料免除申請等に係る総所得金額の算定方法」</p> | |
| | <p>4-2-5-17 信州大学成績優秀学生授業料免除取扱要項</p> | |
| | <p>4-2-5-18 ファイバールネッサンスを先導するグローバルリーダーの養成プログラムを履修する学生に係る授業料免除等規程20200327</p> | |
| | <p>4-2-5-19 サステナブルソサイエティグローバル人材養成プログラムを履修する学生に係る授業料免除等規程20200327</p> | |
| | <p>4-2-5-20 平成31年度（令和元年度）授業料免除・入学料免除 実施状況</p> | |

| | | | |
|---|---|------|----|
| | <ul style="list-style-type: none"> ・学生寄宿舍を設置している場合は、その利用状況（料金体系を含む。）が確認できる資料 | | |
| | 4-2-5-21 信州大学こまくさ寮規程 | | |
| | 4-2-5-22 信州大学寄宿舍思誠寮規程 | | |
| | 4-2-5-23 信州大学寄宿舍思誠女子寮規程 | | |
| | 4-2-5-24 信州大学授業料等に関する規程 | 第12条 | |
| | 4-2-5-25 令和元年度 寄宿舍設備の整備 | | |
| | 4-2-5-26 令和元年度 学生寄宿舍入寮状況一覧表 | | |
| | ・上記のほか、経済面の援助の利用実績が確認できる資料 | | |
| 【特記事項】 | | | |
| ① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。 | | | |
| ② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。 | | | |
| <p>[活動取組4-2-A]</p> <p>本学では、大学の主役である学生の学びを支援する基金として信州大学知の森基金を設立し、学生に対する奨学支援や海外活動支援、留学生の経済支援等に活用している。同基金を活用した「入学サポート奨学金」では、本学への進学を希望する学業優秀な高校生等が、経済的理由により進学を諦めることのないよう、入学時に必要となる学資の一部を奨学金として給付し支援している。また「大学院奨学金」では、本学の修士課程2年次に在籍し、引き続き本学の博士課程に進学する優秀な学生に対して、授業料等の一部を支援している。</p> | <p>4-2-5-09 信州大学知の森基金 信州大学入学サポート奨学金実施要項</p> | | 再掲 |
| | <p>4-2-5-10 信州大学知の森基金 大学院奨学金実施要項</p> | | 再掲 |
| <p>[活動取組4-2-B]</p> <p>学業成績が特に優れ、かつ、人物優秀であると認められる学生に対して、授業料の一部を免除する制度として「信州大学成績優秀学生授業料免除」を設けている。</p> | <p>4-2-5-17 信州大学成績優秀学生授業料免除取扱要項</p> | | 再掲 |
| <p>[活動取組4-2-C]</p> <p>障害学生の視点でのアクセシビリティマップを作成し、学内の窓口に設置した。</p> | <p>4-2-1-23 信州大学松本キャンパスアクセシビリティ・マップ（車いす用）</p> | | 再掲 |
| <p>【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。</p> <p>■ 当該基準を満たす</p> | | | |
| <p>【優れた成果が確認できる取組】</p> <p>・信州大学知の森基金を活用した「入学サポート奨学金」において、平成27年度から31年度の入学者計58名に対し総額1,920万円を支給した。また同基金を活用した「大学院奨学金」において、平成28年度から令和2年度の入学者計36名に対し総額1,080万円を支援した。</p> | | | |
| 【改善を要する事項】 | | | |

II 基準ごとの自己評価

領域5 学生の受入に関する基準

: 「該当なし」

基準5-1 学生受入方針が明確に定められていること

| 分析項目 | 分析項目に係る根拠資料・データ欄 | 備考 | 再掲 |
|--|--|------|----|
| [分析項目5-1-1] 学生受入方針において、「求める学生像」及び「入学者選抜の基本方針」の双方を明示していること | ・学生受入方針が確認できる資料 | | |
| | 5-1-1-01 信州大学及び各学部の入学者受入れの方針 | | |
| | 5-1-1-02 2021年度入学者受け入れの方針 | | |
| | 5-1-1-03 信州大学大学院入学者受入れの方針 | | |
| | 5-1-1-04 総合人文社会科学研究科アドミッションポリシー | | |
| | 5-1-1-05 総合人文社会科学研究科人間文化学分野アドミッション・ポリシー | | |
| | 5-1-1-06 総合人文社会科学研究科心理学分野アドミッション・ポリシー | | |
| | 5-1-1-07 総合人文社会科学研究科経済学分野アドミッション・ポリシー | | |
| | 5-1-1-08 総合人文社会科学研究科法学分野アドミッション・ポリシー | | |
| | 5-1-1-09 (教育学研究科高度教職実践専攻) 2020年度教育学研究科募集要項 | | |
| | 5-1-1-10 総合理工学研究科アドミッション・ポリシー (公表Webページ) | | |
| | 5-1-1-11 医学系研究科医科学専攻アドミッション・ポリシー | 1～2頁 | |
| | 5-1-1-12 医学系研究科保健学専攻アドミッション・ポリシー | | |
| | 5-1-1-13 総合医理工学研究科アドミッション・ポリシー | | |
| | 5-1-1-14 総合医理工学研究科医学系専攻アドミッション・ポリシー | | |
| | 5-1-1-15 総合医理工学研究科総合理工学専攻アドミッション・ポリシー | | |
| 5-1-1-16 総合医理工学研究科生命医工学専攻アドミッション・ポリシー | | | |

| | | | |
|---|--|--|--|
| 【特記事項】 | | | |
| ① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。 | | | |
| | | | |
| ② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、 <u>根拠資料とともに簡条書き</u> で記述すること。 | | | |
| | | | |
| | | | |
| 【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。 | | | |
| ■ 当該基準を満たす | | | |
| 【優れた成果が確認できる取組】 | | | |
| 【改善を要する事項】 | | | |

| 基準5-2 学生の受入が適切に実施されていること | | | | |
|---|---|----|----|----|
| 分析項目 | 分析項目に係る根拠資料・データ欄 | 備考 | 再掲 | |
| [分析項目5-2-1] 学生受入方針に沿って、受入方法を採用しており、実施体制により公正に実施していること | ・ 入学者選抜の方法一覧（別紙様式5-2-1） | | | |
| | 5-2-1 入学者選抜の方法一覧 | | | |
| | ・ 面接、実技試験等において評価の公正性を担保する組織的取組の状況を示す資料（面接要領等） | | | |
| | 5-2-1-01（繊維学部）面接入試実施マニュアル（非公表） | | | |
| | ・ 入試委員会等の実施組織及び入学者選抜の実施体制が確認できる資料 | | | |
| | 2-1-3-11 国立大学法人信州大学入学試験委員会規程 | | | 再掲 |
| | 5-2-1-02 信州大学繊維学部 入試委員会内規 | | | |
| | ・ 入学者選抜の試験実施に係る実施要項、実施マニュアル等 | | | |
| | <全学> | | | |
| | 5-2-1-03 信州大学2020年度学生募集要項 一般入試 | | | |
| | 5-2-1-04 信州大学2020年度学生募集要項 A0入試 | | | |
| | 5-2-1-05 信州大学2020年度学生募集要項 推薦入試 | | | |
| | 5-2-1-06 信州大学2020年度学生募集要項 推薦入試（医学科） | | | |
| | 5-2-1-07 信州大学2020年度学生募集要項 帰国子女入試 | | | |
| | 5-2-1-08 信州大学2020年度学生募集要項 社会人入試 | | | |
| | 5-2-1-09 信州大学2020年度学生募集要項 私費外国人留学生入試 | | | |
| | 5-2-1-10 2020年度一般入試個別学力検査等試験実施本部実施要項（非公表） | | | |
| <学部>例：繊維学部 | | | | |
| 5-2-1-11（繊維学部）2020推薦・帰国子女実施入試要項（非公表） | | | | |
| 5-2-1-12（繊維学部）2020R02前期【上田】繊維-実施要項（非公表） | | | | |
| 5-2-1-13（繊維学部）2020R02前期【名古屋試験場】繊維-実施要項（非公表） | | | | |
| 5-2-1-14（繊維学部）2020R02後期日程繊維学部実施要項（非公表） | | | | |
| 5-2-1-15（繊維学部）2020R02私費実施要項（非公表） | | | | |
| ・ 学士課程については、個別学力検査及び大学入試センター試験において課す教科・科目の変更等が入学志願者の準備に大きな影響を及ぼす場合に2年程度前に予告・公表されたもので直近のもの | | | | |
| 5-2-1-16 信州大学 2022年度入試の教科・科目等の2021年度からの主な変更点 | | | | |
| 5-2-1-17 「大学入試英語成績提供システム」導入の見送りに伴う本学の対応について | | | | |

| | | | |
|--|--|--|--|
| <p>[分析項目5-2-2] 学生受入方針に沿った学生の受入が実際に行われているかどうかを検証するための取組を行っており、その結果を入学者選抜の改善に役立てていること</p> | ・学生の受入状況を検証する組織、方法が確認できる資料 | | |
| | ・学生の受入状況を検証し、入学者選抜の改善を反映させたことを示す具体的事例等 | | |
| | 5-2-2-01 H31信州大学入学者選抜の状況 (H31.4.17 入学試験委員会資料) (非公表) | | |
| | 5-2-2-02 H31信州大学入学者選抜の状況 (R01.6.26 経営協議会資料) (非公表) | | |
| | 5-2-2-03 H31信州大学入学者選抜の状況 (R01.7.24 長野県高等学校教育関係者との連絡協議会資料) (非公表) | | |
| | 5-2-2-04 入試倍率vs 各入試の合格者平均点、最低点 (R01.7.30 人文学部とACとの意見交換会資料) (非公表) | | |
| 5-2-2-05 2022年度入学者選抜の実施教科・科目等について (一般入試) 理学 (非公表) | | | |
| <p>【特記事項】</p> | | | |
| <p>① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。</p> | | | |
| <p>② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、<u>根拠資料とともに</u>箇条書きで記述すること。</p> | | | |
| | | | |
| <p>【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。</p> <p>■ 当該基準を満たす</p> | | | |
| <p>【優れた成果が確認できる取組】</p> | | | |
| <p>【改善を要する事項】</p> | | | |

| 基準5-3 実入学者数が入学定員に対して適正な数となっていること | | | |
|---|--|----|----|
| 分析項目 | 分析項目に係る根拠資料・データ欄 | 備考 | 再掲 |
| [分析項目5-3-1] 実入学者数が、入学定員を大幅に超える、又は大幅に下回る状況になっていないこと | ・ 認証評価共通基礎データ様式【大学用】様式2 | | |
| | 認証評価共通基礎データ様式 | | |
| | ・ 実入学者数が「入学定員を大幅に超える」、又は「大幅に下回る」状況になっている場合は、その適正化を図る取組が確認できる資料 | | |
| 【特記事項】 | | | |
| ① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。 | | | |
| | | | |
| ② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、 <u>根拠資料とともに</u> 簡条書きで記述すること。 | | | |
| | | | |
| | | | |
| 【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。 | | | |
| ■ 当該基準を満たす | | | |
| 【優れた成果が確認できる取組】 | | | |
| 【改善を要する事項】 | | | |

領域6 基準の判断 総括表

信州大学

| 組織番号 | 教育研究上の基本組織 | 基準6-1 | 基準6-2 | 基準6-3 | 基準6-4 | 基準6-5 | 基準6-6 | 基準6-7 | 基準6-8 | 備考 |
|------|-------------|--|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|----|
| 01 | 人文学部 | 満たしている | 満たしている | 満たしている | 満たしている | 満たしている | 満たしている | 満たしている | 満たしている | |
| 02 | 教育学部 | 満たしている | 満たしている | 満たしている | 満たしている | 満たしている | 満たしている | 満たしている | 満たしている | |
| 03 | 経法学部 | 満たしている | 満たしている | 満たしている | 満たしている | 満たしている | 満たしている | 満たしている | 満たしている | |
| 04 | 理学部 | 満たしている | 満たしている | 満たしている | 満たしている | 満たしている | 満たしている | 満たしている | 満たしている | |
| 05 | 医学部 | 満たしている | 満たしている | 満たしている | 満たしている | 満たしている | 満たしている | 満たしている | 満たしている | |
| 06 | 工学部 | 満たしている | 満たしている | 満たしている | 満たしている | 満たしている | 満たしている | 満たしている | 満たしている | |
| 07 | 農学部 | 満たしている | 満たしている | 満たしている | 満たしている | 満たしている | 満たしている | 満たしている | 満たしている | |
| 08 | 繊維学部 | 満たしている | 満たしている | 満たしている | 満たしている | 満たしている | 満たしている | 満たしている | 満たしている | |
| 09 | 全学教育機構 | 該当無し | 満たしている | 満たしている | 満たしている | 満たしている | 満たしている | 該当無し | 該当無し | |
| 10 | 総合人文社会科学研究科 | 満たしている | 満たしている | 満たしている | 満たしている | 満たしている | 満たしている | 満たしている | 該当無し | |
| 11 | 教育学研究科 | ※教育課程全体について、第三者評価結果の活用あり：教職大学院認証評価（一般財団法人教員養成評価機構） | | | | | | | | |
| 12 | 総合理工学研究科 | 満たしている | 満たしている | 満たしている | 満たしている | 満たしている | 満たしている | 満たしている | 満たしている | |
| 13 | 医学系研究科 | 満たしている | 満たしている | 満たしている | 満たしている | 満たしている | 満たしている | 満たしている | 満たしている | |
| 14 | 総合医理工学研究科 | 満たしている | 満たしている | 満たしている | 満たしている | 満たしている | 満たしている | 満たしている | 該当無し | |

II 基準ごとの自己評価

領域6 教育課程と学習成果に関する基準

※一部教育課程について、第三者評価結果の活用なし

：「該当なし」

| 基準6-1 学位授与方針が具体的かつ明確であること | | | |
|--|---|----|----|
| 分析項目 | 分析項目に係る根拠資料・データ欄 | 備考 | 再掲 |
| [分析項目6-1-1] 学位授与方針を、大学等の目的を踏まえて、具体的かつ明確に策定していること | ・公表された学位授与方針 | | |
| | 6-1-1-01 (00)信州大学学位授与の方針 (ディプロマ・ポリシー) | | |
| | 6-1-1-02 (01) (人文学部) 学位授与の方針 | | |
| 【特記事項】 | | | |
| ① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。 | | | |
| ② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。 | | | |
| 【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。 | | | |
| ■ 当該基準を満たす | | | |
| 【優れた成果が確認できる取組】 | | | |
| 【改善を要する事項】 | | | |

| 基準6-2 教育課程方針が、学位授与方針と整合的であること | | | |
|--|---|----|----|
| 分析項目 | 分析項目に係る根拠資料・データ欄 | 備考 | 再掲 |
| [分析項目6-2-1] 教育課程方針において、学生や授業科目を担当する教員が解り易いように、①教育課程の編成の方針、②教育課程における教育・学習方法に関する方針、③学習成果の評価の方針を明確かつ具体的に明示していること | ・公表された教育課程方針 | | |
| | 6-2-1-01 (00)信州大学教育課程編成・実施の方針 (カリキュラム・ポリシー) | | |
| [分析項目6-2-2] 教育課程方針が学位授与方針と整合性を有していること | 6-2-1-02 (01) (人文学部) 教育課程編成・実施の方針 | | |
| | ・公表された教育課程方針及び学位授与方針 | | |
| | 6-1-1-01 (00)信州大学学位授与の方針 (ディプロマ・ポリシー) | | 再掲 |
| | 6-2-1-01 (00)信州大学教育課程編成・実施の方針 (カリキュラム・ポリシー) | | 再掲 |
| | 6-1-1-02 (01) (人文学部) 学位授与の方針 | | 再掲 |
| 6-2-1-02 (01) (人文学部) 教育課程編成・実施の方針 | | 再掲 | |
| 【特記事項】 | | | |
| ① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。 | | | |
| ② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、 <u>根拠資料とともに箇条書き</u> で記述すること。 | | | |
| 【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。 ■ 当該基準を満たす | | | |
| 【優れた成果が確認できる取組】 | | | |
| 【改善を要する事項】 | | | |

| 基準6-3 教育課程の編成及び授業科目の内容が、学位授与方針及び教育課程方針に則して、体系的であり相応しい水準であること | | | |
|---|---|----------|----|
| 分析項目 | 分析項目に係る根拠資料・データ欄 | 備考 | 再掲 |
| [分析項目6-3-1] 教育課程の編成が、体系的を有していること | ・体系的が確認できる資料（カリキュラム・マップ、コース・ツリー、ナンバリング等） | | |
| | 6-3-1-01 (01) (人文学部) 「学位授与の方針」マップ | | |
| | ・授業科目の開設状況が確認できる資料（コース、教養・専門基礎・専門等の分類、年次配当、必修・選択等の別） | | |
| | 6-3-1-02 (01) (人文学部) 専門科目履修表 | | |
| | 6-3-1-03 (01) (人文学部) 開講授業科目一覧・登録コード表 | | |
| | 6-3-1-04 (01) (人文学部) 4年間の流れ (大学案内2019-20抜粋) | | |
| [分析項目6-3-2] 授業科目の内容が、授与する学位に相応しい水準となっていること | ・分野別第三者評価の結果 | | |
| | ・日本学術会議による参照基準等に準拠した内容になっていることが確認できる資料 | | |
| | ・シラバス | | |
| | 6-3-2-01 (01) (人文学部) シラバス | | |
| [分析項目6-3-3] 他の大学又は大学以外の教育施設等における学習、入学前の既修得単位等の単位認定を行っている場合、認定に関する規定を法令に従い規則等で定めていること | ・その他自己点検・評価において体系的や水準に関する検証を実施している場合はその状況がわかる資料 | | |
| | ・明文化された規定類 | | |
| | 6-3-3-01 (00) 信州大学学則 | 第50条～52条 | |
| | 6-3-3-02 (01) (人文学部) 信州大学人文学部規程 | 第15条～17条 | |
| [分析項目6-3-4] 大学院課程（専門職学位課程を除く）においては、学位論文（特定の課題についての研究の成果を含む）の作成等に係る指導（以下「研究指導」という）に関し、指導教員を明確に定めるなどの指導体制を整備し、計画を策定した上で指導することとしていること | ・研究指導、学位論文（特定課題研究の成果を含む。）指導体制が確認できる資料（規定、申合せ等） | | |
| | ・研究指導計画書、研究指導報告書等、指導方法が確認できる資料 | | |
| | ・国内外の学会への参加を促進している場合は、その状況が確認できる資料 | | |
| | ・他大学や産業界との連携により、研究指導を実施している場合は、その状況が確認できる資料 | | |
| | ・研究倫理に関する指導が確認できる資料 | | |
| | ・TA・RAとしての活動を通じた能力の育成、教育的機能の訓練を行っている場合は、TA・RAの採用、活用状況が確認できる資料 | | |
| | | | |

| | | | |
|--|--|--|--|
| <p>[分析項目6-3-5] 専門職学科を設置している場合は、法令に則して、教育課程が編成されるとともに、教育課程連携協議会を運用していること</p> | <p>・授業科目の開設状況が確認できる資料（コース、教養・専門基礎・専門等の分類、年次配当、必修・選択等の別）※前述の資料と同じ</p> | | |
| | <p>・教育課程連携協議会の設置・運用に関する規定及び開催実績・内容が確認できる資料</p> | | |
| <p>【特記事項】</p> | | | |
| <p>① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。</p> | | | |
| <p>② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、<u>根拠資料とともに簡条書きで記述すること。</u></p> | | | |
| <p>[活動取組6-3-A] 本学では、学士課程の学生を対象とした本学独自の教育プログラムとして、全学横断特別教育プログラムを平成29年度から開設している。同プログラムは①ローカル・イノベーター養成コース、②グローバルコア人材養成コース、③環境マインド実践人材養成コースの3つのコースから成り、それぞれ地球環境マネジメント、地域社会、グローバル社会の未来を創造するための実践力を持った高度キャリア人材の育成を目的としている。学生は学部、学年を超えて各コースに所属し、問題分析能力やアイデア創出、コミュニケーションスキルを学ぶ。</p> | <p>6-3-A-01 (00)全学横断特別教育プログラム2019/パンフレット</p> | | |
| <p>【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。 ■ 当該基準を満たす</p> | | | |
| <p>【優れた成果が確認できる取組】 全学横断特別教育プログラムについて、令和元年度において、本学部からはグローバルコア人材養成コースで19名の学生が受講した。</p> | | | |
| <p>【改善を要する事項】</p> | | | |

| 基準6-4 学位授与方針及び教育課程方針に則して、適切な授業形態、学習指導法が採用されていること | | | |
|---|--|----|----|
| 分析項目 | 分析項目に係る根拠資料・データ欄 | 備考 | 再掲 |
| [分析項目6-4-1] 1年間の授業を行う期間が原則として35週にわたるものとなっていること | ・1年間の授業を行う期間が確認できる資料(学年暦、年間スケジュール等) 6-4-1-01 (01) (人文学部) 学年暦 | | |
| [分析項目6-4-2] 各科目の授業期間が10週又は15週にわたるものとなっていること。なお、10週又は15週と異なる授業期間を設定する場合は、教育上の必要があり、10週又は15週を期間として授業を行う場合と同等以上の十分な教育効果をあげていること | ・1年間の授業を行う期間が確認できる資料(学年暦、年間スケジュール等) 6-4-1-01 (01) (人文学部) 学年暦 ・シラバス 6-3-2-01 (01) (人文学部) シラバス | | 再掲 |
| [分析項目6-4-3] 適切な授業形態、学習指導法が採用され、授業の方法及び内容が学生に対して明示されていること | ・シラバスの全件、全項目が確認できる資料(電子シラバスのデータ(csv)等) 6-4-3-01 (01) (人文学部) シラバス検索システム 6-4-3-02 (01) (人文学部) 学生便覧 | | |
| [分析項目6-4-4] 教育上主要と認める授業科目は、原則として専任の教授・准教授が担当していること | ・教育上主要と認める授業科目(別紙様式6-4-4) 6-4-4 教育上主要と認める授業科目 ・シラバス 6-3-2-01 (01) (人文学部) シラバス | | 再掲 |
| [分析項目6-4-5] 専門職大学院を設置している場合は、履修登録の上限設定の制度(CAP制度)を適切に設けていること | ・CAP制に関する規定 | | |
| [分析項目6-4-6] 大学院において教育方法の特例(大学院設置基準第14条)の取組として夜間その他特定の時間又は期間に授業を行っている場合は、法令に則した実施方法となっていること | ・大学院学則 | | |
| [分析項目6-4-7] 薬学に関する学部又は学科のうち臨床に係る実践的な能力を培うことを主たる目的とするものを設置している場合は、必要な施設を確保し、薬学実務実習を実施していること | ・薬学実務実習に必要な施設の状況及び実習の実施状況が確認できる資料 | | |
| [分析項目6-4-8] 教職大学院を設置している場合は、連携協力校を確保していること | ・連携協力校との連携状況が確認できる資料 | | |
| [分析項目6-4-9] 夜間において授業を実施している課程を置いている場合は、配慮を行っていること | ・実施している配慮が確認できる資料 | | |

| | | | |
|--|---|--|--|
| [分析項目6-4-10] 通信教育を行う課程を置いている場合は、印刷教材等による授業、放送授業、面接授業（スクーリングを含む。）若しくはメディアを利用して行う授業の実施方法が整備され、指導が行われていること | ・授業の実施方法（同時性・非同時性、双方向性・非双方向性）について確認できる資料（シラバス、履修要項、教材等の該当箇所） | | |
| | ・添削等による指導、質問の受付、チューターの利用、学生間のコミュニケーション等、対面授業と同等以上の教育効果を確保するための方法について確認できる資料 | | |
| | ・電話・郵便・電子メール等による教育相談、助言体制及びそれらを周知する資料、ウェブサイトによる情報提供等の実施体制及び実施状況が確認できる資料 | | |
| | ・教育相談、助言の利用実績が確認できる資料 | | |
| | [分析項目6-4-11] 専門職学科を設置している場合は、授業を行う学生数が法令に則していること | ・法令に則した授業を行う学生数に関して、規定や申し合わせ等組織として決定していることが確認できる資料 | |
| 【特記事項】 | | | |
| ① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。 | | | |
| ② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、 <u>根拠資料とともに</u> 簡条書きで記述すること。 | | | |
| 【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。 ■ 当該基準を満たす | | | |
| 【優れた成果が確認できる取組】 | | | |
| 【改善を要する事項】 | | | |

| 基準6-5 学位授与方針に則して適切な履修指導、支援が行われていること | | | | |
|---|---|----|----|----|
| 分析項目 | 分析項目に係る根拠資料・データ欄 | 備考 | 再掲 | |
| [分析項目6-5-1] 学生のニーズに応え得る履修指導の体制を組織として整備し、指導、助言が行われていること | ・履修指導の実施状況（別紙様式6-5-1） | | | |
| | 6-5-1 履修指導の実施状況 | | | |
| [分析項目6-5-2] 学生のニーズに応え得る学習相談の体制を整備し、助言、支援が行われていること | ・通信教育を行う課程を置いている場合は、履修指導の体制が確認できる資料 | | | |
| | 6-5-2 学習相談の実施状況 | | | |
| [分析項目6-5-3] 社会的・職業的自立を図るために必要な能力を培う取組を実施していること | ・学習相談の実施状況（別紙様式6-5-2） | | | |
| | 6-5-2 学習相談の実施状況 | | | |
| [分析項目6-5-3] 社会的・職業的自立を図るために必要な能力を培う取組を実施していること | ・社会的・職業的自立を図るために必要な能力を培う取組（別紙様式6-5-3） | | | |
| | 6-5-3 社会的・職業的自立を図るために必要な能力を培う取組 | | | |
| | ・インターンシップを実施している場合は、その実施状況が確認できる資料（実施要項、提携・受入企業、派遣・単位認定実績等） | | | |
| | 6-5-3-01 (01) (人文学部) 2019年度就職関係説明会実績 | | | |
| | 6-5-3-02 (01) (人文学部) 【実施要項】2019年度インターンシップ企業等体験実習 | | | |
| | 6-5-3-03 (01) (人文学部) 【受入企業】2019年インターンシップ企業等体験実習 (2単位) | | | |
| [分析項目6-5-4] 障害のある学生、留学生、その他履修上特別な支援を要する学生に対する学習支援を行う体制を整えていること | ・履修上特別な支援を要する学生等に対する学習支援の状況（別紙様式6-5-4） | | | |
| | 6-5-4 履修上特別な支援を要する学生等に対する学習支援の状況 | | | |
| | ・チューター等を配置している場合は、その制度や配置状況が確認できる資料 | | | |
| | 6-5-4-01 (01) (人文学部) 2019チューター実施者一覧 | | | |
| | ・留学生に対する外国語による情報提供（時間割、シラバス等）を行っている場合は、その該当箇所 | | | |
| | ・障害のある学生に対する支援（ノートテーカー等）を行っている場合は、その制度や実施状況が確認できる資料 | | | |
| | 6-5-4-02 (00) 2019年度ノートテーカー養成講座実績 | | | |
| | 4-2-1-06 国立大学法人信州大学における障害を理由とする差別の解消の推進に関する教職員対応要領 | | | 再掲 |
| | 4-2-1-07 信州大学障害学生支援マニュアル | | | 再掲 |
| | 4-2-1-08 信州大学障害学生支援コア・チーム申合せ | | | 再掲 |
| | 4-2-1-09 信州大学学生相談センター障害学生支援室細則 | | | 再掲 |
| | 4-2-1-11 障害者支援機器等一覧 | | | 再掲 |
| | 4-2-1-12 JASSO実態調査 (2019年度) | | | 再掲 |
| ・特別クラス、補習授業を開設している場合は、その実施状況（受講者数等）が確認できる資料 | | | | |
| ・学習支援の利用実績が確認できる資料 | | | | |

| | | | |
|---|--|--|--|
| 【特記事項】 | | | |
| ① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。 | | | |
| | | | |
| ② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、 <u>根拠資料とともに簡条書き</u> で記述すること。 | | | |
| | | | |
| | | | |
| 【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。 | | | |
| ■ 当該基準を満たす | | | |
| 【優れた成果が確認できる取組】 | | | |
| | | | |
| 【改善を要する事項】 | | | |
| | | | |

| 基準6-6 教育課程方針に則して、公正な成績評価が厳格かつ客観的に実施されていること | | | |
|--|--|----|----|
| 分析項目 | 分析項目に係る根拠資料・データ欄 | 備考 | 再掲 |
| [分析項目6-6-1] 成績評価基準を学位授与方針及び教育課程方針に則して定められている学習成果の評価の方針と整合性をもって、組織として策定していること | ・ 成績評価基準 | | |
| | 6-6-1-01 (00)成績評価基準 | | |
| [分析項目6-6-2] 成績評価基準を学生に周知していること | ・ 成績評価基準を学生に周知していることを示すものとして、学生便覧、シラバス、オリエンテーションの配布資料等の該当箇所 | | |
| | 6-6-2-01 (00)成績評価基準、Webサイトでの公表 | | |
| [分析項目6-6-3] 成績評価基準に則り各授業科目の成績評価や単位認定が厳格かつ客観的に行われていることについて、組織的に確認していること | ・ 成績評価の分布表 | | |
| | 6-6-3-01 (01) (人文学部) 2019年度前期成績評価分布 (非公表) | | |
| | 6-6-3-02 (01) (人文学部) 2019年度後期成績評価分布 (非公表) | | |
| | ・ 成績評価分布等のデータを関係委員会等で確認するなど組織的に確認していることに関する資料 | | |
| | 6-6-3-03 (01) (人文学部) 人文学部教授会 (2019-06) 記録 | | |
| | 6-6-3-04 (01) (人文学部) 人文学部教授会 (2019-14) 記録 | | |
| | ・ GPA制度の目的と実施状況についてわかる資料 | | |
| | 6-6-3-05 (01) (人文学部) 学生便覧抜粋 | | |
| [分析項目6-6-4] 成績に対する異議申立て制度を組織的に設けていること | ・ (個人指導等が中心となる科目の場合) 成績評価の客観性を担保するための措置についてわかる資料 | | |
| | ・ 学生からの成績評価に関する申立ての手続きや学生への周知等が明示されている資料 | | |
| | 6-6-4-01 (01) (人文学部) 2020年度学生便覧原稿抜粋 | | |
| | ・ 申立ての内容及びその対応、申立ての件数等の資料・データ | | |
| | ・ 成績評価の根拠となる資料(答案、レポート、出席記録等)を保存することを定めている規定類 | | |
| | 6-6-4-02 (00)国立大学法人信州大学法人文書管理規則及び法人文書保存期間基準 (抜粋) | | |
| 【特記事項】 | | | |
| ① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。 | | | |
| | | | |
| ② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。 | | | |
| | | | |
| | | | |

【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。

■ 当該基準を満たす

【優れた成果が確認できる取組】

【改善を要する事項】

| 基準6-7 大学等の目的及び学位授与方針に則して、公正な卒業(修了)判定が実施されていること | | | |
|--|--|-----|----|
| 分析項目 | 分析項目に係る根拠資料・データ欄 | 備考 | 再掲 |
| [分析項目6-7-1] 大学等の目的及び学位授与方針に則して、卒業又は修了の要件（以下「卒業（修了）要件」という。）を組織的に策定していること | ・卒業又は修了の要件を定めた規定 | | |
| | ・卒業又は修了判定に関する教授会等の審議及び学長など組織的な関わり方を含めて卒業（修了）判定の手順が確認できる資料 6-3-3-02 (01) (人文学部) 信州大学人文学部規程 | 第5条 | 再掲 |
| | 1-3-2-02 信州大学人文学部教授会規程 | 第3条 | 再掲 |
| [分析項目6-7-2] 大学院教育課程においては、学位論文又は特定の課題についての研究の成果の審査に係る手続き及び評価の基準（以下「学位論文審査基準」という。）を組織として策定されていること | ・学位論文（課題研究）の審査に係る手続き及び評価の基準 | | |
| | ・修了判定に関する教授会等の審議及び学長など組織的な関わり方が確認できる資料 | | |
| [分析項目6-7-3] 策定した卒業（修了）要件（学位論文評価基準を含む）を学生に周知していること | ・卒業（修了）要件を学生に周知していることを示すものとして、学生便覧、シラバス、オリエンテーションの配布資料、ウェブサイトへの掲載等の該当箇所 6-7-3-01 (01) (人文学部) 学生便覧抜粋 | | |
| | 6-7-3-02 (01) (人文学部) 新入生履修ガイダンス資料抜粋 | | |
| | ・教授会等での審議状況等の資料 6-7-4-01 (01) (人文学部) 人文学部教授会 (30-12) 議事抄録 | | |
| [分析項目6-7-4] 卒業又は修了の認定を、卒業（修了）要件（学位論文評価基準を含む）に則して組織的に実施していること | 〈専門職学位課程を除く大学院課程の分析〉 ・学位論文（特定課題研究の成果を含む。）に係る評価基準、審査手続き等 | | |
| | 〈専門職学位課程を除く大学院課程の分析〉 ・学位論文の審査体制、審査員の選考方法が確認できる資料 | | |
| | 〈専門職学位課程を除く大学院課程の分析〉 ・審査及び試験に合格した学生の学位論文 | | |
| | ・法令に則した卒業要件が組織として定められていることが確認できる資料 | | |
| [分析項目6-7-5] 専門職学科を設置している場合は、法令に則して卒業要件が定められていること | | | |
| 【特記事項】 | | | |
| ① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。 | | | |
| ② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。 | | | |
| | | | |
| | | | |

【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。

■ 当該基準を満たす

【優れた成果が確認できる取組】

【改善を要する事項】

| 基準6-8 大学等の目的及び学位授与方針に則して、適切な学習成果が得られていること | | | |
|--|---|----|----|
| 分析項目 | 分析項目に係る根拠資料・データ欄 | 備考 | 再掲 |
| [分析項目6-8-1] 標準修業年限内の卒業(修了)率及び「標準修業年限×1.5」年内卒業(修了)率、資格取得等の状況が、大学等の目的及び学位授与方針に則して適正な状況にあること | ・標準修業年限内の卒業(修了)率(※1)(過去5年分)(別紙様式6-8-1) 「標準修業年限×1.5」年内卒業(修了)率(※2)(過去5年分)(別紙様式6-8-1) | | |
| | 6-8-1 標準修業年限内の卒業(修了)率及び「標準修業年限×1.5」年内卒業(修了)率(過去5年分) | | |
| | ・資格の取得者数が確認できる資料 | | |
| | 6-8-1-01 (00)学生資格取得状況(令和元年度実績) | | |
| [分析項目6-8-2] 就職(就職希望者に対する就職者の割合)及び進学率が、大学等の目的及び学位授与方針に則して適正な状況にあること | ・就職率(就職希望者に対する就職者の割合)及び進学率の状況(過去5年分)(別紙様式6-8-2) 主な進学/就職先(起業者も含む) | | |
| | 6-8-2 就職率(就職希望者に対する就職者の割合)及び進学率の状況 | | |
| | ・学校基本調査で提出した「該当する」資料(大学ポートレートにある場合は該当URL) | | |
| | 6-8-2-01 (00)大学ポートレート該当URL | | |
| | ・卒業(修了)生の社会での活躍等が確認できる資料(新聞記事等) | | |
| | 6-8-2-02 (01)(人文学部)神長幹雄氏① | | |
| | 6-8-2-03 (01)(人文学部)神長幹雄氏② | | |
| | 6-8-2-04 (01)(人文学部)小嶋諒氏① | | |
| 6-8-2-05 (01)(人文学部)小嶋諒氏② | | | |
| [分析項目6-8-3] 卒業(修了)時の学生からの意見聴取の結果により、大学等の目的及び学位授与方針に則した学習成果が得られていること | ・学生からの意見聴取(学習の達成度や満足度に関するアンケート調査、学習ポートフォリオの分析調査、懇談会、インタビュー等)の概要及びその結果が確認できる資料 | | |
| | 6-8-3-01 (01)(人文学部)平成29年度卒業生の教育目標達成に関する調査結果報告書 | | |
| | 6-8-3-02 (01)(人文学部)平成30年度卒業生アンケート | | |
| [分析項目6-8-4] 卒業(修了)後一定期間の就業経験等を経た卒業(修了)生からの意見聴取の結果により、大学等の目的及び学位授与方針に則した学習成果が得られていること | ・卒業(修了)後、一定年限を経過した卒業(修了)生についての意見聴取(アンケート、懇談会、インタビュー等)の概要及びその結果が確認できる資料 | | |
| | 2-2-4-03 卒業生・修了生アンケートの実施要領 | | 再掲 |
| [分析項目6-8-5] 就職先等からの意見聴取の結果により、大学等の目的及び学位授与方針に則した学習成果が得られていること | ・就職先や進学先等の関係者への意見聴取(アンケート、懇談会、インタビュー等)の概要及びその結果が確認できる資料 | | |
| | 6-8-5-01 (00)20190301 企業アンケート結果 | | |
| | 6-8-5-02 (00)信州大学卒業生・大学院修了者に関する調査結果報告書 | | |

| | | | |
|---|--|--|--|
| 【特記事項】 | | | |
| ① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。 | | | |
| 分析項目6-8-4 全学的に、卒業後6年を経過した者等を対象に6年に1回意見聴取を実施することとしている。(根拠資料2-2-4-02_卒業生・修了生アンケートの実施要領) | | | |
| ② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、 <u>根拠資料とともに</u> 簡条書きで記述すること。 | | | |
| | | | |
| | | | |
| 【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。 | | | |
| ■ 当該基準を満たす | | | |
| 【優れた成果が確認できる取組】 | | | |
| 【改善を要する事項】 | | | |

II 基準ごとの自己評価

領域6 教育課程と学習成果に関する基準

※一部教育課程について、第三者評価結果の活用なし

：「該当なし」

| 基準6-1 学位授与方針が具体的かつ明確であること | | | |
|--|---|----|----|
| 分析項目 | 分析項目に係る根拠資料・データ欄 | 備考 | 再掲 |
| [分析項目6-1-1] 学位授与方針を、大学等の目的を踏まえて、具体的かつ明確に策定していること | ・公表された学位授与方針 | | |
| | 6-1-1-01 (00)信州大学学位授与の方針 (ディプロマ・ポリシー) | | |
| | 6-1-1-02 (02) (教育学部) ディプロマ・ポリシー | | |
| 【特記事項】 | | | |
| ① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。 | | | |
| ② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。 | | | |
| 【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。 | | | |
| ■ 当該基準を満たす | | | |
| 【優れた成果が確認できる取組】 | | | |
| 【改善を要する事項】 | | | |

| 基準6-2 教育課程方針が、学位授与方針と整合的であること | | | |
|--|--|----|----|
| 分析項目 | 分析項目に係る根拠資料・データ欄 | 備考 | 再掲 |
| [分析項目6-2-1] 教育課程方針において、学生や授業科目を担当する教員が解り易いように、①教育課程の編成の方針、②教育課程における教育・学習方法に関する方針、③学習成果の評価の方針を明確かつ具体的に明示していること | ・公表された教育課程方針 | | |
| | 6-2-1-01 (00)信州大学教育課程編成・実施の方針(カリキュラム・ポリシー) | | |
| | 6-2-1-02 (02)(教育学部)カリキュラム・ポリシー | | |
| [分析項目6-2-2] 教育課程方針が学位授与方針と整合性を有していること | ・公表された教育課程方針及び学位授与方針 | | |
| | 6-1-1-01 (00)信州大学学位授与の方針(ディプロマ・ポリシー) | | 再掲 |
| | 6-2-1-01 (00)信州大学教育課程編成・実施の方針(カリキュラム・ポリシー) | | 再掲 |
| | 6-1-1-02 (02)(教育学部)ディプロマ・ポリシー | | 再掲 |
| | 6-2-1-02 (02)(教育学部)カリキュラム・ポリシー | | 再掲 |
| 【特記事項】 | | | |
| ① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。 | | | |
| ② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、 <u>根拠資料とともに箇条書き</u> で記述すること。 | | | |
| | | | |
| 【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。 ■ 当該基準を満たす | | | |
| 【優れた成果が確認できる取組】 | | | |
| 【改善を要する事項】 | | | |

| 基準6-3 教育課程の編成及び授業科目の内容が、学位授与方針及び教育課程方針に則して、体系的であり相応しい水準であること | | | |
|---|---|----------|----|
| 分析項目 | 分析項目に係る根拠資料・データ欄 | 備考 | 再掲 |
| [分析項目6-3-1] 教育課程の編成が、体系的を有していること | ・体系的が確認できる資料（カリキュラム・マップ、コース・ツリー、ナンバリング等） | | |
| | 6-3-1-01 (02)教育学部「学位授与の方針」マップ | | |
| | 6-3-1-02 (02) (教育学部) 2019年度履修登録コード体系 | | |
| | 6-3-1-03 (02)教育学部4年間の流れ (大学案内2019-20抜粋) | | |
| | ・授業科目の開設状況が確認できる資料（コース、教養・専門基礎・専門等の分類、年次配当、必修・選択等の別） | | |
| | 6-3-1-04 (02) (教育学部) 2019年度開設授業科目一覧 (授業時間割表) (抜粋) | | |
| [分析項目6-3-2] 授業科目の内容が、授与する学位に相応しい水準となっていること | ・分野別第三者評価の結果 | | |
| | ・日本学術会議による参照基準等に準拠した内容になっていることが確認できる資料 | | |
| | ・シラバス | | |
| | 6-3-2-01 (02)教育学部シラバス | | |
| | ・その他自己点検・評価において体系的や水準に関する検証を実施している場合はその状況がわかる資料 | | |
| [分析項目6-3-3] 他の大学又は大学以外の教育施設等における学習、入学前の既修得単位等の単位認定を行っている場合、認定に関する規定を法令に従い規則等で定めていること | ・明文化された規定類 | | |
| | 6-3-3-01 (00)信州大学学則 | 第50条～52条 | |
| | 6-3-3-02 (02) (教育学部) 信州大学教育学部規程 | 第20条～22条 | |
| [分析項目6-3-4] 大学院課程（専門職学位課程を除く）においては、学位論文（特定の課題についての研究の成果を含む）の作成等に係る指導（以下「研究指導」という）に関し、指導教員を明確に定めるなどの指導体制を整備し、計画を策定した上で指導することとしていること | ・研究指導、学位論文（特定課題研究の成果を含む。）指導体制が確認できる資料（規定、申合せ等） | | |
| | ・研究指導計画書、研究指導報告書等、指導方法が確認できる資料 | | |
| | ・国内外の学会への参加を促進している場合は、その状況が確認できる資料 | | |
| | ・他大学や産業界との連携により、研究指導を実施している場合は、その状況が確認できる資料 | | |
| | ・研究倫理に関する指導が確認できる資料 | | |
| | ・TA・RAとしての活動を通じた能力の育成、教育的機能の訓練を行っている場合は、TA・RAの採用、活用状況が確認できる資料 | | |

| | | | |
|--|--|--|--|
| <p>[分析項目6-3-5] 専門職学科を設置している場合は、法令に則して、教育課程が編成されるとともに、教育課程連携協議会を運用していること</p> | <p>・授業科目の開設状況が確認できる資料（コース、教養・専門基礎・専門等の分類、年次配当、必修・選択等の別）※前述の資料と同じ</p> | | |
| <p>【特記事項】</p> | <p>① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。</p> | | |
| | | | |
| <p>② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに簡条書きで記述すること。</p> | | | |
| <p>[活動取組6-3-A] 本学では、学士課程の学生を対象とした本学独自の教育プログラムとして、全学横断特別教育プログラムを平成29年度から開設している。同プログラムは①ローカル・イノベーター養成コース、②グローバルコア人材養成コース、③環境マインド実践人材養成コースの3つのコースから成り、それぞれ地球環境マネジメント、地域社会、グローバル社会の未来を創造するための実践力を持った高度キャリア人材の育成を目的としている。学生は学部、学年を超えて各コースに所属し、問題分析能力やアイデア創出、コミュニケーションスキルを学ぶ。</p> | <p>6-3-A-01 (00)全学横断特別教育プログラム2019パンフレット</p> | | |
| <p>【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。</p> | <p>■ 当該基準を満たす</p> | | |
| <p>【優れた成果が確認できる取組】</p> | <p>全学横断特別教育プログラムについて、令和元年度において、本学部からはローカル・イノベーター養成コースで1名、グローバルコア人材養成コースで7名、環境マインド実践人材養成コースで2名の学生が受講した。</p> | | |
| <p>【改善を要する事項】</p> | | | |

| 基準6-4 学位授与方針及び教育課程方針に則して、適切な授業形態、学習指導法が採用されていること | | | |
|---|--|----|----|
| 分析項目 | 分析項目に係る根拠資料・データ欄 | 備考 | 再掲 |
| [分析項目6-4-1] 1年間の授業を行う期間が原則として35週にわたるものとなっていること | ・1年間の授業を行う期間が確認できる資料(学年暦、年間スケジュール等) 6-4-1-01 (02) (教育学部) 2019年度教育学部・大学院教育学研究科学年暦 | | |
| [分析項目6-4-2] 各科目の授業期間が10週又は15週にわたるものとなっていること。なお、10週又は15週と異なる授業期間を設定する場合は、教育上の必要があり、10週又は15週を期間として授業を行う場合と同等以上の十分な教育効果をあげていること | ・1年間の授業を行う期間が確認できる資料(学年暦、年間スケジュール等) 6-4-1-01 (02) (教育学部) 2019年度教育学部・大学院教育学研究科学年暦 ・シラバス 6-3-2-01 (02) 教育学部シラバス | | 再掲 |
| [分析項目6-4-3] 適切な授業形態、学習指導法が採用され、授業の方法及び内容が学生に対して明示されていること | ・シラバスの全件、全項目が確認できる資料(電子シラバスのデータ(csv)等) 6-3-2-01 (02) 教育学部シラバス | | 再掲 |
| [分析項目6-4-4] 教育上主要と認める授業科目は、原則として専任の教授・准教授が担当していること | ・教育上主要と認める授業科目(別紙様式6-4-4) 6-4-4 教育上主要と認める授業科目 ・シラバス 6-3-2-01 (02) 教育学部シラバス | | 再掲 |
| [分析項目6-4-5] 専門職大学院を設置している場合は、履修登録の上限設定の制度(CAP制度)を適切に設けていること | ・CAP制に関する規定 | | |
| [分析項目6-4-6] 大学院において教育方法の特例(大学院設置基準第14条)の取組として夜間その他特定の時間又は期間に授業を行っている場合は、法令に則した実施方法となっていること | ・大学院学則 | | |
| [分析項目6-4-7] 薬学に関する学部又は学科のうち臨床に係る実践的な能力を培うことを主たる目的とするものを設置している場合は、必要な施設を確保し、薬学実務実習を実施していること | ・薬学実務実習に必要な施設の状況及び実習の実施状況が確認できる資料 | | |
| [分析項目6-4-8] 教職大学院を設置している場合は、連携協力校を確保していること | ・連携協力校との連携状況が確認できる資料 | | |
| [分析項目6-4-9] 夜間において授業を実施している課程を置いている場合は、配慮を行っていること | ・実施している配慮が確認できる資料 | | |

| | | | |
|--|---|--|--|
| [分析項目6-4-10] 通信教育を行う課程を置いている場合は、印刷教材等による授業、放送授業、面接授業（スクーリングを含む。）若しくはメディアを利用して行う授業の実施方法が整備され、指導が行われていること | ・授業の実施方法（同時性・非同時性、双方向性・非双方向性）について確認できる資料（シラバス、履修要項、教材等の該当箇所） | | |
| | ・添削等による指導、質問の受付、チューターの利用、学生間のコミュニケーション等、対面授業と同等以上の教育効果を確保するための方法について確認できる資料 | | |
| | ・電話・郵便・電子メール等による教育相談、助言体制及びそれらを周知する資料、ウェブサイトによる情報提供等の実施体制及び実施状況が確認できる資料 | | |
| | ・教育相談、助言の利用実績が確認できる資料 | | |
| | [分析項目6-4-11] 専門職学科を設置している場合は、授業を行う学生数が法令に則していること | ・法令に則した授業を行う学生数に関して、規定や申し合わせ等組織として決定していることが確認できる資料 | |
| 【特記事項】 | | | |
| ① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。 | | | |
| ② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、 <u>根拠資料とともに</u> 簡条書きで記述すること。 | | | |
| 【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。 ■ 当該基準を満たす | | | |
| 【優れた成果が確認できる取組】 | | | |
| 【改善を要する事項】 | | | |

| 基準6-5 学位授与方針に則して適切な履修指導、支援が行われていること | | | |
|---|--|----|----|
| 分析項目 | 分析項目に係る根拠資料・データ欄 | 備考 | 再掲 |
| [分析項目6-5-1] 学生のニーズに応え得る履修指導の体制を組織として整備し、指導、助言が行われていること | ・履修指導の実施状況（別紙様式6-5-1） | | |
| | 6-5-1 履修指導の実施状況 | | |
| [分析項目6-5-2] 学生のニーズに応え得る学習相談の体制を整備し、助言、支援が行われていること | ・通信教育を行う課程を置いている場合は、履修指導の体制が確認できる資料 | | |
| | 6-5-2 学習相談の実施状況 | | |
| [分析項目6-5-3] 社会的・職業的自立を図るために必要な能力を培う取組を実施していること | ・学習相談の実施状況（別紙様式6-5-2） | | |
| | 6-5-2 学習相談の実施状況 | | |
| [分析項目6-5-3] 社会的・職業的自立を図るために必要な能力を培う取組を実施していること | ・社会的・職業的自立を図るために必要な能力を培う取組（別紙様式6-5-3） | | |
| | 6-5-3 社会的・職業的自立を図るために必要な能力を培う取組 | | |
| | ・インターンシップを実施している場合は、その実施状況が確認できる資料（実施要項、提携・受入企業、派遣・単位認定実績等） | | |
| | 6-5-3-01 (00) キャリア教育・サポートセンター就職活動支援事業の2019年度実績 | | |
| [分析項目6-5-4] 障害のある学生、留学生、その他履修上特別な支援を要する学生に対する学習支援を行う体制を整えていること | 6-5-3-02 (02) (教育学部) 令和元年度教育学部インターシッパー一覧 | | |
| | ・履修上特別な支援を要する学生等に対する学習支援の状況（別紙様式6-5-4） | | |
| | 6-5-4 履修上特別な支援を要する学生等に対する学習支援の状況 | | |
| | ・チューター等を配置している場合は、その制度や配置状況が確認できる資料 | | |
| | ・留学生に対する外国語による情報提供（時間割、シラバス等）を行っている場合は、その該当箇所 | | |
| | ・障害のある学生に対する支援（ノートテーカー等）を行っている場合は、その制度や実施状況が確認できる資料 | | |
| | 6-5-4-01 (00) 2019年度ノートテイク養成講座実績 | | |
| | 4-2-1-06 国立大学法人信州大学における障害を理由とする差別の解消の推進に関する教職員対応要領 | | 再掲 |
| | 4-2-1-07 信州大学障害学生支援マニュアル | | 再掲 |
| | 4-2-1-08 信州大学障害学生支援コア・チーム申合せ | | 再掲 |
| | 4-2-1-09 信州大学学生相談センター障害学生支援室細則 | | 再掲 |
| 4-2-1-11 障害者支援機器等一覧 | | 再掲 | |
| 4-2-1-12 JASSO実態調査（2019年度） | | 再掲 | |
| ・特別クラス、補習授業を開設している場合は、その実施状況（受講者数等）が確認できる資料 | | | |
| ・学習支援の利用実績が確認できる資料 | | | |

| | | | |
|---|--|--|--|
| 【特記事項】 | | | |
| ① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。 | | | |
| | | | |
| ② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、 <u>根拠資料とともに簡条書き</u> で記述すること。 | | | |
| | | | |
| | | | |
| 【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。 | | | |
| ■ 当該基準を満たす | | | |
| 【優れた成果が確認できる取組】 | | | |
| | | | |
| 【改善を要する事項】 | | | |
| | | | |

| 基準6-6 教育課程方針に則して、公正な成績評価が厳格かつ客観的に実施されていること | | | |
|---|---|----|----|
| 分析項目 | 分析項目に係る根拠資料・データ欄 | 備考 | 再掲 |
| [分析項目6-6-1] 成績評価基準を学位授与方針及び教育課程方針に則して定められている学習成果の評価の方針と整合性をもって、組織として策定していること | ・ 成績評価基準 | | |
| | 6-6-1-01 (00) 成績評価基準 | | |
| [分析項目6-6-2] 成績評価基準を学生に周知していること | ・ 成績評価基準を学生に周知していることを示すものとして、学生便覧、シラバス、オリエンテーションの配布資料等の該当箇所 | | |
| | 6-6-2-01 (00) 成績評価基準、Webサイトでの公表 | | |
| [分析項目6-6-3] 成績評価基準に則り各授業科目の成績評価や単位認定が厳格かつ客観的に行われていることについて、組織的に確認していること | ・ 成績評価の分布表 | | |
| | 6-6-3-01 (02) 令和元年度教育学部科目成績評価分布（非公表） | | |
| | ・ 成績評価分布等のデータを関係委員会等で確認するなど組織的に確認していることに関する資料 | | |
| | 6-6-3-02 (02) (教育学部) 教育課程委員会資料 | | |
| | ・ G P A制度の目的と実施状況についてわかる資料 | | |
| | 6-6-3-03 (02) (教育学部) 学生便覧（第2章） | | |
| [分析項目6-6-4] 成績に対する異議申立て制度を組織的に設けていること | ・ (個人指導等が中心となる科目の場合) 成績評価の客観性を担保するための措置についてわかる資料 | | |
| | 6-6-3-04 (02) (教育学部) 個人指導等が中心となる科目のシラバスの例 | | |
| | ・ 学生からの成績評価に関する申立ての手続きや学生への周知等が明示されている資料 | | |
| [分析項目6-6-4] 成績に対する異議申立て制度を組織的に設けていること | 6-6-4-01 (02) 成績評価に関する疑義の取り扱いについて(学生向け揭示) | | |
| | ・ 申立ての内容及びその対応、申立ての件数等の資料・データ | | |
| | 6-6-4-02 (02) (教育学部) 成績に対する疑義申立ての内容・件数 | | |
| | 6-6-4-03 (02) (教育学部) 成績評価の根拠となる資料の状況が分かる成績評価照会願の例 | | |
| | ・ 成績評価の根拠となる資料(答案、レポート、出席記録等)を保存することを定めている規定類 | | |
| 6-6-4-04 (00) 国立大学法人信州大学法人文書管理規則及び法人文書保存期間基準(抜粋) | | | |

| | | | |
|---|--|--|--|
| 【特記事項】 | | | |
| ① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。 | | | |
| | | | |
| ② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、 <u>根拠資料とともに簡条書き</u> で記述すること。 | | | |
| | | | |
| | | | |
| 【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。 | | | |
| ■ 当該基準を満たす | | | |
| 【優れた成果が確認できる取組】 | | | |
| | | | |
| 【改善を要する事項】 | | | |
| | | | |

| 基準6-7 大学等の目的及び学位授与方針に則して、公正な卒業(修了)判定が実施されていること | | | |
|--|---|-------|----|
| 分析項目 | 分析項目に係る根拠資料・データ欄 | 備考 | 再掲 |
| [分析項目6-7-1] 大学等の目的及び学位授与方針に則して、卒業又は修了の要件（以下「卒業（修了）要件」という。）を組織的に策定していること | ・卒業又は修了の要件を定めた規定 | | |
| | 6-3-3-02 (02) (教育学部) 信州大学教育学部規程 | 第10条2 | 再掲 |
| | ・卒業又は修了判定に関する教授会等の審議及び学長など組織的な関わり方を含めて卒業（修了）判定の手順が確認できる資料 | | |
| | 1-3-2-03 信州大学教育学部教授会規程 | 第3条 | 再掲 |
| | 6-7-1-01 (02) 信州大学教育学部執行組織に関する内規及び委員会委員名簿等 | 別表1 | |
| [分析項目6-7-2] 大学院教育課程においては、学位論文又は特定の課題についての研究の成果の審査に係る手続き及び評価の基準（以下「学位論文審査基準」という。）を組織として策定されていること | ・学位論文（課題研究）の審査に係る手続き及び評価の基準 | | |
| | ・修了判定に関する教授会等の審議及び学長など組織的な関わり方が確認できる資料 | | |
| [分析項目6-7-3] 策定した卒業（修了）要件（学位論文評価基準を含む）を学生に周知していること | ・卒業（修了）要件を学生に周知していることを示すものとして、学生便覧、シラバス、オリエンテーションの配布資料、ウェブサイトへの掲載等の該当箇所 | | |
| | 6-7-3-01 (02) (教育学部) 学生便覧（第3章） | | |
| [分析項目6-7-4] 卒業又は修了の認定を、卒業（修了）要件（学位論文評価基準を含む）に則して組織的に実施していること | ・教授会等での審議状況等の資料 | | |
| | 6-7-4-01 (02) (教育学部) 令和2年3月4日教授会議事抄録 | | |
| | 〈専門職学位課程を除く大学院課程の分析〉 ・学位論文（特定課題研究の成果を含む。）に係る評価基準、審査手続き等 | | |
| | 〈専門職学位課程を除く大学院課程の分析〉 ・学位論文の審査体制、審査員の選考方法が確認できる資料 | | |
| | 〈専門職学位課程を除く大学院課程の分析〉 ・審査及び試験に合格した学生の学位論文 | | |
| [分析項目6-7-5] 専門職学科を設置している場合は、法令に則して卒業要件が定められていること | ・法令に則した卒業要件が組織として定められていることが確認できる資料 | | |
| | | | |

| | | | |
|---|--|--|--|
| 【特記事項】 | | | |
| ① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。 | | | |
| | | | |
| ② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、 <u>根拠資料とともに簡条書き</u> で記述すること。 | | | |
| | | | |
| | | | |
| 【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。 | | | |
| ■ 当該基準を満たす | | | |
| 【優れた成果が確認できる取組】 | | | |
| | | | |
| 【改善を要する事項】 | | | |
| | | | |

| 基準6-8 大学等の目的及び学位授与方針に則して、適切な学習成果が得られていること | | | |
|--|---|----|----|
| 分析項目 | 分析項目に係る根拠資料・データ欄 | 備考 | 再掲 |
| [分析項目6-8-1] 標準修業年限内の卒業(修了)率及び「標準修業年限×1.5」年内卒業(修了)率、資格取得等の状況が、大学等の目的及び学位授与方針に則して適正な状況にあること | ・標準修業年限内の卒業(修了)率(※1)(過去5年分)(別紙様式6-8-1) 「標準修業年限×1.5」年内卒業(修了)率(※2)(過去5年分)(別紙様式6-8-1) | | |
| | 6-8-1 標準修業年限内の卒業(修了)率及び「標準修業年限×1.5」年内卒業(修了)率(過去5年分) | | |
| | ・資格の取得者数が確認できる資料 | | |
| | 6-8-1-01 (00)学生資格取得状況(令和元年度実績) | | |
| [分析項目6-8-2] 就職(就職希望者に対する就職者の割合)及び進学率が、大学等の目的及び学位授与方針に則して適正な状況にあること | ・就職率(就職希望者に対する就職者の割合)及び進学率の状況(過去5年分)(別紙様式6-8-2) 主な進学/就職先(起業者も含む) | | |
| | 6-8-2 就職率(就職希望者に対する就職者の割合)及び進学率の状況 | | |
| | ・学校基本調査で提出した「該当する」資料(大学ポートレートにある場合は該当URL) | | |
| | 6-8-2-01 (00)大学ポートレート該当URL | | |
| | ・卒業(修了)生の社会での活躍等が確認できる資料(新聞記事等) | | |
| 6-8-2-02 (02)(教育学部)卒業生の社会での活躍等が確認できる資料(新聞記事等)(非公表) | | | |
| [分析項目6-8-3] 卒業(修了)時の学生からの意見聴取の結果により、大学等の目的及び学位授与方針に則した学習成果が得られていること | ・学生からの意見聴取(学習の達成度や満足度に関するアンケート調査、学習ポートフォリオの分析調査、懇談会、インタビュー等)の概要及びその結果が確認できる資料 | | |
| | 6-8-3-01 (02)(教育学部)満足度調査報告書(平成25-27年度) | | |
| | 6-8-3-02 (02)信州大学教育学部における学生の満足度調査報告書(2016年度-2018年度) | | |
| [分析項目6-8-4] 卒業(修了)後一定期間の就業経験等を経た卒業(修了)生からの意見聴取の結果により、大学等の目的及び学位授与方針に則した学習成果が得られていること | ・卒業(修了)後、一定年限を経過した卒業(修了)生についての意見聴取(アンケート、懇談会、インタビュー等)の概要及びその結果が確認できる資料 | | |
| | 2-2-4-03 卒業生・修了生アンケートの実施要領 | | 再掲 |
| [分析項目6-8-5] 就職先等からの意見聴取の結果により、大学等の目的及び学位授与方針に則した学習成果が得られていること | ・就職先や進学先等の関係者への意見聴取(アンケート、懇談会、インタビュー等)の概要及びその結果が確認できる資料 | | |
| | 6-8-5-01 (00)20190301 企業アンケート結果 | | |
| | 6-8-5-02 (00)信州大学卒業生・大学院修了者に関する調査結果報告書 | | |
| | 6-8-5-03 (02)(教育学部)平成27年度雇用先アンケート調査集計結果及び概評 | | |

| | | | |
|---|--|--|--|
| 【特記事項】 | | | |
| ① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。 | | | |
| 分析項目6-8-4 全学的に、卒業後6年を経過した者等を対象に6年に1回意見聴取を実施することとしている。(根拠資料2-2-4-02_卒業生・修了生アンケートの実施要領) | | | |
| ② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、 <u>根拠資料とともに</u> 簡条書きで記述すること。 | | | |
| | | | |
| | | | |
| 【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。 | | | |
| ■ 当該基準を満たす | | | |
| 【優れた成果が確認できる取組】 | | | |
| 【改善を要する事項】 | | | |

II 基準ごとの自己評価

領域6 教育課程と学習成果に関する基準

※一部教育課程について、第三者評価結果の活用なし

：「該当なし」

| 基準6-1 学位授与方針が具体的かつ明確であること | | | |
|--|--|----|----|
| 分析項目 | 分析項目に係る根拠資料・データ欄 | 備考 | 再掲 |
| [分析項目6-1-1] 学位授与方針を、大学等の目的を踏まえて、具体的かつ明確に策定していること | ・公表された学位授与方針 | | |
| | 6-1-1-01 (00)信州大学学位授与の方針 (ディプロマ・ポリシー) | | |
| | 6-1-1-02 (03)経法学部の学位授与の方針 (ディプロマ・ポリシー) | | |
| 【特記事項】 | | | |
| ① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。 | | | |
| ② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。 | | | |
| 【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。 | | | |
| ■ 当該基準を満たす | | | |
| 【優れた成果が確認できる取組】 | | | |
| 【改善を要する事項】 | | | |

| 基準6-2 教育課程方針が、学位授与方針と整合的であること | | | |
|--|--|----|----|
| 分析項目 | 分析項目に係る根拠資料・データ欄 | 備考 | 再掲 |
| [分析項目6-2-1] 教育課程方針において、学生や授業科目を担当する教員が解り易いように、①教育課程の編成の方針、②教育課程における教育・学習方法に関する方針、③学習成果の評価の方針を明確かつ具体的に明示していること | ・公表された教育課程方針 | | |
| | 6-2-1-01 (00)信州大学教育課程編成・実施の方針 (カリキュラム・ポリシー) | | |
| | 6-2-1-02 (03)経法学部の教育課程編成・実施の方針 (カリキュラム・ポリシー) | | |
| [分析項目6-2-2] 教育課程方針が学位授与方針と整合性を有していること | ・公表された教育課程方針及び学位授与方針 | | |
| | 6-1-1-01 (00)信州大学学位授与の方針 (ディプロマ・ポリシー) | | 再掲 |
| | 6-2-1-01 (00)信州大学教育課程編成・実施の方針 (カリキュラム・ポリシー) | | 再掲 |
| | 6-1-1-02 (03)経法学部の学位授与の方針 (ディプロマ・ポリシー) | | 再掲 |
| | 6-2-1-02 (03)経法学部の教育課程編成・実施の方針 (カリキュラム・ポリシー) | | 再掲 |
| 【特記事項】 | | | |
| ① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。 | | | |
| ② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、 <u>根拠資料とともに箇条書き</u> で記述すること。 | | | |
| | | | |
| 【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。 ■ 当該基準を満たす | | | |
| 【優れた成果が確認できる取組】 | | | |
| 【改善を要する事項】 | | | |

| 基準6-3 教育課程の編成及び授業科目の内容が、学位授与方針及び教育課程方針に則して、体系的であり相応しい水準であること | | | |
|---|---|----------|----|
| 分析項目 | 分析項目に係る根拠資料・データ欄 | 備考 | 再掲 |
| [分析項目6-3-1] 教育課程の編成が、体系的を有していること | ・体系的が確認できる資料（カリキュラム・マップ、コース・ツリー、ナンバリング等） | | |
| | 6-3-1-01 (03) (経法学部) 「学位授与の方針」マップ | | |
| | 6-3-1-02 (03) (経法学部) 入学から卒業までの流れ | | |
| | ・授業科目の開設状況が確認できる資料（コース、教養・専門基礎・専門等の分類、年次配当、必修・選択等の別） | | |
| | 6-3-1-03 (03) (経法学部) 応用経済学科履修要件表・専門科目一覧 | | |
| | 6-3-1-04 (03) (経法学部) 総合法律学科履修要件表・専門科目一覧 | | |
| [分析項目6-3-2] 授業科目の内容が、授与する学位に相応しい水準となっていること | ・分野別第三者評価の結果 | | |
| | ・日本学術会議による参照基準等に準拠した内容になっていることが確認できる資料 | | |
| | ・シラバス | | |
| | 6-3-2-01 (03) (経法学部) 経法学部専門科目シラバス | | |
| | ・その他自己点検・評価において体系的や水準に関する検証を実施している場合はその状況がわかる資料 | | |
| [分析項目6-3-3] 他の大学又は大学以外の教育施設等における学習、入学前の既修得単位等の単位認定を行っている場合、認定に関する規定を法令に従い規則等で定めていること | ・明文化された規定類 | | |
| | 6-3-3-01 (00) 信州大学学則 | 第50条～52条 | |
| | 6-3-3-02 (03) (経法学部) 信州大学経法学部規程 | 第16条～18条 | |
| [分析項目6-3-4] 大学院課程（専門職学位課程を除く）においては、学位論文（特定の課題についての研究の成果を含む）の作成等に係る指導（以下「研究指導」という）に関し、指導教員を明確に定めるなどの指導体制を整備し、計画を策定した上で指導することとしていること | ・研究指導、学位論文（特定課題研究の成果を含む。）指導体制が確認できる資料（規定、申合せ等） | | |
| | ・研究指導計画書、研究指導報告書等、指導方法が確認できる資料 | | |
| | ・国内外の学会への参加を促進している場合は、その状況が確認できる資料 | | |
| | ・他大学や産業界との連携により、研究指導を実施している場合は、その状況が確認できる資料 | | |
| | ・研究倫理に関する指導が確認できる資料 | | |
| | ・TA・RAとしての活動を通じた能力の育成、教育的機能の訓練を行っている場合は、TA・RAの採用、活用状況が確認できる資料 | | |
| | | | |

| | | | |
|--|--|--|--|
| <p>[分析項目6-3-5] 専門職学科を設置している場合は、法令に則して、教育課程が編成されるとともに、教育課程連携協議会を運用していること</p> | <p>・授業科目の開設状況が確認できる資料（コース、教養・専門基礎・専門等の分類、年次配当、必修・選択等の別）※前述の資料と同じ</p> | | |
| | <p>・教育課程連携協議会の設置・運用に関する規定及び開催実績・内容が確認できる資料</p> | | |
| <p>【特記事項】</p> | | | |
| <p>① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。</p> | | | |
| | | | |
| <p>② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、<u>根拠資料とともに簡条書き</u>で記述すること。</p> | | | |
| <p>[活動取組6-3-A] 本学では、学士課程の学生を対象とした本学独自の教育プログラムとして、全学横断特別教育プログラムを平成29年度から開設している。同プログラムは①ローカル・イノベーター養成コース、②グローバルコア人材養成コース、③環境マインド実践人材養成コースの3つのコースから成り、それぞれ地球環境マネジメント、地域社会、グローバル社会の未来を創造するための実践力を持った高度キャリア人材の育成を目的としている。学生は学部、学年を超えて各コースに所属し、問題分析能力やアイデア創出、コミュニケーションスキルを学ぶ。</p> | <p>6-3-A-01 (00)全学横断特別教育プログラム2019パンフレット</p> | | |
| <p>【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。</p> | | | |
| <p>■ 当該基準を満たす</p> | | | |
| <p>【優れた成果が確認できる取組】 全学横断特別教育プログラムについて、令和元年度において、本学部からはローカル・イノベーター養成コースで4名、グローバルコア人材養成コースで13名、環境マインド実践人材養成コースで1名の学生が受講した。</p> | | | |
| <p>【改善を要する事項】</p> | | | |

| 基準6-4 学位授与方針及び教育課程方針に則して、適切な授業形態、学習指導法が採用されていること | | | |
|---|---|----|----|
| 分析項目 | 分析項目に係る根拠資料・データ欄 | 備考 | 再掲 |
| [分析項目6-4-1] 1年間の授業を行う期間が原則として35週にわたるものとなっていること | ・1年間の授業を行う期間が確認できる資料(学年暦、年間スケジュール等) 6-4-1-01 (03) (経法学部) 2019年度経法学部学年暦 | | |
| [分析項目6-4-2] 各科目の授業期間が10週又は15週にわたるものとなっていること。なお、10週又は15週と異なる授業期間を設定する場合は、教育上の必要があり、10週又は15週を期間として授業を行う場合と同等以上の十分な教育効果をあげていること | ・1年間の授業を行う期間が確認できる資料(学年暦、年間スケジュール等) 6-4-1-01 (03) (経法学部) 2019年度経法学部学年暦 ・シラバス 6-3-2-01 (03) (経法学部) 経法学部専門科目シラバス | | 再掲 |
| [分析項目6-4-3] 適切な授業形態、学習指導法が採用され、授業の方法及び内容が学生に対して明示されていること | ・シラバスの全件、全項目が確認できる資料(電子シラバスのデータ(csv)等) 6-3-2-01 (03) (経法学部) 経法学部専門科目シラバス | | 再掲 |
| [分析項目6-4-4] 教育上主要と認める授業科目は、原則として専任の教授・准教授が担当していること | ・教育上主要と認める授業科目(別紙様式6-4-4) 6-4-4 教育上主要と認める授業科目 ・シラバス 6-4-4-01 (03) (経法学部) 教育上主要と認める授業科目のシラバス※応用経済学科 6-4-4-02 (03) (経法学部) 教育上主要と認める授業科目のシラバス※総合法律学科 | | |
| [分析項目6-4-5] 専門職大学院を設置している場合は、履修登録の上限設定の制度(CAP制度)を適切に設けていること | ・CAP制に関する規定 | | |
| [分析項目6-4-6] 大学院において教育方法の特例(大学院設置基準第14条)の取組として夜間その他特定の時間又は期間に授業を行っている場合は、法令に則した実施方法となっていること | ・大学院学則 | | |
| [分析項目6-4-7] 薬学に関する学部又は学科のうち臨床に係る実践的な能力を培うことを主たる目的とするものを設置している場合は、必要な施設を確保し、薬学実務実習を実施していること | ・薬学実務実習に必要な施設の状況及び実習の実施状況が確認できる資料 | | |
| [分析項目6-4-8] 教職大学院を設置している場合は、連携協力校を確保していること | ・連携協力校との連携状況が確認できる資料 | | |
| [分析項目6-4-9] 夜間において授業を実施している課程を置いている場合は、配慮を行っていること | ・実施している配慮が確認できる資料 | | |

| | | | |
|---|---|--|--|
| [分析項目6-4-10] 通信教育を行う課程を置いている場合は、印刷教材等による授業、放送授業、面接授業（スクリーニングを含む。）若しくはメディアを利用して行う授業の実施方法が整備され、指導が行われていること | ・授業の実施方法（同時性・非同時性、双方向性・非双方向性）について確認できる資料（シラバス、履修要項、教材等の該当箇所） | | |
| | ・添削等による指導、質問の受付、チューターの利用、学生間のコミュニケーション等、対面授業と同等以上の教育効果を確保するための方法について確認できる資料 | | |
| | ・電話・郵便・電子メール等による教育相談、助言体制及びそれらを周知する資料、ウェブサイトによる情報提供等の実施体制及び実施状況が確認できる資料 | | |
| | ・教育相談、助言の利用実績が確認できる資料 | | |
| | | | |
| [分析項目6-4-11] 専門職学科を設置している場合は、授業を行う学生数が法令に則していること | ・法令に則した授業を行う学生数に関して、規定や申し合わせ等組織として決定していることが確認できる資料 | | |
| 【特記事項】 | | | |
| ① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。 | | | |
| ② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、 <u>根拠資料とともに</u> 簡条書きで記述すること。 | | | |
| 【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。 ■ 当該基準を満たす | | | |
| 【優れた成果が確認できる取組】 | | | |
| 【改善を要する事項】 | | | |

| 基準6-5 学位授与方針に則して適切な履修指導、支援が行われていること | | | |
|---|--|----|----|
| 分析項目 | 分析項目に係る根拠資料・データ欄 | 備考 | 再掲 |
| [分析項目6-5-1] 学生のニーズに応え得る履修指導の体制を組織として整備し、指導、助言が行われていること | ・履修指導の実施状況（別紙様式6-5-1） | | |
| | 6-5-1 履修指導の実施状況 | | |
| [分析項目6-5-2] 学生のニーズに応え得る学習相談の体制を整備し、助言、支援が行われていること | ・通信教育を行う課程を置いている場合は、履修指導の体制が確認できる資料 | | |
| | 6-5-2 学習相談の実施状況 | | |
| [分析項目6-5-3] 社会的・職業的自立を図るために必要な能力を培う取組を実施していること | ・学習相談の実施状況（別紙様式6-5-2） | | |
| | 6-5-2 学習相談の実施状況 | | |
| [分析項目6-5-3] 社会的・職業的自立を図るために必要な能力を培う取組を実施していること | ・社会的・職業的自立を図るために必要な能力を培う取組（別紙様式6-5-3） | | |
| | 6-5-3 社会的・職業的自立を図るために必要な能力を培う取組 | | |
| | ・インターンシップを実施している場合は、その実施状況が確認できる資料（実施要項、提携・受入企業、派遣・単位認定実績等） | | |
| | 6-5-3-01 (00) キャリア教育・サポートセンター就職活動支援事業の2019年度実績 | | |
| | 6-5-3-02 (03) 2019実績 学生別インターンシップ参加実績調査 経法・経済学部 | | |
| | 6-5-3-03 (03) (経法学部) 2019年ガイダンス説明資料 | | |
| | 6-5-3-04 (03) (経法学部) インターンシップ関係シラバス | | |
| | 6-5-3-05 (03) 2019「現代職業論」日程と講師陣 | | |
| | 6-5-3-06 (03) (経法学部) 現代職業論受講者数2019 | | |
| | 6-5-3-07 (03) (経法学部) 現代職業論シラバス | | |
| [分析項目6-5-4] 障害のある学生、留学生、その他履修上特別な支援を要する学生に対する学習支援を行う体制を整えていること | ・社会的・職業的自立を図るために必要な能力を培う取組（別紙様式6-5-3） | | |
| | 6-5-3 社会的・職業的自立を図るために必要な能力を培う取組 | | |
| | ・インターンシップを実施している場合は、その実施状況が確認できる資料（実施要項、提携・受入企業、派遣・単位認定実績等） | | |
| | 6-5-3-01 (00) キャリア教育・サポートセンター就職活動支援事業の2019年度実績 | | |
| | 6-5-3-02 (03) 2019実績 学生別インターンシップ参加実績調査 経法・経済学部 | | |
| | 6-5-3-03 (03) (経法学部) 2019年ガイダンス説明資料 | | |
| | 6-5-3-04 (03) (経法学部) インターンシップ関係シラバス | | |
| | 6-5-3-05 (03) 2019「現代職業論」日程と講師陣 | | |
| | 6-5-3-06 (03) (経法学部) 現代職業論受講者数2019 | | |
| | 6-5-3-07 (03) (経法学部) 現代職業論シラバス | | |
| [分析項目6-5-4] 障害のある学生、留学生、その他履修上特別な支援を要する学生に対する学習支援を行う体制を整えていること | ・社会的・職業的自立を図るために必要な能力を培う取組（別紙様式6-5-3） | | |
| | 6-5-3 社会的・職業的自立を図るために必要な能力を培う取組 | | |
| | ・インターンシップを実施している場合は、その実施状況が確認できる資料（実施要項、提携・受入企業、派遣・単位認定実績等） | | |
| | 6-5-3-01 (00) キャリア教育・サポートセンター就職活動支援事業の2019年度実績 | | |
| | 6-5-3-02 (03) 2019実績 学生別インターンシップ参加実績調査 経法・経済学部 | | |
| | 6-5-3-03 (03) (経法学部) 2019年ガイダンス説明資料 | | |
| | 6-5-3-04 (03) (経法学部) インターンシップ関係シラバス | | |
| | 6-5-3-05 (03) 2019「現代職業論」日程と講師陣 | | |
| | 6-5-3-06 (03) (経法学部) 現代職業論受講者数2019 | | |
| | 6-5-3-07 (03) (経法学部) 現代職業論シラバス | | |
| [分析項目6-5-4] 障害のある学生、留学生、その他履修上特別な支援を要する学生に対する学習支援を行う体制を整えていること | ・履修上特別な支援を要する学生等に対する学習支援の状況（別紙様式6-5-4） | | |
| | 6-5-4 履修上特別な支援を要する学生等に対する学習支援の状況 | | |
| | ・チューター等を配置している場合は、その制度や配置状況が確認できる資料 | | |
| | 6-5-4-01 (03) (経法学部) チューターガイダンス資料 | | |
| | 6-5-4-02 (03) (経法学部) 新入留学生歓迎会ポスター | | |
| | 6-5-4-03 (03) (経法学部) 2019見学旅行 | | |
| | 6-5-4-04 (03) (経法学部) 2019チューター対応表 | | |
| | ・留学生に対する外国語による情報提供（時間割、シラバス等）を行っている場合は、その該当箇所 | | |
| | 6-5-4-05 (03) (経法学部) 「社会科学のための基礎力演習」シラバス | | |
| | ・障害のある学生に対する支援（ノートテーカー等）を行っている場合は、その制度や実施状況が確認できる資料 | | |
| 6-5-4-06 (00) 2019年度ノートテイク養成講座実績 | | | |

| | | |
|--|--|----|
| 4-2-1-06 国立大学法人信州大学における障害を理由とする差別の解消の推進に関する教職員対応要領 | | 再掲 |
| 4-2-1-07 信州大学障害学生支援マニュアル | | 再掲 |
| 4-2-1-08 信州大学障害学生支援コア・チーム申合せ | | 再掲 |
| 4-2-1-09 信州大学学生相談センター障害学生支援室細則 | | 再掲 |
| 4-2-1-11 障害者支援機器等一覧 | | 再掲 |
| 4-2-1-12 JASSO実態調査(2019年度) | | 再掲 |
| ・ 特別クラス、補習授業を開設している場合は、その実施状況(受講者数等)が確認できる資料 | | |
| ・ 学習支援の利用実績が確認できる資料 | | |
| 【特記事項】 | | |
| ① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。 | | |
| | | |
| ② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、 <u>根拠資料とともに箇条書きで記述すること。</u> | | |
| | | |
| | | |
| 【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。 | | |
| ■ 当該基準を満たす | | |
| 【優れた成果が確認できる取組】 | | |
| | | |
| 【改善を要する事項】 | | |
| | | |
| | | |

| 基準6-6 教育課程方針に則して、公正な成績評価が厳格かつ客観的に実施されていること | | | |
|---|---|-----------------|----|
| 分析項目 | 分析項目に係る根拠資料・データ欄 | 備考 | 再掲 |
| [分析項目6-6-1] 成績評価基準を学位授与方針及び教育課程方針に則して定められている学習成果の評価の方針と整合性をもって、組織として策定していること | ・ 成績評価基準 | | |
| | 6-6-1-01 (00)成績評価基準 | | |
| | 6-6-1-02 (03)信州大学シラバスガイドライン【2019年11月20日改正】 | | |
| [分析項目6-6-2] 成績評価基準を学生に周知していること | ・ 成績評価基準を学生に周知していることを示すものとして、学生便覧、シラバス、オリエンテーションの配布資料等の該当箇所 | | |
| | 6-6-2-01 (00)成績評価基準、Webサイトでの公表 | | |
| | 6-6-1-03 (03) (経法学部) 成績評価の方法と基準※学生便覧抜粋 | | 再掲 |
| [分析項目6-6-3] 成績評価基準に則り各授業科目の成績評価や単位認定が厳格かつ客観的に行われていることについて、組織的に確認していること | ・ 成績評価の分布表 | | |
| | 6-6-3-01 (03) (経法学部) 2019成績評価別一覧表 (非公表) | | |
| | ・ 成績評価分布等のデータを関係委員会等で確認するなど組織的に確認していることに関する資料 | | |
| | 6-6-3-02 (03) (経法学部) 教務委員会レジュメ | | |
| | ・ GPA制度の目的と実施状況についてわかる資料 | | |
| [分析項目6-6-4] 成績に対する異議申立て制度を組織的に設けていること | 6-6-3-03 (03) (経法学部) GPA制度について※学生便覧抜粋 | | |
| | ・ (個人指導等が中心となる科目の場合) 成績評価の客観性を担保するための措置についてわかる資料 | | |
| | ・ 学生からの成績評価に関する申立ての手続きや学生への周知等が明示されている資料 | | |
| | 6-6-4-01 (03) (経法学部) 成績の疑義申立て※経法学部履修案内抜粋 | 5. 成績の疑義申立てについて | |
| | 6-6-4-02 (03) (経法学部) 成績疑義申立て書 | | |
| ・ 申立ての内容及びその対応、申立ての件数等の資料・データ | | | |
| ・ 成績評価の根拠となる資料(答案、レポート、出席記録等)を保存することを定めている規定類 | | | |
| 6-6-4-03 (00) 国立大学法人信州大学法人文書管理規則及び法人文書保存期間基準 (抜粋) | | | |

| | | | |
|---|--|--|--|
| 【特記事項】 | | | |
| ① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。 | | | |
| | | | |
| ② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、 <u>根拠資料とともに簡条書き</u> で記述すること。 | | | |
| | | | |
| | | | |
| 【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。 | | | |
| ■ 当該基準を満たす | | | |
| 【優れた成果が確認できる取組】 | | | |
| | | | |
| 【改善を要する事項】 | | | |
| | | | |

| 基準6-7 大学等の目的及び学位授与方針に則して、公正な卒業(修了)判定が実施されていること | | | |
|--|---|--------|----|
| 分析項目 | 分析項目に係る根拠資料・データ欄 | 備考 | 再掲 |
| [分析項目6-7-1] 大学等の目的及び学位授与方針に則して、卒業又は修了の要件（以下「卒業（修了）要件」という。）を組織的に策定していること | ・卒業又は修了の要件を定めた規定 | | |
| | 6-7-1-01 (03) (経法学部) 信州大学経法学部規程 | 第5条第2項 | |
| | 6-7-1-02 (03) (経法学部) 経法学部学生便覧※卒業要件抜粋 | | |
| [分析項目6-7-2] 大学院教育課程においては、学位論文又は特定の課題についての研究の成果の審査に係る手続き及び評価の基準（以下「学位論文審査基準」という。）を組織として策定されていること | ・卒業又は修了判定に関する教授会等の審議及び学長など組織的な関わり方を含めて卒業（修了）判定の手順が確認できる資料 | | |
| | 1-3-2-04 信州大学経法学部教授会規程 | 第3条 | 再掲 |
| [分析項目6-7-3] 策定した卒業（修了）要件（学位論文評価基準を含む）を学生に周知していること | ・学位論文（課題研究）の審査に係る手続き及び評価の基準 | | |
| | ・修了判定に関する教授会等の審議及び学長など組織的な関わり方が確認できる資料 | | |
| [分析項目6-7-4] 卒業又は修了の認定を、卒業（修了）要件（学位論文評価基準を含む）に則して組織的に実施していること | ・卒業（修了）要件を学生に周知していることを示すものとして、学生便覧、シラバス、オリエンテーションの配布資料、ウェブサイトへの掲載等の該当箇所 | | |
| | 6-7-1-02 (03) (経法学部) 経法学部学生便覧※卒業要件抜粋 | | 再掲 |
| [分析項目6-7-5] 専門職学科を設置している場合は、法令に則して卒業要件が定められていること | ・教授会等での審議状況等の資料 | | |
| | 6-7-4-01 (03) (経法学部) 判定教授会レジュメ及び議事録 | | |
| | 〈専門職学位課程を除く大学院課程の分析〉 ・学位論文（特定課題研究の成果を含む。）に係る評価基準、審査手続き等 | | |
| | 〈専門職学位課程を除く大学院課程の分析〉 ・学位論文の審査体制、審査員の選考方法が確認できる資料 | | |
| | 〈専門職学位課程を除く大学院課程の分析〉 ・審査及び試験に合格した学生の学位論文 | | |
| [分析項目6-7-5] 専門職学科を設置している場合は、法令に則して卒業要件が定められていること | ・法令に則した卒業要件が組織として定められていることが確認できる資料 | | |
| | | | |

| | | | |
|---|--|--|--|
| 【特記事項】 | | | |
| ① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。 | | | |
| | | | |
| ② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、 <u>根拠資料とともに簡条書き</u> で記述すること。 | | | |
| | | | |
| | | | |
| 【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。 | | | |
| ■ 当該基準を満たす | | | |
| 【優れた成果が確認できる取組】 | | | |
| | | | |
| 【改善を要する事項】 | | | |
| | | | |

| 基準6-8 大学等の目的及び学位授与方針に則して、適切な学習成果が得られていること | | | |
|--|---|----|----|
| 分析項目 | 分析項目に係る根拠資料・データ欄 | 備考 | 再掲 |
| [分析項目6-8-1] 標準修業年限内の卒業(修了)率及び「標準修業年限×1.5」年内卒業(修了)率、資格取得等の状況が、大学等の目的及び学位授与方針に則して適正な状況にあること | ・標準修業年限内の卒業(修了)率(※1)(過去5年分)(別紙様式6-8-1) 「標準修業年限×1.5」年内卒業(修了)率(※2)(過去5年分)(別紙様式6-8-1) | | |
| | 6-8-1 標準修業年限内の卒業(修了)率及び「標準修業年限×1.5」年内卒業(修了)率(過去5年分) | | |
| | ・資格の取得者数が確認できる資料 | | |
| | 6-8-1-01 (00)学生資格取得状況(令和元年度実績) | | |
| [分析項目6-8-2] 就職(就職希望者に対する就職者の割合)及び進学率が、大学等の目的及び学位授与方針に則して適正な状況にあること | ・就職率(就職希望者に対する就職者の割合)及び進学率の状況(過去5年分)(別紙様式6-8-2) 主な進学/就職先(起業者も含む) | | |
| | 6-8-2 就職率(就職希望者に対する就職者の割合)及び進学率の状況 | | |
| | ・学校基本調査で提出した「該当する」資料(大学ポートレートにある場合は該当URL) | | |
| | 6-8-2-01 (00)大学ポートレート該当URL | | |
| [分析項目6-8-3] 卒業(修了)時の学生からの意見聴取の結果により、大学等の目的及び学位授与方針に則した学習成果が得られていること | ・学生からの意見聴取(学習の達成度や満足度に関するアンケート調査、学習ポートフォリオの分析調査、懇談会、インタビュー等)の概要及びその結果が確認できる資料 | | |
| | 6-8-3-01 (03)(経法学部)卒業生対象アンケート集計結果 | | |
| [分析項目6-8-4] 卒業(修了)後一定期間の就業経験等を経た卒業(修了)生からの意見聴取の結果により、大学等の目的及び学位授与方針に則した学習成果が得られていること | ・卒業(修了)後、一定年限を経過した卒業(修了)生についての意見聴取(アンケート、懇談会、インタビュー等)の概要及びその結果が確認できる資料 | | |
| | 2-2-4-03 卒業生・修了生アンケートの実施要領 | | 再掲 |
| [分析項目6-8-5] 就職先等からの意見聴取の結果により、大学等の目的及び学位授与方針に則した学習成果が得られていること | ・就職先や進学先等の関係者への意見聴取(アンケート、懇談会、インタビュー等)の概要及びその結果が確認できる資料 | | |
| | 6-8-5-01 (00)20190301 企業アンケート結果 | | |
| | 6-8-5-02 (00)信州大学卒業生・大学院修了者に関する調査結果報告書 | | |

| | | | |
|---|--|--|--|
| 【特記事項】 | | | |
| ① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。 | | | |
| 分析項目6-8-4 全学的に、卒業後6年を経過した者等を対象に6年に1回意見聴取を実施することとしている。(根拠資料2-2-4-02_卒業生・修了生アンケートの実施要領) | | | |
| ② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、 <u>根拠資料とともに</u> 箇条書きで記述すること。 | | | |
| | | | |
| | | | |
| 【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。 | | | |
| ■ 当該基準を満たす | | | |
| 【優れた成果が確認できる取組】 | | | |
| 【改善を要する事項】 | | | |

II 基準ごとの自己評価

領域6 教育課程と学習成果に関する基準

※一部教育課程について、第三者評価結果の活用なし

：「該当なし」

| 基準6-1 学位授与方針が具体的かつ明確であること | | | |
|--|---|-----|----|
| 分析項目 | 分析項目に係る根拠資料・データ欄 | 備考 | 再掲 |
| [分析項目6-1-1] 学位授与方針を、大学等の目的を踏まえて、具体的かつ明確に策定していること | ・公表された学位授与方針 | | |
| | 6-1-1-01 (00)信州大学学位授与の方針 (ディプロマ・ポリシー) | | |
| | 6-1-1-02 (04)2020学生便覧 | p.2 | |
| 【特記事項】 | | | |
| ① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。 | | | |
| ② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。 | | | |
| 【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。 | | | |
| ■ 当該基準を満たす | | | |
| 【優れた成果が確認できる取組】 | | | |
| 【改善を要する事項】 | | | |

| 基準6-2 教育課程方針が、学位授与方針と整合的であること | | | |
|--|---|-----|----|
| 分析項目 | 分析項目に係る根拠資料・データ欄 | 備考 | 再掲 |
| [分析項目6-2-1] 教育課程方針において、学生や授業科目を担当する教員が解り易いように、①教育課程の編成の方針、②教育課程における教育・学習方法に関する方針、③学習成果の評価の方針を明確かつ具体的に明示していること | ・公表された教育課程方針 6-2-1-01 (00)信州大学教育課程編成・実施の方針 (カリキュラム・ポリシー) | | |
| | 6-1-1-02 (04)2020学生便覧 | p.2 | 再掲 |
| [分析項目6-2-2] 教育課程方針が学位授与方針と整合性を有していること | ・公表された教育課程方針及び学位授与方針 6-1-1-01 (00)信州大学学位授与の方針 (ディプロマ・ポリシー) | | 再掲 |
| | 6-2-1-01 (00)信州大学教育課程編成・実施の方針 (カリキュラム・ポリシー) | | 再掲 |
| | 6-1-1-02 (04)2020学生便覧 | p.2 | 再掲 |
| | | | |
| 【特記事項】 | | | |
| ① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。 | | | |
| ② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。 | | | |
| 【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。 ■ 当該基準を満たす | | | |
| 【優れた成果が確認できる取組】 | | | |
| 【改善を要する事項】 | | | |

| 基準6-3 教育課程の編成及び授業科目の内容が、学位授与方針及び教育課程方針に則して、体系的であり相応しい水準であること | | | |
|---|--|----------|----|
| 分析項目 | 分析項目に係る根拠資料・データ欄 | 備考 | 再掲 |
| [分析項目6-3-1] 教育課程の編成が、体系的を有していること | ・体系的が確認できる資料（カリキュラム・マップ、コース・ツリー、ナンバリング等） | | |
| | 6-3-1-01 (04) 理学部教育カリキュラム 理学部について | | |
| | ・授業科目の開設状況が確認できる資料（コース、教養・専門基礎・専門等の分類、年次配当、必修・選択等の別） 6-3-1-02 (04) 2019学生便覧 | p. 17~43 | |
| [分析項目6-3-2] 授業科目の内容が、授与する学位に相応しい水準となっていること | ・分野別第三者評価の結果 | | |
| | ・日本学術会議による参照基準等に準拠した内容になっていることが確認できる資料 | | |
| | ・シラバス 6-3-2-01 (04) 2019年度シラバス | | |
| | ・その他自己点検・評価において体系的や水準に関する検証を実施している場合はその状況がわかる資料 | | |
| [分析項目6-3-3] 他の大学又は大学以外の教育施設等における学習、入学前の既修得単位等の単位認定を行っている場合、認定に関する規定を法令に従い規則等で定めていること | ・明文化された規定類 | | |
| | 6-3-3-01 (00) 信州大学学則 | 第50条~52条 | |
| | 6-3-3-02 (04) 信州大学理学部規程 | 第15条~17条 | |
| [分析項目6-3-4] 大学院課程（専門職学位課程を除く）においては、学位論文（特定の課題についての研究の成果を含む）の作成等に係る指導（以下「研究指導」という）に関し、指導教員を明確に定めるなどの指導体制を整備し、計画を策定した上で指導することとしていること | ・研究指導、学位論文（特定課題研究の成果を含む。）指導体制が確認できる資料（規定、申告等） | | |
| | ・研究指導計画書、研究指導報告書等、指導方法が確認できる資料 | | |
| | ・国内外の学会への参加を促進している場合は、その状況が確認できる資料 | | |
| | ・他大学や産業界との連携により、研究指導を実施している場合は、その状況が確認できる資料 | | |
| | ・研究倫理に関する指導が確認できる資料 | | |
| | ・TA・RAとしての活動を通じた能力の育成、教育的機能の訓練を行っている場合は、TA・RAの採用、活用状況が確認できる資料 | | |
| | | | |

| | | | |
|--|--|--|--|
| <p>[分析項目6-3-5] 専門職学科を設置している場合は、法令に則して、教育課程が編成されるとともに、教育課程連携協議会を運用していること</p> | <p>・授業科目の開設状況が確認できる資料（コース、教養・専門基礎・専門等の分類、年次配当、必修・選択等の別）※前述の資料と同じ</p> | | |
| | <p>・教育課程連携協議会の設置・運用に関する規定及び開催実績・内容が確認できる資料</p> | | |
| <p>【特記事項】</p> | | | |
| <p>① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。</p> | | | |
| | | | |
| <p>② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、<u>根拠資料とともに簡条書き</u>で記述すること。</p> | | | |
| <p>[活動取組6-3-A] 本学では、学士課程の学生を対象とした本学独自の教育プログラムとして、全学横断特別教育プログラムを平成29年度から開設している。同プログラムは①ローカル・イノベーター養成コース、②グローバルコア人材養成コース、③環境マインド実践人材養成コースの3つのコースから成り、それぞれ地球環境マネジメント、地域社会、グローバル社会の未来を創造するための実践力を持った高度キャリア人材の育成を目的としている。学生は学部、学年を超えて各コースに所属し、問題分析能力やアイデア創出、コミュニケーションスキルを学ぶ。</p> | <p>6-3-A-01 (00)全学横断特別教育プログラム2019パンフレット</p> | | |
| <p>【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。</p> | | | |
| <p>■ 当該基準を満たす</p> | | | |
| <p>【優れた成果が確認できる取組】</p> | | | |
| <p>全学横断特別教育プログラムについて、令和元年度において、本学部からはローカル・イノベーター養成コースで2名、グローバルコア人材養成コースで4名、環境マインド実践人材養成コースで4名の学生が受講した。</p> | | | |
| <p>【改善を要する事項】</p> | | | |

| 基準6-4 学位授与方針及び教育課程方針に則して、適切な授業形態、学習指導法が採用されていること | | | |
|---|---|----|--------------|
| 分析項目 | 分析項目に係る根拠資料・データ欄 | 備考 | 再掲 |
| [分析項目6-4-1] 1年間の授業を行う期間が原則として35週にわたるものとなっていること | ・1年間の授業を行う期間が確認できる資料(学年暦、年間スケジュール等) 6-4-1-01 (04)授業日数カレンダー | | |
| [分析項目6-4-2] 各科目の授業期間が10週又は15週にわたるものとなっていること。なお、10週又は15週と異なる授業期間を設定する場合は、教育上の必要があり、10週又は15週を期間として授業を行う場合と同等以上の十分な教育効果をあげていること | ・1年間の授業を行う期間が確認できる資料(学年暦、年間スケジュール等) 6-4-1-01 (04)授業日数カレンダー ・シラバス 6-3-2-01 (04)2019年度シラバス | | 再掲 再掲 |
| [分析項目6-4-3] 適切な授業形態、学習指導法が採用され、授業の方法及び内容が学生に対して明示されていること | ・シラバスの全件、全項目が確認できる資料(電子シラバスのデータ(csv)等) 6-3-2-01 (04)2019年度シラバス | | 再掲 |
| [分析項目6-4-4] 教育上主要と認める授業科目は、原則として専任の教授・准教授が担当していること | ・教育上主要と認める授業科目(別紙様式6-4-4) 6-4-4 教育上主要と認める授業科目 ・シラバス 6-3-2-01 (04)2019年度シラバス | | 再掲 |
| [分析項目6-4-5] 専門職大学院を設置している場合は、履修登録の上限設定の制度(CAP制度)を適切に設けていること | ・CAP制に関する規定 | | |
| [分析項目6-4-6] 大学院において教育方法の特例(大学院設置基準第14条)の取組として夜間その他特定の時間又は期間に授業を行っている場合は、法令に則した実施方法となっていること | ・大学院学則 | | |
| [分析項目6-4-7] 薬学に関する学部又は学科のうち臨床に係る実践的な能力を培うことを主たる目的とするものを設置している場合は、必要な施設を確保し、薬学実務実習を実施していること | ・薬学実務実習に必要な施設の状況及び実習の実施状況が確認できる資料 | | |
| [分析項目6-4-8] 教職大学院を設置している場合は、連携協力校を確保していること | ・連携協力校との連携状況が確認できる資料 | | |
| [分析項目6-4-9] 夜間において授業を実施している課程を置いている場合は、配慮を行っていること | ・実施している配慮が確認できる資料 | | |

| | | | |
|--|---|--|--|
| [分析項目6-4-10] 通信教育を行う課程を置いている場合は、印刷教材等による授業、放送授業、面接授業（スクーリングを含む。）若しくはメディアを利用して行う授業の実施方法が整備され、指導が行われていること | ・授業の実施方法（同時性・非同時性、双方向性・非双方向性）について確認できる資料（シラバス、履修要項、教材等の該当箇所） | | |
| | ・添削等による指導、質問の受付、チューターの利用、学生間のコミュニケーション等、対面授業と同等以上の教育効果を確保するための方法について確認できる資料 | | |
| | ・電話・郵便・電子メール等による教育相談、助言体制及びそれらを周知する資料、ウェブサイトによる情報提供等の実施体制及び実施状況が確認できる資料 | | |
| | ・教育相談、助言の利用実績が確認できる資料 | | |
| | [分析項目6-4-11] 専門職学科を設置している場合は、授業を行う学生数が法令に則していること | ・法令に則した授業を行う学生数に関して、規定や申し合わせ等組織として決定していることが確認できる資料 | |
| 【特記事項】 | | | |
| ① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。 | | | |
| ② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、 <u>根拠資料とともに</u> 簡条書きで記述すること。 | | | |
| 【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。 ■ 当該基準を満たす | | | |
| 【優れた成果が確認できる取組】 | | | |
| 【改善を要する事項】 | | | |

| 基準6-5 学位授与方針に則して適切な履修指導、支援が行われていること | | | | |
|---|--|----|----|----|
| 分析項目 | 分析項目に係る根拠資料・データ欄 | 備考 | 再掲 | |
| [分析項目6-5-1] 学生のニーズに応え得る履修指導の体制を組織として整備し、指導、助言が行われていること | ・履修指導の実施状況（別紙様式6-5-1） 6-5-1 履修指導の実施状況 | | | |
| | ・通信教育を行う課程を置いている場合は、履修指導の体制が確認できる資料 | | | |
| [分析項目6-5-2] 学生のニーズに応え得る学習相談の体制を整備し、助言、支援が行われていること | ・学習相談の実施状況（別紙様式6-5-2） 6-5-2 学習相談の実施状況 | | | |
| | ・通信教育を行う課程を置いている場合は、学習相談の体制が確認できる資料 | | | |
| [分析項目6-5-3] 社会的・職業的自立を図るために必要な能力を培う取組を実施していること | ・社会的・職業的自立を図るために必要な能力を培う取組（別紙様式6-5-3） 6-5-3 社会的・職業的自立を図るために必要な能力を培う取組 | | | |
| | ・インターンシップを実施している場合は、その実施状況が確認できる資料（実施要項、提携・受入企業、派遣・単位認定実績等） 6-5-3-01 (04)2019年度学部生インターンシップ受入先実績 | | | |
| | | | | |
| [分析項目6-5-4] 障害のある学生、留学生、その他履修上特別な支援を要する学生に対する学習支援を行う体制を整えていること | ・履修上特別な支援を要する学生等に対する学習支援の状況（別紙様式6-5-4） 6-5-4 履修上特別な支援を要する学生等に対する学習支援の状況 | | | |
| | ・チューター等を配置している場合は、その制度や配置状況が確認できる資料 6-5-4-01 (04)2019チューター実績 | | | |
| | 6-5-4-02 (04)チューター制度について | | | |
| | ・留学生に対する外国語による情報提供（時間割、シラバス等）を行っている場合は、その該当箇所 | | | |
| | ・障害のある学生に対する支援（ノートテーカー等）を行っている場合は、その制度や実施状況が確認できる資料 6-5-4-03 (00)2019年度ノートテーカー養成講座実績 | | | |
| | 6-5-4-04 (04)合理的配慮検討のお願い | | | |
| | 6-5-4-05 (04)障害のある学生への修学上の配慮について | | | |
| | 6-5-4-06 (04)H31年度理学部学生のカウンセリング利用状況 | | | |
| | 4-2-1-06 国立大学法人信州大学における障害を理由とする差別の解消の推進に関する教職員対応要領 | | | 再掲 |
| | 4-2-1-07 信州大学障害学生支援マニュアル | | | 再掲 |
| | 4-2-1-08 信州大学障害学生支援コア・チーム申合せ | | | 再掲 |
| | 4-2-1-09 信州大学学生相談センター障害学生支援室細則 | | | 再掲 |
| | 4-2-1-11 障害者支援機器等一覧 | | | 再掲 |
| 4-2-1-12 JASSO実態調査(2019年度) | | | 再掲 | |

- | | | |
|--|--|--|
| ・ 特別クラス、補習授業を開設している場合は、その実施状況（受講者数等）が確認できる資料 | | |
| ・ 学習支援の利用実績が確認できる資料 | | |

【特記事項】

① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。

② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。

【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。

■ 当該基準を満たす

【優れた成果が確認できる取組】

【改善を要する事項】

| 基準6-6 教育課程方針に則して、公正な成績評価が厳格かつ客観的に実施されていること | | | |
|---|---|------|----|
| 分析項目 | 分析項目に係る根拠資料・データ欄 | 備考 | 再掲 |
| [分析項目6-6-1] 成績評価基準を学位授与方針及び教育課程方針に則して定められている学習成果の評価の方針と整合性をもって、組織として策定していること | ・ 成績評価基準 | | |
| | 6-6-1-01 (00)成績評価基準 | | |
| [分析項目6-6-2] 成績評価基準を学生に周知していること | ・ 成績評価基準を学生に周知していることを示すものとして、学生便覧、シラバス、オリエンテーションの配布資料等の該当箇所 | | |
| | 6-6-2-01 (00)成績評価基準、Webサイトでの公表 | | |
| | 6-3-1-02 (04)2019学生便覧 | p. 3 | 再掲 |
| [分析項目6-6-3] 成績評価基準に則り各授業科目の成績評価や単位認定が厳格かつ客観的に行われていることについて、組織的に確認していること | ・ 成績評価の分布表 | | |
| | 6-6-3-01 (04)2019前期分成績分布（非公表） | | |
| | 6-6-3-02 (04)2019後期通年分成績分布（非公表） | | |
| | ・ 成績評価分布等のデータを関係委員会等で確認するなど組織的に確認していることに関する資料 | | |
| | 6-6-3-03 (04)2019-07教務委員会会議報告 | | |
| | 6-6-3-04 (04)2019-12教務委員会会議報告 | | |
| | ・ GPA制度の目的と実施状況についてわかる資料 | | |
| | 6-6-3-05 (04)学生便覧(GPA制度)について | | |
| [分析項目6-6-4] 成績に対する異議申立て制度を組織的に設けていること | ・ (個人指導等が中心となる科目の場合) 成績評価の客観性を担保するための措置についてわかる資料 | | |
| | 6-6-3-06 (04)シラバス卒業研究等 | | |
| | ・ 学生からの成績評価に関する申立ての手続きや学生への周知等が明示されている資料 | | |
| | 6-1-1-02 (04)2020学生便覧 | p. 6 | 再掲 |
| | 6-6-4-01 (04)前期成績開示日 | | |
| | 6-6-4-02 (04)後期成績開示日 | | |
| | 6-6-4-03 (04)成績評価照会願 | | |
| | ・ 申立ての内容及びその対応、申立ての件数等の資料・データ | | |
| 6-6-4-04 (04)2019異議申し立てデータ6件（非公表） | | | |
| ・ 成績評価の根拠となる資料（答案、レポート、出席記録等）を保存することを定めている規定類 | | | |
| 6-6-4-05 (00)国立大学法人信州大学法人文書管理規則及び法人文書保存期間基準（抜粋） | | | |

| | | | |
|---|--|--|--|
| 【特記事項】 | | | |
| ① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。 | | | |
| | | | |
| ② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、 <u>根拠資料とともに簡条書き</u> で記述すること。 | | | |
| | | | |
| | | | |
| 【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。 | | | |
| ■ 当該基準を満たす | | | |
| 【優れた成果が確認できる取組】 | | | |
| | | | |
| 【改善を要する事項】 | | | |
| | | | |

| 基準6-7 大学等の目的及び学位授与方針に則して、公正な卒業(修了)判定が実施されていること | | | |
|--|--|----------------------------|----|
| 分析項目 | 分析項目に係る根拠資料・データ欄 | 備考 | 再掲 |
| [分析項目6-7-1] 大学等の目的及び学位授与方針に則して、卒業又は修了の要件（以下「卒業（修了）要件」という。）を組織的に策定していること | ・卒業又は修了の要件を定めた規定 | | |
| | 6-3-3-02 (04)信州大学理学部規程 | 第5条 | 再掲 |
| | 6-3-1-02 (04)2019学生便覧 | p. 19. p. 29. p. 33. p. 37 | 再掲 |
| | ・卒業又は修了判定に関する教授会等の審議及び学長など組織的な関わり方を含めて卒業（修了）判定の手順が確認できる資料 1-3-2-05 信州大学理学部教授会規程 | 第3条 | 再掲 |
| [分析項目6-7-2] 大学院教育課程においては、学位論文又は特定の課題についての研究の成果の審査に係る手続き及び評価の基準（以下「学位論文審査基準」という。）を組織として策定されていること | ・学位論文（課題研究）の審査に係る手続き及び評価の基準 | | |
| | ・修了判定に関する教授会等の審議及び学長など組織的な関わり方が確認できる資料 | | |
| [分析項目6-7-3] 策定した卒業（修了）要件（学位論文評価基準を含む）を学生に周知していること | ・卒業（修了）要件を学生に周知していることを示すものとして、学生便覧、シラバス、オリエンテーションの配布資料、ウェブサイトへの掲載等の該当箇所 | | |
| | 6-3-1-02 (04)2019学生便覧 | p. 19. p. 29. p. 33. p. 37 | 再掲 |
| [分析項目6-7-4] 卒業又は修了の認定を、卒業（修了）要件（学位論文評価基準を含む）に則して組織的に実施していること | ・教授会等での審議状況等の資料 | | |
| | 6-7-4-01 (04)理学系教授会議記録_令和2年3月5日 | | |
| | 〈専門職学位課程を除く大学院課程の分析〉 ・学位論文（特定課題研究の成果を含む。）に係る評価基準、審査手続き等 | | |
| | 〈専門職学位課程を除く大学院課程の分析〉 ・学位論文の審査体制、審査員の選考方法が確認できる資料 | | |
| [分析項目6-7-5] 専門職学科を設置している場合は、法令に則して卒業要件が定められていること | ・法令に則した卒業要件が組織として定められていることが確認できる資料 | | |
| | | | |

| | | | |
|---|--|--|--|
| 【特記事項】 | | | |
| ① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。 | | | |
| | | | |
| ② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、 <u>根拠資料とともに簡条書き</u> で記述すること。 | | | |
| | | | |
| | | | |
| 【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。 | | | |
| ■ 当該基準を満たす | | | |
| 【優れた成果が確認できる取組】 | | | |
| | | | |
| 【改善を要する事項】 | | | |
| | | | |

| 基準6-8 大学等の目的及び学位授与方針に則して、適切な学習成果が得られていること | | | |
|--|---|----|----|
| 分析項目 | 分析項目に係る根拠資料・データ欄 | 備考 | 再掲 |
| [分析項目6-8-1] 標準修業年限内の卒業（修了）率及び「標準修業年限×1.5」年内卒業（修了）率、資格取得等の状況が、大学等の目的及び学位授与方針に則して適正な状況にあること | ・標準修業年限内の卒業（修了）率（※1）（過去5年分）（別紙様式6-8-1） 「標準修業年限×1.5」年内卒業（修了）率（※2）（過去5年分）（別紙様式6-8-1） | | |
| | 6-8-1 標準修業年限内の卒業（修了）率及び「標準修業年限×1.5」年内卒業（修了）率（過去5年分） | | |
| | ・資格の取得者数が確認できる資料 | | |
| | 6-8-1-01 (00)学生資格取得状況（令和元年度実績） | | |
| [分析項目6-8-2] 就職（就職希望者に対する就職者の割合）及び進学率の状況が、大学等の目的及び学位授与方針に則して適正な状況にあること | ・就職率（就職希望者に対する就職者の割合）及び進学率の状況（過去5年分）（別紙様式6-8-2） 主な進学/就職先（起業者も含む） | | |
| | 6-8-2 就職率（就職希望者に対する就職者の割合）及び進学率の状況 | | |
| | ・学校基本調査で提出した「該当する」資料（大学ポートレートにある場合は該当URL） | | |
| | 6-8-2-01 (00)大学ポートレート該当URL | | |
| | ・卒業（修了）生の社会での活躍等が確認できる資料（新聞記事等） | | |
| 6-8-2-02 (04)新聞記事の切り抜き H28-31年度（非公表） | | | |
| [分析項目6-8-3] 卒業（修了）時の学生からの意見聴取の結果により、大学等の目的及び学位授与方針に則した学習成果が得られていること | ・学生からの意見聴取（学習の達成度や満足度に関するアンケート調査、学習ポートフォリオの分析調査、懇談会、インタビュー等）の概要及びその結果が確認できる資料 | | |
| | 6-8-3-01 (04)平成30年度理学部卒業生満足度調査結果 | | |
| [分析項目6-8-4] 卒業（修了）後一定期間の就業経験等を経た卒業（修了）生からの意見聴取の結果により、大学等の目的及び学位授与方針に則した学習成果が得られていること | ・卒業（修了）後、一定年限を経過した卒業（修了）生についての意見聴取（アンケート、懇談会、インタビュー等）の概要及びその結果が確認できる資料 | | |
| | 2-2-4-03 卒業生・修了生アンケートの実施要領 | | 再掲 |
| [分析項目6-8-5] 就職先等からの意見聴取の結果により、大学等の目的及び学位授与方針に則した学習成果が得られていること | ・就職先や進学先等の関係者への意見聴取（アンケート、懇談会、インタビュー等）の概要及びその結果が確認できる資料 | | |
| | 6-8-5-01 (00)20190301 企業アンケート結果 | | |
| | 6-8-5-02 (00)信州大学卒業生・大学院修了者に関する調査結果報告書 | | |
| 【特記事項】 | | | |
| ① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。 | | | |
| 分析項目6-8-4 全学的に、卒業後6年を経過した者等を対象に6年に1回意見聴取を実施することとしている。（根拠資料2-2-4-02_卒業生・修了生アンケートの実施要領） | | | |
| ② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに簡条書きで記述すること。 | | | |
| | | | |

【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。

■ 当該基準を満たす

【優れた成果が確認できる取組】

【改善を要する事項】

II 基準ごとの自己評価

領域6 教育課程と学習成果に関する基準

※一部教育課程について、第三者評価結果の活用なし

: 「該当なし」

| 基準6-1 学位授与方針が具体的かつ明確であること | | | |
|--|--|----|----|
| 分析項目 | 分析項目に係る根拠資料・データ欄 | 備考 | 再掲 |
| [分析項目6-1-1] 学位授与方針を、大学等の目的を踏まえて、具体的かつ明確に策定していること | ・公表された学位授与方針 | | |
| | 6-1-1-01 (00)信州大学学位授与の方針 (ディプロマ・ポリシー) | | |
| | 6-1-1-02 (05)医学部医学科ディプロマポリシー | | |
| | 6-1-1-03 (05)医学部保健学科学位授与の方針 (ディプロマ・ポリシー) | | |
| 【特記事項】 | | | |
| ① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。 | | | |
| ② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。 | | | |
| 【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。 ■ 当該基準を満たす | | | |
| 【優れた成果が確認できる取組】 | | | |
| 【改善を要する事項】 | | | |

| 基準6-2 教育課程方針が、学位授与方針と整合的であること | | | |
|--|--|----|----|
| 分析項目 | 分析項目に係る根拠資料・データ欄 | 備考 | 再掲 |
| [分析項目6-2-1] 教育課程方針において、学生や授業科目を担当する教員が解り易いように、①教育課程の編成の方針、②教育課程における教育・学習方法に関する方針、③学習成果の評価の方針を明確かつ具体的に明示していること | ・公表された教育課程方針 | | |
| | 6-2-1-01 (00)信州大学教育課程編成・実施の方針(カリキュラム・ポリシー) | | |
| | 6-2-1-02 (05)医学部医学科カリキュラムポリシー | | |
| [分析項目6-2-2] 教育課程方針が学位授与方針と整合性を有していること | ・公表された教育課程方針及び学位授与方針 | | |
| | 6-1-1-01 (00)信州大学学位授与の方針(ディプロマ・ポリシー) | | 再掲 |
| | 6-1-1-02 (05)医学部医学科ディプロマポリシー | | 再掲 |
| | 6-1-1-03 (05)医学部保健学科学位授与の方針(ディプロマ・ポリシー) | | 再掲 |
| | 6-2-1-01 (00)信州大学教育課程編成・実施の方針(カリキュラム・ポリシー) | | 再掲 |
| | 6-2-1-02 (05)医学部医学科カリキュラムポリシー | | 再掲 |
| [特記事項] | 6-2-1-03 (05)医学部保健学科(各専攻)教育課程編成・実施の方針(カリキュラム・ポリシー) | | 再掲 |
| | ① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。 | | |
| ② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。 | | | |
| 【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。 ■ 当該基準を満たす | | | |
| 【優れた成果が確認できる取組】 | | | |
| 【改善を要する事項】 | | | |

| 基準6-3 教育課程の編成及び授業科目の内容が、学位授与方針及び教育課程方針に則して、体系的であり相応しい水準であること | | | |
|---|--|----------|----|
| 分析項目 | 分析項目に係る根拠資料・データ欄 | 備考 | 再掲 |
| [分析項目6-3-1] 教育課程の編成が、体系的を有していること | ・体系的が確認できる資料（カリキュラム・マップ、コース・ツリー、ナンバリング等） | | |
| | 6-3-1-01 (05)医学部医学科履修チャート | | |
| | 6-3-1-02 (05)医学部保健学科各専攻 履修チャート | | |
| | 6-3-1-03 (05)2019年度 医学部保健学科時間割 | | |
| | 6-3-1-04 (05)医学部保健学科履修課程表 | | |
| | ・授業科目の開設状況が確認できる資料（コース、教養・専門基礎・専門等の分類、年次配当、必修・選択等の別） | | |
| | 6-3-1-05 (05)2019年度医学部医科学科学生便覧 | p. 43~44 | |
| 6-3-1-06 (05)2019年度医学部保健学科学生便覧 | p. 14~29 | | |
| [分析項目6-3-2] 授業科目の内容が、授与する学位に相応しい水準となっていること | ・分野別第三者評価の結果 | | |
| | ・日本学術会議による参照基準等に準拠した内容になっていることが確認できる資料 | | |
| | ・シラバス | | |
| | 6-3-2-01 (05)2019年度医学部医学科シラバス | | |
| | 6-3-2-02 (05)2019年度医学部保健学科シラバス | | |
| | ・その他自己点検・評価において体系的や水準に関する検証を実施している場合はその状況がわかる資料 | | |
| [分析項目6-3-3] 他の大学又は大学以外の教育施設等における学習、入学前の既修得単位等の単位認定を行っている場合、認定に関する規定を法令に従い規則等で定めていること | ・明文化された規定類 | | |
| | 6-3-3-01 (00)信州大学学則 | 第50条~52条 | |
| | 6-3-3-02 (05)信州大学医学部規程 | 第16条~18条 | |
| [分析項目6-3-4] 大学院課程（専門職学位課程を除く）においては、学位論文（特定の課題についての研究の成果を含む）の作成等に係る指導（以下「研究指導」という）に関し、指導教員を明確に定めるなどの指導体制を整備し、計画を策定した上で指導することとしていること | ・研究指導、学位論文（特定課題研究の成果を含む。）指導体制が確認できる資料（規定、申合せ等） | | |
| | ・研究指導計画書、研究指導報告書等、指導方法が確認できる資料 | | |
| | ・国内外の学会への参加を促進している場合は、その状況が確認できる資料 | | |
| | ・他大学や産業界との連携により、研究指導を実施している場合は、その状況が確認できる資料 | | |
| | ・研究倫理に関する指導が確認できる資料 | | |
| | | | |
| | | | |

| | | | |
|---|---|--|--|
| | <p>・TA・RAとしての活動を通じた能力の育成、教育的機能の訓練を行っている場合は、TA・RAの採用、活用状況が確認できる資料</p> | | |
| <p>[分析項目6-3-5] 専門職学科を設置している場合は、法令に則して、教育課程が編成されるとともに、教育課程連携協議会を運用していること</p> | <p>・授業科目の開設状況が確認できる資料（コース、教養・専門基礎・専門等の分類、年次配当、必修・選択等の別）※前述の資料と同じ</p> <p>・教育課程連携協議会の設置・運用に関する規定及び開催実績・内容が確認できる資料</p> | | |
| <p>【特記事項】</p> | | | |
| <p>① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。</p> | | | |
| <p>② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。</p> | | | |
| <p>[活動取組6-3-A] 本学では、学士課程の学生を対象とした本学独自の教育プログラムとして、全学横断特別教育プログラムを平成29年度から開設している。同プログラムは①ローカル・イノベーター養成コース、②グローバルコア人材養成コース、③環境マインド実践人材養成コースの3つのコースから成り、それぞれ地球環境マネジメント、地域社会、グローバル社会の未来を創造するための実践力を持った高度キャリア人材の育成を目的としている。学生は学部、学年を超えて各コースに所属し、問題分析能力やアイデア創出、コミュニケーションスキルを学ぶ。</p> | <p>6-3-A-01_(00)全学横断特別教育プログラム2019パンフレット</p> | | |
| <p>【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。</p> <p>■ 当該基準を満たす</p> | | | |
| <p>【優れた成果が確認できる取組】 全学横断特別教育プログラムについて、令和元年度において、本学部からはグローバルコア人材養成コースで11名の学生が受講した。</p> | | | |
| <p>【改善を要する事項】</p> | | | |

| 基準6-4 学位授与方針及び教育課程方針に則して、適切な授業形態、学習指導法が採用されていること | | | |
|---|---|----|----|
| 分析項目 | 分析項目に係る根拠資料・データ欄 | 備考 | 再掲 |
| [分析項目6-4-1] 1年間の授業を行う期間が原則として35週にわたるものとなっていること | ・1年間の授業を行う期間が確認できる資料(学年暦、年間スケジュール等) | | |
| | 6-4-1-01 (05)2019年度 共通教育・医学科学年暦 | | |
| | 6-4-1-02 (05)2019年度 医学部保健学科学年暦 | | |
| [分析項目6-4-2] 各科目の授業期間が10週又は15週にわたるものとなっていること。なお、10週又は15週と異なる授業期間を設定する場合は、教育上の必要があり、10週又は15週を期間として授業を行う場合と同等以上の十分な教育効果をあげていること | ・1年間の授業を行う期間が確認できる資料(学年暦、年間スケジュール等) | | |
| | 6-4-1-01 (05)2019年度 共通教育・医学科学年暦 | | 再掲 |
| | 6-4-1-02 (05)2019年度 医学部保健学科学年暦 | | 再掲 |
| | ・シラバス | | |
| | 6-3-2-01 (05)2019年度医学部医学科シラバス | | 再掲 |
| 6-3-2-02 (05)2019年度医学部保健学科シラバス | | 再掲 | |
| [分析項目6-4-3] 適切な授業形態、学習指導法が採用され、授業の方法及び内容が学生に対して明示されていること | ・シラバスの全件、全項目が確認できる資料(電子シラバスのデータ(csv)等) | | |
| | 6-3-2-01 (05)2019年度医学部医学科シラバス | | 再掲 |
| | 6-3-2-02 (05)2019年度医学部保健学科シラバス | | 再掲 |
| [分析項目6-4-4] 教育上主要と認める授業科目は、原則として専任の教授・准教授が担当していること | ・教育上主要と認める授業科目(別紙様式6-4-4) | | |
| | 6-4-4 教育上主要と認める授業科目 | | |
| | ・シラバス | | |
| | 6-3-2-01 (05)2019年度医学部医学科シラバス | | 再掲 |
| | 6-3-2-02 (05)2019年度医学部保健学科シラバス | | 再掲 |
| [分析項目6-4-5] 専門職大学院を設置している場合は、履修登録の上限設定の制度(CAP制度)を適切に設けていること | ・CAP制に関する規定 | | |
| [分析項目6-4-6] 大学院において教育方法の特例(大学院設置基準第14条)の取組として夜間その他特定の時間又は期間に授業を行っている場合は、法令に則した実施方法となっていること | ・大学院学則 | | |
| [分析項目6-4-7] 薬学に関する学部又は学科のうち臨床に係る実践的な能力を培うことを主たる目的とするものを設置している場合は、必要な施設を確保し、薬学実務実習を実施していること | ・薬学実務実習に必要な施設の状況及び実習の実施状況が確認できる資料 | | |
| [分析項目6-4-8] 教職大学院を設置している場合は、連携協力校を確保していること | ・連携協力校との連携状況が確認できる資料 | | |
| [分析項目6-4-9] 夜間において授業を実施している課程を置いている場合は、配慮を行っていること | ・実施している配慮が確認できる資料 | | |

| | | | |
|--|---|--|--|
| [分析項目6-4-10] 通信教育を行う課程を置いている場合は、印刷教材等による授業、放送授業、面接授業（スクーリングを含む。）若しくはメディアを利用して行う授業の実施方法が整備され、指導が行われていること | ・授業の実施方法（同時性・非同時性、双方向性・非双方向性）について確認できる資料（シラバス、履修要項、教材等の該当箇所） | | |
| | ・添削等による指導、質問の受付、チューターの利用、学生間のコミュニケーション等、対面授業と同等以上の教育効果を確保するための方法について確認できる資料 | | |
| | ・電話・郵便・電子メール等による教育相談、助言体制及びそれらを周知する資料、ウェブサイトによる情報提供等の実施体制及び実施状況が確認できる資料 | | |
| | ・教育相談、助言の利用実績が確認できる資料 | | |
| | [分析項目6-4-11] 専門職学科を設置している場合は、授業を行う学生数が法令に則していること | ・法令に則した授業を行う学生数に関して、規定や申し合わせ等組織として決定していることが確認できる資料 | |
| 【特記事項】 | | | |
| ① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。 | | | |
| ② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、 <u>根拠資料とともに</u> 簡条書きで記述すること。 | | | |
| 【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。 ■ 当該基準を満たす | | | |
| 【優れた成果が確認できる取組】 | | | |
| 【改善を要する事項】 | | | |

| 基準6-5 学位授与方針に則して適切な履修指導、支援が行われていること | | | |
|---|---|----|----|
| 分析項目 | 分析項目に係る根拠資料・データ欄 | 備考 | 再掲 |
| [分析項目6-5-1] 学生のニーズに応え得る履修指導の体制を組織として整備し、指導、助言が行われていること | ・履修指導の実施状況（別紙様式6-5-1） 6-5-1 履修指導の実施状況 | | |
| | ・通信教育を行う課程を置いている場合は、履修指導の体制が確認できる資料 | | |
| [分析項目6-5-2] 学生のニーズに応え得る学習相談の体制を整備し、助言、支援が行われていること | ・学習相談の実施状況（別紙様式6-5-2） 6-5-2 学習相談の実施状況 | | |
| | ・通信教育を行う課程を置いている場合は、学習相談の体制が確認できる資料 | | |
| [分析項目6-5-3] 社会的・職業的自立を図るために必要な能力を培う取組を実施していること | ・社会的・職業的自立を図るために必要な能力を培う取組（別紙様式6-5-3） 6-5-3 社会的・職業的自立を図るために必要な能力を培う取組 | | |
| | ・インターンシップを実施している場合は、その実施状況が確認できる資料（実施要項、提携・受入企業、派遣・単位認定実績等） 6-5-3-01 (00) キャリア教育・サポートセンター就職活動支援事業の2019年度実績 | | |
| | ・履修上特別な支援を要する学生等に対する学習支援の状況（別紙様式6-5-4） 6-5-4 履修上特別な支援を要する学生等に対する学習支援の状況 | | |
| [分析項目6-5-4] 障害のある学生、留学生、その他履修上特別な支援を要する学生に対する学習支援を行う体制を整えていること | ・チューター等を配置している場合は、その制度や配置状況が確認できる資料 | | |
| | ・留学生に対する外国語による情報提供（時間割、シラバス等）を行っている場合は、その該当箇所 | | |
| | ・障害のある学生に対する支援（ノートテーカー等）を行っている場合は、その制度や実施状況が確認できる資料 6-5-4-01 (00) 2019年度ノートテーカー養成講座実績 | | |
| | 6-5-4-02 (05) 障害学生の支援についてのFD研修会開催 | | |
| | 4-2-1-06 国立大学法人信州大学における障害を理由とする差別の解消の推進に関する教職員対応要領 | | 再掲 |
| | 4-2-1-07 信州大学障害学生支援マニュアル | | 再掲 |
| | 4-2-1-08 信州大学障害学生支援コア・チーム申合せ | | 再掲 |
| | 4-2-1-09 信州大学学生相談センター障害学生支援室細則 | | 再掲 |
| | 4-2-1-11 障害者支援機器等一覧 | | 再掲 |
| | 4-2-1-12 JASSO実態調査（2019年度） | | 再掲 |
| | ・特別クラス、補習授業を開設している場合は、その実施状況（受講者数等）が確認できる資料 | | |
| | ・学習支援の利用実績が確認できる資料 | | |

| | | | |
|---|--|--|--|
| 【特記事項】 | | | |
| ① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。 | | | |
| | | | |
| ② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、 <u>根拠資料とともに簡条書き</u> で記述すること。 | | | |
| | | | |
| | | | |
| 【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。 | | | |
| ■ 当該基準を満たす | | | |
| 【優れた成果が確認できる取組】 | | | |
| | | | |
| 【改善を要する事項】 | | | |
| | | | |

| 基準6-6 教育課程方針に則して、公正な成績評価が厳格かつ客観的に実施されていること | | | |
|---|--|--------------|----|
| 分析項目 | 分析項目に係る根拠資料・データ欄 | 備考 | 再掲 |
| [分析項目6-6-1] 成績評価基準を学位授与方針及び教育課程方針に則して定められている学習成果の評価の方針と整合性をもって、組織として策定していること | ・ 成績評価基準 | | |
| | 6-6-1-01 (00)成績評価基準 | | |
| | 6-6-1-02 (05)医学部医学科「成績評価の基準」「事前・事後学習に関する情報」 | | |
| [分析項目6-6-2] 成績評価基準を学生に周知していること | ・ 成績評価基準を学生に周知していることを示すものとして、学生便覧、シラバス、オリエンテーションの配布資料等の該当箇所 | | |
| | 6-6-2-01 (00)成績評価基準, Webサイトでの公表 | | |
| [分析項目6-6-3] 成績評価基準に則り各授業科目の成績評価や単位認定が厳格かつ客観的に行われていることについて、組織的に確認していること | ・ 成績評価の分布表 | | |
| | 6-6-3-01 (05)3年次生成績判定資料 | | |
| | 6-6-3-02 (05)卒業試験ヒストグラム | | |
| | 6-6-3-03 (05)2019年度成績評価分布表(非公表) | | |
| | ・ 成績評価分布等のデータを関係委員会等で確認するなど組織的に確認していることに関する資料 | | |
| | 6-6-3-04 (05)進級判定会議出席者(3年生) | | |
| | 6-3-1-05 (05)2019年度医学部医学科学学生便覧 | P. 46 内規第16条 | 再掲 |
| | 6-6-3-05 (05)医学部保健学科教務委員会報告(令和元年8月29日) | | |
| | ・ G P A制度の目的と実施状況についてわかる資料 | | |
| | 6-3-1-05 (05)2019年度医学部医学科学学生便覧 | p. 49~50 | 再掲 |
| | 6-3-1-06 (05)2019年度医学部保健科学学生便覧 | p. 10~11 | 再掲 |
| ・ (個人指導等が中心となる科目の場合)成績評価の客観性を担保するための措置についてわかる資料 | | | |
| [分析項目6-6-4] 成績に対する異議申立て制度を組織的に設けていること | ・ 学生からの成績評価に関する申立ての手続きや学生への周知等が明示されている資料 | | |
| | 6-6-4-01 (05)医学部保健学科成績評価疑義照会_学生向け通知(ガイダンス配布資料) | | |
| | 6-6-4-02 (05)医学部保健学科専門科目成績評価疑義照会願 | | |
| | 6-6-4-03 (05)医学部保健学科成績に関する疑義照会に係るフロー図 | | |
| | 6-3-1-05 (05)2019年度医学部医学科学学生便覧 | P. 48 | 再掲 |
| | ・ 申立ての内容及びその対応、申立ての件数等の資料・データ | | |
| | ・ 成績評価の根拠となる資料(答案、レポート、出席記録等)を保存することを定めている規定類 | | |
| 6-6-4-01 (00)国立大学法人信州大学法人文書管理規則及び法人文書保存期間基準(抜粋) | | | |

| | | | |
|---|--|--|--|
| 【特記事項】 | | | |
| ① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。 | | | |
| | | | |
| ② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、 <u>根拠資料とともに簡条書き</u> で記述すること。 | | | |
| | | | |
| | | | |
| 【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。 | | | |
| ■ 当該基準を満たす | | | |
| 【優れた成果が確認できる取組】 | | | |
| | | | |
| 【改善を要する事項】 | | | |
| | | | |

| 基準6-7 大学等の目的及び学位授与方針に則して、公正な卒業(修了)判定が実施されていること | | | | |
|--|--|-----------|----|--|
| 分析項目 | 分析項目に係る根拠資料・データ欄 | 備考 | 再掲 | |
| [分析項目6-7-1] 大学等の目的及び学位授与方針に則して、卒業又は修了の要件（以下「卒業（修了）要件」という。）を組織的に策定していること | ・ 卒業又は修了の要件を定めた規定 | | | |
| | 6-3-3-01 (00)信州大学学則 | 第53条 | 再掲 | |
| | 6-3-3-02 (05)信州大学医学部規程 | 第5条 | 再掲 | |
| | ・ 卒業又は修了判定に関する教授会等の審議及び学長など組織的な関わり方を含めて卒業（修了）判定の手順が確認できる資料 | | | |
| | 1-3-2-06 信州大学医学部教授会規程 | 第3条 | 再掲 | |
| | 1-3-2-07 信州大学医学部医学科会議内規 | | 再掲 | |
| [分析項目6-7-2] 大学院教育課程においては、学位論文又は特定の課題についての研究の成果の審査に係る手続き及び評価の基準（以下「学位論文審査基準」という。）を組織として策定されていること | ・ 学位論文（課題研究）の審査に係る手続き及び評価の基準 | | | |
| | ・ 修了判定に関する教授会等の審議及び学長など組織的な関わり方が確認できる資料 | | | |
| [分析項目6-7-3] 策定した卒業（修了）要件（学位論文評価基準を含む）を学生に周知していること | ・ 卒業（修了）要件を学生に周知していることを示すものとして、学生便覧、シラバス、オリエンテーションの配布資料、ウェブサイトへの掲載等の該当箇所 | | | |
| | 6-7-3-01 (05) (医学科) 進級・卒業判定の基準 | | | |
| | 6-3-1-05 (05)2019年度医学部医学科学生便覧 | p. 39 第5条 | 再掲 | |
| [分析項目6-7-4] 卒業又は修了の認定を、卒業（修了）要件（学位論文評価基準を含む）に則して組織的に実施していること | 6-3-1-06 (05)2019年度医学部保健学科学生便覧 | p. 30 | 再掲 | |
| | ・ 教授会等での審議状況等の資料 | | | |
| | 6-7-4-01 (05)医学部臨時保健学科会議記録（令和2年2月10日） | | | |
| | 6-7-4-02 (05)20191127医学科会議記録 | | | |
| | 〈専門職学位課程を除く大学院課程の分析〉 ・ 学位論文（特定課題研究の成果を含む。）に係る評価基準、審査手続き等 | | | |
| 〈専門職学位課程を除く大学院課程の分析〉 ・ 学位論文の審査体制、審査員の選考方法が確認できる資料 | | | | |
| 〈専門職学位課程を除く大学院課程の分析〉 ・ 審査及び試験に合格した学生の学位論文 | | | | |
| [分析項目6-7-5] 専門職学科を設置している場合は、法令に則して卒業要件が定められていること | ・ 法令に則した卒業要件が組織として定められていることが確認できる資料 | | | |

| | | | |
|---|--|--|--|
| 【特記事項】 | | | |
| ① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。 | | | |
| | | | |
| ② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、 <u>根拠資料とともに簡条書き</u> で記述すること。 | | | |
| | | | |
| | | | |
| 【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。 | | | |
| ■ 当該基準を満たす | | | |
| 【優れた成果が確認できる取組】 | | | |
| 【改善を要する事項】 | | | |

| 基準6-8 大学等の目的及び学位授与方針に則して、適切な学習成果が得られていること | | | |
|--|---|----|----|
| 分析項目 | 分析項目に係る根拠資料・データ欄 | 備考 | 再掲 |
| [分析項目6-8-1] 標準修業年限内の卒業（修了）率及び「標準修業年限×1.5」年内卒業（修了）率、資格取得等の状況が、大学等の目的及び学位授与方針に則して適正な状況にあること | ・標準修業年限内の卒業（修了）率（※1）（過去5年分）（別紙様式6-8-1） 「標準修業年限×1.5」年内卒業（修了）率（※2）（過去5年分）（別紙様式6-8-1） | | |
| | 6-8-1 標準修業年限内の卒業（修了）率及び「標準修業年限×1.5」年内卒業（修了）率（過去5年分） | | |
| | ・資格の取得者数が確認できる資料 | | |
| | 6-8-1-01 (00)学生資格取得状況（令和元年度実績） | | |
| | 6-8-1-02 (05)医師国家試験合格率 | | |
| | 6-8-1-03 (05)（保健学科）令和元年度 国家試験合格状況 | | |
| [分析項目6-8-2] 就職（就職希望者に対する就職者の割合）及び進学率が、大学等の目的及び学位授与方針に則して適正な状況にあること | ・論文の採択・受賞状況、各コンペティション等の受賞状況が確認できる資料 | | |
| | 6-8-1-04 (05)医学生の診療技能全国大会「シムリンピック」の記事 | | |
| | ・就職率（就職希望者に対する就職者の割合）及び進学率の状況（過去5年分）（別紙様式6-8-2） 主な進学/就職先（起業者も含む） | | |
| | 6-8-2 就職率（就職希望者に対する就職者の割合）及び進学率の状況 | | |
| [分析項目6-8-3] 卒業（修了）時の学生からの意見聴取の結果により、大学等の目的及び学位授与方針に則した学習成果が得られていること | ・学校基本調査で提出した「該当する」資料（大学ポートレートにある場合は該当URL） | | |
| | 6-8-2-01 (00)大学ポートレート該当URL | | |
| | ・卒業（修了）生の社会での活躍等が確認できる資料（新聞記事等） | | |
| [分析項目6-8-4] 卒業（修了）後一定期間の就業経験等を経た卒業（修了）生からの意見聴取の結果により、大学等の目的及び学位授与方針に則した学習成果が得られていること | 6-8-2-02 (05)卒業生の活躍記事 | | |
| | ・学生からの意見聴取（学習の達成度や満足度に関するアンケート調査、学習ポートフォリオの分析調査、懇談会、インタビュー等）の概要及びその結果が確認できる資料 | | |
| [分析項目6-8-5] 就職先等からの意見聴取の結果により、大学等の目的及び学位授与方針に則した学習成果が得られていること | 6-8-3-01 (05)医学教育に関するアンケート（6年） | | |
| | 6-8-3-02 (05)2019年度 卒業生満足度調査（保健学科の教育に関するアンケート）結果 | | |
| | ・卒業（修了）後、一定年限を経過した卒業（修了）生についての意見聴取（アンケート、懇談会、インタビュー等）の概要及びその結果が確認できる資料 | | |
| | 2-2-4-03 卒業生・修了生アンケートの実施要領 | | 再掲 |
| | 6-8-4-01 (05)2019年度 卒業生を迎えての懇談会実施報告書 | | |
| | ・就職先や進学先等の関係者への意見聴取（アンケート、懇談会、インタビュー等）の概要及びその結果が確認できる資料 | | |
| | 6-8-5-01 (00)信州大学卒業生・大学院修了者に関する調査結果報告書 | | |

| | | | |
|---|--|--|--|
| 【特記事項】 | | | |
| ① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。 | | | |
| 分析項目6-8-4 全学的に、卒業後6年を経過した者等を対象に6年に1回意見聴取を実施することとしている。(根拠資料2-2-4-02_卒業生・修了生アンケートの実施要領) | | | |
| ② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、 <u>根拠資料とともに</u> 箇条書きで記述すること。 | | | |
| | | | |
| | | | |
| 【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。 | | | |
| ■ 当該基準を満たす | | | |
| 【優れた成果が確認できる取組】 | | | |
| 【改善を要する事項】 | | | |

II 基準ごとの自己評価

領域6 教育課程と学習成果に関する基準

※一部教育課程について、第三者評価結果の活用なし

：「該当なし」

| 基準6-1 学位授与方針が具体的かつ明確であること | | | |
|--|--|----|----|
| 分析項目 | 分析項目に係る根拠資料・データ欄 | 備考 | 再掲 |
| [分析項目6-1-1] 学位授与方針を、大学等の目的を踏まえて、具体的かつ明確に策定していること | ・公表された学位授与方針 | | |
| | 6-1-1-01 (00)信州大学学位授与の方針(ディプロマ・ポリシー) | | |
| | 6-1-1-02 (06)工学部ディプロマポリシー | | |
| 【特記事項】 | | | |
| ① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。 | | | |
| ② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。 | | | |
| 【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。 | | | |
| ■ 当該基準を満たす | | | |
| 【優れた成果が確認できる取組】 | | | |
| 【改善を要する事項】 | | | |

| 基準6-2 教育課程方針が、学位授与方針と整合的であること | | | |
|--|--|----|----|
| 分析項目 | 分析項目に係る根拠資料・データ欄 | 備考 | 再掲 |
| [分析項目6-2-1] 教育課程方針において、学生や授業科目を担当する教員が解り易いように、①教育課程の編成の方針、②教育課程における教育・学習方法に関する方針、③学習成果の評価の方針を明確かつ具体的に明示していること | ・公表された教育課程方針 | | |
| | 6-2-1-01 (00)信州大学教育課程編成・実施の方針(カリキュラム・ポリシー) | | |
| | 6-2-1-02 (06)工学部カリキュラムポリシー | | |
| [分析項目6-2-2] 教育課程方針が学位授与方針と整合性を有していること | ・公表された教育課程方針及び学位授与方針 | | |
| | 6-1-1-01 (00)信州大学学位授与の方針(ディプロマ・ポリシー) | | 再掲 |
| | 6-1-1-02 (06)工学部ディプロマポリシー | | 再掲 |
| | 6-2-1-01 (00)信州大学教育課程編成・実施の方針(カリキュラム・ポリシー) | | 再掲 |
| | 6-2-1-02 (06)工学部カリキュラムポリシー | | 再掲 |
| 【特記事項】 | | | |
| ① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。 | | | |
| ② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、 <u>根拠資料とともに箇条書き</u> で記述すること。 | | | |
| | | | |
| 【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。 ■ 当該基準を満たす | | | |
| 【優れた成果が確認できる取組】 | | | |
| 【改善を要する事項】 | | | |

| 基準6-3 教育課程の編成及び授業科目の内容が、学位授与方針及び教育課程方針に則して、体系的であり相応しい水準であること | | | |
|---|---|----------|----|
| 分析項目 | 分析項目に係る根拠資料・データ欄 | 備考 | 再掲 |
| [分析項目6-3-1] 教育課程の編成が、体系的を有していること | ・体系的が確認できる資料（カリキュラム・マップ、コース・ツリー、ナンバリング等） | | |
| | 6-3-1-01 (06)工学部学科履修チャート | | |
| | ・授業科目の開設状況が確認できる資料（コース、教養・専門基礎・専門等の分類、年次配当、必修・選択等の別） | | |
| | 6-3-1-02 (06)工学部授業開設状況2019 | | |
| [分析項目6-3-2] 授業科目の内容が、授与する学位に相応しい水準となっていること | ・分野別第三者評価の結果 | | |
| | ・日本学術会議による参照基準等に準拠した内容になっていることが確認できる資料 | | |
| | ・シラバス | | |
| | 6-3-2-01 (06)2019工学部シラバス | | |
| | ・その他自己点検・評価において体系的や水準に関する検証を実施している場合はその状況がわかる資料 | | |
| [分析項目6-3-3] 他の大学又は大学以外の教育施設等における学習、入学前の既修得単位等の単位認定を行っている場合、認定に関する規定を法令に従い規則等で定めていること | ・明文化された規定類 | | |
| | 6-3-3-01 (00)信州大学学則 | 第50条～52条 | |
| | 6-3-3-02 (06)工学部規程 | 第15条～17条 | |
| [分析項目6-3-4] 大学院課程（専門職学位課程を除く）においては、学位論文（特定の課題についての研究の成果を含む）の作成等に係る指導（以下「研究指導」という）に関し、指導教員を明確に定めるなどの指導体制を整備し、計画を策定した上で指導することとしていること | ・研究指導、学位論文（特定課題研究の成果を含む。）指導体制が確認できる資料（規定、申告等） | | |
| | ・研究指導計画書、研究指導報告書等、指導方法が確認できる資料 | | |
| | ・国内外の学会への参加を促進している場合は、その状況が確認できる資料 | | |
| | ・他大学や産業界との連携により、研究指導を実施している場合は、その状況が確認できる資料 | | |
| | ・研究倫理に関する指導が確認できる資料 | | |
| | ・TA・RAとしての活動を通じた能力の育成、教育的機能の訓練を行っている場合は、TA・RAの採用、活用状況が確認できる資料 | | |
| | | | |
| | | | |

| | | | |
|--|--|--|--|
| <p>[分析項目6-3-5] 専門職学科を設置している場合は、法令に則して、教育課程が編成されるとともに、教育課程連携協議会を運用していること</p> | <p>・授業科目の開設状況が確認できる資料（コース、教養・専門基礎・専門等の分類、年次配当、必修・選択等の別）※前述の資料と同じ</p> | | |
| <p>【特記事項】</p> | | | |
| <p>① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。</p> | | | |
| | | | |
| <p>② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、<u>根拠資料とともに箇条書き</u>で記述すること。</p> | | | |
| <p>[活動取組6-3-A] 本学では、学士課程の学生を対象とした本学独自の教育プログラムとして、全学横断特別教育プログラムを平成29年度から開設している。同プログラムは①ローカル・イノベーター養成コース、②グローバルコア人材養成コース、③環境マインド実践人材養成コースの3つのコースから成り、それぞれ地球環境マネジメント、地域社会、グローバル社会の未来を創造するための実践力を持った高度キャリア人材の育成を目的としている。学生は学部、学年を超えて各コースに所属し、問題分析能力やアイデア創出、コミュニケーションスキルを学ぶ。</p> | <p>6-3-A-01 (00)全学横断特別教育プログラム2019パンフレット</p> | | |
| <p>【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。</p> | | | |
| <p>■ 当該基準を満たす</p> | | | |
| <p>【優れた成果が確認できる取組】</p> | | | |
| <p>全学横断特別教育プログラムについて、令和元年度において、本学部からはローカル・イノベーター養成コースで11名、グローバルコア人材養成コースで23名、環境マインド実践人材養成コースで9名の学生が受講した。</p> | | | |
| <p>【改善を要する事項】</p> | | | |

| 基準6-4 学位授与方針及び教育課程方針に則して、適切な授業形態、学習指導法が採用されていること | | | |
|---|--|----|----|
| 分析項目 | 分析項目に係る根拠資料・データ欄 | 備考 | 再掲 |
| [分析項目6-4-1] 1年間の授業を行う期間が原則として35週にわたるものとなっていること | ・1年間の授業を行う期間が確認できる資料(学年暦、年間スケジュール等) 6-4-1-01 (06)2019工学部学年暦 | | |
| [分析項目6-4-2] 各科目の授業期間が10週又は15週にわたるものとなっていること。なお、10週又は15週と異なる授業期間を設定する場合は、教育上の必要があり、10週又は15週を期間として授業を行う場合と同等以上の十分な教育効果をあげていること | ・1年間の授業を行う期間が確認できる資料(学年暦、年間スケジュール等) 6-4-1-01 (06)2019工学部学年暦 6-4-2-01 (06)2019工学部授業時間割 ・シラバス 6-3-2-01 (06)2019工学部シラバス | | 再掲 |
| [分析項目6-4-3] 適切な授業形態、学習指導法が採用され、授業の方法及び内容が学生に対して明示されていること | ・シラバスの全件、全項目が確認できる資料(電子シラバスのデータ(csv)等) 6-3-2-01 (06)2019工学部シラバス | | 再掲 |
| [分析項目6-4-4] 教育上主要と認める授業科目は、原則として専任の教授・准教授が担当していること | ・教育上主要と認める授業科目(別紙様式6-4-4) 6-4-4 教育上主要と認める授業科目 ・シラバス 6-3-2-01 (06)2019工学部シラバス | | 再掲 |
| [分析項目6-4-5] 専門職大学院を設置している場合は、履修登録の上限設定の制度(CAP制度)を適切に設けていること | ・CAP制に関する規定 | | |
| [分析項目6-4-6] 大学院において教育方法の特例(大学院設置基準第14条)の取組として夜間その他特定の時間又は期間に授業を行っている場合は、法令に則した実施方法となっていること | ・大学院学則 | | |
| [分析項目6-4-7] 薬学に関する学部又は学科のうち臨床に係る実践的な能力を培うことを主たる目的とするものを設置している場合は、必要な施設を確保し、薬学実務実習を実施していること | ・薬学実務実習に必要な施設の状況及び実習の実施状況が確認できる資料 | | |
| [分析項目6-4-8] 教職大学院を設置している場合は、連携協力校を確保していること | ・連携協力校との連携状況が確認できる資料 | | |
| [分析項目6-4-9] 夜間において授業を実施している課程を置いている場合は、配慮を行っていること | ・実施している配慮が確認できる資料 | | |

| | | | |
|--|---|--|--|
| [分析項目6-4-10] 通信教育を行う課程を置いている場合は、印刷教材等による授業、放送授業、面接授業（スクーリングを含む。）若しくはメディアを利用して行う授業の実施方法が整備され、指導が行われていること | ・授業の実施方法（同時性・非同時性、双方向性・非双方向性）について確認できる資料（シラバス、履修要項、教材等の該当箇所） | | |
| | ・添削等による指導、質問の受付、チューターの利用、学生間のコミュニケーション等、対面授業と同等以上の教育効果を確保するための方法について確認できる資料 | | |
| | ・電話・郵便・電子メール等による教育相談、助言体制及びそれらを周知する資料、ウェブサイトによる情報提供等の実施体制及び実施状況が確認できる資料 | | |
| | ・教育相談、助言の利用実績が確認できる資料 | | |
| | [分析項目6-4-11] 専門職学科を設置している場合は、授業を行う学生数が法令に則していること | ・法令に則した授業を行う学生数に関して、規定や申し合わせ等組織として決定していることが確認できる資料 | |
| 【特記事項】 | | | |
| ① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。 | | | |
| ② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、 <u>根拠資料とともに</u> 簡条書きで記述すること。 | | | |
| 【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。 ■ 当該基準を満たす | | | |
| 【優れた成果が確認できる取組】 | | | |
| 【改善を要する事項】 | | | |

| 基準6-5 学位授与方針に則して適切な履修指導、支援が行われていること | | | |
|---|---|----|----|
| 分析項目 | 分析項目に係る根拠資料・データ欄 | 備考 | 再掲 |
| [分析項目6-5-1] 学生のニーズに応え得る履修指導の体制を組織として整備し、指導、助言が行われていること | ・履修指導の実施状況（別紙様式6-5-1） 6-5-1 履修指導の実施状況 | | |
| | ・通信教育を行う課程を置いている場合は、履修指導の体制が確認できる資料 | | |
| [分析項目6-5-2] 学生のニーズに応え得る学習相談の体制を整備し、助言、支援が行われていること | ・学習相談の実施状況（別紙様式6-5-2） 6-5-2 学習相談の実施状況 | | |
| | ・通信教育を行う課程を置いている場合は、学習相談の体制が確認できる資料 | | |
| [分析項目6-5-3] 社会的・職業的自立を図るために必要な能力を培う取組を実施していること | ・社会的・職業的自立を図るために必要な能力を培う取組（別紙様式6-5-3） 6-5-3 社会的・職業的自立を図るために必要な能力を培う取組 | | |
| | ・インターンシップを実施している場合は、その実施状況が確認できる資料（実施要項、提携・受入企業、派遣・単位認定実績等） 6-5-3-01 (06)2019インターンシップの手続き(学生向け案内) | | |
| | 6-5-3-02 (06)2019工学部インターンシップ実施状況 | | |
| | | | |
| [分析項目6-5-4] 障害のある学生、留学生、その他履修上特別な支援を要する学生に対する学習支援を行う体制を整えていること | ・履修上特別な支援を要する学生等に対する学習支援の状況（別紙様式6-5-4） 6-5-4 履修上特別な支援を要する学生等に対する学習支援の状況 | | |
| | ・チューター等を配置している場合は、その制度や配置状況が確認できる資料 6-5-4-01 (06)2019工学部留学生チューター実績 | | |
| | ・留学生に対する外国語による情報提供（時間割、シラバス等）を行っている場合は、その該当箇所 ・障害のある学生に対する支援（ノートテーカー等）を行っている場合は、その制度や実施状況が確認できる資料 6-5-4-02 (00)2019年度ノートテイク養成講座実績 | | |
| | 6-5-4-03 (00)障害学生支援マニュアル | | |
| | 4-2-1-06 国立大学法人信州大学における障害を理由とする差別の解消の推進に関する教職員対応要領 | | 再掲 |
| | 4-2-1-07 信州大学障害学生支援マニュアル | | 再掲 |
| | 4-2-1-08 信州大学障害学生支援コア・チーム申合せ | | 再掲 |
| | 4-2-1-09 信州大学学生相談センター障害学生支援室細則 | | 再掲 |
| | 4-2-1-11 障害者支援機器等一覧 | | 再掲 |
| | 4-2-1-12 JASSO実態調査(2019年度) | | 再掲 |
| | ・特別クラス、補習授業を開設している場合は、その実施状況（受講者数等）が確認できる資料 | | |
| | ・学習支援の利用実績が確認できる資料 | | |

| | | | |
|---|--|--|--|
| 【特記事項】 | | | |
| ① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。 | | | |
| | | | |
| ② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、 <u>根拠資料とともに簡条書き</u> で記述すること。 | | | |
| | | | |
| | | | |
| 【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。 | | | |
| ■ 当該基準を満たす | | | |
| 【優れた成果が確認できる取組】 | | | |
| | | | |
| 【改善を要する事項】 | | | |
| | | | |

| 基準6-6 教育課程方針に則して、公正な成績評価が厳格かつ客観的に実施されていること | | | |
|---|---|----|----|
| 分析項目 | 分析項目に係る根拠資料・データ欄 | 備考 | 再掲 |
| [分析項目6-6-1] 成績評価基準を学位授与方針及び教育課程方針に則して定められている学習成果の評価の方針と整合性をもって、組織として策定していること | ・ 成績評価基準 | | |
| | 6-6-1-01 (00)成績評価基準 | | |
| [分析項目6-6-2] 成績評価基準を学生に周知していること | ・ 成績評価基準を学生に周知していることを示すものとして、学生便覧、シラバス、オリエンテーションの配布資料等の該当箇所 | | |
| | 6-6-2-01 (00)成績評価基準、Webサイトでの公表 | | |
| | 6-6-2-02 (06)成績評価の方法 | | |
| [分析項目6-6-3] 成績評価基準に則り各授業科目の成績評価や単位認定が厳格かつ客観的に行われていることについて、組織的に確認していること | ・ 成績評価の分布表 | | |
| | 6-6-3-01 (06)工学部成績評価分布表(2019前期) (非公表) | | |
| | 6-6-3-02 (06)工学部成績評価分布表(2019後期) (非公表) | | |
| | ・ 成績評価分布等のデータを関係委員会等で確認するなど組織的に確認していることに関する資料 | | |
| | 6-6-3-03 (06)成績評価分布表の公表について | | |
| | ・ GPA制度の目的と実施状況についてわかる資料 | | |
| [分析項目6-6-4] 成績に対する異議申立て制度を組織的に設けていること | 6-6-3-04 (06)GPA制度 | | |
| | ・ (個人指導等が中心となる科目の場合) 成績評価の客観性を担保するための措置についてわかる資料 | | |
| | ・ 学生からの成績評価に関する申立ての手続きや学生への周知等が明示されている資料 | | |
| | 6-6-4-01 (06)成績に関する疑義の取り扱いについて | | |
| | ・ 申立ての内容及びその対応、申立ての件数等の資料・データ | | |
| ・ 成績評価の根拠となる資料(答案、レポート、出席記録等)を保存することを定めている規定類 | | | |
| | 6-6-4-02 (00)国立大学法人信州大学法人文書管理規則及び法人文書保存期間基準(抜粋) | | |

| | | | |
|---|--|--|--|
| 【特記事項】 | | | |
| ① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。 | | | |
| | | | |
| ② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、 <u>根拠資料とともに簡条書き</u> で記述すること。 | | | |
| | | | |
| | | | |
| 【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。 | | | |
| ■ 当該基準を満たす | | | |
| 【優れた成果が確認できる取組】 | | | |
| 【改善を要する事項】 | | | |

| 基準6-7 大学等の目的及び学位授与方針に則して、公正な卒業(修了)判定が実施されていること | | | | |
|--|--|--------|----|--|
| 分析項目 | 分析項目に係る根拠資料・データ欄 | 備考 | 再掲 | |
| [分析項目6-7-1] 大学等の目的及び学位授与方針に則して、卒業又は修了の要件（以下「卒業（修了）要件」という。）を組織的に策定していること | ・ 卒業又は修了の要件を定めた規定 | | | |
| | 6-3-3-01 (00)信州大学学則 | 第53条 | 再掲 | |
| | 6-3-3-02 (06)工学部規程 | 第6条～7条 | 再掲 | |
| | ・ 卒業又は修了判定に関する教授会等の審議及び学長など組織的な関わり方を含めて卒業（修了）判定の手順が確認できる資料 | | | |
| | 6-7-1-01 (06)工学部代議員会内規 | | | |
| | 6-7-1-02 (06)工学部学務委員会内規 | | | |
| [分析項目6-7-2] 大学院教育課程においては、学位論文又は特定の課題についての研究の成果の審査に係る手続き及び評価の基準（以下「学位論文審査基準」という。）を組織として策定されていること | ・ 学位論文（課題研究）の審査に係る手続き及び評価の基準 | | | |
| | ・ 修了判定に関する教授会等の審議及び学長など組織的な関わり方が確認できる資料 | | | |
| [分析項目6-7-3] 策定した卒業（修了）要件（学位論文評価基準を含む）を学生に周知していること | ・ 卒業（修了）要件を学生に周知していることを示すものとして、学生便覧、シラバス、オリエンテーションの配布資料、ウェブサイトへの掲載等の該当箇所 | | | |
| | 6-7-3-01 (06)卒業要件表 | | | |
| [分析項目6-7-4] 卒業又は修了の認定を、卒業（修了）要件（学位論文評価基準を含む）に則して組織的に実施していること | ・ 教授会等での審議状況等の資料 | | | |
| | 6-7-4-01 (06)工学部代議員会・学務委員会議事録抜粋（2019年度） | | | |
| | 〈専門職学位課程を除く大学院課程の分析〉 ・ 学位論文（特定課題研究の成果を含む。）に係る評価基準、審査手続き等 | | | |
| | 〈専門職学位課程を除く大学院課程の分析〉 ・ 学位論文の審査体制、審査員の選考方法が確認できる資料 | | | |
| | 〈専門職学位課程を除く大学院課程の分析〉 ・ 審査及び試験に合格した学生の学位論文 | | | |
| [分析項目6-7-5] 専門職学科を設置している場合は、法令に則して卒業要件が定められていること | ・ 法令に則した卒業要件が組織として定められていることが確認できる資料 | | | |
| | | | | |

| | | | |
|---|--|--|--|
| 【特記事項】 | | | |
| ① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。 | | | |
| | | | |
| ② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、 <u>根拠資料とともに簡条書き</u> で記述すること。 | | | |
| | | | |
| | | | |
| 【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。 | | | |
| ■ 当該基準を満たす | | | |
| 【優れた成果が確認できる取組】 | | | |
| | | | |
| 【改善を要する事項】 | | | |
| | | | |

| 基準6-8 大学等の目的及び学位授与方針に則して、適切な学習成果が得られていること | | | |
|--|---|----|----|
| 分析項目 | 分析項目に係る根拠資料・データ欄 | 備考 | 再掲 |
| [分析項目6-8-1] 標準修業年限内の卒業(修了)率及び「標準修業年限×1.5」年内卒業(修了)率、資格取得等の状況が、大学等の目的及び学位授与方針に則して適正な状況にあること | ・標準修業年限内の卒業(修了)率(※1)(過去5年分)(別紙様式6-8-1) 「標準修業年限×1.5」年内卒業(修了)率(※2)(過去5年分)(別紙様式6-8-1) | | |
| | 6-8-1 標準修業年限内の卒業(修了)率及び「標準修業年限×1.5」年内卒業(修了)率(過去5年分) | | |
| | ・資格の取得者数が確認できる資料 | | |
| | 6-8-1-01 (00)学生資格取得状況(令和元年度実績) | | |
| | ・論文の採択・受賞状況、各コンペティション等の受賞状況が確認できる資料 | | |
| | 6-8-1-02 (06)2019学生論文採択・受賞状況 | | |
| [分析項目6-8-2] 就職(就職希望者に対する就職者の割合)及び進学率が、大学等の目的及び学位授与方針に則して適正な状況にあること | ・就職率(就職希望者に対する就職者の割合)及び進学率の状況(過去5年分)(別紙様式6-8-2) 主な進学/就職先(起業者も含む) | | |
| | 6-8-2 就職率(就職希望者に対する就職者の割合)及び進学率の状況 | | |
| | ・学校基本調査で提出した「該当する」資料(大学ポートレートにある場合は該当URL) | | |
| | 6-8-2-01 (00)大学ポートレート該当URL | | |
| | ・卒業(修了)生の社会での活躍等が確認できる資料(新聞記事等) | | |
| [分析項目6-8-3] 卒業(修了)時の学生からの意見聴取の結果により、大学等の目的及び学位授与方針に則した学習成果が得られていること | ・学生からの意見聴取(学習の達成度や満足度に関するアンケート調査、学習ポートフォリオの分析調査、懇談会、インタビュー等)の概要及びその結果が確認できる資料 | | |
| | 6-8-3-01 (06)2019工学部卒業生アンケート結果概要 | | |
| [分析項目6-8-4] 卒業(修了)後一定期間の就業経験等を経た卒業(修了)生からの意見聴取の結果により、大学等の目的及び学位授与方針に則した学習成果が得られていること | ・卒業(修了)後、一定年限を経過した卒業(修了)生についての意見聴取(アンケート、懇談会、インタビュー等)の概要及びその結果が確認できる資料 | | |
| | 2-2-4-03 卒業生・修了生アンケートの実施要領 | | 再掲 |
| [分析項目6-8-5] 就職先等からの意見聴取の結果により、大学等の目的及び学位授与方針に則した学習成果が得られていること | ・就職先や進学先等の関係者への意見聴取(アンケート、懇談会、インタビュー等)の概要及びその結果が確認できる資料 | | |
| | 6-8-5-01 (00)20190301 企業アンケート結果 | | |
| | 6-8-5-02 (00)信州大学卒業生・大学院修了者に関する調査結果報告書 | | |

| | | | |
|---|--|--|--|
| 【特記事項】 | | | |
| ① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。 | | | |
| 分析項目6-8-4 全学的に、卒業後6年を経過した者等を対象に6年に1回意見聴取を実施することとしている。(根拠資料2-2-4-02_卒業生・修了生アンケートの実施要領) | | | |
| ② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、 <u>根拠資料とともに</u> 箇条書きで記述すること。 | | | |
| | | | |
| | | | |
| 【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。 | | | |
| ■ 当該基準を満たす | | | |
| 【優れた成果が確認できる取組】 | | | |
| 【改善を要する事項】 | | | |

Ⅱ 基準ごとの自己評価

領域6 教育課程と学習成果に関する基準

※一部教育課程について、第三者評価結果の活用なし

：「該当なし」

| 基準6-1 学位授与方針が具体的かつ明確であること | | | |
|--|---|----|----|
| 分析項目 | 分析項目に係る根拠資料・データ欄 | 備考 | 再掲 |
| [分析項目6-1-1] 学位授与方針を、大学等の目的を踏まえて、具体的かつ明確に策定していること | ・公表された学位授与方針 | | |
| | 6-1-1-01 (00)信州大学学位授与の方針 (ディプロマ・ポリシー) | | |
| | 6-1-1-02 (07) (農学部) 学生の手引き2020 | p4 | |
| 【特記事項】 | | | |
| ① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。 | | | |
| ② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。 | | | |
| 【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。 | | | |
| ■ 当該基準を満たす | | | |
| 【優れた成果が確認できる取組】 | | | |
| 【改善を要する事項】 | | | |

| 基準6-2 教育課程方針が、学位授与方針と整合的であること | | | |
|--|--|------|----|
| 分析項目 | 分析項目に係る根拠資料・データ欄 | 備考 | 再掲 |
| [分析項目6-2-1] 教育課程方針において、学生や授業科目を担当する教員が解り易いように、①教育課程の編成の方針、②教育課程における教育・学習方法に関する方針、③学習成果の評価の方針を明確かつ具体的に明示していること | ・公表された教育課程方針 6-2-1-01 (00)信州大学教育課程編成・実施の方針(カリキュラム・ポリシー) | | |
| | 6-1-1-02 (07)(農学部)学生の手引き2020 | p5~6 | 再掲 |
| [分析項目6-2-2] 教育課程方針が学位授与方針と整合性を有していること | ・公表された教育課程方針及び学位授与方針 6-1-1-01 (00)信州大学学位授与の方針(ディプロマ・ポリシー) | | 再掲 |
| | 6-2-1-01 (00)信州大学教育課程編成・実施の方針(カリキュラム・ポリシー) | | 再掲 |
| | 6-1-1-02 (07)(農学部)学生の手引き2020 | p4~6 | 再掲 |
| 【特記事項】 | | | |
| ① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。 | | | |
| ② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、 <u>根拠資料とともに箇条書き</u> で記述すること。 | | | |
| 【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。 ■ 当該基準を満たす | | | |
| 【優れた成果が確認できる取組】 | | | |
| 【改善を要する事項】 | | | |

| 基準6-3 教育課程の編成及び授業科目の内容が、学位授与方針及び教育課程方針に則して、体系的であり相応しい水準であること | | | |
|---|---|----------|----|
| 分析項目 | 分析項目に係る根拠資料・データ欄 | 備考 | 再掲 |
| [分析項目6-3-1] 教育課程の編成が、体系性を有していること | ・体系性が確認できる資料（カリキュラム・マップ、コース・ツリー、ナンバリング等） | | |
| | 6-3-1-01 (07) (農学部) 「学位授与の方針」マップ | | |
| | ・授業科目の開設状況が確認できる資料（コース、教養・専門基礎・専門等の分類、年次配当、必修・選択等の別） 6-3-1-02 (07) (農学部) 学生の手引き2019 | p. 27～64 | |
| [分析項目6-3-2] 授業科目の内容が、授与する学位に相応しい水準となっていること | ・分野別第三者評価の結果 | | |
| | ・日本学術会議による参照基準等に準拠した内容になっていることが確認できる資料 | | |
| | ・シラバス 6-3-2-01 (07) (農学部) シラバスデータ | | |
| | ・その他自己点検・評価において体系性や水準に関する検証を実施している場合はその状況がわかる資料 | | |
| [分析項目6-3-3] 他の大学又は大学以外の教育施設等における学習、入学前の既修得単位等の単位認定を行っている場合、認定に関する規定を法令に従い規則等で定めていること | ・明文化された規定類 | | |
| | 6-3-3-01 (00) 信州大学学則 | 第50条～52条 | |
| | 6-3-3-02 (07) (農学部) 農学部規程 | 第15条～17条 | |
| | 6-3-3-03 (07) (農学部) 3年次編入学生の既修得単位認定取扱い要項 6-3-3-04 (07) (農学部) 外国の大学等において修得した単位認定取扱い要項 | | |
| [分析項目6-3-4] 大学院課程（専門職学位課程を除く）においては、学位論文（特定の課題についての研究の成果を含む）の作成等に係る指導（以下「研究指導」という）に関し、指導教員を明確に定めるなどの指導体制を整備し、計画を策定した上で指導することとしていること | ・研究指導、学位論文（特定課題研究の成果を含む。）指導体制が確認できる資料（規定、申告書等） | | |
| | ・研究指導計画書、研究指導報告書等、指導方法が確認できる資料 | | |
| | ・国内外の学会への参加を促進している場合は、その状況が確認できる資料 | | |
| | ・他大学や産業界との連携により、研究指導を実施している場合は、その状況が確認できる資料 | | |
| | ・研究倫理に関する指導が確認できる資料 | | |
| | ・TA・RAとしての活動を通じた能力の育成、教育的機能の訓練を行っている場合は、TA・RAの採用、活用状況が確認できる資料 | | |
| | | | |

| | | | |
|--|--|--|--|
| <p>[分析項目6-3-5] 専門職学科を設置している場合は、法令に則して、教育課程が編成されるとともに、教育課程連携協議会を運用していること</p> | <p>・授業科目の開設状況が確認できる資料（コース、教養・専門基礎・専門等の分類、年次配当、必修・選択等の別）※前述の資料と同じ</p> | | |
| | <p>・教育課程連携協議会の設置・運用に関する規定及び開催実績・内容が確認できる資料</p> | | |
| <p>【特記事項】</p> | | | |
| <p>① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。</p> | | | |
| | | | |
| <p>② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、<u>根拠資料とともに簡条書き</u>で記述すること。</p> | | | |
| <p>[活動取組6-3-A] 本学では、学士課程の学生を対象とした本学独自の教育プログラムとして、全学横断特別教育プログラムを平成29年度から開設している。同プログラムは①ローカル・イノベーター養成コース、②グローバルコア人材養成コース、③環境マインド実践人材養成コースの3つのコースから成り、それぞれ地球環境マネジメント、地域社会、グローバル社会の未来を創造するための実践力を持った高度キャリア人材の育成を目的としている。学生は学部、学年を超えて各コースに所属し、問題分析能力やアイデア創出、コミュニケーションスキルを学ぶ。</p> | <p>6-3-A-01 (00)全学横断特別教育プログラム2019パンフレット</p> | | |
| <p>【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。 <input checked="" type="checkbox"/> 当該基準を満たす</p> | | | |
| <p>【優れた成果が確認できる取組】 全学横断特別教育プログラムについて、令和元年度において、本学部からはローカル・イノベーター養成コースで2名、グローバルコア人材養成コースで8名、環境マインド実践人材養成コースで18名の学生が受講した。</p> | | | |
| <p>【改善を要する事項】</p> | | | |

| 基準6-4 学位授与方針及び教育課程方針に則して、適切な授業形態、学習指導法が採用されていること | | | |
|---|--|----|----|
| 分析項目 | 分析項目に係る根拠資料・データ欄 | 備考 | 再掲 |
| [分析項目6-4-1] 1年間の授業を行う期間が原則として35週にわたるものとなっていること | ・1年間の授業を行う期間が確認できる資料(学年暦、年間スケジュール等) 6-4-1-01 (07) (農学部) 2019年度学年暦 | | |
| [分析項目6-4-2] 各科目の授業期間が10週又は15週にわたるものとなっていること。なお、10週又は15週と異なる授業期間を設定する場合は、教育上の必要があり、10週又は15週を期間として授業を行う場合と同等以上の十分な教育効果をあげていること | ・1年間の授業を行う期間が確認できる資料(学年暦、年間スケジュール等) 6-4-1-01 (07) (農学部) 2019年度学年暦 ・シラバス 6-3-2-01 (07) (農学部) シラバスデータ | | 再掲 |
| [分析項目6-4-3] 適切な授業形態、学習指導法が採用され、授業の方法及び内容が学生に対して明示されていること | ・シラバスの全件、全項目が確認できる資料(電子シラバスのデータ(csv)等) 6-3-2-01 (07) (農学部) シラバスデータ | | 再掲 |
| [分析項目6-4-4] 教育上主要と認める授業科目は、原則として専任の教授・准教授が担当していること | ・教育上主要と認める授業科目(別紙様式6-4-4) 6-4-4 教育上主要と認める授業科目 ・シラバス 6-3-2-01 (07) (農学部) シラバスデータ | | 再掲 |
| [分析項目6-4-5] 専門職大学院を設置している場合は、履修登録の上限設定の制度(CAP制度)を適切に設けていること | ・CAP制に関する規定 | | |
| [分析項目6-4-6] 大学院において教育方法の特例(大学院設置基準第14条)の取組として夜間その他特定の時間又は期間に授業を行っている場合は、法令に則した実施方法となっていること | ・大学院学則 | | |
| [分析項目6-4-7] 薬学に関する学部又は学科のうち臨床に係る実践的な能力を培うことを主たる目的とするものを設置している場合は、必要な施設を確保し、薬学実務実習を実施していること | ・薬学実務実習に必要な施設の状況及び実習の実施状況が確認できる資料 | | |
| [分析項目6-4-8] 教職大学院を設置している場合は、連携協力校を確保していること | ・連携協力校との連携状況が確認できる資料 | | |
| [分析項目6-4-9] 夜間において授業を実施している課程を置いている場合は、配慮を行っていること | ・実施している配慮が確認できる資料 | | |

| | | | |
|--|---|--|--|
| [分析項目6-4-10] 通信教育を行う課程を置いている場合は、印刷教材等による授業、放送授業、面接授業（スクーリングを含む。）若しくはメディアを利用して行う授業の実施方法が整備され、指導が行われていること | ・授業の実施方法（同時性・非同時性、双方向性・非双方向性）について確認できる資料（シラバス、履修要項、教材等の該当箇所） | | |
| | ・添削等による指導、質問の受付、チューターの利用、学生間のコミュニケーション等、対面授業と同等以上の教育効果を確保するための方法について確認できる資料 | | |
| | ・電話・郵便・電子メール等による教育相談、助言体制及びそれらを周知する資料、ウェブサイトによる情報提供等の実施体制及び実施状況が確認できる資料 | | |
| | ・教育相談、助言の利用実績が確認できる資料 | | |
| | | | |
| [分析項目6-4-11] 専門職学科を設置している場合は、授業を行う学生数が法令に則していること | ・法令に則した授業を行う学生数に関して、規定や申し合わせ等組織として決定していることが確認できる資料 | | |
| 【特記事項】 | | | |
| ① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。 | | | |
| ② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、 <u>根拠資料とともに</u> 簡条書きで記述すること。 | | | |
| 【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。 ■ 当該基準を満たす | | | |
| 【優れた成果が確認できる取組】 | | | |
| 【改善を要する事項】 | | | |

| 基準6-5 学位授与方針に則して適切な履修指導、支援が行われていること | | | |
|---|---|----|----|
| 分析項目 | 分析項目に係る根拠資料・データ欄 | 備考 | 再掲 |
| [分析項目6-5-1] 学生のニーズに応え得る履修指導の体制を組織として整備し、指導、助言が行われていること | ・履修指導の実施状況（別紙様式6-5-1） | | |
| | 6-5-1 履修指導の実施状況 | | |
| [分析項目6-5-2] 学生のニーズに応え得る学習相談の体制を整備し、助言、支援が行われていること | ・通信教育を行う課程を置いている場合は、履修指導の体制が確認できる資料 | | |
| | 6-5-2 学習相談の実施状況 | | |
| [分析項目6-5-3] 社会的・職業的自立を図るために必要な能力を培う取組を実施していること | ・学習相談の実施状況（別紙様式6-5-2） | | |
| | 6-5-2 学習相談の実施状況 | | |
| | ・通信教育を行う課程を置いている場合は、学習相談の体制が確認できる資料 | | |
| | ・社会的・職業的自立を図るために必要な能力を培う取組（別紙様式6-5-3） | | |
| | 6-5-3 社会的・職業的自立を図るために必要な能力を培う取組 | | |
| | ・インターンシップを実施している場合は、その実施状況が確認できる資料（実施要項、提携・受入企業、派遣・単位認定実績等） | | |
| 6-5-3-01 (07) (農学部) インターンシップ受入企業等 | | | |
| 6-5-3-02 (07) (農学部) インターンシップ実施状況 | | | |
| 6-5-3-03 (07) (農学部) 「キャリアデザイン」シラバス | | | |
| 6-5-3-04 (07) (農学部) 「インターンシップ」シラバス | | | |

| | | | |
|---|--|--|----|
| <p>[分析項目6-5-4] 障害のある学生、留学生、その他履修上特別な支援を要する学生に対する学習支援を行う体制を整えていること</p> | ・履修上特別な支援を要する学生等に対する学習支援の状況（別紙様式6-5-4） | | |
| | 6-5-4 履修上特別な支援を要する学生等に対する学習支援の状況 | | |
| | ・チューター等を配置している場合は、その制度や配置状況が確認できる資料 | | |
| | 6-5-4-01 (07) (農学部) 学習支援チューター概要 前期 | | |
| | 6-5-4-02 (07) (農学部) 学習支援チューター実施確認書 後期 | | |
| | ・留学生に対する外国語による情報提供（時間割、シラバス等）を行っている場合は、その該当箇所 | | |
| | 6-5-4-03 (07) (農学部) 日本語補講【前期】の案内 | | |
| | 6-5-4-04 (07) (農学部) 日本語補講【後期】の案内 | | |
| | ・障害のある学生に対する支援（ノートテーカー等）を行っている場合は、その制度や実施状況が確認できる資料 | | |
| | 6-5-4-05 (07) (農学部) 配慮願 | | |
| | 4-2-1-06 国立大学法人信州大学における障害を理由とする差別の解消の推進に関する教職員対応要領 | | 再掲 |
| | 4-2-1-07 信州大学障害学生支援マニュアル | | 再掲 |
| | 4-2-1-08 信州大学障害学生支援コア・チーム申合せ | | 再掲 |
| | 4-2-1-09 信州大学学生相談センター障害学生支援室細則 | | 再掲 |
| | 4-2-1-11 障害者支援機器等一覧 | | 再掲 |
| | 4-2-1-12 JASSO実態調査（2019年度） | | 再掲 |
| ・特別クラス、補習授業を開設している場合は、その実施状況（受講者数等）が確認できる資料 | | | |
| ・学習支援の利用実績が確認できる資料 | | | |

| | | | |
|---|--|--|--|
| 【特記事項】 | | | |
| ① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。 | | | |
| | | | |
| ② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、 <u>根拠資料とともに簡条書き</u> で記述すること。 | | | |
| | | | |
| | | | |
| 【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。 | | | |
| ■ 当該基準を満たす | | | |
| 【優れた成果が確認できる取組】 | | | |
| | | | |
| 【改善を要する事項】 | | | |
| | | | |

| 基準6-6 教育課程方針に則して、公正な成績評価が厳格かつ客観的に実施されていること | | | |
|---|---|----------|----|
| 分析項目 | 分析項目に係る根拠資料・データ欄 | 備考 | 再掲 |
| [分析項目6-6-1] 成績評価基準を学位授与方針及び教育課程方針に則して定められている学習成果の評価の方針と整合性をもって、組織として策定していること | ・ 成績評価基準 | | |
| | 6-6-1-01 (00)成績評価基準 | | |
| [分析項目6-6-2] 成績評価基準を学生に周知していること | ・ 成績評価基準を学生に周知していることを示すものとして、学生便覧、シラバス、オリエンテーションの配布資料等の該当箇所 | | |
| | 6-6-2-01 (00)成績評価基準、Webサイトでの公表 | | |
| | 6-3-1-02 (07) (農学部) 学生の手引き2019 | p. 20~22 | 再掲 |
| [分析項目6-6-3] 成績評価基準に則り各授業科目の成績評価や単位認定が厳格かつ客観的に行われていることについて、組織的に確認していること | ・ 成績評価の分布表 | | |
| | 6-6-3-01 (07) (農学部) ★★成績分布表 (受講学生・学科コース別) (非公表) | | |
| | 6-6-3-02 (07) (農学部) ★★成績分布表 (授業科目別) (非公表) | | |
| | ・ 成績評価分布等のデータを関係委員会等で確認するなど組織的に確認していることに関する資料 | | |
| | 6-6-3-03 (07) (農学部) 教務委員会レジュメ (第6回・第14回) | | |
| | ・ GPA制度の目的と実施状況についてわかる資料 | | |
| [分析項目6-6-4] 成績に対する異議申立て制度を組織的に設けていること | 6-3-1-02 (07) (農学部) 学生の手引き2019 | p. 20~22 | 再掲 |
| | ・ (個人指導等が中心となる科目の場合) 成績評価の客観性を担保するための措置についてわかる資料 | | |
| | ・ 学生からの成績評価に関する申立ての手続きや学生への周知等が明示されている資料 | | |
| | 6-6-4-01 (07) (農学部) 2019履修案内 学部生 | p. 4 | |
| | 6-6-4-02 (07) (農学部) 成績疑義申立て書 | | |
| | ・ 申立ての内容及びその対応、申立ての件数等の資料・データ | | |
| | 6-6-4-03 (07) (農学部) 成績疑義申立件数 | | |
| ・ 成績評価の根拠となる資料 (答案、レポート、出席記録等) を保存することを定めている規定類 | | | |
| 6-6-4-04 (00) 国立大学法人信州大学法人文書管理規則及び法人文書保存期間基準 (抜粋) | | | |

| | | | |
|---|--|--|--|
| 【特記事項】 | | | |
| ① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。 | | | |
| | | | |
| ② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、 <u>根拠資料とともに簡条書き</u> で記述すること。 | | | |
| | | | |
| | | | |
| 【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。 | | | |
| ■ 当該基準を満たす | | | |
| 【優れた成果が確認できる取組】 | | | |
| | | | |
| 【改善を要する事項】 | | | |
| | | | |

| 基準6-7 大学等の目的及び学位授与方針に則して、公正な卒業(修了)判定が実施されていること | | | |
|--|---|-----------------|----|
| 分析項目 | 分析項目に係る根拠資料・データ欄 | 備考 | 再掲 |
| [分析項目6-7-1] 大学等の目的及び学位授与方針に則して、卒業又は修了の要件（以下「卒業（修了）要件」という。）を組織的に策定していること | ・卒業又は修了の要件を定めた規定 | | |
| | 6-3-3-01 (00)信州大学学則 | 第53条 | 再掲 |
| | 6-3-3-02 (07) (農学部) 農学部規程 | 別表第2 | 再掲 |
| | 6-3-1-02 (07) (農学部) 学生の手引き2019 | p. 14. p. 25~65 | 再掲 |
| | ・卒業又は修了判定に関する教授会等の審議及び学長など組織的な関わり方を含めて卒業（修了）判定の手順が確認できる資料 1-3-2-11 信州大学農学部教授会規程 | 第3条 | 再掲 |
| [分析項目6-7-2] 大学院教育課程においては、学位論文又は特定の課題についての研究の成果の審査に係る手続き及び評価の基準（以下「学位論文審査基準」という。）を組織として策定されていること | ・学位論文（課題研究）の審査に係る手続き及び評価の基準 | | |
| | ・修了判定に関する教授会等の審議及び学長など組織的な関わり方が確認できる資料 | | |
| [分析項目6-7-3] 策定した卒業（修了）要件（学位論文評価基準を含む）を学生に周知していること | ・卒業（修了）要件を学生に周知していることを示すものとして、学生便覧、シラバス、オリエンテーションの配布資料、ウェブサイトへの掲載等の該当箇所 | | |
| | 6-3-1-02 (07) (農学部) 学生の手引き2019 6-7-3-01 (07) (農学部) 農学部HP学生の手引等公開 | p. 14. p. 25~65 | 再掲 |
| [分析項目6-7-4] 卒業又は修了の認定を、卒業（修了）要件（学位論文評価基準を含む）に則して組織的に実施していること | ・教授会等での審議状況等の資料 | | |
| | 6-7-4-01 (07) (農学部) 教授会等での審議状況 | | |
| | 〈専門職学位課程を除く大学院課程の分析〉 ・学位論文（特定課題研究の成果を含む。）に係る評価基準、審査手続き等 | | |
| | 〈専門職学位課程を除く大学院課程の分析〉 ・学位論文の審査体制、審査員の選考方法が確認できる資料 | | |
| | 〈専門職学位課程を除く大学院課程の分析〉 ・審査及び試験に合格した学生の学位論文 | | |
| [分析項目6-7-5] 専門職学科を設置している場合は、法令に則して卒業要件が定められていること | ・法令に則した卒業要件が組織として定められていることが確認できる資料 | | |
| | | | |

| | | | |
|---|--|--|--|
| 【特記事項】 | | | |
| ① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。 | | | |
| | | | |
| ② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、 <u>根拠資料とともに簡条書き</u> で記述すること。 | | | |
| | | | |
| | | | |
| 【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。 | | | |
| ■ 当該基準を満たす | | | |
| 【優れた成果が確認できる取組】 | | | |
| | | | |
| 【改善を要する事項】 | | | |
| | | | |

| 基準6-8 大学等の目的及び学位授与方針に則して、適切な学習成果が得られていること | | | |
|--|---|----|----|
| 分析項目 | 分析項目に係る根拠資料・データ欄 | 備考 | 再掲 |
| [分析項目6-8-1] 標準修業年限内の卒業（修了）率及び「標準修業年限×1.5」年内卒業（修了）率、資格取得等の状況が、大学等の目的及び学位授与方針に則して適正な状況にあること | ・標準修業年限内の卒業（修了）率（※1）（過去5年分）（別紙様式6-8-1） 「標準修業年限×1.5」年内卒業（修了）率（※2）（過去5年分）（別紙様式6-8-1） | | |
| | 6-8-1 標準修業年限内の卒業（修了）率及び「標準修業年限×1.5」年内卒業（修了）率（過去5年分） | | |
| | ・資格の取得者数が確認できる資料 | | |
| | 6-8-1-01 (00)学生資格取得状況（令和元年度実績） | | |
| | ・論文の採択・受賞状況、各コンペティション等の受賞状況が確認できる資料 | | |
| [分析項目6-8-2] 就職（就職希望者に対する就職者の割合）及び進学率が、大学等の目的及び学位授与方針に則して適正な状況にあること | ・就職率（就職希望者に対する就職者の割合）及び進学率の状況（過去5年分）（別紙様式6-8-2） 主な進学/就職先（起業者も含む） | | |
| | 6-8-2 就職率（就職希望者に対する就職者の割合）及び進学率の状況 | | |
| | ・学校基本調査で提出した「該当する」資料（大学ポートレートにある場合は該当URL） | | |
| | 6-8-2-01 (00)大学ポートレート該当URL | | |
| | ・卒業（修了）生の社会での活躍等が確認できる資料（新聞記事等） | | |
| [分析項目6-8-3] 卒業（修了）時の学生からの意見聴取の結果により、大学等の目的及び学位授与方針に則した学習成果が得られていること | ・学生からの意見聴取（学習の達成度や満足度に関するアンケート調査、学習ポートフォリオの分析調査、懇談会、インタビュー等）の概要及びその結果が確認できる資料 | | |
| | 6-8-3-01 (07)（農学部）H26年度卒業アンケート結果 | | |
| | 6-8-3-02 (07)（農学部）H27年度卒業アンケート結果 | | |
| | 6-8-3-03 (07)（農学部）H28年度卒業アンケート結果 | | |
| | 6-8-3-04 (07)（農学部）H29年度卒業アンケート結果 | | |
| [分析項目6-8-4] 卒業（修了）後一定期間の就業経験等を経た卒業（修了）生からの意見聴取の結果により、大学等の目的及び学位授与方針に則した学習成果が得られていること | ・卒業（修了）後、一定年限を経過した卒業（修了）生についての意見聴取（アンケート、懇談会、インタビュー等）の概要及びその結果が確認できる資料 | | |
| | 2-2-4-03 卒業生・修了生アンケートの実施要領 | | 再掲 |
| | 6-8-4-01 (07)（農学部）アンケートまとめ | | |
| [分析項目6-8-5] 就職先等からの意見聴取の結果により、大学等の目的及び学位授与方針に則した学習成果が得られていること | ・就職先や進学先等の関係者への意見聴取（アンケート、懇談会、インタビュー等）の概要及びその結果が確認できる資料 | | |
| | 6-8-5-01 (07)（農学部）H29アンケート結果達成度（学部） | | |
| | 6-8-5-02 (07)（農学部）H29アンケート依頼文・送付先 | | |

| | | | |
|---|--|--|--|
| 【特記事項】 | | | |
| ① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。 | | | |
| 分析項目6-8-4 全学的に、卒業後6年を経過した者等を対象に6年に1回意見聴取を実施することとしている。(根拠資料2-2-4-02_卒業生・修了生アンケートの実施要領) | | | |
| ② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、 <u>根拠資料とともに</u> 箇条書きで記述すること。 | | | |
| | | | |
| | | | |
| 【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。 | | | |
| ■ 当該基準を満たす | | | |
| 【優れた成果が確認できる取組】 | | | |
| 【改善を要する事項】 | | | |

II 基準ごとの自己評価

領域6 教育課程と学習成果に関する基準

※一部教育課程について、第三者評価結果の活用なし

：「該当なし」

| 基準6-1 学位授与方針が具体的かつ明確であること | | | |
|--|--|-------|----|
| 分析項目 | 分析項目に係る根拠資料・データ欄 | 備考 | 再掲 |
| [分析項目6-1-1] 学位授与方針を、大学等の目的を踏まえて、具体的かつ明確に策定していること | ・公表された学位授与方針 | | |
| | 6-1-1-01 (00)信州大学学位授与の方針(ディプロマ・ポリシー) | | |
| | 6-1-1-02 (08)(繊維学部)学生便覧2020 | p.2~3 | |
| 【特記事項】 | | | |
| ① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。 | | | |
| ② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。 | | | |
| 【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。 | | | |
| ■ 当該基準を満たす | | | |
| 【優れた成果が確認できる取組】 | | | |
| 【改善を要する事項】 | | | |

| 基準6-2 教育課程方針が、学位授与方針と整合的であること | | | |
|--|--|--------|----|
| 分析項目 | 分析項目に係る根拠資料・データ欄 | 備考 | 再掲 |
| [分析項目6-2-1] 教育課程方針において、学生や授業科目を担当する教員が解り易いように、①教育課程の編成の方針、②教育課程における教育・学習方法に関する方針、③学習成果の評価の方針を明確かつ具体的に明示していること | ・ 公表された教育課程方針 6-2-1-01 (00)信州大学教育課程編成・実施の方針 (カリキュラム・ポリシー) | | |
| | 6-1-1-02 (08) (繊維学部) 学生便覧2020 | p. 3~5 | 再掲 |
| [分析項目6-2-2] 教育課程方針が学位授与方針と整合性を有していること | ・ 公表された教育課程方針及び学位授与方針 6-1-1-01 (00)信州大学学位授与の方針 (ディプロマ・ポリシー) | | 再掲 |
| | 6-1-1-02 (08) (繊維学部) 学生便覧2020 | p. 2~5 | 再掲 |
| | 6-2-1-01 (00)信州大学教育課程編成・実施の方針 (カリキュラム・ポリシー) | | 再掲 |
| 【特記事項】 | | | |
| ① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。 | | | |
| ② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。 | | | |
| 【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。 ■ 当該基準を満たす | | | |
| 【優れた成果が確認できる取組】 | | | |
| 【改善を要する事項】 | | | |

| 基準6-3 教育課程の編成及び授業科目の内容が、学位授与方針及び教育課程方針に則して、体系的であり相応しい水準であること | | | |
|---|--|----------|----|
| 分析項目 | 分析項目に係る根拠資料・データ欄 | 備考 | 再掲 |
| [分析項目6-3-1] 教育課程の編成が、体系的を有していること | ・体系的が確認できる資料（カリキュラム・マップ、コース・ツリー、ナンバリング等） | | |
| | 6-3-1-01 (08) (繊維学部) 「学位授与の方針」マップ | | |
| | 6-3-1-02 (08) (繊維学部) 学生便覧2019 | p9～60 | |
| | ・授業科目の開設状況が確認できる資料（コース、教養・専門基礎・専門等の分類、年次配当、必修・選択等の別） | | |
| | 6-3-1-02 (08) (繊維学部) 学生便覧2019 | p9～60 | 再掲 |
| [分析項目6-3-2] 授業科目の内容が、授与する学位に相応しい水準となっていること | ・分野別第三者評価の結果 | | |
| | ・日本学術会議による参照基準等に準拠した内容になっていることが確認できる資料 | | |
| | ・シラバス | | |
| | 6-3-2-01 (08) (繊維学部) 2019 シラバス全科目 (学部専門) | | |
| | ・その他自己点検・評価において体系的や水準に関する検証を実施している場合はその状況がわかる資料 | | |
| [分析項目6-3-3] 他の大学又は大学以外の教育施設等における学習、入学前の既修得単位等の単位認定を行っている場合、認定に関する規定を法令に従い規則等で定めていること | ・明文化された規定類 | | |
| | 6-3-3-01 (00) 信州大学学則 | 第50条～52条 | |
| | 6-3-3-02 (08) 信州大学繊維学部規程 | 第15条～17条 | |
| | 6-3-3-03 (08) (繊維学部) 既修得単位認定に関する内規 | | |

| | | | |
|---|--|--|--|
| <p>[分析項目6-3-4] 大学院課程（専門職学位課程を除く）においては、学位論文（特定の課題についての研究の成果を含む）の作成等に係る指導（以下「研究指導」という）に関し、指導教員を明確に定めるなどの指導体制を整備し、計画を策定した上で指導することとしていること</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・ 研究指導、学位論文（特定課題研究の成果を含む。）指導体制が確認できる資料（規定、申告等） ・ 研究指導計画書、研究指導報告書等、指導方法が確認できる資料 ・ 国内外の学会への参加を促進している場合は、その状況が確認できる資料 ・ 他大学や産業界との連携により、研究指導を実施している場合は、その状況が確認できる資料 ・ 研究倫理に関する指導が確認できる資料 ・ TA・RAとしての活動を通じた能力の育成、教育的機能の訓練を行っている場合は、TA・RAの採用、活用状況が確認できる資料 | | |
| <p>[分析項目6-3-5] 専門職学科を設置している場合は、法令に則して、教育課程が編成されるとともに、教育課程連携協議会を運用していること</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・ 授業科目の開設状況が確認できる資料（コース、教養・専門基礎・専門等の分類、年次配当、必修・選択等の別）※前述の資料と同じ ・ 教育課程連携協議会の設置・運用に関する規定及び開催実績・内容が確認できる資料 | | |
| <p>【特記事項】</p> | | | |
| <p>① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。</p> | | | |
| | | | |
| <p>② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、<u>根拠資料とともに箇条書きで記述すること。</u></p> | | | |
| <p>[活動取組6-3-A] 本学では、学士課程の学生を対象とした本学独自の教育プログラムとして、全学横断特別教育プログラムを平成29年度から開設している。同プログラムは①ローカル・イノベーター養成コース、②グローバルコア人材養成コース、③環境マインド実践人材養成コースの3つのコースから成り、それぞれ地球環境マネジメント、地域社会、グローバル社会の未来を創造するための実践力を持った高度キャリア人材の育成を目的としている。学生は学部、学年を超えて各コースに所属し、問題分析能力やアイデア創出、コミュニケーションスキルを学ぶ。</p> | <p>6-3-A-01_(00)全学横断特別教育プログラム2019パンフレット</p> | | |

【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。

■ 当該基準を満たす

【優れた成果が確認できる取組】

全学横断特別教育プログラムについて、令和元年度において、本学部からはグローバルコア人材養成コースで16名、環境マインド実践人材養成コースで2名の学生が受講した。

【改善を要する事項】

| 基準6-4 学位授与方針及び教育課程方針に則して、適切な授業形態、学習指導法が採用されていること | | | |
|---|--|----|----|
| 分析項目 | 分析項目に係る根拠資料・データ欄 | 備考 | 再掲 |
| [分析項目6-4-1] 1年間の授業を行う期間が原則として35週にわたるものとなっていること | ・1年間の授業を行う期間が確認できる資料(学年暦、年間スケジュール等) 6-4-1-01 (08) (繊維学部) 2019年度 上田キャンパス学年暦 | | |
| [分析項目6-4-2] 各科目の授業期間が10週又は15週にわたるものとなっていること。なお、10週又は15週と異なる授業期間を設定する場合は、教育上の必要があり、10週又は15週を期間として授業を行う場合と同等以上の十分な教育効果をあげていること | ・1年間の授業を行う期間が確認できる資料(学年暦、年間スケジュール等) 6-4-1-01 (08) (繊維学部) 2019年度 上田キャンパス学年暦 ・シラバス 6-3-2-01 (08) (繊維学部) 2019 シラバス全科目 (学部専門) | | 再掲 |
| [分析項目6-4-3] 適切な授業形態、学習指導法が採用され、授業の方法及び内容が学生に対して明示されていること | ・シラバスの全件、全項目が確認できる資料(電子シラバスのデータ(csv)等) 6-3-2-01 (08) (繊維学部) 2019 シラバス全科目 (学部専門) | | 再掲 |
| [分析項目6-4-4] 教育上主要と認める授業科目は、原則として専任の教授・准教授が担当していること | ・教育上主要と認める授業科目(別紙様式6-4-4) 6-4-4 教育上主要と認める授業科目 ・シラバス 6-3-2-01 (08) (繊維学部) 2019 シラバス全科目 (学部専門) | | 再掲 |
| [分析項目6-4-5] 専門職大学院を設置している場合は、履修登録の上限設定の制度(CAP制度)を適切に設けていること | ・CAP制に関する規定 | | |
| [分析項目6-4-6] 大学院において教育方法の特例(大学院設置基準第14条)の取組として夜間その他特定の時間又は期間に授業を行っている場合は、法令に則した実施方法となっていること | ・大学院学則 | | |
| [分析項目6-4-7] 薬学に関する学部又は学科のうち臨床に係る実践的な能力を培うことを主たる目的とするものを設置している場合は、必要な施設を確保し、薬学実務実習を実施していること | ・薬学実務実習に必要な施設の状況及び実習の実施状況が確認できる資料 | | |
| [分析項目6-4-8] 教職大学院を設置している場合は、連携協力校を確保していること | ・連携協力校との連携状況が確認できる資料 | | |
| [分析項目6-4-9] 夜間において授業を実施している課程を置いている場合は、配慮を行っていること | ・実施している配慮が確認できる資料 | | |

| | | | |
|--|---|--|--|
| [分析項目6-4-10] 通信教育を行う課程を置いている場合は、印刷教材等による授業、放送授業、面接授業（スクーリングを含む。）若しくはメディアを利用して行う授業の実施方法が整備され、指導が行われていること | ・授業の実施方法（同時性・非同時性、双方向性・非双方向性）について確認できる資料（シラバス、履修要項、教材等の該当箇所） | | |
| | ・添削等による指導、質問の受付、チューターの利用、学生間のコミュニケーション等、対面授業と同等以上の教育効果を確保するための方法について確認できる資料 | | |
| | ・電話・郵便・電子メール等による教育相談、助言体制及びそれらを周知する資料、ウェブサイトによる情報提供等の実施体制及び実施状況が確認できる資料 | | |
| | ・教育相談、助言の利用実績が確認できる資料 | | |
| | | | |
| [分析項目6-4-11] 専門職学科を設置している場合は、授業を行う学生数が法令に則していること | ・法令に則した授業を行う学生数に関して、規定や申し合わせ等組織として決定していることが確認できる資料 | | |
| 【特記事項】 | | | |
| ① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。 | | | |
| ② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、 <u>根拠資料とともに</u> 簡条書きで記述すること。 | | | |
| 【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。 ■ 当該基準を満たす | | | |
| 【優れた成果が確認できる取組】 | | | |
| 【改善を要する事項】 | | | |

| 基準6-5 学位授与方針に則して適切な履修指導、支援が行われていること | | | |
|---|--|----|----|
| 分析項目 | 分析項目に係る根拠資料・データ欄 | 備考 | 再掲 |
| [分析項目6-5-1] 学生のニーズに応え得る履修指導の体制を組織として整備し、指導、助言が行われていること | ・履修指導の実施状況（別紙様式6-5-1） | | |
| | 6-5-1 履修指導の実施状況 | | |
| [分析項目6-5-2] 学生のニーズに応え得る学習相談の体制を整備し、助言、支援が行われていること | ・通信教育を行う課程を置いている場合は、履修指導の体制が確認できる資料 | | |
| | 6-5-2 学習相談の実施状況 | | |
| [分析項目6-5-3] 社会的・職業的自立を図るために必要な能力を培う取組を実施していること | ・学習相談の実施状況（別紙様式6-5-2） | | |
| | 6-5-2 学習相談の実施状況 | | |
| [分析項目6-5-3] 社会的・職業的自立を図るために必要な能力を培う取組を実施していること | ・社会的・職業的自立を図るために必要な能力を培う取組（別紙様式6-5-3） | | |
| | 6-5-3 社会的・職業的自立を図るために必要な能力を培う取組 | | |
| | ・インターンシップを実施している場合は、その実施状況が確認できる資料（実施要項、提携・受入企業、派遣・単位認定実績等） | | |
| | 6-5-3-01 (00) キャリア教育・サポートセンター就職活動支援事業の2019年度実績 | | |
| [分析項目6-5-4] 障害のある学生、留学生、その他履修上特別な支援を要する学生に対する学習支援を行う体制を整えていること | 6-5-3-02 (08) (繊維学部) インターンシップシラバス | | |
| | ・履修上特別な支援を要する学生等に対する学習支援の状況（別紙様式6-5-4） | | |
| | 6-5-4 履修上特別な支援を要する学生等に対する学習支援の状況 | | |
| | ・チューター等を配置している場合は、その制度や配置状況が確認できる資料 | | |
| | ・留学生に対する外国語による情報提供（時間割、シラバス等）を行っている場合は、その該当箇所 | | |
| | ・障害のある学生に対する支援（ノートテーカー等）を行っている場合は、その制度や実施状況が確認できる資料 | | |
| | 6-5-4-01 (00) 2019年度ノートテイク養成講座実績 | | |
| | 4-2-1-06 国立大学法人信州大学における障害を理由とする差別の解消の推進に関する教職員対応要領 | | 再掲 |
| | 4-2-1-07 信州大学障害学生支援マニュアル | | 再掲 |
| | 4-2-1-08 信州大学障害学生支援コア・チーム申合せ | | 再掲 |
| | 4-2-1-09 信州大学学生相談センター障害学生支援室細則 | | 再掲 |
| 4-2-1-11 障害者支援機器等一覧 | | 再掲 | |
| 4-2-1-12 JASSO実態調査（2019年度） | | 再掲 | |
| ・特別クラス、補習授業を開設している場合は、その実施状況（受講者数等）が確認できる資料 | | | |
| ・学習支援の利用実績が確認できる資料 | | | |

| | | | |
|---|---|----------------------|----|
| 【特記事項】 | | | |
| ① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。 | | | |
| | | | |
| ② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、 <u>根拠資料とともに簡条書き</u> で記述すること。 | | | |
| [活動取組6-5-A] 学生のニーズが高い英語について、e-Learningを活用し学習を支援し、TOEIC-IPテストを用いて学習成果を客観的に確認できるようにしている。 | 6-3-1-02 (08) (繊維学部) 学生便覧2019 | P.63 (繊維学部の英語カリキュラム) | 再掲 |
| 【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。 ■ 当該基準を満たす | | | |
| 【優れた成果が確認できる取組】 | | | |
| 【改善を要する事項】 | | | |

| 基準6-6 教育課程方針に則して、公正な成績評価が厳格かつ客観的に実施されていること | | | |
|---|--|-------|----|
| 分析項目 | 分析項目に係る根拠資料・データ欄 | 備考 | 再掲 |
| [分析項目6-6-1] 成績評価基準を学位授与方針及び教育課程方針に則して定められている学習成果の評価の方針と整合性をもって、組織として策定していること | ・ 成績評価基準 | | |
| | 6-6-1-01 (00)成績評価基準 | | |
| | 6-6-1-02 (00)信州大学シラバスガイドライン | | |
| [分析項目6-6-2] 成績評価基準を学生に周知していること | ・ 成績評価基準を学生に周知していることを示すものとして、学生便覧、シラバス、オリエンテーションの配布資料等の該当箇所 | | |
| | 6-6-2-01 (00)成績評価基準, Webサイトでの公表 | | |
| [分析項目6-6-3] 成績評価基準に則り各授業科目の成績評価や単位認定が厳格かつ客観的に行われていることについて、組織的に確認していること | ・ 成績評価の分布表 | | |
| | 6-6-3-01 (08) (繊維学部) (前期) 成績分布 2019 (非公表) | | |
| | 6-6-3-02 (08) (繊維学部) (後期・通年) 成績分布 2019 (非公表) | | |
| | ・ 成績評価分布等のデータを関係委員会等で確認するなど組織的に確認していることに関する資料 | | |
| | 6-6-3-03 (08) (繊維学部) 学士課程における成績評価分布の公表について | | |
| | ・ GPA制度の目的と実施状況についてわかる資料 | | |
| | 6-1-1-02 (08) (繊維学部) 学生便覧2020 | p. 11 | 再掲 |
| [分析項目6-6-4] 成績に対する異議申立て制度を組織的に設けていること | ・ (個人指導等が中心となる科目の場合) 成績評価の客観性を担保するための措置についてわかる資料 | | |
| | ・ 学生からの成績評価に関する申立ての手続きや学生への周知等が明示されている資料 | | |
| | 6-1-1-02 (08) (繊維学部) 学生便覧2020 | p. 9 | 再掲 |
| | ・ 申立ての内容及びその対応、申立ての件数等の資料・データ | | |
| | ・ 成績評価の根拠となる資料(答案、レポート、出席記録等)を保存することを定めている規定類 | | |
| 6-6-4-01 (00)国立大学法人信州大学法人文書管理規則及び法人文書保存期間基準 (抜粋) | | | |

| | | | |
|---|--|--|--|
| 【特記事項】 | | | |
| ① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。 | | | |
| | | | |
| ② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、 <u>根拠資料とともに簡条書き</u> で記述すること。 | | | |
| | | | |
| | | | |
| 【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。 | | | |
| ■ 当該基準を満たす | | | |
| 【優れた成果が確認できる取組】 | | | |
| | | | |
| 【改善を要する事項】 | | | |
| | | | |

| 基準6-7 大学等の目的及び学位授与方針に則して、公正な卒業(修了)判定が実施されていること | | | |
|--|--|-------|----|
| 分析項目 | 分析項目に係る根拠資料・データ欄 | 備考 | 再掲 |
| [分析項目6-7-1] 大学等の目的及び学位授与方針に則して、卒業又は修了の要件（以下「卒業（修了）要件」という。）を組織的に策定していること | ・ 卒業又は修了の要件を定めた規定 | | |
| | 6-3-3-01 (00)信州大学学則 | 第53条 | 再掲 |
| | 6-3-3-02 (08)信州大学繊維学部規程 | 第5条の3 | 再掲 |
| | ・ 卒業又は修了判定に関する教授会等の審議及び学長など組織的な関わり方を含めて卒業（修了）判定の手順が確認できる資料 | | |
| | 6-7-1-01 (08)信州大学繊維学部教授会規程 | 第3条 | |
| [分析項目6-7-2] 大学院教育課程においては、学位論文又は特定の課題についての研究の成果の審査に係る手続き及び評価の基準（以下「学位論文審査基準」という。）を組織として策定されていること | ・ 学位論文（課題研究）の審査に係る手続き及び評価の基準 | | |
| | ・ 修了判定に関する教授会等の審議及び学長など組織的な関わり方が確認できる資料 | | |
| [分析項目6-7-3] 策定した卒業（修了）要件（学位論文評価基準を含む）を学生に周知していること | ・ 卒業（修了）要件を学生に周知していることを示すものとして、学生便覧、シラバス、オリエンテーションの配布資料、ウェブサイトへの掲載等の該当箇所 | | |
| | 6-3-1-02 (08)（繊維学部）学生便覧2019 | p. 68 | 再掲 |
| [分析項目6-7-4] 卒業又は修了の認定を、卒業（修了）要件（学位論文評価基準を含む）に則して組織的に実施していること | ・ 教授会等での審議状況等の資料 | | |
| | 6-7-4-01 (08)（繊維学部）運営会議20200305議事要録（抜粋） | | |
| | 〈専門職学位課程を除く大学院課程の分析〉 ・ 学位論文（特定課題研究の成果を含む。）に係る評価基準、審査手続き等 | | |
| | 〈専門職学位課程を除く大学院課程の分析〉 ・ 学位論文の審査体制、審査員の選考方法が確認できる資料 | | |
| | 〈専門職学位課程を除く大学院課程の分析〉 ・ 審査及び試験に合格した学生の学位論文 | | |
| [分析項目6-7-5] 専門職学科を設置している場合は、法令に則して卒業要件が定められていること | ・ 法令に則した卒業要件が組織として定められていることが確認できる資料 | | |
| | | | |

| | | | |
|---|--|--|--|
| 【特記事項】 | | | |
| ① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。 | | | |
| | | | |
| ② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、 <u>根拠資料とともに簡条書き</u> で記述すること。 | | | |
| | | | |
| | | | |
| 【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。 | | | |
| ■ 当該基準を満たす | | | |
| 【優れた成果が確認できる取組】 | | | |
| | | | |
| 【改善を要する事項】 | | | |
| | | | |

| 基準6-8 大学等の目的及び学位授与方針に則して、適切な学習成果が得られていること | | | |
|--|---|----|----|
| 分析項目 | 分析項目に係る根拠資料・データ欄 | 備考 | 再掲 |
| [分析項目6-8-1] 標準修業年限内の卒業（修了）率及び「標準修業年限×1.5」年内卒業（修了）率、資格取得等の状況が、大学等の目的及び学位授与方針に則して適正な状況にあること | ・標準修業年限内の卒業（修了）率（※1）（過去5年分）（別紙様式6-8-1） 「標準修業年限×1.5」年内卒業（修了）率（※2）（過去5年分）（別紙様式6-8-1） | | |
| | 6-8-1 標準修業年限内の卒業（修了）率及び「標準修業年限×1.5」年内卒業（修了）率（過去5年分） | | |
| | ・資格の取得者数が確認できる資料 | | |
| | 6-8-1-01 (00)学生資格取得状況（令和元年度実績） | | |
| [分析項目6-8-2] 就職（就職希望者に対する就職者の割合）及び進学率が、大学等の目的及び学位授与方針に則して適正な状況にあること | ・就職率（就職希望者に対する就職者の割合）及び進学率の状況（過去5年分）（別紙様式6-8-2） 主な進学/就職先（起業者も含む） | | |
| | 6-8-2 就職率（就職希望者に対する就職者の割合）及び進学率の状況 | | |
| | ・学校基本調査で提出した「該当する」資料（大学ポートレートにある場合は該当URL） | | |
| | 6-8-2-01 (00)大学ポートレート該当URL | | |
| [分析項目6-8-3] 卒業（修了）時の学生からの意見聴取の結果により、大学等の目的及び学位授与方針に則した学習成果が得られていること | ・卒業（修了）生の社会での活躍等が確認できる資料（新聞記事等） | | |
| | ・学生からの意見聴取（学習の達成度や満足度に関するアンケート調査、学習ポートフォリオの分析調査、懇談会、インタビュー等）の概要及びその結果が確認できる資料 | | |
| [分析項目6-8-4] 卒業（修了）後一定期間の就業経験等を経た卒業（修了）生からの意見聴取の結果により、大学等の目的及び学位授与方針に則した学習成果が得られていること | 6-8-3-01 (08)201903アンケート報告 190425教員会議 | | |
| | ・卒業（修了）後、一定年限を経過した卒業（修了）生についての意見聴取（アンケート、懇談会、インタビュー等）の概要及びその結果が確認できる資料 | | |
| [分析項目6-8-5] 就職先等からの意見聴取の結果により、大学等の目的及び学位授与方針に則した学習成果が得られていること | 2-2-4-03 卒業生・修了生アンケートの実施要領 | | 再掲 |
| | ・就職先や進学先等の関係者への意見聴取（アンケート、懇談会、インタビュー等）の概要及びその結果が確認できる資料 | | |
| | 6-8-5-01 (00)20190301 企業アンケート結果 | | |
| | 6-8-5-02 (00)信州大学卒業生・大学院修了者に関する調査結果報告書 | | |

| | | | |
|---|--|--|--|
| 【特記事項】 | | | |
| ① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。 | | | |
| 分析項目6-8-4 全学的に、卒業後6年を経過した者等を対象に6年に1回意見聴取を実施することとしている。(根拠資料2-2-4-02_卒業生・修了生アンケートの実施要領) | | | |
| ② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、 <u>根拠資料とともに</u> 箇条書きで記述すること。 | | | |
| | | | |
| | | | |
| 【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。 | | | |
| ■ 当該基準を満たす | | | |
| 【優れた成果が確認できる取組】 | | | |
| 【改善を要する事項】 | | | |

II 基準ごとの自己評価

領域6 教育課程と学習成果に関する基準

※一部教育課程について、第三者評価結果の活用なし

: 「該当なし」

| 基準6-1 学位授与方針が具体的かつ明確であること | | | |
|---|------------------|----|----|
| 分析項目 | 分析項目に係る根拠資料・データ欄 | 備考 | 再掲 |
| [分析項目6-1-1] 学位授与方針を、大学等の目的を踏まえて、具体的かつ明確に策定していること | ・公表された学位授与方針 | | |
| 【特記事項】 | | | |
| ① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。 | | | |
| | | | |
| ② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、 <u>根拠資料とともに</u> 箇条書きで記述すること。 | | | |
| | | | |
| | | | |
| 【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。 (リストから選択してください) | | | |
| 【優れた成果が確認できる取組】 | | | |
| 【改善を要する事項】 | | | |

| 基準6-2 教育課程方針が、学位授与方針と整合的であること | | | |
|--|---|----|----|
| 分析項目 | 分析項目に係る根拠資料・データ欄 | 備考 | 再掲 |
| [分析項目6-2-1] 教育課程方針において、学生や授業科目を担当する教員が解り易いように、①教育課程の編成の方針、②教育課程における教育・学習方法に関する方針、③学習成果の評価の方針を明確かつ具体的に明示していること | ・公表された教育課程方針 | | |
| | 6-2-1-01 (00)信州大学教育課程編成・実施の方針(カリキュラム・ポリシー) | | |
| | 6-2-1-02 (09) (全学教育機構) 共通教育カリキュラム・ポリシー | | |
| [分析項目6-2-2] 教育課程方針が学位授与方針と整合性を有していること | ・公表された教育課程方針及び学位授与方針 | | |
| | 6-2-1-01 (00)信州大学教育課程編成・実施の方針(カリキュラム・ポリシー) | | 再掲 |
| | 6-2-1-02 (09) (全学教育機構) 共通教育カリキュラム・ポリシー | | 再掲 |
| | 6-2-2-01 (00)信州大学学位授与の方針(ディプロマ・ポリシー) | | |
| | 6-2-2-02 (09) (人文学部) 学位授与の方針 | | |
| | 6-2-2-03 (09) (教育学部) ディプロマ・ポリシー | | |
| | 6-2-2-04 (09) (経法学部) 経法学部の学位授与の方針 | | |
| | 6-2-2-05 (09) (理学部) 2020学生便覧 | 2頁 | |
| | 6-2-2-06 (09) (医学部医学科) ディプロマポリシー | | |
| | 6-2-2-07 (09) (医学部保健学科) 学位授与の方針(ディプロマ・ポリシー) | | |
| | 6-2-2-08 (09) (工学部) ディプロマポリシー | | |
| 6-2-2-09 (09) (農学部) 学生の手引き2020 | 4頁 | | |
| 6-2-2-10 (09) (繊維学部) ディプロマポリシー | | | |

| | | | |
|---|--|--|--|
| 【特記事項】 | | | |
| ① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。 | | | |
| | | | |
| ② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、 <u>根拠資料とともに簡条書き</u> で記述すること。 | | | |
| | | | |
| | | | |
| 【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。 | | | |
| ■ 当該基準を満たす | | | |
| 【優れた成果が確認できる取組】 | | | |
| | | | |
| 【改善を要する事項】 | | | |
| | | | |

| 基準6-3 教育課程の編成及び授業科目の内容が、学位授与方針及び教育課程方針に則して、体系的であり相応しい水準であること | | | |
|---|--|----|----|
| 分析項目 | 分析項目に係る根拠資料・データ欄 | 備考 | 再掲 |
| [分析項目6-3-1] 教育課程の編成が、体系性を有していること | ・体系性が確認できる資料（カリキュラム・マップ、コース・ツリー、ナンバリング等） | | |
| | 6-3-1-01 (09) (全学教育機構) 共通教育科目の構成表 | | |
| | 6-3-1-02 (09) (全学教育機構) 開設授業科目表の見方 | | |
| | ・授業科目の開設状況が確認できる資料（コース、教養・専門基礎・専門等の分類、年次配当、必修・選択等の別） 6-3-1-03 (09) (全学教育機構) 2019年度開講授業科目表 | | |
| [分析項目6-3-2] 授業科目の内容が、授与する学位に相応しい水準となっていること | ・分野別第三者評価の結果 | | |
| | | | |
| | ・日本学術会議による参照基準等に準拠した内容になっていることが確認できる資料 | | |
| | | | |
| | ・シラバス 6-3-2-01 (09) (全学教育機構) シラバス | | |
| | ・その他自己点検・評価において体系性や水準に関する検証を実施している場合はその状況がわかる資料 | | |
| [分析項目6-3-3] 他の大学又は大学以外の教育施設等における学習、入学前の既修得単位等の単位認定を行っている場合、認定に関する規定を法令に従い規則等で定めていること | ・明文化された規定類 | | |
| | | | |
| | | | |

| | | | |
|---|--|--|--|
| <p>[分析項目6-3-4] 大学院課程（専門職学位課程を除く）においては、学位論文（特定の課題についての研究の成果を含む）の作成等に係る指導（以下「研究指導」という）に関し、指導教員を明確に定めるなどの指導体制を整備し、計画を策定した上で指導することとしていること</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・ 研究指導、学位論文（特定課題研究の成果を含む。）指導体制が確認できる資料（規定、申告等） ・ 研究指導計画書、研究指導報告書等、指導方法が確認できる資料 ・ 国内外の学会への参加を促進している場合は、その状況が確認できる資料 ・ 他大学や産業界との連携により、研究指導を実施している場合は、その状況が確認できる資料 ・ 研究倫理に関する指導が確認できる資料 ・ TA・RAとしての活動を通じた能力の育成、教育的機能の訓練を行っている場合は、TA・RAの採用、活用状況が確認できる資料 | | |
| <p>[分析項目6-3-5] 専門職学科を設置している場合は、法令に則して、教育課程が編成されるとともに、教育課程連携協議会を運用していること</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・ 授業科目の開設状況が確認できる資料（コース、教養・専門基礎・専門等の分類、年次配当、必修・選択等の別）※前述の資料と同じ ・ 教育課程連携協議会の設置・運用に関する規定及び開催実績・内容が確認できる資料 | | |
| <p>【特記事項】</p> | | | |
| <p>① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。</p> | | | |
| | | | |
| <p>② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、<u>根拠資料とともに箇条書き</u>で記述すること。</p> | | | |
| | | | |
| | | | |
| <p>【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。 <input checked="" type="checkbox"/> 当該基準を満たす</p> | | | |
| <p>【優れた成果が確認できる取組】</p> | | | |
| <p>【改善を要する事項】</p> | | | |

| 基準6-4 学位授与方針及び教育課程方針に則して、適切な授業形態、学習指導法が採用されていること | | | |
|---|--|----|----|
| 分析項目 | 分析項目に係る根拠資料・データ欄 | 備考 | 再掲 |
| [分析項目6-4-1] 1年間の授業を行う期間が原則として35週にわたるものとなっていること | ・1年間の授業を行う期間が確認できる資料(学年暦、年間スケジュール等) 6-4-1-01 (09) (全学教育機構) 2019共通教育 学年暦 | | |
| [分析項目6-4-2] 各科目の授業期間が10週又は15週にわたるものとなっていること。なお、10週又は15週と異なる授業期間を設定する場合は、教育上の必要があり、10週又は15週を期間として授業を行う場合と同等以上の十分な教育効果をあげていること | ・1年間の授業を行う期間が確認できる資料(学年暦、年間スケジュール等) 6-4-1-01 (09) (全学教育機構) 2019共通教育 学年暦 ・シラバス 6-3-2-01 (09) (全学教育機構) シラバス | | 再掲 |
| [分析項目6-4-3] 適切な授業形態、学習指導法が採用され、授業の方法及び内容が学生に対して明示されていること | ・シラバスの全件、全項目が確認できる資料(電子シラバスのデータ(csv)等) 6-3-2-01 (09) (全学教育機構) シラバス | | 再掲 |
| [分析項目6-4-4] 教育上主要と認める授業科目は、原則として専任の教授・准教授が担当していること | ・教育上主要と認める授業科目(別紙様式6-4-4) ・シラバス | | |
| [分析項目6-4-5] 専門職大学院を設置している場合は、履修登録の上限設定の制度(CAP制度)を適切に設けていること | ・CAP制に関する規定 | | |
| [分析項目6-4-6] 大学院において教育方法の特例(大学院設置基準第14条)の取組として夜間その他特定の時間又は期間に授業を行っている場合は、法令に則した実施方法となっていること | ・大学院学則 | | |
| [分析項目6-4-7] 薬学に関する学部又は学科のうち臨床に係る実践的な能力を培うことを主たる目的とするものを設置している場合は、必要な施設を確保し、薬学実務実習を実施していること | ・薬学実務実習に必要な施設の状況及び実習の実施状況が確認できる資料 | | |
| [分析項目6-4-8] 教職大学院を設置している場合は、連携協力校を確保していること | ・連携協力校との連携状況が確認できる資料 | | |
| [分析項目6-4-9] 夜間において授業を実施している課程を置いている場合は、配慮を行っていること | ・実施している配慮が確認できる資料 | | |

| | | | |
|--|---|--|--|
| [分析項目6-4-10] 通信教育を行う課程を置いている場合は、印刷教材等による授業、放送授業、面接授業（スクーリングを含む。）若しくはメディアを利用して行う授業の実施方法が整備され、指導が行われていること | ・授業の実施方法（同時性・非同時性、双方向性・非双方向性）について確認できる資料（シラバス、履修要項、教材等の該当箇所） | | |
| | ・添削等による指導、質問の受付、チューターの利用、学生間のコミュニケーション等、対面授業と同等以上の教育効果を確保するための方法について確認できる資料 | | |
| | ・電話・郵便・電子メール等による教育相談、助言体制及びそれらを周知する資料、ウェブサイトによる情報提供等の実施体制及び実施状況が確認できる資料 | | |
| | ・教育相談、助言の利用実績が確認できる資料 | | |
| | [分析項目6-4-11] 専門職学科を設置している場合は、授業を行う学生数が法令に則していること | ・法令に則した授業を行う学生数に関して、規定や申し合わせ等組織として決定していることが確認できる資料 | |
| 【特記事項】 | | | |
| ① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。 | | | |
| ② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、 <u>根拠資料とともに</u> 簡条書きで記述すること。 | | | |
| 【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。 ■ 当該基準を満たす | | | |
| 【優れた成果が確認できる取組】 | | | |
| 【改善を要する事項】 | | | |

| 基準6-5 学位授与方針に則して適切な履修指導、支援が行われていること | | | |
|---|---|----|----|
| 分析項目 | 分析項目に係る根拠資料・データ欄 | 備考 | 再掲 |
| [分析項目6-5-1] 学生のニーズに応え得る履修指導の体制を組織として整備し、指導、助言が行われていること | ・履修指導の実施状況（別紙様式6-5-1） | | |
| | 6-5-1 履修指導の実施状況 | | |
| | ・通信教育を行う課程を置いている場合は、履修指導の体制が確認できる資料 | | |
| [分析項目6-5-2] 学生のニーズに応え得る学習相談の体制を整備し、助言、支援が行われていること | ・学習相談の実施状況（別紙様式6-5-2） | | |
| | 6-5-2 学習相談の実施状況 | | |
| | ・通信教育を行う課程を置いている場合は、学習相談の体制が確認できる資料 | | |
| [分析項目6-5-3] 社会的・職業的自立を図るために必要な能力を培う取組を実施していること | ・社会的・職業的自立を図るために必要な能力を培う取組（別紙様式6-5-3） | | |
| | 6-5-3 社会的・職業的自立を図るために必要な能力を培う取組 | | |
| | ・インターンシップを実施している場合は、その実施状況が確認できる資料（実施要項、提携・受入企業、派遣・単位認定実績等） | | |

| | | | |
|--|---|----|----|
| <p>[分析項目6-5-4] 障害のある学生、留学生、その他履修上特別な支援を要する学生に対する学習支援を行う体制を整えていること</p> | <p>・履修上特別な支援を要する学生等に対する学習支援の状況（別紙様式6-5-4）</p> | | |
| | <p>6-5-4 履修上特別な支援を要する学生等に対する学習支援の状況</p> | | |
| | <p>・チューター等を配置している場合は、その制度や配置状況が確認できる資料</p> | | |
| | <p>・留学生に対する外国語による情報提供（時間割、シラバス等）を行っている場合は、その該当箇所</p> | | |
| | <p>・障害のある学生に対する支援（ノートテーカー等）を行っている場合は、その制度や実施状況が確認できる資料</p> | | |
| | <p>6-5-4-01 (00)2019年度ノートテーカー養成講座実績</p> | | |
| | <p>4-2-1-06 国立大学法人信州大学における障害を理由とする差別の解消の推進に関する教職員対応要領</p> | | 再掲 |
| | <p>4-2-1-07 信州大学障害学生支援マニュアル</p> | | 再掲 |
| | <p>4-2-1-08 信州大学障害学生支援コア・チーム申合せ</p> | | 再掲 |
| | <p>4-2-1-09 信州大学学生相談センター障害学生支援室細則</p> | | 再掲 |
| | <p>4-2-1-11 障害者支援機器等一覧</p> | | 再掲 |
| <p>4-2-1-12 JASSO実態調査（2019年度）</p> | | 再掲 | |
| <p>・特別クラス、補習授業を開設している場合は、その実施状況（受講者数等）が確認できる資料</p> | | | |
| <p>・学習支援の利用実績が確認できる資料</p> | | | |
| <p>【特記事項】</p> | | | |
| <p>① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。</p> | | | |
| <p>② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、<u>根拠資料とともに簡条書き</u>で記述すること。</p> | | | |
| | | | |
| <p>【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。</p> <p>■ 当該基準を満たす</p> | | | |
| <p>【優れた成果が確認できる取組】</p> | | | |
| <p>【改善を要する事項】</p> | | | |

| 基準6-6 教育課程方針に則して、公正な成績評価が厳格かつ客観的に実施されていること | | | |
|---|--|----|----|
| 分析項目 | 分析項目に係る根拠資料・データ欄 | 備考 | 再掲 |
| [分析項目6-6-1] 成績評価基準を学位授与方針及び教育課程方針に則して定められている学習成果の評価の方針と整合性をもって、組織として策定していること | ・ 成績評価基準 | | |
| | 6-6-1-01 (00)成績評価基準 | | |
| [分析項目6-6-2] 成績評価基準を学生に周知していること | ・ 成績評価基準を学生に周知していることを示すものとして、学生便覧、シラバス、オリエンテーションの配布資料等の該当箇所 | | |
| | 6-6-2-01 (00)成績評価基準、Webサイトでの公表 | | |
| [分析項目6-6-3] 成績評価基準に則り各授業科目の成績評価や単位認定が厳格かつ客観的に行われていることについて、組織的に確認していること | ・ 成績評価の分布表 | | |
| | 6-6-3-01 (09) (全学教育機構) 2019共通教育科目(前期)成績分布(非公表) | | |
| | 6-6-3-02 (09) (全学教育機構) 2019共通教育科目(後期)成績分布(非公表) | | |
| | ・ 成績評価分布等のデータを関係委員会等で確認するなど組織的に確認していることに関する資料 | | |
| | 6-6-3-03 (09) (全学教育機構) 令和元2年度第3回教務委員会報告 | | |
| | ・ GPA制度の目的と実施状況についてわかる資料 | | |
| | 6-6-3-04 (09) (全学教育機構) 抜粋 2019共通教育履修案内 | | |
| ・ (個人指導等が中心となる科目の場合) 成績評価の客観性を担保するための措置についてわかる資料 | | | |
| [分析項目6-6-4] 成績に対する異議申立て制度を組織的に設けていること | ・ 学生からの成績評価に関する申立ての手続きや学生への周知等が明示されている資料 | | |
| | 6-6-4-01 (09) 共通教育履修案内【8】試験・成績 | | |
| | ・ 申立ての内容及びその対応、申立ての件数等の資料・データ | | |
| | 6-6-4-02 (09) (全学教育機構) 成績照会件数・内容まとめ(2019) | | |
| | ・ 成績評価の根拠となる資料(答案、レポート、出席記録等)を保存することを定めている規定類 | | |
| 6-6-4-03 (00) 国立大学法人信州大学法人文書管理規則及び法人文書保存期間基準(抜粋) | | | |

| | | | |
|---|--|--|--|
| 【特記事項】 | | | |
| ① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。 | | | |
| | | | |
| ② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、 <u>根拠資料とともに簡条書き</u> で記述すること。 | | | |
| | | | |
| | | | |
| 【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。 | | | |
| ■ 当該基準を満たす | | | |
| 【優れた成果が確認できる取組】 | | | |
| | | | |
| 【改善を要する事項】 | | | |
| | | | |

| 基準6-7 大学等の目的及び学位授与方針に則して、公正な卒業(修了)判定が実施されていること | | | |
|--|---|----|----|
| 分析項目 | 分析項目に係る根拠資料・データ欄 | 備考 | 再掲 |
| [分析項目6-7-1] 大学等の目的及び学位授与方針に則して、卒業又は修了の要件（以下「卒業（修了）要件」という。）を組織的に策定していること | ・卒業又は修了の要件を定めた規定 | | |
| | ・卒業又は修了判定に関する教授会等の審議及び学長など組織的な関わり方を含めて卒業（修了）判定の手順が確認できる資料 | | |
| [分析項目6-7-2] 大学院教育課程においては、学位論文又は特定の課題についての研究の成果の審査に係る手続き及び評価の基準（以下「学位論文審査基準」という。）を組織として策定されていること | ・学位論文（課題研究）の審査に係る手続き及び評価の基準 | | |
| | ・修了判定に関する教授会等の審議及び学長など組織的な関わり方が確認できる資料 | | |
| [分析項目6-7-3] 策定した卒業（修了）要件（学位論文評価基準を含む）を学生に周知していること | ・卒業（修了）要件を学生に周知していることを示すものとして、学生便覧、シラバス、オリエンテーションの配布資料、ウェブサイトへの掲載等の該当箇所 | | |
| [分析項目6-7-4] 卒業又は修了の認定を、卒業（修了）要件（学位論文評価基準を含む）に則して組織的に実施していること | ・教授会等での審議状況等の資料 | | |
| | 〈専門職学位課程を除く大学院課程の分析〉 ・学位論文（特定課題研究の成果を含む。）に係る評価基準、審査手続き等 | | |
| | 〈専門職学位課程を除く大学院課程の分析〉 ・学位論文の審査体制、審査員の選考方法が確認できる資料 | | |
| | 〈専門職学位課程を除く大学院課程の分析〉 ・審査及び試験に合格した学生の学位論文 | | |
| [分析項目6-7-5] 専門職学科を設置している場合は、法令に則して卒業要件が定められていること | ・法令に則した卒業要件が組織として定められていることが確認できる資料 | | |

| | | | |
|---|--|--|--|
| 【特記事項】 | | | |
| ① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。 | | | |
| | | | |
| ② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、 <u>根拠資料とともに箇条書き</u> で記述すること。 | | | |
| | | | |
| | | | |
| 【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。 | | | |
| (リストから選択してください) | | | |
| 【優れた成果が確認できる取組】 | | | |
| | | | |
| 【改善を要する事項】 | | | |
| | | | |

| 基準6-8 大学等の目的及び学位授与方針に則して、適切な学習成果が得られていること | | | |
|--|---|----|----|
| 分析項目 | 分析項目に係る根拠資料・データ欄 | 備考 | 再掲 |
| [分析項目6-8-1] 標準修業年限内の卒業（修了）率及び「標準修業年限×1.5」年内卒業（修了）率、資格取得等の状況が、大学等の目的及び学位授与方針に則して適正な状況にあること | ・標準修業年限内の卒業（修了）率（※1）（過去5年分）（別紙様式6-8-1） 「標準修業年限×1.5」年内卒業（修了）率（※2）（過去5年分）（別紙様式6-8-1） | | |
| | ・資格の取得者数が確認できる資料 | | |
| | ・論文の採択・受賞状況、各コンペティション等の受賞状況が確認できる資料 | | |
| | | | |
| [分析項目6-8-2] 就職（就職希望者に対する就職者の割合）及び進学（進学希望者に対する進学者の割合）の状況が、大学等の目的及び学位授与方針に則して適正な状況にあること | ・就職率（就職希望者に対する就職者の割合）及び進学率の状況（過去5年分）（別紙様式6-8-2） 主な進学/就職先（起業者も含む） | | |
| | ・学校基本調査で提出した「該当する」資料（大学ポートレートにある場合は該当URL） | | |
| | ・卒業（修了）生の社会での活躍等が確認できる資料（新聞記事等） | | |
| | | | |
| [分析項目6-8-3] 卒業（修了）時の学生からの意見聴取の結果により、大学等の目的及び学位授与方針に則した学習成果が得られていること | ・学生からの意見聴取（学習の達成度や満足度に関するアンケート調査、学習ポートフォリオの分析調査、懇談会、インタビュー等）の概要及びその結果が確認できる資料 | | |
| [分析項目6-8-4] 卒業（修了）後一定期間の就業経験等を経た卒業（修了）生からの意見聴取の結果により、大学等の目的及び学位授与方針に則した学習成果が得られていること | ・卒業（修了）後、一定年限を経過した卒業（修了）生についての意見聴取（アンケート、懇談会、インタビュー等）の概要及びその結果が確認できる資料 | | |
| [分析項目6-8-5] 就職先等からの意見聴取の結果により、大学等の目的及び学位授与方針に則した学習成果が得られていること | ・就職先や進学先等の関係者への意見聴取（アンケート、懇談会、インタビュー等）の概要及びその結果が確認できる資料 | | |

| | | | |
|---|--|--|--|
| 【特記事項】 | | | |
| ① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。 | | | |
| | | | |
| ② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、 <u>根拠資料とともに箇条書き</u> で記述すること。 | | | |
| | | | |
| | | | |
| 【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。 | | | |
| (リストから選択してください) | | | |
| 【優れた成果が確認できる取組】 | | | |
| | | | |
| 【改善を要する事項】 | | | |
| | | | |

II 基準ごとの自己評価

領域6 教育課程と学習成果に関する基準

※一部教育課程について、第三者評価結果の活用なし

: 「該当なし」

| 基準6-1 学位授与方針が具体的かつ明確であること | | | |
|---|--|----|----|
| 分析項目 | 分析項目に係る根拠資料・データ欄 | 備考 | 再掲 |
| [分析項目6-1-1] 学位授与方針を、大学等の目的を踏まえて、具体的かつ明確に策定していること | ・公表された学位授与方針 | | |
| | 6-1-1-01 (00)信州大学大学院学位授与の方針 | | |
| | 6-1-1-02 (10)総合人文社会科学研究科ディプロマ・ポリシー | | |
| | 6-1-1-03 (10)人間文化学分野ディプロマ・ポリシー | | |
| | 6-1-1-04 (10)心理学分野ディプロマ・ポリシー | | |
| | 6-1-1-05 (10)経済学分野ディプロマ・ポリシー | | |
| | 6-1-1-06 (10)法学分野ディプロマ・ポリシー | | |
| 【特記事項】 | | | |
| ① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。 | | | |
| | | | |
| ② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、 <u>根拠資料とともに簡条書き</u> で記述すること。 | | | |
| | | | |
| | | | |
| 【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。 | | | |
| ■ 当該基準を満たす | | | |
| 【優れた成果が確認できる取組】 | | | |
| | | | |
| 【改善を要する事項】 | | | |
| | | | |

| 基準6-2 教育課程方針が、学位授与方針と整合的であること | | | |
|--|---|----|----|
| 分析項目 | 分析項目に係る根拠資料・データ欄 | 備考 | 再掲 |
| [分析項目6-2-1] 教育課程方針において、学生や授業科目を担当する教員が解り易いように、①教育課程の編成の方針、②教育課程における教育・学習方法に関する方針、③学習成果の評価の方針を明確かつ具体的に明示していること | ・公表された教育課程方針 | | |
| | 6-2-1-01 (00)信州大学大学院教育課程編成・実施の方針 | | |
| | 6-2-1-02 (10)総合人文社会科学研究科カリキュラム・ポリシー | | |
| [分析項目6-2-2] 教育課程方針が学位授与方針と整合性を有していること | ・公表された教育課程方針及び学位授与方針 | | |
| | 6-1-1-01 (00)信州大学大学院学位授与の方針 | | 再掲 |
| | 6-1-1-02 (10)総合人文社会科学研究科ディプロマ・ポリシー | | 再掲 |
| | 6-1-1-03 (10)人間文化学分野ディプロマ・ポリシー | | 再掲 |
| | 6-1-1-04 (10)心理学分野ディプロマ・ポリシー | | 再掲 |
| | 6-1-1-05 (10)経済学分野ディプロマ・ポリシー | | 再掲 |
| | 6-1-1-06 (10)法学分野ディプロマ・ポリシー | | 再掲 |
| | 6-2-1-01 (00)信州大学大学院教育課程編成・実施の方針 | | 再掲 |
| | 6-2-1-02 (10)総合人文社会科学研究科カリキュラム・ポリシー | | 再掲 |
| 【特記事項】 | | | |
| ① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。 | | | |
| ② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、 <u>根拠資料とともに簡条書き</u> で記述すること。 | | | |
| | | | |
| 【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。 ■ 当該基準を満たす | | | |
| 【優れた成果が確認できる取組】 | | | |
| 【改善を要する事項】 | | | |

| 基準6-3 教育課程の編成及び授業科目の内容が、学位授与方針及び教育課程方針に則して、体系的であり相応しい水準であること | | | |
|---|---|----------|----|
| 分析項目 | 分析項目に係る根拠資料・データ欄 | 備考 | 再掲 |
| [分析項目6-3-1] 教育課程の編成が、体系的を有していること | ・体系的が確認できる資料（カリキュラム・マップ、コース・ツリー、ナンバリング等） | | |
| | ・授業科目の開設状況が確認できる資料（コース、教養・専門基礎・専門等の分類、年次配当、必修・選択等の別） | | |
| | 6-3-1-01 (10)人間文化学分野履修プロセス概念図 | | |
| | 6-3-1-02 (10) (人間文化学分野)履修方法について | | |
| | 6-3-1-03 (10)心理学分野履修プロセス概念図 | | |
| | 6-3-1-04 (10)令和2年度心理学分野履修案内抜粋（開設授業科目一覧） | | |
| | 6-3-1-05 (10)経済学分野履修プロセス概念図 | | |
| | 6-3-1-06 (10)法学分野履修プロセス概念図 | | |
| | 6-3-1-07 (10)2020履修案内（抜粋）（経済学分野・法学分野） | | |
| [分析項目6-3-2] 授業科目の内容が、授与する学位に相応しい水準となっていること | ・分野別第三者評価の結果 | | |
| | ・日本学術会議による参照基準等に準拠した内容になっていることが確認できる資料 | | |
| | ・シラバス | | |
| | 6-3-2-01 (10)人間文化学分野シラバス | | |
| | 6-3-2-02 (10)心理学分野シラバス | | |
| | 6-3-2-03 (10)経済学分野シラバス | | |
| | 6-3-2-04 (10)法学分野シラバス | | |
| | ・その他自己点検・評価において体系的や水準に関する検証を実施している場合はその状況がわかる資料 | | |
| [分析項目6-3-3] 他の大学又は大学以外の教育施設等における学習、入学前の既修得単位等の単位認定を行っている場合、認定に関する規定を法令に従い規則等で定めていること | ・明文化された規定類 | | |
| | 1-3-1-02 信州大学大学院学則 | 第35, 37条 | 再掲 |
| | 6-3-3-01 (10)信州大学大学院総合人文社会科学研究科規程 | 第13, 15条 | |

| | | | |
|---|--|--------------------|----|
| <p>[分析項目6-3-4] 大学院課程（専門職学位課程を除く）においては、学位論文（特定の課題についての研究の成果を含む）の作成等に係る指導（以下「研究指導」という）に関し、指導教員を明確に定めるなどの指導体制を整備し、計画を策定した上で指導することとしていること</p> | <p>・研究指導、学位論文（特定課題研究の成果を含む。）指導体制が確認できる資料（規定、申告等）</p> | | |
| | <p>1-3-1-02 信州大学大学院学則</p> | 第8条 | 再掲 |
| | <p>6-3-3-01 (10)信州大学大学院総合人文社会科学研究科規程</p> | 第11条 | 再掲 |
| | <p>6-3-1-07 (10)2020履修案内（抜粋）（経済学分野・法学分野）</p> | 3. 学位請求のための研究成果の提出 | 再掲 |
| | <p>6-3-4-01 (10)応用経済学演習Ⅰシラバス UAI12500</p> | | |
| | <p>6-3-4-02 (10)公法・刑事法学演習Ⅰシラバス UAL08500</p> | | |
| | <p>6-3-4-03 (10)民事法学演習Ⅰシラバス UAL09500</p> | | |
| | <p>・研究指導計画書、研究指導報告書等、指導方法が確認できる資料</p> | | |
| | <p>6-3-4-04 (10)履修計画届（心理学分野）</p> | | |
| | <p>6-3-4-05 (10)研究計画書（法学分野）</p> | | |
| | <p>・国内外の学会への参加を促進している場合は、その状況が確認できる資料</p> | | |
| | <p>・他大学や産業界との連携により、研究指導を実施している場合は、その状況が確認できる資料</p> | | |
| | <p>・研究倫理に関する指導が確認できる資料</p> | | |
| | <p>6-3-4-08 (10)「e-APRIN」アナウンス 第4-10回 研究者倫理</p> | | |
| <p>・TA・RAとしての活動を通じた能力の育成、教育的機能の訓練を行っている場合は、TA・RAの採用、活用状況が確認できる資料</p> | | | |
| <p>[分析項目6-3-5] 専門職学科を設置している場合は、法令に則して、教育課程が編成されるとともに、教育課程連携協議会を運用していること</p> | <p>・授業科目の開設状況が確認できる資料（コース、教養・専門基礎・専門等の分類、年次配当、必修・選択等の別）※前述の資料と同じ</p> | | |
| | <p>・教育課程連携協議会の設置・運用に関する規定及び開催実績・内容が確認できる資料</p> | | |
| | | | |

| | | | |
|---|--|--|--|
| 【特記事項】 | | | |
| ① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。 | | | |
| | | | |
| ② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、 <u>根拠資料とともに箇条書き</u> で記述すること。 | | | |
| | | | |
| | | | |
| 【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。 | | | |
| ■ 当該基準を満たす | | | |
| 【優れた成果が確認できる取組】 | | | |
| | | | |
| 【改善を要する事項】 | | | |
| | | | |

| 基準6-4 学位授与方針及び教育課程方針に則して、適切な授業形態、学習指導法が採用されていること | | | |
|---|--|----|----|
| 分析項目 | 分析項目に係る根拠資料・データ欄 | 備考 | 再掲 |
| [分析項目6-4-1] 1年間の授業を行う期間が原則として35週にわたるものとなっていること | ・1年間の授業を行う期間が確認できる資料(学年暦、年間スケジュール等) | | |
| | 6-4-1-01 (10)2020学年暦、授業日・試験日等(人間文化学分野) | | |
| | 6-4-1-02 (10)2020年度総合人文社会科学研究科心理学分野学年暦 | | |
| | 6-4-1-03 (10)2020 学年暦(経済学・法学分野) | | |
| [分析項目6-4-2] 各科目の授業期間が10週又は15週にわたるものとなっていること。なお、10週又は15週と異なる授業期間を設定する場合は、教育上の必要があり、10週又は15週を期間として授業を行う場合と同等以上の十分な教育効果をあげていること | ・1年間の授業を行う期間が確認できる資料(学年暦、年間スケジュール等) | | |
| | 6-4-1-01 (10)2020学年暦、授業日・試験日等(人間文化学分野) | | 再掲 |
| | 6-4-1-02 (10)2020年度総合人文社会科学研究科心理学分野学年暦 | | 再掲 |
| | 6-4-1-03 (10)2020 学年暦(経済学・法学分野) | | 再掲 |
| | ・シラバス | | |
| | 6-3-2-01 (10)人間文化学分野シラバス | | 再掲 |
| | 6-3-2-02 (10)心理学分野シラバス | | 再掲 |
| | 6-3-2-03 (10)経済学分野シラバス | | 再掲 |
| [分析項目6-4-3] 適切な授業形態、学習指導法が採用され、授業の方法及び内容が学生に対して明示されていること | ・シラバスの全件、全項目が確認できる資料(電子シラバスのデータ(csv)等) | | |
| | 6-3-2-01 (10)人間文化学分野シラバス | | 再掲 |
| | 6-3-2-02 (10)心理学分野シラバス | | 再掲 |
| | 6-3-2-03 (10)経済学分野シラバス | | 再掲 |
| | 6-3-2-04 (10)法学分野シラバス | | 再掲 |
| [分析項目6-4-4] 教育上主要と認める授業科目は、原則として専任の教授・准教授が担当していること | ・教育上主要と認める授業科目(別紙様式6-4-4) | | |
| | 6-4-4 教育上主要と認める授業科目 | | |
| | ・シラバス | | |
| | 6-3-2-01 (10)人間文化学分野シラバス | | 再掲 |
| | 6-3-2-02 (10)心理学分野シラバス | | 再掲 |
| | 6-3-2-03 (10)経済学分野シラバス | | 再掲 |
| 6-3-2-04 (10)法学分野シラバス | | 再掲 | |

| | | | |
|--|--|-------------------|-----------|
| <p>[分析項目6-4-5] 専門職大学院を設置している場合は、履修登録の上限設定の制度（CAP制度）を適切に設けていること</p> | <p>・CAP制に関する規定</p> | | |
| <p>[分析項目6-4-6] 大学院において教育方法の特例（大学院設置基準第14条）の取組として夜間その他特定の時間又は期間に授業を行っている場合は、法令に則した実施方法となっていること</p> | <p>・大学院学則 1-3-1-02 信州大学大学院学則</p> | <p>第39条</p> | <p>再掲</p> |
| <p>[分析項目6-4-7] 薬学に関する学部又は学科のうち臨床に係る実践的な能力を培うことを主たる目的とするものを設置している場合は、必要な施設を確保し、薬学実務実習を実施していること</p> | <p>・薬学実務実習に必要な施設の状況及び実習の実施状況が確認できる資料</p> | | |
| <p>[分析項目6-4-8] 教職大学院を設置している場合は、連携協力校を確保していること</p> | <p>・連携協力校との連携状況が確認できる資料</p> | | |
| <p>[分析項目6-4-9] 夜間において授業を実施している課程を置いている場合は、配慮を行っていること</p> | <p>・実施している配慮が確認できる資料 6-4-9-01 (10)2020人間文化学分野授業科目一覧 6-3-1-07 (10)2020履修案内（抜粋）（経済学分野・法学分野）</p> | <p>7. 社会人学生に対</p> | <p>再掲</p> |
| <p>[分析項目6-4-10] 通信教育を行う課程を置いている場合は、印刷教材等による授業、放送授業、面接授業（スクーリングを含む。）若しくはメディアを利用して行う授業の実施方法が整備され、指導が行われていること</p> | <p>・授業の実施方法（同時性・非同時性、双方向性・非双方向性）について確認できる資料（シラバス、履修要項、教材等の該当箇所）</p> <p>・添削等による指導、質問の受付、チューターの利用、学生間のコミュニケーション等、対面授業と同等以上の教育効果を確保するための方法について確認できる資料</p> <p>・電話・郵便・電子メール等による教育相談、助言体制及びそれらを周知する資料、ウェブサイトによる情報提供等の実施体制及び実施状況が確認できる資料</p> <p>・教育相談、助言の利用実績が確認できる資料</p> | | |
| <p>[分析項目6-4-11] 専門職学科を設置している場合は、授業を行う学生数が法令に則していること</p> | <p>・法令に則した授業を行う学生数に関して、規定や申し合わせ等組織として決定していることが確認できる資料</p> | | |

| | | | |
|---|--|--|--|
| 【特記事項】 | | | |
| ① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。 | | | |
| | | | |
| ② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、 <u>根拠資料とともに箇条書き</u> で記述すること。 | | | |
| | | | |
| | | | |
| 【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。 | | | |
| ■ 当該基準を満たす | | | |
| 【優れた成果が確認できる取組】 | | | |
| | | | |
| 【改善を要する事項】 | | | |
| | | | |

| 基準6-5 学位授与方針に則して適切な履修指導、支援が行われていること | | | |
|---|--|----|----|
| 分析項目 | 分析項目に係る根拠資料・データ欄 | 備考 | 再掲 |
| [分析項目6-5-1] 学生のニーズに応え得る履修指導の体制を組織として整備し、指導、助言が行われていること | ・履修指導の実施状況（別紙様式6-5-1） | | |
| | 6-5-1 履修指導の実施状況 | | |
| | ・通信教育を行う課程を置いている場合は、履修指導の体制が確認できる資料 | | |
| [分析項目6-5-2] 学生のニーズに応え得る学習相談の体制を整備し、助言、支援が行われていること | ・学習相談の実施状況（別紙様式6-5-2） | | |
| | 6-5-2 学習相談の実施状況 | | |
| | ・通信教育を行う課程を置いている場合は、学習相談の体制が確認できる資料 | | |
| [分析項目6-5-3] 社会的・職業的自立を図るために必要な能力を培う取組を実施していること | ・社会的・職業的自立を図るために必要な能力を培う取組（別紙様式6-5-3） | | |
| | 6-5-3 社会的・職業的自立を図るために必要な能力を培う取組 | | |
| | ・インターンシップを実施している場合は、その実施状況が確認できる資料（実施要項、提携・受入企業、派遣・単位認定実績等） | | |
| [分析項目6-5-4] 障害のある学生、留学生、その他履修上特別な支援を要する学生に対する学習支援を行う体制を整えていること | ・履修上特別な支援を要する学生等に対する学習支援の状況（別紙様式6-5-4） | | |
| | 6-5-4 履修上特別な支援を要する学生等に対する学習支援の状況 | | |
| | ・チューター等を配置している場合は、その制度や配置状況が確認できる資料 | | |
| | ・留学生に対する外国語による情報提供（時間割、シラバス等）を行っている場合は、その該当箇所 | | |
| | ・障害のある学生に対する支援（ノートテーカー等）を行っている場合は、その制度や実施状況が確認できる資料 | | |
| | 6-5-4-01 (00)2019年度ノートテーカー養成講座実績 | | |
| | 4-2-1-06 国立大学法人信州大学における障害を理由とする差別の解消の推進に関する教職員対応要領 | | 再掲 |
| | 4-2-1-07 信州大学障害学生支援マニュアル | | 再掲 |
| | 4-2-1-08 信州大学障害学生支援コア・チーム申合せ | | 再掲 |
| | 4-2-1-09 信州大学学生相談センター障害学生支援室細則 | | 再掲 |
| | 4-2-1-11 障害者支援機器等一覧 | | 再掲 |
| | 4-2-1-12 JASSO実態調査(2019年度) | | 再掲 |
| | ・特別クラス、補習授業を開設している場合は、その実施状況（受講者数等）が確認できる資料 | | |
| ・学習支援の利用実績が確認できる資料 | | | |

| | | | |
|---|--|--|--|
| 【特記事項】 | | | |
| ① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。 | | | |
| | | | |
| ② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、 <u>根拠資料とともに箇条書き</u> で記述すること。 | | | |
| | | | |
| | | | |
| 【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。 | | | |
| ■ 当該基準を満たす | | | |
| 【優れた成果が確認できる取組】 | | | |
| 【改善を要する事項】 | | | |

| 基準6-6 教育課程方針に則して、公正な成績評価が厳格かつ客観的に実施されていること | | | |
|---|--|----|----|
| 分析項目 | 分析項目に係る根拠資料・データ欄 | 備考 | 再掲 |
| [分析項目6-6-1] 成績評価基準を学位授与方針及び教育課程方針に則して定められている学習成果の評価の方針と整合性をもって、組織として策定していること | ・ 成績評価基準 | | |
| | 6-6-1-01 (00)成績評価基準 | | |
| [分析項目6-6-2] 成績評価基準を学生に周知していること | ・ 成績評価基準を学生に周知していることを示すものとして、学生便覧、シラバス、オリエンテーションの配布資料等の該当箇所 | | |
| | 6-6-2-01 (00)成績評価基準、Webサイトでの公表 | | |
| [分析項目6-6-3] 成績評価基準に則り各授業科目の成績評価や単位認定が厳格かつ客観的に行われていることについて、組織的に確認していること | ・ 成績評価の分布表 | | |
| | ・ 成績評価分布等のデータを関係委員会等で確認するなど組織的に確認していることに関する資料 | | |
| | ・ GPA制度の目的と実施状況についてわかる資料 | | |
| | ・ (個人指導等が中心となる科目の場合) 成績評価の客観性を担保するための措置についてわかる資料 | | |
| | 6-3-1-03 (10)心理学分野履修プロセス概念図 | | 再掲 |
| | 6-3-1-05 (10)経済学分野履修プロセス概念図 | | 再掲 |
| | 6-3-1-06 (10)法学分野履修プロセス概念図 | | 再掲 |
| [分析項目6-6-4] 成績に対する異議申立て制度を組織的に設けていること | ・ 学生からの成績評価に関する申立ての手続きや学生への周知等が明示されている資料 | | |
| | 6-6-4-01 (10)成績に対する異議申し立て (2020履修案内 抜粋) (経済学分野・法学分野) | | |
| | ・ 申立ての内容及びその対応、申立ての件数等の資料・データ | | |
| | ・ 成績評価の根拠となる資料 (答案、レポート、出席記録等) を保存することを定めている規定類 | | |

| | | | |
|---|--|--|--|
| 【特記事項】 | | | |
| ① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。 | | | |
| | | | |
| ② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、 <u>根拠資料とともに箇条書き</u> で記述すること。 | | | |
| | | | |
| | | | |
| 【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。 | | | |
| ■ 当該基準を満たす | | | |
| 【優れた成果が確認できる取組】 | | | |
| 【改善を要する事項】 | | | |

| 基準6-7 大学等の目的及び学位授与方針に則して、公正な卒業(修了)判定が実施されていること | | | |
|--|---|----------------|----|
| 分析項目 | 分析項目に係る根拠資料・データ欄 | 備考 | 再掲 |
| [分析項目6-7-1] 大学等の目的及び学位授与方針に則して、卒業又は修了の要件(以下「卒業(修了)要件」という。)を組織的に策定していること | ・卒業又は修了の要件を定めた規定 | | |
| | 1-3-1-02 信州大学大学院学則 | 第40条 | 再掲 |
| | ・卒業又は修了判定に関する教授会等の審議及び学長など組織的な関わり方を含めて卒業(修了)判定の手順が確認できる資料 | | |
| | 6-7-1-01 (00)信州大学学位規程 | 第6条～17条 | |
| | 1-3-1-02 信州大学大学院学則 | 第11条, 第43～第45条 | 再掲 |
| [分析項目6-7-2] 大学院教育課程においては、学位論文又は特定の課題についての研究の成果の審査に係る手続き及び評価の基準(以下「学位論文審査基準」という。)を組織として策定されていること | ・学位論文(課題研究)の審査に係る手続き及び評価の基準 | | |
| | 6-7-2-01 (10)信州大学大学院総合人文社会科学研究科修士論文評価基準 | | |
| | ・修了判定に関する教授会等の審議及び学長など組織的な関わり方が確認できる資料 | | |
| | 6-7-1-01 (00)信州大学学位規程 | 第6条～17条 | 再掲 |
| | 1-3-1-02 信州大学大学院学則 | 第43～第45条 | 再掲 |
| [分析項目6-7-3] 策定した卒業(修了)要件(学位論文評価基準を含む)を学生に周知していること | ・卒業(修了)要件を学生に周知していることを示すものとして、学生便覧、シラバス、オリエンテーションの配布資料、ウェブサイトへの掲載等の該当箇所 | | |
| | 6-7-3-01 (10)心理学分野履修案内 抜粋(修了単位等に関する記載) | | |
| | 6-7-3-02 (10)履修案内 抜粋(経済学分野・法学分野) | | |
| | 6-3-1-02 (10)(人間文化学分野)履修方法について | | 再掲 |
| [分析項目6-7-4] 卒業又は修了の認定を、卒業(修了)要件(学位論文評価基準を含む)に則して組織的に実施していること | ・教授会等での審議状況等の資料 | | |
| | 〈専門職学位課程を除く大学院課程の分析〉 ・学位論文(特定課題研究の成果を含む。)に係る評価基準、審査手続き等 | | |
| | 〈専門職学位課程を除く大学院課程の分析〉 ・学位論文の審査体制、審査員の選考方法が確認できる資料 | | |
| | 〈専門職学位課程を除く大学院課程の分析〉 ・審査及び試験に合格した学生の学位論文 | | |
| [分析項目6-7-5] 専門職学科を設置している場合は、法令に則して卒業要件が定められていること | ・法令に則した卒業要件が組織として定められていることが確認できる資料 | | |
| | | | |

| | | | |
|---|--|--|--|
| 【特記事項】 | | | |
| ① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。 | | | |
| | | | |
| ② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、 <u>根拠資料とともに箇条書き</u> で記述すること。 | | | |
| | | | |
| | | | |
| 【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。 | | | |
| ■ 当該基準を満たす | | | |
| 【優れた成果が確認できる取組】 | | | |
| | | | |
| 【改善を要する事項】 | | | |
| | | | |

| 基準6-8 大学等の目的及び学位授与方針に則して、適切な学習成果が得られていること | | | |
|--|---|----|----|
| 分析項目 | 分析項目に係る根拠資料・データ欄 | 備考 | 再掲 |
| [分析項目6-8-1] 標準修業年限内の卒業（修了）率及び「標準修業年限×1.5」年内卒業（修了）率、資格取得等の状況が、大学等の目的及び学位授与方針に則して適正な状況にあること | ・標準修業年限内の卒業（修了）率（※1）（過去5年分）（別紙様式6-8-1） 「標準修業年限×1.5」年内卒業（修了）率（※2）（過去5年分）（別紙様式6-8-1） | | |
| | ・資格の取得者数が確認できる資料 | | |
| | ・論文の採択・受賞状況、各コンペティション等の受賞状況が確認できる資料 | | |
| | | | |
| [分析項目6-8-2] 就職（就職希望者に対する就職者の割合）及び進学（進学希望者に対する進学者の割合）の状況が、大学等の目的及び学位授与方針に則して適正な状況にあること | ・就職率（就職希望者に対する就職者の割合）及び進学率の状況（過去5年分）（別紙様式6-8-2） 主な進学/就職先（起業者も含む） | | |
| | ・学校基本調査で提出した「該当する」資料（大学ポートレートにある場合は該当URL） | | |
| | ・卒業（修了）生の社会での活躍等が確認できる資料（新聞記事等） | | |
| | | | |
| [分析項目6-8-3] 卒業（修了）時の学生からの意見聴取の結果により、大学等の目的及び学位授与方針に則した学習成果が得られていること | ・学生からの意見聴取（学習の達成度や満足度に関するアンケート調査、学習ポートフォリオの分析調査、懇談会、インタビュー等）の概要及びその結果が確認できる資料 | | |
| [分析項目6-8-4] 卒業（修了）後一定期間の就業経験等を経た卒業（修了）生からの意見聴取の結果により、大学等の目的及び学位授与方針に則した学習成果が得られていること | ・卒業（修了）後、一定年限を経過した卒業（修了）生についての意見聴取（アンケート、懇談会、インタビュー等）の概要及びその結果が確認できる資料 | | |
| [分析項目6-8-5] 就職先等からの意見聴取の結果により、大学等の目的及び学位授与方針に則した学習成果が得られていること | ・就職先や進学先等の関係者への意見聴取（アンケート、懇談会、インタビュー等）の概要及びその結果が確認できる資料 | | |

| | | | |
|---|--|--|--|
| 【特記事項】 | | | |
| ① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。 | | | |
| | | | |
| ② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、 <u>根拠資料とともに箇条書き</u> で記述すること。 | | | |
| | | | |
| | | | |
| 【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。 | | | |
| (リストから選択してください) | | | |
| 【優れた成果が確認できる取組】 | | | |
| | | | |
| 【改善を要する事項】 | | | |
| | | | |

II 基準ごとの自己評価

領域6 教育課程と学習成果に関する基準

※教育課程全体について、第三者評価結果の活用あり：教職大学院認証評価（一般財団法人教員養成評価機構）

: 「該当なし」

| 基準6-1 学位授与方針が具体的かつ明確であること | | | |
|---|-----------|----|----|
| 【特記事項】 | | | |
| ② この基準の内容に関して、個性や特色等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。 | | | |
| 活動取組 | 根拠資料・データ欄 | 備考 | 再掲 |
| | | | |
| 【優れた成果が確認できる取組】 | | | |

| 基準6-2 教育課程方針が、学位授与方針と整合的であること | | | |
|---|-----------|----|----|
| 【特記事項】 | | | |
| ② この基準の内容に関して、個性や特色等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。 | | | |
| 活動取組 | 根拠資料・データ欄 | 備考 | 再掲 |
| | | | |
| 【優れた成果が確認できる取組】 | | | |

| 基準6-3 教育課程の編成及び授業科目の内容が、学位授与方針及び教育課程方針に則して、体系的であり相応しい水準であること | | | |
|--|-----------|----|----|
| 【特記事項】 | | | |
| ② この基準の内容に関して、個性や特色等があれば、根拠資料とともに簡条書きで記述すること。 | | | |
| 活動取組 | 根拠資料・データ欄 | 備考 | 再掲 |
| | | | |
| 【優れた成果が確認できる取組】 | | | |

| 基準6-4 学位授与方針及び教育課程方針に則して、適切な授業形態、学習指導法が採用されていること | | | |
|--|-----------|----|----|
| 【特記事項】 | | | |
| ② この基準の内容に関して、個性や特色等があれば、根拠資料とともに簡条書きで記述すること。 | | | |
| 活動取組 | 根拠資料・データ欄 | 備考 | 再掲 |
| | | | |
| 【優れた成果が確認できる取組】 | | | |

| 基準6-5 学位授与方針に則して適切な履修指導、支援が行われていること | | | |
|---|-----------|----|----|
| 【特記事項】 | | | |
| ② この基準の内容に関して、個性や特色等があれば、根拠資料とともに簡条書きで記述すること。 | | | |
| 活動取組 | 根拠資料・データ欄 | 備考 | 再掲 |
| | | | |
| 【優れた成果が確認できる取組】 | | | |

| 基準6-6 教育課程方針に則して、公正な成績評価が厳格かつ客観的に実施されていること | | | |
|---|-----------|----|----|
| 【特記事項】 | | | |
| ② この基準の内容に関して、個性や特色等があれば、根拠資料とともに簡条書きで記述すること。 | | | |
| 活動取組 | 根拠資料・データ欄 | 備考 | 再掲 |
| | | | |
| 【優れた成果が確認できる取組】 | | | |

| 基準6-7 大学等の目的及び学位授与方針に則して、公正な卒業(修了)判定が実施されていること | | | |
|--|-----------|----|----|
| 【特記事項】 | | | |
| ② この基準の内容に関して、個性や特色等があれば、根拠資料とともに簡条書きで記述すること。 | | | |
| 活動取組 | 根拠資料・データ欄 | 備考 | 再掲 |
| | | | |
| 【優れた成果が確認できる取組】 | | | |

| 基準6-8 大学等の目的及び学位授与方針に則して、適切な学習成果が得られていること | | | |
|--|---|----|----|
| | データ欄 | 備考 | |
| ・標準修業年限内の卒業(修了)率(※1)(過去5年分)(別紙様式6-8-1) | 6-8-1 標準修業年限内の卒業(修了)率及び「標準修業年限×1.5」年内卒業(修了)率(過去5年分) | | |
| ・就職率(就職希望者に対する就職者の割合)及び進学率の状況(過去5年分)(別紙様式6-8-2) 主な進学/就職先(起業者も含む) | 6-8-2 就職率(就職希望者に対する就職者の割合)及び進学率の状況 | | |
| 【特記事項】 | | | |
| ② この基準の内容に関して、個性や特色等があれば、根拠資料とともに簡条書きで記述すること。 | | | |
| 活動取組 | 根拠資料・データ欄 | 備考 | 再掲 |
| | | | |
| 【優れた成果が確認できる取組】 | | | |

II 基準ごとの自己評価

領域6 教育課程と学習成果に関する基準

※一部教育課程について、第三者評価結果の活用なし

：「該当なし」

| 基準6-1 学位授与方針が具体的かつ明確であること | | | |
|--|---|----|----|
| 分析項目 | 分析項目に係る根拠資料・データ欄 | 備考 | 再掲 |
| [分析項目6-1-1] 学位授与方針を、大学等の目的を踏まえて、具体的かつ明確に策定していること | ・公表された学位授与方針 | | |
| | 6-1-1-01 (00)信州大学大学院学位授与の方針 | | |
| | 6-1-1-02 (12)DPWEBサイト公表ページ | | |
| 【特記事項】 | | | |
| ① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。 | | | |
| ② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。 | | | |
| 【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。 | | | |
| ■ 当該基準を満たす | | | |
| 【優れた成果が確認できる取組】 | | | |
| 【改善を要する事項】 | | | |

| 基準6-2 教育課程方針が、学位授与方針と整合的であること | | | |
|--|--|----|----|
| 分析項目 | 分析項目に係る根拠資料・データ欄 | 備考 | 再掲 |
| [分析項目6-2-1] 教育課程方針において、学生や授業科目を担当する教員が解り易いように、①教育課程の編成の方針、②教育課程における教育・学習方法に関する方針、③学習成果の評価の方針を明確かつ具体的に明示していること | ・ 公表された教育課程方針 | | |
| | 6-2-1-01 (00)信州大学大学院教育課程編成・実施の方針 6-2-1-02 (12)CPWEBサイト公表ページ | | |
| [分析項目6-2-2] 教育課程方針が学位授与方針と整合性を有していること | ・ 公表された教育課程方針及び学位授与方針 | | |
| | 6-1-1-01 (00)信州大学大学院学位授与の方針 | | 再掲 |
| | 6-1-1-02 (12)DPWEBサイト公表ページ | | 再掲 |
| | 6-2-1-01 (00)信州大学大学院教育課程編成・実施の方針 6-2-1-02 (12)CPWEBサイト公表ページ | | 再掲 |
| 【特記事項】 | | | |
| ① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。 | | | |
| ② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。 | | | |
| 【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。 ■ 当該基準を満たす | | | |
| 【優れた成果が確認できる取組】 | | | |
| 【改善を要する事項】 | | | |

| 基準6-3 教育課程の編成及び授業科目の内容が、学位授与方針及び教育課程方針に則して、体系的であり相応しい水準であること | | | |
|---|--|-------------------------|----|
| 分析項目 | 分析項目に係る根拠資料・データ欄 | 備考 | 再掲 |
| [分析項目6-3-1] 教育課程の編成が、体系的を有していること | ・体系的が確認できる資料（カリキュラム・マップ、コース・ツリー、ナンバリング等） | | |
| | ・授業科目の開設状況が確認できる資料（コース、教養・専門基礎・専門等の分類、年次配当、必修・選択等の別） | | |
| | 6-3-1-01 (12)2019理学専攻 学生便覧 | P14~25 | |
| | 6-3-1-02 (12)2019長野工学キャンパス学生便覧 | P19~47 | |
| | 6-3-1-03 (12)2019上田キャンパス学生便覧 | P9~25 | |
| | 6-3-1-04 (12)2019伊那キャンパス学生の手引き | P9~17 | |
| [分析項目6-3-2] 授業科目の内容が、授与する学位に相応しい水準となっていること | ・分野別第三者評価の結果 | | |
| | ・日本学術会議による参照基準等に準拠した内容になっていることが確認できる資料 | | |
| | ・シラバス | | |
| | 6-3-2-01 (12)2019シラバス | | |
| | ・その他自己点検・評価において体系的や水準に関する検証を実施している場合はその状況がわかる資料 | | |
| [分析項目6-3-3] 他の大学又は大学以外の教育施設等における学習、入学前の既修得単位等の単位認定を行っている場合、認定に関する規定を法令に従い規則等で定めていること | ・明文化された規定類 | | |
| | 1-3-1-02 信州大学大学院学則 | 第35条, 第37条 | 再掲 |
| | 6-3-3-02 (12)信州大学総合理工学研究科規程 | 第13条, 第15条 | |
| [分析項目6-3-4] 大学院課程（専門職学位課程を除く）においては、学位論文（特定の課題についての研究の成果を含む）の作成等に係る指導（以下「研究指導」という）に関し、指導教員を明確に定めるなどの指導体制を整備し、計画を策定した上で指導することとしていること | ・研究指導、学位論文（特定課題研究の成果を含む。）指導体制が確認できる資料（規定、申告等） | | |
| | 1-3-1-02 信州大学大学院学則 | 第8条第2項 | 再掲 |
| | 6-3-3-02 (12)信州大学総合理工学研究科規程 | 第11条 | 再掲 |
| | ・研究指導計画書、研究指導報告書等、指導方法が確認できる資料 | | |
| | 6-3-4-01 (12)研究指導計画書報告書様式 | | |
| | 6-3-1-01 (12)2019理学専攻 学生便覧 | P15, 17, 19, 21, 23, 25 | 再掲 |
| | 6-3-1-02 (12)2019長野工学キャンパス学生便覧 | P23, 27, 33, 36, 39, 45 | 再掲 |
| | 6-3-1-03 (12)2019上田キャンパス学生便覧 | P20~25 | 再掲 |
| | 6-3-1-04 (12)2019伊那キャンパス学生の手引き | P10~11, 16 | 再掲 |
| | ・国内外の学会への参加を促進している場合は、その状況が確認できる資料 | | |

| | | |
|---|----------------|----|
| 6-3-4-02 (12)2019公募型研究公募要項及び様式 理学 | | |
| 6-3-4-03 (12)海外長期派遣 募集について | | |
| 6-3-4-04 (12)海外派遣支援(国際学会等発表) 事業募集要項 | | |
| 6-3-4-05 (12)海外派遣支援(国際学会等発表) 事業実績 | | |
| ・他大学や産業界との連携により、研究指導を実施している場合は、その状況が確認できる資料 | | |
| 6-3-4-06 (12)他大学院等研究指導取扱要項 | | |
| 6-3-1-03 (12)2019上田キャンパス学生便覧 | P27~29, P30~33 | 再掲 |
| 6-3-4-07 (12)説明会配布 繊維・ファイバー工学コース2019 | | |
| 6-3-4-08 (12)リーディングガイダンス資料2019 | P15~30 | |
| ・研究倫理に関する指導が確認できる資料 | | |
| 6-3-4-09 (12)シラバス「研究者倫理特別講義」 | | |
| ・TA・RAとしての活動を通じた能力の育成、教育的機能の訓練を行っている場合は、TA・RAの採用、活用状況が確認できる資料 | | |
| 6-3-4-10 (12)2019年度におけるTAの活用状況 | | |

| | | | |
|--|--|--|--|
| <p>[分析項目6-3-5] 専門職学科を設置している場合は、法令に則して、教育課程が編成されるとともに、教育課程連携協議会を運用していること</p> | <p>・授業科目の開設状況が確認できる資料（コース、教養・専門基礎・専門等の分類、年次配当、必修・選択等の別）※前述の資料と同じ</p> | | |
| | | | |
| | <p>・教育課程連携協議会の設置・運用に関する規定及び開催実績・内容が確認できる資料</p> | | |
| <p>【特記事項】</p> | | | |
| <p>① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。</p> | | | |
| | | | |
| <p>② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、<u>根拠資料とともに</u>箇条書きで記述すること。</p> | | | |
| | | | |
| | | | |
| <p>【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。</p> | | | |
| <p>■ 当該基準を満たす</p> | | | |
| <p>【優れた成果が確認できる取組】</p> | | | |
| | | | |
| <p>【改善を要する事項】</p> | | | |
| | | | |

| 基準6-4 学位授与方針及び教育課程方針に則して、適切な授業形態、学習指導法が採用されていること | | | |
|---|---|--|----------------------|
| 分析項目 | 分析項目に係る根拠資料・データ欄 | 備考 | 再掲 |
| [分析項目6-4-1] 1年間の授業を行う期間が原則として35週にわたるものとなっていること | ・1年間の授業を行う期間が確認できる資料(学年暦、年間スケジュール等) 6-4-1-01 (12)2019年度総合理工学研究科学年暦 | | |
| [分析項目6-4-2] 各科目の授業期間が10週又は15週にわたるものとなっていること。なお、10週又は15週と異なる授業期間を設定する場合は、教育上の必要があり、10週又は15週を期間として授業を行う場合と同等以上の十分な教育効果をあげていること | ・1年間の授業を行う期間が確認できる資料(学年暦、年間スケジュール等) 6-4-1-01 (12)2019年度総合理工学研究科学年暦 ・シラバス 6-3-2-01 (12)2019シラバス | | 再掲 |
| [分析項目6-4-3] 適切な授業形態、学習指導法が採用され、授業の方法及び内容が学生に対して明示されていること | ・シラバスの全件、全項目が確認できる資料(電子シラバスのデータ(csv)等) 6-3-2-01 (12)2019シラバス 6-3-1-01 (12)2019理学専攻 学生便覧 6-3-1-02 (12)2019長野工学キャンパス学生便覧 6-3-1-03 (12)2019上田キャンパス学生便覧 6-3-1-04 (12)2019伊那キャンパス学生の手引き | P14~25科目一覧 P19~47科目一覧 P9~25科目一覧 P9~17科目一覧 | 再掲 再掲 再掲 再掲 |
| [分析項目6-4-4] 教育上主要と認める授業科目は、原則として専任の教授・准教授が担当していること | ・教育上主要と認める授業科目(別紙様式6-4-4) 6-4-4 教育上主要と認める授業科目 ・シラバス 6-3-2-01 (12)2019シラバス | | 再掲 |
| [分析項目6-4-5] 専門職大学院を設置している場合は、履修登録の上限設定の制度(CAP制度)を適切に設けていること | ・CAP制に関する規定 | | |
| [分析項目6-4-6] 大学院において教育方法の特例(大学院設置基準第14条)の取組として夜間その他特定の時間又は期間に授業を行っている場合は、法令に則した実施方法となっていること | ・大学院学則 1-3-1-02 信州大学大学院学則 | 第39条 | 再掲 |
| [分析項目6-4-7] 薬学に関する学部又は学科のうち臨床に係る実践的な能力を培うことを主たる目的とするものを設置している場合は、必要な施設を確保し、薬学実務実習を実施していること | ・薬学実務実習に必要な施設の状況及び実習の実施状況が確認できる資料 | | |

| | | | |
|--|--|------------|--|
| <p>[分析項目6-4-8] 教職大学院を設置している場合は、連携協力校を確保していること</p> | <p>・連携協力校との連携状況が確認できる資料</p> | | |
| <p>[分析項目6-4-9] 夜間において授業を実施している課程を置いている場合は、配慮を行っていること</p> | <p>・実施している配慮が確認できる資料</p> | p15, 21-22 | |
| <p>[分析項目6-4-10] 通信教育を行う課程を置いている場合は、印刷教材等による授業、放送授業、面接授業（スクーリングを含む。）若しくはメディアを利用して行う授業の実施方法が整備され、指導が行われていること</p> | <p>・授業の実施方法（同時性・非同時性、双方向性・非双方向性）について確認できる資料（シラバス、履修要項、教材等の該当箇所）</p> <p>・添削等による指導、質問の受付、チューターの利用、学生間のコミュニケーション等、対面授業と同等以上の教育効果を確保するための方法について確認できる資料</p> <p>・電話・郵便・電子メール等による教育相談、助言体制及びそれらを周知する資料、ウェブサイトによる情報提供等の実施体制及び実施状況が確認できる資料</p> <p>・教育相談、助言の利用実績が確認できる資料</p> | | |
| <p>[分析項目6-4-11] 専門職学科を設置している場合は、授業を行う学生数が法令に則していること</p> | <p>・法令に則した授業を行う学生数に関して、規定や申し合わせ等組織として決定していることが確認できる資料</p> | | |
| <p>【特記事項】</p> | | | |
| <p>① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。</p> | | | |
| | | | |
| <p>② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、<u>根拠資料とともに簡条書き</u>で記述すること。</p> | | | |
| | | | |
| | | | |
| <p>【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。</p> | | | |
| <p>■ 当該基準を満たす</p> | | | |
| <p>【優れた成果が確認できる取組】</p> | | | |
| | | | |
| <p>【改善を要する事項】</p> | | | |
| | | | |

| 基準6-5 学位授与方針に則して適切な履修指導、支援が行われていること | | | |
|--|---|------|----|
| 分析項目 | 分析項目に係る根拠資料・データ欄 | 備考 | 再掲 |
| [分析項目6-5-1] 学生のニーズに応え得る履修指導の体制を組織として整備し、指導、助言が行われていること | ・履修指導の実施状況（別紙様式6-5-1） | | |
| | 6-5-1 履修指導の実施状況 | | |
| | ・通信教育を行う課程を置いている場合は、履修指導の体制が確認できる資料 | | |
| [分析項目6-5-2] 学生のニーズに応え得る学習相談の体制を整備し、助言、支援が行われていること | ・学習相談の実施状況（別紙様式6-5-2） | | |
| | 6-5-2 学習相談の実施状況 | | |
| | ・通信教育を行う課程を置いている場合は、学習相談の体制が確認できる資料 | | |
| [分析項目6-5-3] 社会的・職業的自立を図るために必要な能力を培う取組を実施していること | ・社会的・職業的自立を図るために必要な能力を培う取組（別紙様式6-5-3） | | |
| | 6-5-3 社会的・職業的自立を図るために必要な能力を培う取組 | | |
| | ・インターンシップを実施している場合は、その実施状況が確認できる資料（実施要項、提携・受入企業、派遣・単位認定実績等） | | |
| | 6-5-3-01 (12) (総合理工学研究科) 2019年度修士生インターンシップ受入先実績 理学 | | |
| | 6-5-3-02 (12) (総合理工学研究科) 2019インターンシップ実施状況 工学 | | |
| | 6-5-3-03 (12) (総合理工学研究科) インターンシップ実習シラバス 繊維 | | |
| | 6-5-3-04 (12) (総合理工学研究科) 生命医工学専攻インターンシップ科目 | | |
| | 6-5-3-05 (12) (総合理工学研究科) 受け入れ先企業と実績 人材育成プログラム 信州大学大学院人材育成センター | | |
| [分析項目6-5-4] 障害のある学生、留学生、その他履修上特別な支援を要する学生に対する学習支援を行う体制を整えていること | ・履修上特別な支援を要する学生等に対する学習支援の状況（別紙様式6-5-4） | | |
| | 6-5-4 履修上特別な支援を要する学生等に対する学習支援の状況 | | |
| | ・チューター等を配置している場合は、その制度や配置状況が確認できる資料 | | |
| | 6-5-4-01 (12) (総合理工学研究科) チューター制度について 理学 | | |
| | ・留学生に対する外国語による情報提供（時間割、シラバス等）を行っている場合は、その該当箇所 | | |
| | 6-5-4-02 (12) (総合理工学研究科) 2019履修案内 修士学生 農学 | | |
| | 6-3-1-04 (12) 2019伊那キャンパス学生の手引き | P85～ | 再掲 |
| | 6-3-4-08 (12) リーディングガイダンス資料2019 | | 再掲 |
| ・障害のある学生に対する支援（ノートテーカー等）を行っている場合は、その制度や実施状況が確認できる資料 | | | |
| 6-5-4-01 (00) 2019年度ノートテーカー養成講座実績 | | | |
| 4-2-1-06 国立大学法人信州大学における障害を理由とする差別の解消の推進に関する教職員対応要領 | | 再掲 | |

| | | | |
|---|--|--|----|
| | 4-2-1-07 信州大学障害学生支援マニュアル | | 再掲 |
| | 4-2-1-08 信州大学障害学生支援コア・チーム申合せ | | 再掲 |
| | 4-2-1-09 信州大学学生相談センター障害学生支援室細則 | | 再掲 |
| | 4-2-1-11 障害者支援機器等一覧 | | 再掲 |
| | 4-2-1-12 JASSO実態調査(2019年度) | | 再掲 |
| | ・特別クラス、補習授業を開設している場合は、その実施状況(受講者数等)が確認できる資料 | | |
| | ・学習支援の利用実績が確認できる資料 | | |
| 【特記事項】 | | | |
| ① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。 | | | |
| | | | |
| ② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、 <u>根拠資料とともに</u> 箇条書きで記述すること。 | | | |
| | | | |
| | | | |
| 【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。 | | | |
| ■ 当該基準を満たす | | | |
| 【優れた成果が確認できる取組】 | | | |
| 【改善を要する事項】 | | | |

| 基準6-6 教育課程方針に則して、公正な成績評価が厳格かつ客観的に実施されていること | | | |
|---|---|-------------------------|----|
| 分析項目 | 分析項目に係る根拠資料・データ欄 | 備考 | 再掲 |
| [分析項目6-6-1] 成績評価基準を学位授与方針及び教育課程方針に則して定められている学習成果の評価の方針と整合性をもって、組織として策定していること | ・ 成績評価基準 | | |
| | 6-6-1-01 (00)成績評価基準 | | |
| [分析項目6-6-2] 成績評価基準を学生に周知していること | ・ 成績評価基準を学生に周知していることを示すものとして、学生便覧、シラバス、オリエンテーションの配布資料等の該当箇所 | | |
| | 6-6-2-01 (00)成績評価基準、Webサイトでの公表 | | |
| | 6-3-1-01 (12)2019理学専攻 学生便覧 | P5成績 | 再掲 |
| | 6-3-1-02 (12)2019長野工学キャンパス学生便覧 | P9 単位の認定 | 再掲 |
| | 6-3-1-03 (12)2019上田キャンパス学生便覧 | P9 単位の認定 | 再掲 |
| | 6-3-1-04 (12)2019伊那キャンパス学生の手引き | P6 成績評価 | 再掲 |
| [分析項目6-6-3] 成績評価基準に則り各授業科目の成績評価や単位認定が厳格かつ客観的に行われていることについて、組織的に確認していること | ・ 成績評価の分布表 | | |
| | ・ 成績評価分布等のデータを関係委員会等で確認するなど組織的に確認していることに関する資料 | | |
| | ・ GPA制度の目的と実施状況についてわかる資料 | | |
| | ・ (個人指導等が中心となる科目の場合) 成績評価の客観性を担保するための措置についてわかる資料 | | |
| | 6-3-1-01 (12)2019理学専攻 学生便覧 | P15, 17, 19, 21, 23, 25 | 再掲 |
| | 6-3-1-02 (12)2019長野工学キャンパス学生便覧 | P23, 27, 33, 36, 39, 45 | 再掲 |
| | 6-3-1-03 (12)2019上田キャンパス学生便覧 | P20~25 | 再掲 |
| | 6-3-1-04 (12)2019伊那キャンパス学生の手引き | P10~11, 16 | 再掲 |
| [分析項目6-6-4] 成績に対する異議申立て制度を組織的に設けていること | ・ 学生からの成績評価に関する申立ての手続きや学生への周知等が明示されている資料 | | |
| | 6-6-4-01 (12)成績開示及び成績異議申立について 松本キャンパス | | |
| | 6-6-4-02 (12)成績開示及び成績異議申立について 工学キャンパス | | |
| | 6-6-4-03 (12)成績開示及び成績異議申立について 上田キャンパス | | |
| | 6-6-4-04 (12)成績開示及び成績異議申立について 伊那キャンパス | | |
| | ・ 申立ての内容及びその対応、申立ての件数等の資料・データ | | |
| | | | |

| | | |
|---|--|--|
| ・成績評価の根拠となる資料（答案、レポート、出席記録等）を保存することを定めている規定類 | | |
| 6-6-4-05 (00)国立大学法人信州大学法人文書管理規則及び法人文書保存期間基準（抜粋） | | |

| | | |
|---|--|--|
| 【特記事項】 | | |
| ① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。 | | |
| | | |
| ② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、 <u>根拠資料とともに</u> 箇条書きで記述すること。 | | |
| | | |
| | | |
| 【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。 | | |
| ■ 当該基準を満たす | | |
| 【優れた成果が確認できる取組】 | | |
| | | |
| 【改善を要する事項】 | | |
| | | |

| 基準6-7 大学等の目的及び学位授与方針に則して、公正な卒業(修了)判定が実施されていること | | | | |
|--|---|--------------------------|----|--|
| 分析項目 | 分析項目に係る根拠資料・データ欄 | 備考 | 再掲 | |
| [分析項目6-7-1] 大学等の目的及び学位授与方針に則して、卒業又は修了の要件（以下「卒業（修了）要件」という。）を組織的に策定していること | ・卒業又は修了の要件を定めた規定 | | | |
| | 1-3-1-02 信州大学大学院学則 | 第40条 | 再掲 | |
| | ・卒業又は修了判定に関する教授会等の審議及び学長など組織的な関わり方を含めて卒業（修了）判定の手順が確認できる資料 | | | |
| | 1-3-1-02 信州大学大学院学則 | 第11条, 第43~45条 | 再掲 | |
| | 6-7-1-01 (00)信州大学学位規程 | 第6~17条 | | |
| | 6-7-1-02 (12)総合理工学研究科学位論文等審査及び最終試験並びに修了判定実施要項 | | | |
| [分析項目6-7-2] 大学院教育課程においては、学位論文又は特定の課題についての研究の成果の審査に係る手続き及び評価の基準（以下「学位論文審査基準」という。）を組織として策定されていること | ・学位論文（課題研究）の審査に係る手続き及び評価の基準 | | | |
| | 6-7-1-02 (12)総合理工学研究科学位論文等審査及び最終試験並びに修了判定実施要項 | | 再掲 | |
| | 6-7-2-02 (12)信州大学大学院総合理工学研究科修士論文評価基準及び公表WEBページ | | | |
| | ・修了判定に関する教授会等の審議及び学長など組織的な関わり方が確認できる資料 | | | |
| | 6-7-1-01 (00)信州大学学位規程 | | 再掲 | |
| | 6-3-3-02 (12)信州大学総合理工学研究科規程 | | 再掲 | |
| [分析項目6-7-3] 策定した卒業（修了）要件（学位論文評価基準を含む）を学生に周知していること | 1-3-1-02 信州大学大学院学則 | | 再掲 | |
| | ・卒業（修了）要件を学生に周知していることを示すものとして、学生便覧、シラバス、オリエンテーションの配布資料、ウェブサイトへの掲載等の該当箇所 | | | |
| | 6-3-1-01 (12)2019理学専攻 学生便覧 | P5 | 再掲 | |
| | 6-3-1-02 (12)2019長野工学キャンパス学生便覧 | P20, 44, 52-56 | 再掲 | |
| | 6-3-1-03 (12)2019上田キャンパス学生便覧 | 9, 10, 18, 28, 31, 37-39 | 再掲 | |
| | 6-3-1-04 (12)2019伊那キャンパス学生の手引き | P5, 9, 15, 19~22 | 再掲 | |
| [分析項目6-7-4] 卒業又は修了の認定を、卒業（修了）要件（学位論文評価基準を含む）に則して組織的に実施していること | 6-7-2-02 (12)信州大学大学院総合理工学研究科修士論文評価基準及び公表WEBページ | | 再掲 | |
| | ・教授会等での審議状況等の資料 | | | |
| | 6-7-4-01 (12)理学専攻修了判定会議記録 | | | |
| | 6-7-4-02 (12)工学専攻2020年3月修了判定（非公表） | | | |
| | 6-7-4-03 (12)繊維学専攻2020年3月修了判定資料（非公表） | | | |
| | 6-7-4-04 (12)農学専攻2020年3月修了判定資料（非公表） | | | |
| 6-7-4-05 (12)生命医工学専攻2020年3月修了判定資料（非公表） | | | | |

| | | | |
|---|--|----------|----|
| | 〈専門職学位課程を除く大学院課程の分析〉 ・学位論文（特定課題研究の成果を含む。）に係る評価基準、審査手続き等 | | |
| | 6-7-1-02 (12)総合理工学研究科学位論文等審査及び最終試験並びに修了判定実施要項 | | 再掲 |
| | 6-7-2-02 (12)信州大学大学院総合理工学研究科修士論文評価基準及び公表WEBページ | | 再掲 |
| | 〈専門職学位課程を除く大学院課程の分析〉 ・学位論文の審査体制、審査員の選考方法が確認できる資料 | | |
| | 6-7-1-02 (12)総合理工学研究科学位論文等審査及び最終試験並びに修了判定実施要項 | 第3条, 第4条 | 再掲 |
| | 6-7-4-06 (12)理学専攻学位審査委員組織決定 議事要旨 | | |
| | 6-7-4-07 (12)繊維学専攻学位審査委員組織決定 議事要旨 | | |
| | 6-7-4-08 (12)農学専攻学位審査委員組織決定 議事要旨 | | |
| | 6-7-4-09 (12)生命医工学専攻学位審査委員組織決定 議事要旨 | | |
| | 〈専門職学位課程を除く大学院課程の分析〉 ・審査及び試験に合格した学生の学位論文 | | |
| | 6-7-4-10 (12)理学専攻修士学位論文等審査及び最終試験結果報告書（非公表） | | |
| | 6-7-4-11 (12)工学専攻修士学位論文等審査及び最終試験結果報告書（非公表） | | |
| | 6-7-4-12 (12)繊維学専攻修士学位論文等審査及び最終試験結果報告書（非公表） | | |
| | 6-7-4-13 (12)農学専攻修士学位論文等審査及び最終試験結果報告書（非公表） | | |
| | 6-7-4-14 (12)生命医工学専攻修士学位論文等審査及び最終試験結果報告書（非公表） | | |
| [分析項目6-7-5] 専門職学科を設置している場合は、法令に則して卒業要件が定められていること | ・法令に則した卒業要件が組織として定められていることが確認できる資料 | | |

| | | | |
|---|--|--|--|
| 【特記事項】 | | | |
| ① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。 | | | |
| | | | |
| ② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、 <u>根拠資料とともに簡条書き</u> で記述すること。 | | | |
| | | | |
| | | | |
| 【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。 | | | |
| ■ 当該基準を満たす | | | |
| 【優れた成果が確認できる取組】 | | | |
| | | | |
| 【改善を要する事項】 | | | |
| | | | |

| 基準6-8 大学等の目的及び学位授与方針に則して、適切な学習成果が得られていること | | | |
|--|---|----|----|
| 分析項目 | 分析項目に係る根拠資料・データ欄 | 備考 | 再掲 |
| [分析項目6-8-1] 標準修業年限内の卒業(修了)率及び「標準修業年限×1.5」年内卒業(修了)率、資格取得等の状況が、大学等の目的及び学位授与方針に則して適正な状況にあること | ・標準修業年限内の卒業(修了)率(※1)(過去5年分)(別紙様式6-8-1) 「標準修業年限×1.5」年内卒業(修了)率(※2)(過去5年分)(別紙様式6-8-1) | | |
| | 6-8-1 標準修業年限内の卒業(修了)率及び「標準修業年限×1.5」年内卒業(修了)率(過去5年分) | | |
| | ・資格の取得者数が確認できる資料 | | |
| | 6-8-1-01 (00)学生資格取得状況(令和元年度実績) | | |
| | ・論文の採択・受賞状況、各コンペティション等の受賞状況が確認できる資料 | | |
| | 6-8-1-01 (12)2019学生論文発表状況 | | |
| | 6-8-1-02 (12)2019学生受賞状況 | | |
| [分析項目6-8-2] 就職(就職希望者に対する就職者の割合)及び進学率が、大学等の目的及び学位授与方針に則して適正な状況にあること | ・就職率(就職希望者に対する就職者の割合)及び進学率の状況(過去5年分)(別紙様式6-8-2) 主な進学/就職先(起業者も含む) | | |
| | 6-8-2 就職率(就職希望者に対する就職者の割合)及び進学率の状況 | | |
| | ・学校基本調査で提出した「該当する」資料(大学ポートレートにある場合は該当URL) | | |
| | 6-8-2-01 (00)大学ポートレート該当URL | | |
| | ・卒業(修了)生の社会での活躍等が確認できる資料(新聞記事等) | | |
| [分析項目6-8-3] 卒業(修了)時の学生からの意見聴取の結果により、大学等の目的及び学位授与方針に則した学習成果が得られていること | ・学生からの意見聴取(学習の達成度や満足度に関するアンケート調査、学習ポートフォリオの分析調査、懇談会、インタビュー等)の概要及びその結果が確認できる資料 | | |
| | 6-8-3-01 (12)平成30年度修了生満足度調査結果(松本キャンパス) | | |
| | 6-8-3-02 (12)2018長野工学キャンパス修了生アンケート結果概要 | | |
| | 6-8-3-03 (12)上田キャンパス2019年3月卒業・修了時アンケート結果報告 | | |
| | 6-8-3-04 (12)修了時の学生からの意見聴取結果(伊那2016~2018年度) | | |
| [分析項目6-8-4] 卒業(修了)後一定期間の就業経験等を経た卒業(修了)生からの意見聴取の結果により、大学等の目的及び学位授与方針に則した学習成果が得られていること | ・卒業(修了)後、一定年限を経過した卒業(修了)生についての意見聴取(アンケート、懇談会、インタビュー等)の概要及びその結果が確認できる資料 | | |
| | 6-8-4-01 (12)一定年限経過卒業生からの意見聴取(アンケート)結果 | | |
| | 2-2-4-03 卒業生・修了生アンケートの実施要領 | | 再掲 |
| [分析項目6-8-5] 就職先等からの意見聴取の結果により、大学等の目的及び学位授与方針に則した学習成果が得られていること | ・就職先や進学先等の関係者への意見聴取(アンケート、懇談会、インタビュー等)の概要及びその結果が確認できる資料 | | |
| | 6-8-5-01 (00)信州大学卒業生・大学院修了者に関する調査結果報告書 | | |
| | 6-8-5-01 (12)就職先からの意見聴取(アンケート)結果 | | |

| | | | |
|---|--|--|--|
| 【特記事項】 | | | |
| ① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。 | | | |
| 分析項目6-8-4 全学的に、卒業後6年を経過した者等を対象に6年に1回意見聴取を実施することとしている。(根拠資料2-2-4-02_卒業生・修了生アンケートの実施要領) | | | |
| ② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、 <u>根拠資料とともに</u> 箇条書きで記述すること。 | | | |
| | | | |
| | | | |
| 【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。 | | | |
| ■ 当該基準を満たす | | | |
| 【優れた成果が確認できる取組】 | | | |
| 【改善を要する事項】 | | | |

II 基準ごとの自己評価

領域6 教育課程と学習成果に関する基準

※一部教育課程について、第三者評価結果の活用なし

：「該当なし」

| 基準6-1 学位授与方針が具体的かつ明確であること | | | |
|--|---|----|----|
| 分析項目 | 分析項目に係る根拠資料・データ欄 | 備考 | 再掲 |
| [分析項目6-1-1] 学位授与方針を、大学等の目的を踏まえて、具体的かつ明確に策定していること | ・公表された学位授与方針 | | |
| | 6-1-1-01 (00)信州大学大学院学位授与の方針 | | |
| | 6-1-1-02 (13)医学系研究科医科学専攻・保健学専攻ディプロマポリシー | | |
| 【特記事項】 | | | |
| ① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。 | | | |
| ② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。 | | | |
| 【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。 | | | |
| ■ 当該基準を満たす | | | |
| 【優れた成果が確認できる取組】 | | | |
| 【改善を要する事項】 | | | |

| 基準6-2 教育課程方針が、学位授与方針と整合的であること | | | |
|--|--|----|----|
| 分析項目 | 分析項目に係る根拠資料・データ欄 | 備考 | 再掲 |
| [分析項目6-2-1] 教育課程方針において、学生や授業科目を担当する教員が解り易いように、①教育課程の編成の方針、②教育課程における教育・学習方法に関する方針、③学習成果の評価の方針を明確かつ具体的に明示していること | ・公表された教育課程方針 | | |
| | 6-2-1-01 (00)信州大学大学院教育課程編成・実施の方針 | | |
| | 6-2-1-02 (13)医学系研究科医科学専攻カリキュラム・ポリシー | | |
| | 6-2-1-03 (13)医学系研究科保健学専攻カリキュラム・ポリシー | | |
| [分析項目6-2-2] 教育課程方針が学位授与方針と整合性を有していること | ・公表された教育課程方針及び学位授与方針 | | |
| | 6-1-1-01 (00)信州大学学位授与の方針(ディプロマ・ポリシー) | | |
| | 6-1-1-02 (13)医学系研究科医科学専攻・保健学専攻ディプロマポリシー | | 再掲 |
| | 6-2-1-01 (00)信州大学教育課程編成・実施の方針(カリキュラム・ポリシー) | | |
| | 6-2-1-02 (13)医学系研究科医科学専攻カリキュラム・ポリシー | | 再掲 |
| | 6-2-1-03 (13)医学系研究科保健学専攻カリキュラム・ポリシー | | 再掲 |
| 【特記事項】 | | | |
| ① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。 | | | |
| | | | |
| ② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。 | | | |
| | | | |
| | | | |
| 【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。 ■ 当該基準を満たす | | | |
| 【優れた成果が確認できる取組】 | | | |
| | | | |
| 【改善を要する事項】 | | | |
| | | | |

| 基準6-3 教育課程の編成及び授業科目の内容が、学位授与方針及び教育課程方針に則して、体系的であり相応しい水準であること | | | |
|---|--|----------|----|
| 分析項目 | 分析項目に係る根拠資料・データ欄 | 備考 | 再掲 |
| [分析項目6-3-1] 教育課程の編成が、体系的を有していること | ・体系的が確認できる資料（カリキュラム・マップ、コース・ツリー、ナンバリング等） | | |
| | 6-3-1-01 (13)医学系研究科医科学専攻履修プロセス概念図 | | |
| | 6-3-1-02 (13)医学系研究科保健学専攻履修プロセス概念図 | | |
| | ・授業科目の開設状況が確認できる資料（コース、教養・専門基礎・専門等の分類、年次配当、必修・選択等の別） | | |
| | 6-3-1-06 (13)医学系研究科医科学専攻授業科目一覧 6-3-1-07 (13)医学系研究科保健学専攻授業科目一覧 | | |
| [分析項目6-3-2] 授業科目の内容が、授与する学位に相応しい水準となっていること | ・分野別第三者評価の結果 | | |
| | ・日本学術会議による参照基準等に準拠した内容になっていることが確認できる資料 | | |
| | ・シラバス | | |
| | 6-3-2-01 (13)医学系研究科医科学専攻シラバス | | |
| | 6-3-2-02 (13)医学系研究科保健学専攻シラバス | | |
| | ・その他自己点検・評価において体系的や水準に関する検証を実施している場合はその状況がわかる資料 | | |
| [分析項目6-3-3] 他の大学又は大学以外の教育施設等における学習、入学前の既修得単位等の単位認定を行っている場合、認定に関する規定を法令に従い規則等で定めていること | ・明文化された規定類 | | |
| | 1-3-1-02 信州大学大学院学則 | 第35, 37条 | 再掲 |
| | 6-3-3-01 (13)信州大学大学院医学系研究科規程 | 第9, 11条 | |
| [分析項目6-3-4] 大学院課程（専門職学位課程を除く）においては、学位論文（特定の課題についての研究の成果を含む）の作成等に係る指導（以下「研究指導」という）に関し、指導教員を明確に定めるなどの指導体制を整備し、計画を策定した上で指導することとしていること | ・研究指導、学位論文（特定課題研究の成果を含む。）指導体制が確認できる資料（規定、申合せ等） | | |
| | 6-3-1-01 (13)医学系研究科医科学専攻履修プロセス概念図 | | 再掲 |
| | 6-3-1-02 (13)医学系研究科保健学専攻履修プロセス概念図 | | 再掲 |
| | 1-3-1-02 信州大学大学院学則 | 第8条第2項 | 再掲 |
| | 6-3-3-01 (13)信州大学大学院医学系研究科規程 | 第7条 | 再掲 |
| | ・研究指導計画書、研究指導報告書等、指導方法が確認できる資料 | | |
| | 6-3-4-06 (13)医学系研究科医科学専攻 R2研究題目届・研究指導計画書 6-3-4-07 (13)医学系研究科保健学専攻 研究指導計画書・報告書 | | |

| | | | |
|---|--|--|--|
| | ・国内外の学会への参加を促進している場合は、その状況が確認できる資料 | | |
| | ・他大学や産業界との連携により、研究指導を実施している場合は、その状況が確認できる資料 | | |
| | ・研究倫理に関する指導が確認できる資料 | | |
| | 6-3-4-08 (13)医学系研究科医科学専攻 生命倫理・医学概論シラバス | | |
| | 6-3-4-09 (13)医学系研究科保健学専攻 医療倫理学シラバス | | |
| | 6-3-4-10 (13)APRINeラーニングプログラム(eAPRIN)受講について 医学 | | |
| | ・TA・RAとしての活動を通じた能力の育成、教育的機能の訓練を行っている場合は、TA・RAの採用、活用状況が確認できる資料 | | |
| | 6-3-4-11 (13)医学系研究科保健学専攻TA配置状況 | | |
| | 6-3-4-12 (13)医学系研究科医学系専攻TA配置状況 | | |
| [分析項目6-3-5] 専門職学科を設置している場合は、法令に則して、教育課程が編成されるとともに、教育課程連携協議会を運用していること | ・授業科目の開設状況が確認できる資料（コース、教養・専門基礎・専門等の分類、年次配当、必修・選択等の別）※前述の資料と同じ | | |
| | ・教育課程連携協議会の設置・運用に関する規定及び開催実績・内容が確認できる資料 | | |
| | | | |
| 【特記事項】 | | | |
| ① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。 | | | |
| ② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、 <u>根拠資料とともに簡条書き</u> で記述すること。 | | | |
| | | | |
| 【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。 ■ 当該基準を満たす | | | |
| 【優れた成果が確認できる取組】 | | | |
| 【改善を要する事項】 | | | |

| 基準6-4 学位授与方針及び教育課程方針に則して、適切な授業形態、学習指導法が採用されていること | | | |
|---|--|------|--------------|
| 分析項目 | 分析項目に係る根拠資料・データ欄 | 備考 | 再掲 |
| [分析項目6-4-1] 1年間の授業を行う期間が原則として35週にわたるものとなっていること | ・1年間の授業を行う期間が確認できる資料(学年暦、年間スケジュール等) 6-4-1-01 (13)学年暦 | | |
| [分析項目6-4-2] 各科目の授業期間が10週又は15週にわたるものとなっていること。なお、10週又は15週と異なる授業期間を設定する場合は、教育上の必要があり、10週又は15週を期間として授業を行う場合と同等以上の十分な教育効果をあげていること | ・1年間の授業を行う期間が確認できる資料(学年暦、年間スケジュール等) 6-4-1-01 (13)学年暦 ・シラバス 6-3-2-01 (13)医学系研究科医科学専攻シラバス 6-3-2-02 (13)医学系研究科保健学専攻シラバス | | 再掲 再掲 |
| [分析項目6-4-3] 適切な授業形態、学習指導法が採用され、授業の方法及び内容が学生に対して明示されていること | ・シラバスの全件、全項目が確認できる資料(電子シラバスのデータ(csv)等) 6-3-2-01 (13)医学系研究科医科学専攻シラバス 6-3-2-02 (13)医学系研究科保健学専攻シラバス | | 再掲 再掲 |
| [分析項目6-4-4] 教育上主要と認める授業科目は、原則として専任の教授・准教授が担当していること | ・教育上主要と認める授業科目(別紙様式6-4-4) 6-4-4 教育上主要と認める授業科目 ・シラバス 6-3-2-01 (13)医学系研究科医科学専攻シラバス 6-3-2-02 (13)医学系研究科保健学専攻シラバス | | 再掲 再掲 |
| [分析項目6-4-5] 専門職大学院を設置している場合は、履修登録の上限設定の制度(CAP制度)を適切に設けていること | ・CAP制に関する規定 | | |
| [分析項目6-4-6] 大学院において教育方法の特例(大学院設置基準第14条)の取組として夜間その他特定の時間又は期間に授業を行っている場合は、法令に則した実施方法となっていること | ・大学院学則 1-3-1-02 信州大学大学院学則 | 第39条 | 再掲 |
| [分析項目6-4-7] 薬学に関する学部又は学科のうち臨床に係る実践的な能力を培うことを主たる目的とするものを設置している場合は、必要な施設を確保し、薬学実務実習を実施していること | ・薬学実務実習に必要な施設の状況及び実習の実施状況が確認できる資料 | | |
| [分析項目6-4-8] 教職大学院を設置している場合は、連携協力校を確保していること | ・連携協力校との連携状況が確認できる資料 | | |
| [分析項目6-4-9] 夜間において授業を実施している課程を置いている場合は、配慮を行っていること | ・実施している配慮が確認できる資料 6-4-9-01 (13)医学系研究科保健学専攻・総合医理工学研究科保健学分野時間割表 | | |

| | | | |
|--|---|--|--|
| [分析項目6-4-10] 通信教育を行う課程を置いている場合は、印刷教材等による授業、放送授業、面接授業（スクーリングを含む。）若しくはメディアを利用して行う授業の実施方法が整備され、指導が行われていること | ・授業の実施方法（同時性・非同時性、双方向性・非双方向性）について確認できる資料（シラバス、履修要項、教材等の該当箇所） | | |
| | ・添削等による指導、質問の受付、チューターの利用、学生間のコミュニケーション等、対面授業と同等以上の教育効果を確保するための方法について確認できる資料 | | |
| | ・電話・郵便・電子メール等による教育相談、助言体制及びそれらを周知する資料、ウェブサイトによる情報提供等の実施体制及び実施状況が確認できる資料 | | |
| | ・教育相談、助言の利用実績が確認できる資料 | | |
| | | | |
| [分析項目6-4-11] 専門職学科を設置している場合は、授業を行う学生数が法令に則していること | ・法令に則した授業を行う学生数に関して、規定や申し合わせ等組織として決定していることが確認できる資料 | | |
| 【特記事項】 | | | |
| ① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。 | | | |
| ② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、 <u>根拠資料とともに</u> 簡条書きで記述すること。 | | | |
| 【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。 ■ 当該基準を満たす | | | |
| 【優れた成果が確認できる取組】 | | | |
| 【改善を要する事項】 | | | |

| 基準6-5 学位授与方針に則して適切な履修指導、支援が行われていること | | | | |
|---|--|----|----|----|
| 分析項目 | 分析項目に係る根拠資料・データ欄 | 備考 | 再掲 | |
| [分析項目6-5-1] 学生のニーズに応え得る履修指導の体制を組織として整備し、指導、助言が行われていること | ・履修指導の実施状況（別紙様式6-5-1） | | | |
| | 6-5-1 履修指導の実施状況 | | | |
| [分析項目6-5-2] 学生のニーズに応え得る学習相談の体制を整備し、助言、支援が行われていること | ・通信教育を行う課程を置いている場合は、履修指導の体制が確認できる資料 | | | |
| | 6-5-2 学習相談の実施状況 | | | |
| [分析項目6-5-3] 社会的・職業的自立を図るために必要な能力を培う取組を実施していること | ・学習相談の実施状況（別紙様式6-5-2） | | | |
| | 6-5-2 学習相談の実施状況 | | | |
| [分析項目6-5-3] 社会的・職業的自立を図るために必要な能力を培う取組を実施していること | ・社会的・職業的自立を図るために必要な能力を培う取組（別紙様式6-5-3） | | | |
| | 6-5-3 社会的・職業的自立を図るために必要な能力を培う取組 | | | |
| [分析項目6-5-3] 社会的・職業的自立を図るために必要な能力を培う取組を実施していること | ・インターンシップを実施している場合は、その実施状況が確認できる資料（実施要項、提携・受入企業、派遣・単位認定実績等） | | | |
| | 6-5-3 社会的・職業的自立を図るために必要な能力を培う取組 | | | |
| [分析項目6-5-4] 障害のある学生、留学生、その他履修上特別な支援を要する学生に対する学習支援を行う体制を整えていること | ・履修上特別な支援を要する学生等に対する学習支援の状況（別紙様式6-5-4） | | | |
| | 6-5-4 履修上特別な支援を要する学生等に対する学習支援の状況 | | | |
| | ・チューター等を配置している場合は、その制度や配置状況が確認できる資料 | | | |
| | 6-5-4-01 (13)「チューター制度とは」「平成30年度前期チューター対象者調べについて」 | | | |
| | 6-5-4-02 (13)医学部国際交流推進室 | | | |
| | 6-5-4-03 (13)留学生への配慮依頼 | | | |
| | ・留学生に対する外国語による情報提供（時間割、シラバス等）を行っている場合は、その該当箇所 | | | |
| | ・障害のある学生に対する支援（ノートテーカー等）を行っている場合は、その制度や実施状況が確認できる資料 | | | |
| | 6-5-4-01 (00)2019年度ノートテーカー養成講座実績 | | | |
| | 4-2-1-06 国立大学法人信州大学における障害を理由とする差別の解消の推進に関する教職員対応要領 | | | 再掲 |
| | 4-2-1-07 信州大学障害学生支援マニュアル | | | 再掲 |
| | 4-2-1-08 信州大学障害学生支援コア・チーム申合せ | | | 再掲 |
| | 4-2-1-09 信州大学学生相談センター障害学生支援室細則 | | | 再掲 |
| | 4-2-1-11 障害者支援機器等一覧 | | | 再掲 |
| 4-2-1-12 JASSO実態調査(2019年度) | | | 再掲 | |
| ・特別クラス、補習授業を開設している場合は、その実施状況（受講者数等）が確認できる資料 | | | | |
| ・学習支援の利用実績が確認できる資料 | | | | |

| | | | |
|---|--|--|--|
| 【特記事項】 | | | |
| ① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。 | | | |
| | | | |
| ② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、 <u>根拠資料とともに簡条書き</u> で記述すること。 | | | |
| | | | |
| | | | |
| 【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。 | | | |
| ■ 当該基準を満たす | | | |
| 【優れた成果が確認できる取組】 | | | |
| | | | |
| 【改善を要する事項】 | | | |
| | | | |

| 基準6-6 教育課程方針に則して、公正な成績評価が厳格かつ客観的に実施されていること | | | |
|---|---|----|----|
| 分析項目 | 分析項目に係る根拠資料・データ欄 | 備考 | 再掲 |
| [分析項目6-6-1] 成績評価基準を学位授与方針及び教育課程方針に則して定められている学習成果の評価の方針と整合性をもって、組織として策定していること | ・ 成績評価基準 | | |
| | 6-6-1-01 (00)成績評価基準 | | |
| [分析項目6-6-2] 成績評価基準を学生に周知していること | ・ 成績評価基準を学生に周知していることを示すものとして、学生便覧、シラバス、オリエンテーションの配布資料等の該当箇所 | | |
| | 6-6-2-01 (00)成績評価基準、Webサイトでの公表 | | |
| [分析項目6-6-3] 成績評価基準に則り各授業科目の成績評価や単位認定が厳格かつ客観的に行われていることについて、組織的に確認していること | ・ 成績評価の分布表 | | |
| | ・ 成績評価分布等のデータを関係委員会等で確認するなど組織的に確認していることに関する資料 | | |
| | ・ GPA制度の目的と実施状況についてわかる資料 | | |
| | ・ (個人指導等が中心となる科目の場合) 成績評価の客観性を担保するための措置についてわかる資料 | | |
| | 6-3-1-01 (13)医学系研究科医科学専攻履修プロセス概念図 | | 再掲 |
| | 6-3-1-02 (13)医学系研究科保健学専攻履修プロセス概念図 | | 再掲 |
| [分析項目6-6-4] 成績に対する異議申立て制度を組織的に設けていること | ・ 学生からの成績評価に関する申立ての手続きや学生への周知等が明示されている資料 | | |
| | 6-6-4-01 (13)成績評価照会願 | | |
| | ・ 申立ての内容及びその対応、申立ての件数等の資料・データ | | |
| | ・ 成績評価の根拠となる資料(答案、レポート、出席記録等)を保存することを定めている規定類 | | |
| | 6-6-4-02 (00)国立大学法人信州大学法人文書管理規則及び法人文書保存期間基準(抜粋) | | |

| | | | |
|---|--|--|--|
| 【特記事項】 | | | |
| ① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。 | | | |
| | | | |
| ② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、 <u>根拠資料とともに簡条書き</u> で記述すること。 | | | |
| | | | |
| | | | |
| 【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。 | | | |
| ■ 当該基準を満たす | | | |
| 【優れた成果が確認できる取組】 | | | |
| | | | |
| 【改善を要する事項】 | | | |
| | | | |

| 基準6-7 大学等の目的及び学位授与方針に則して、公正な卒業(修了)判定が実施されていること | | | |
|--|---|--------------------|----|
| 分析項目 | 分析項目に係る根拠資料・データ欄 | 備考 | 再掲 |
| [分析項目6-7-1] 大学等の目的及び学位授与方針に則して、卒業又は修了の要件（以下「卒業（修了）要件」という。）を組織的に策定していること | ・卒業又は修了の要件を定めた規定 | | |
| | 1-3-1-02 信州大学大学院学則 | 第40条 | 再掲 |
| | 6-3-3-01 (13)信州大学大学院医学系研究科規程 | 第7条 | 再掲 |
| | 6-7-1-01 (13)医学系研究科医科学専攻修了要件（便覧抜粋） | | |
| | 6-7-1-02 (13)医学系研究科保健学専攻修了要件（便覧抜粋） | | |
| | ・卒業又は修了判定に関する教授会等の審議及び学長など組織的な関わり方を含めて卒業（修了）判定の手順が確認できる資料 | | |
| | 1-3-1-02 信州大学大学院学則 | 第11条, 第43～第45条 | 再掲 |
| | 6-7-1-01 (00)信州大学学位規程 | 第6～17条 | |
| 6-7-1-02 (13)信州大学大学院医学系研究科委員会規程 | 第3条 | | |
| [分析項目6-7-2] 大学院教育課程においては、学位論文又は特定の課題についての研究の成果の審査に係る手続き及び評価の基準（以下「学位論文審査基準」という。）を組織として策定されていること | ・学位論文（課題研究）の審査に係る手続き及び評価の基準 | | |
| | 1-3-1-02 信州大学大学院学則 | 第43～45条 | 再掲 |
| | 6-3-3-01 (13)信州大学大学院医学系研究科規程 | 第13, 14条 | 再掲 |
| | 6-7-1-01 (00)信州大学学位規程 | 第6～17条 | 再掲 |
| | 6-7-2-01 (13)学位論文審査及び最終試験の評価基準 医科学専攻（便覧抜粋） | | |
| | 6-7-2-02 (13)学位論文審査及び最終試験の評価基準 保健学専攻（便覧抜粋） | | |
| | 6-7-2-03 (13)研究の成果の審査及び最終試験の評価基準 高度実践看護師コース（便覧抜粋） | | |
| | 6-7-2-04 (13)医学系研究科医科学専攻 学位論文審査・最終試験実施要項 | | |
| | 6-7-2-05 (13)医学系研究科保健学専攻 学位論文審査・最終試験実施要項 | | |
| | 6-7-2-06 (13)医学系研究科医科学専攻修士課程学位論文審査申請の手引き | | |
| | 6-7-2-07 (13)医学系研究科保健学専攻博士前期課程修士課程学位論文審査申請の手引き | | |
| | ・修了判定に関する教授会等の審議及び学長など組織的な関わり方が確認できる資料 | | |
| | 1-3-1-02 信州大学大学院学則 | 第11条, 第43～45条 | 再掲 |
| | 6-3-3-01 (13)信州大学大学院医学系研究科規程 | 第14条 | 再掲 |
| | 6-7-1-01 (00)信州大学学位規程 | 第6条～第7条, 第10条～第17条 | 再掲 |
| | 6-7-1-02 (13)信州大学大学院医学系研究科委員会規程 | 第3条 | 再掲 |

| | | | |
|---|--|--|----------------------------------|
| <p>[分析項目6-7-3] 策定した卒業（修了）要件（学位論文評価基準を含む）を学生に周知していること</p> | <p>・卒業（修了）要件を学生に周知していることを示すものとして、学生便覧、シラバス、オリエンテーションの配布資料、ウェブサイトへの掲載等の該当箇所</p> <p>6-7-3-01 (13)医学系研究科医科学専攻カリキュラム掲載ウェブサイト</p> <p>6-7-1-02 (13)医学系研究科保健学専攻修了要件（便覧抜粋）</p> <p>6-7-2-01 (13)学位論文審査及び最終試験の評価基準 医科学専攻（便覧抜粋）</p> <p>6-7-2-02 (13)学位論文審査及び最終試験の評価基準 保健学専攻（便覧抜粋）</p> <p>6-7-2-03 (13)研究の成果の審査及び最終試験の評価基準 高度実践看護師コース（便覧抜粋）</p> | | |
| <p>[分析項目6-7-4] 卒業又は修了の認定を、卒業（修了）要件（学位論文評価基準を含む）に則して組織的に実施していること</p> | <p>・教授会等での審議状況等の資料</p> <p>6-7-4-01 (13)R020311第22回 大学院（医学）合同委員会 記録（非公表）</p> <p>6-7-4-02 (13)R020304第12回保健学専攻・分野委員会 記録（非公表）</p> <p>〈専門職学位課程を除く大学院課程の分析〉 ・学位論文（特定課題研究の成果を含む。）に係る評価基準、審査手続き等</p> <p>6-7-2-01 (13)学位論文審査及び最終試験の評価基準 医科学専攻（便覧抜粋）</p> <p>6-7-2-02 (13)学位論文審査及び最終試験の評価基準 保健学専攻（便覧抜粋）</p> <p>〈専門職学位課程を除く大学院課程の分析〉 ・学位論文の審査体制、審査員の選考方法が確認できる資料</p> <p>6-7-2-04 (13)医学系研究科医科学専攻 学位論文審査・最終試験実施要項</p> <p>6-7-2-05 (13)医学系研究科保健学専攻 学位論文審査・最終試験実施要項</p> <p>〈専門職学位課程を除く大学院課程の分析〉 ・審査及び試験に合格した学生の学位論文</p> <p>6-7-4-03 (13)R020304修士課程委員会 諸会議報告</p> <p>6-7-4-04 (13)R20302第13回保健学大学院委員会 諸会議報告</p> | | 再掲 再掲 再掲 再掲 再掲 再掲 |
| <p>[分析項目6-7-5] 専門職学科を設置している場合は、法令に則して卒業要件が定められていること</p> | <p>・法令に則した卒業要件が組織として定められていることが確認できる資料</p> | | |

| | | | |
|---|--|--|--|
| 【特記事項】 | | | |
| ① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。 | | | |
| | | | |
| ② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、 <u>根拠資料とともに簡条書き</u> で記述すること。 | | | |
| | | | |
| | | | |
| 【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。 | | | |
| ■ 当該基準を満たす | | | |
| 【優れた成果が確認できる取組】 | | | |
| 【改善を要する事項】 | | | |

| 基準6-8 大学等の目的及び学位授与方針に則して、適切な学習成果が得られていること | | | |
|--|---|----|----|
| 分析項目 | 分析項目に係る根拠資料・データ欄 | 備考 | 再掲 |
| [分析項目6-8-1] 標準修業年限内の卒業（修了）率及び「標準修業年限×1.5」年内卒業（修了）率、資格取得等の状況が、大学等の目的及び学位授与方針に則して適正な状況にあること | ・標準修業年限内の卒業（修了）率（※1）（過去5年分）（別紙様式6-8-1） 「標準修業年限×1.5」年内卒業（修了）率（※2）（過去5年分）（別紙様式6-8-1） | | |
| | 6-8-1 標準修業年限内の卒業（修了）率及び「標準修業年限×1.5」年内卒業（修了）率（過去5年分） | | |
| | ・資格の取得者数が確認できる資料 | | |
| | 6-8-1-01 (00)学生資格取得状況（令和元年度実績） | | |
| | ・論文の採択・受賞状況、各コンペティション等の受賞状況が確認できる資料 | | |
| | 6-8-1-01 (13)論文採択、受賞状況 | | |
| [分析項目6-8-2] 就職（就職希望者に対する就職者の割合）及び進学率が、大学等の目的及び学位授与方針に則して適正な状況にあること | ・就職率（就職希望者に対する就職者の割合）及び進学率の状況（過去5年分）（別紙様式6-8-2） 主な進学/就職先（起業者も含む） | | |
| | 6-8-2 就職率（就職希望者に対する就職者の割合）及び進学率の状況 | | |
| | ・学校基本調査で提出した「該当する」資料（大学ポートレートにある場合は該当URL） | | |
| | 6-8-2-01 (00)大学ポートレート該当URL | | |
| | ・卒業（修了）生の社会での活躍等が確認できる資料（新聞記事等） | | |
| | 6-8-2-01 (13)卒業（修了）生の社会での活躍等 | | |
| [分析項目6-8-3] 卒業（修了）時の学生からの意見聴取の結果により、大学等の目的及び学位授与方針に則した学習成果が得られていること | ・学生からの意見聴取（学習の達成度や満足度に関するアンケート調査、学習ポートフォリオの分析調査、懇談会、インタビュー等）の概要及びその結果が確認できる資料 | | |
| | 6-8-3-01 (13)大学院教育に関する調査（満足度調査）結果 修士 | | |
| | 6-8-3-02 (13)大学院教育に関する調査（満足度調査）結果 保健学専攻修士・博士前期 | | |
| [分析項目6-8-4] 卒業（修了）後一定期間の就業経験等を経た卒業（修了）生からの意見聴取の結果により、大学等の目的及び学位授与方針に則した学習成果が得られていること | ・卒業（修了）後、一定年限を経過した卒業（修了）生についての意見聴取（アンケート、懇談会、インタビュー等）の概要及びその結果が確認できる資料 | | |
| | 2-2-4-03 卒業生・修了生アンケートの実施要領 | | 再掲 |
| [分析項目6-8-5] 就職先等からの意見聴取の結果により、大学等の目的及び学位授与方針に則した学習成果が得られていること | ・就職先や進学先等の関係者への意見聴取（アンケート、懇談会、インタビュー等）の概要及びその結果が確認できる資料 | | |
| | 6-8-5-02 (00)信州大学卒業生・大学院修了者に関する調査結果報告書 | | |

| | | | |
|---|--|--|--|
| 【特記事項】 | | | |
| ① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。 | | | |
| 分析項目6-8-3 医学系研究科医科学専攻では、2年次は論文執筆が主であり、授業履修が1年次に集中することから、より適切なタイミングとして1年次にアンケート調査を実施している。(根拠資料6-8-3-01_(13)) | | | |
| 分析項目6-8-4 全学的に、卒業後6年を経過した者等を対象に6年に1回意見聴取を実施することとしている。(根拠資料2-2-4-02_卒業生・修了生アンケートの実施要領) | | | |
| ② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、 <u>根拠資料とともに簡条書き</u> で記述すること。 | | | |
| | | | |
| 【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。 | | | |
| ■ 当該基準を満たす | | | |
| 【優れた成果が確認できる取組】 | | | |
| 【改善を要する事項】 | | | |

II 基準ごとの自己評価

領域6 教育課程と学習成果に関する基準

※一部教育課程について、第三者評価結果の活用なし

: 「該当なし」

| 基準6-1 学位授与方針が具体的かつ明確であること | | | |
|---|--|----|----|
| 分析項目 | 分析項目に係る根拠資料・データ欄 | 備考 | 再掲 |
| [分析項目6-1-1] 学位授与方針を、大学等の目的を踏まえて、具体的かつ明確に策定していること | ・公表された学位授与方針 | | |
| | 6-1-1-01 (14) (総合医理工学研究科) 大学院, 研究科, 各専攻の学位授与方針 | | |
| 【特記事項】 | | | |
| ① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。 | | | |
| | | | |
| ② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、 <u>根拠資料とともに</u> 箇条書きで記述すること。 | | | |
| | | | |
| 【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。 <input checked="" type="checkbox"/> 当該基準を満たす | | | |
| 【優れた成果が確認できる取組】 | | | |
| | | | |
| 【改善を要する事項】 | | | |
| | | | |

| 基準6-2 教育課程方針が、学位授与方針と整合的であること | | | |
|--|--|----|----|
| 分析項目 | 分析項目に係る根拠資料・データ欄 | 備考 | 再掲 |
| [分析項目6-2-1] 教育課程方針において、学生や授業科目を担当する教員が解り易いように、①教育課程の編成の方針、②教育課程における教育・学習方法に関する方針、③学習成果の評価の方針を明確かつ具体的に明示していること | ・ 公表された教育課程方針 | | |
| | 6-2-1-01 (14) (総合医理工学研究科) 大学院, 研究科, 各専攻の教育課程方針 | | |
| [分析項目6-2-2] 教育課程方針が学位授与方針と整合性を有していること | ・ 公表された教育課程方針及び学位授与方針 | | |
| | 6-1-1-01 (14) (総合医理工学研究科) 大学院, 研究科, 各専攻の学位授与方針 | | 再掲 |
| | 6-2-1-01 (14) (総合医理工学研究科) 大学院, 研究科, 各専攻の教育課程方針 | | 再掲 |
| 【特記事項】 | | | |
| ① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。 | | | |
| | | | |
| ② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。 | | | |
| | | | |
| | | | |
| 【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。 ■ 当該基準を満たす | | | |
| 【優れた成果が確認できる取組】 | | | |
| 【改善を要する事項】 | | | |

| 基準6-3 教育課程の編成及び授業科目の内容が、学位授与方針及び教育課程方針に則して、体系的であり相応しい水準であること | | | |
|---|---|-----------------|----|
| 分析項目 | 分析項目に係る根拠資料・データ欄 | 備考 | 再掲 |
| [分析項目6-3-1] 教育課程の編成が、体系性を有していること | ・体系性が確認できる資料（カリキュラム・マップ、コース・ツリー、ナンバリング等） | | |
| | 6-3-1-01 (14) (総合医理工学研究科) 医学系専攻医学分野、生命医工学専攻 (4年制コース) 学生便覧 | p. 11~12, 26~32 | |
| | 6-3-1-02 (14) (総合医理工学研究科) 総合医理工学研究科医学系専攻医学分野履修プロセス概念図 医学 | | |
| | 6-3-1-03 (14) (総合医理工学研究科) 医学系専攻保健学分野学生便覧 | p. 10, 24 | |
| | 6-3-1-04 (14) (総合医理工学研究科) 総合医理工学研究科医学系専攻保健学分野履修プロセス概念図 医学 | | |
| | 6-3-1-05 (14) (総合医理工学研究科) 総合理工学専攻学生便覧 | p. 7, 14, 37~57 | |
| | 6-3-1-06 (14) (総合医理工学研究科) 生命医工学専攻3年制コース学生便覧 | p. 7, 13, 36~44 | |
| | ・授業科目の開設状況が確認できる資料（コース、教養・専門基礎・専門等の分類、年次配当、必修・選択等の別） | | |
| | 6-3-1-01 (14) (総合医理工学研究科) 医学系専攻医学分野、生命医工学専攻 (4年制コース) 学生便覧 | p. 27~32 | 再掲 |
| | 6-3-1-03 (14) (総合医理工学研究科) 医学系専攻保健学分野学生便覧 | p. 24 | 再掲 |
| 6-3-1-05 (14) (総合医理工学研究科) 総合理工学専攻学生便覧 | p. 40~57 | 再掲 | |
| 6-3-1-06 (14) (総合医理工学研究科) 生命医工学専攻3年制コース学生便覧 | p. 39~40 | 再掲 | |
| [分析項目6-3-2] 授業科目の内容が、授与する学位に相応しい水準となっていること | ・分野別第三者評価の結果 | | |
| | | | |
| | ・日本学術会議による参照基準等に準拠した内容になっていることが確認できる資料 | | |
| | | | |
| | ・シラバス | | |
| | 6-3-2-01 (14) (総合医理工学研究科) 2019シラバス | | |
| ・その他自己点検・評価において体系性や水準に関する検証を実施している場合はその状況がわかる資料 | | | |
| | | | |
| [分析項目6-3-3] 他の大学又は大学以外の教育施設等における学習、入学前の既修得単位等の単位認定を行っている場合、認定に関する規定を法令に従い規則等で定めていること | ・明文化された規定類 | | |
| | 1-3-1-02 信州大学大学院学則 | 第35条, 第37条 | 再掲 |
| | 6-3-3-01 (14) (総合医理工学研究科) 信州大学大学院総合医理工学研究科規程 | 第11条, 第13条 | |
| | 6-3-3-02 (14) (総合医理工学研究科) 他の大学院等における研究指導に関する内規 | | |

| | | | |
|--|--|----------|----|
| <p>[分析項目6-3-4] 大学院課程（専門職学位課程を除く）においては、学位論文（特定の課題についての研究の成果を含む）の作成等に係る指導（以下「研究指導」という）に関し、指導教員を明確に定めるなどの指導体制を整備し、計画を策定した上で指導することとしていること</p> | ・研究指導、学位論文（特定課題研究の成果を含む。）指導体制が確認できる資料（規定、申告等） | | |
| | 6-3-1-01 (14) (総合医理工学研究科) 医学系専攻医学分野, 生命医工学専攻 (4年制コース) 学生便覧 | p. 10 | 再掲 |
| | 6-3-1-03 (14) (総合医理工学研究科) 医学系専攻保健学分野学生便覧 | P. 9 | 再掲 |
| | 6-3-1-05 (14) (総合医理工学研究科) 総合理工学専攻学生便覧 | P. 7, 12 | 再掲 |
| | 6-3-1-06 (14) (総合医理工学研究科) 生命医工学専攻3年制コース学生便覧 | P7, 11 | 再掲 |
| | ・研究指導計画書、研究指導報告書等、指導方法が確認できる資料 | | |
| | 6-3-4-01 (14) 研究指導計画書報告書様式 | | |
| | 6-3-1-02 (14) (総合医理工学研究科) 総合医理工学研究科医学系専攻医学分野履修プロセス概念図 医学 | | 再掲 |
| | 6-3-1-04 (14) (総合医理工学研究科) 総合医理工学研究科医学系専攻保健学分野履修プロセス概念図 医学 | | 再掲 |
| | 6-3-1-05 (14) (総合医理工学研究科) 総合理工学専攻学生便覧 | P. 7 | 再掲 |
| | 6-3-1-06 (14) (総合医理工学研究科) 生命医工学専攻3年制コース学生便覧 | P. 7 | 再掲 |
| | ・国内外の学会への参加を促進している場合は、その状況が確認できる資料 | | |
| | 6-3-4-02 (14) (総合医理工学研究科) 学生の国際学会等の派遣件数 | | |
| | ・他大学や産業界との連携により、研究指導を実施している場合は、その状況が確認できる資料 | | |
| | 6-3-4-03 (14) (総合医理工学研究科) 長野県立こころの医療センター駒ヶ根連携大学院教育協定書 | | |
| | 6-3-4-04 (14) (総合医理工学研究科) 長野県立こども病院連携大学院教育協定書 | | |
| | 6-3-4-05 (14) (総合医理工学研究科) 軽井沢町連携大学院教育協定書 | | |
| | 6-3-4-06 (14) (総合医理工学研究科) 木沢記念病院連携大学院教育協定書 | | |
| | 6-3-1-05 (14) (総合医理工学研究科) 総合理工学専攻学生便覧 | P. 54 | 再掲 |
| | 6-3-1-06 (14) (総合医理工学研究科) 生命医工学専攻3年制コース学生便覧 | P. 41 | 再掲 |
| | 6-3-4-07 (14) 博士課程教育リーディングプログラム資料2019 | P. 15~30 | |
| | ・研究倫理に関する指導が確認できる資料 | | |
| | 6-3-4-08 (14) (総合医理工学研究科) 医学系専攻生命倫理・研究倫特論シラバス | | |
| | 6-3-4-09 (14) (総合医理工学研究科) APRINeラーニングプログラム(eAPRIN)受講について | | |
| | 6-3-4-10 (14) (総合医理工学研究科) 生命医工学専攻生命倫理・研究倫特論シラバス | | |
| | 6-3-1-05 (14) (総合医理工学研究科) 総合理工学専攻学生便覧 | P. 14 | 再掲 |
| | 6-3-1-06 (14) (総合医理工学研究科) 生命医工学専攻3年制コース学生便覧 | P. 13 | 再掲 |
| ・TA・RAとしての活動を通じた能力の育成、教育的機能の訓練を行っている場合は、TA・RAの採用、活用状況が確認できる資料 | | | |

| | | | |
|---|--|--|----|
| <p>[分析項目6-3-5] 専門職学科を設置している場合は、法令に則して、教育課程が編成されるとともに、教育課程連携協議会を運用していること</p> | <p>6-3-4-11 (14) (総合医理工学研究科) 総合医理工学研究科医学系専攻医学分野RA採用計画調書</p> <p>・授業科目の開設状況が確認できる資料(コース、教養・専門基礎・専門等の分類、年次配当、必修・選択等の別) ※前述の資料と同じ</p> <p>・教育課程連携協議会の設置・運用に関する規定及び開催実績・内容が確認できる資料</p> | | |
| <p>【特記事項】</p> | | | |
| <p>① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。</p> | | | |
| | | | |
| <p>② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。</p> | | | |
| <p>[活動取組6-3-A] 指導体制のさらなる向上を目指し、指導の研究指導マニュアルの整備を開始した。</p> | <p>6-3-A-01 (14) (総合医理工学研究科) 上田キャンパス版研究指導ガイドブックVol-0 4 (非公表)</p> | | |
| <p>[活動取組6-3-B] 5年間の一貫プログラムとして、信州大学博士課程教育リーディングプログラム「ファイバールネッサンスを先導するグローバルリーダーの養成」プログラムを実施しており、国内外の諸機関と連携した教育プログラムを確固たる指導体制の下で実施している。</p> | <p>6-3-B-01 (14) ファイバールネッサンスを先導するグローバルリーダーの養成プログラムについて (学生便覧抜粋)</p> <p>6-3-4-07 (14) 博士課程教育リーディングプログラム資料2019</p> | | 再掲 |
| <p>【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。</p> <p>■ 当該基準を満たす</p> | | | |
| <p>【優れた成果が確認できる取組】</p> <p>現在、本研究科所属の博士課程学生(D3生8名、D2生10名、D1)が「ファイバールネッサンスを先導するグローバルリーダーの養成」プログラムの下で学修している。これまでに、2017年度は2名、2018年度は3名、2019年度は9名(何れも募集停止した総合工学系研究科の所属)、併せて14名のプログラム修了生(全員博士号取得)を輩出している。</p> | | | |
| <p>【改善を要する事項】</p> | | | |

| 基準6-4 学位授与方針及び教育課程方針に則して、適切な授業形態、学習指導法が採用されていること | | | |
|---|---|------|----|
| 分析項目 | 分析項目に係る根拠資料・データ欄 | 備考 | 再掲 |
| [分析項目6-4-1] 1年間の授業を行う期間が原則として35週にわたるものとなっていること | ・1年間の授業を行う期間が確認できる資料(学年暦、年間スケジュール等) 6-4-1-01 (14) (繊維学部) 2019年度 上田キャンパス学年暦 6-4-1-02 (14) 医学系専攻医学分野、保健学分野、生命医工学専攻4年制コース学年暦 | | |
| [分析項目6-4-2] 各科目の授業期間が10週又は15週にわたるものとなっていること。なお、10週又は15週と異なる授業期間を設定する場合は、教育上の必要があり、10週又は15週を期間として授業を行う場合と同等以上の十分な教育効果をあげていること | ・1年間の授業を行う期間が確認できる資料(学年暦、年間スケジュール等) 6-4-1-01 (14) (繊維学部) 2019年度 上田キャンパス学年暦 ・シラバス 6-3-2-01 (14) (総合医理工学研究科) 2019シラバス | | 再掲 |
| [分析項目6-4-3] 適切な授業形態、学習指導法が採用され、授業の方法及び内容が学生に対して明示されていること | ・シラバスの全件、全項目が確認できる資料(電子シラバスのデータ(csv)等) 6-3-2-01 (14) (総合医理工学研究科) 2019シラバス | | 再掲 |
| [分析項目6-4-4] 教育上主要と認める授業科目は、原則として専任の教授・准教授が担当していること | ・教育上主要と認める授業科目(別紙様式6-4-4) 6-4-4 教育上主要と認める授業科目 ・シラバス 6-3-2-01 (14) (総合医理工学研究科) 2019シラバス | | 再掲 |
| [分析項目6-4-5] 専門職大学院を設置している場合は、履修登録の上限設定の制度(CAP制度)を適切に設けていること | ・CAP制に関する規定 | | |
| [分析項目6-4-6] 大学院において教育方法の特例(大学院設置基準第14条)の取組として夜間その他特定の時間又は期間に授業を行っている場合は、法令に則した実施方法となっていること | ・大学院学則 1-3-1-02 信州大学大学院学則 | 第39条 | 再掲 |
| [分析項目6-4-7] 薬学に関する学部又は学科のうち臨床に係る実践的な能力を培うことを主たる目的とするものを設置している場合は、必要な施設を確保し、薬学実務実習を実施していること | ・薬学実務実習に必要な施設の状況及び実習の実施状況が確認できる資料 | | |
| [分析項目6-4-8] 教職大学院を設置している場合は、連携協力校を確保していること | ・連携協力校との連携状況が確認できる資料 | | |
| [分析項目6-4-9] 夜間において授業を実施している課程を置いている場合は、配慮を行っていること | ・実施している配慮が確認できる資料 6-4-9-01 (14) (総合医理工学研究科) 医学系専攻・生命医工学専攻時間割 | | |

| | | | |
|--|---|--|--|
| [分析項目6-4-10] 通信教育を行う課程を置いている場合は、印刷教材等による授業、放送授業、面接授業（スクーリングを含む。）若しくはメディアを利用して行う授業の実施方法が整備され、指導が行われていること | ・授業の実施方法（同時性・非同時性、双方向性・非双方向性）について確認できる資料（シラバス、履修要項、教材等の該当箇所） | | |
| | ・添削等による指導、質問の受付、チューターの利用、学生間のコミュニケーション等、対面授業と同等以上の教育効果を確保するための方法について確認できる資料 | | |
| | ・電話・郵便・電子メール等による教育相談、助言体制及びそれらを周知する資料、ウェブサイトによる情報提供等の実施体制及び実施状況が確認できる資料 | | |
| | ・教育相談、助言の利用実績が確認できる資料 | | |
| | [分析項目6-4-11] 専門職学科を設置している場合は、授業を行う学生数が法令に則していること | ・法令に則した授業を行う学生数に関して、規定や申し合わせ等組織として決定していることが確認できる資料 | |
| 【特記事項】 | | | |
| ① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。 | | | |
| ② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、 <u>根拠資料とともに</u> 簡条書きで記述すること。 | | | |
| 【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。 ■ 当該基準を満たす | | | |
| 【優れた成果が確認できる取組】 | | | |
| 【改善を要する事項】 | | | |

| 基準6-5 学位授与方針に則して適切な履修指導、支援が行われていること | | | |
|--|---|----------|----|
| 分析項目 | 分析項目に係る根拠資料・データ欄 | 備考 | 再掲 |
| [分析項目6-5-1] 学生のニーズに応え得る履修指導の体制を組織として整備し、指導、助言が行われていること | ・履修指導の実施状況（別紙様式6-5-1） | | |
| | 6-5-1 履修指導の実施状況 | | |
| | ・通信教育を行う課程を置いている場合は、履修指導の体制が確認できる資料 | | |
| [分析項目6-5-2] 学生のニーズに応え得る学習相談の体制を整備し、助言、支援が行われていること | ・学習相談の実施状況（別紙様式6-5-2） | | |
| | 6-5-2 学習相談の実施状況 | | |
| | ・通信教育を行う課程を置いている場合は、学習相談の体制が確認できる資料 | | |
| [分析項目6-5-3] 社会的・職業的自立を図るために必要な能力を培う取組を実施していること | ・社会的・職業的自立を図るために必要な能力を培う取組（別紙様式6-5-3） | | |
| | 6-5-3 社会的・職業的自立を図るために必要な能力を培う取組 | | |
| | ・インターンシップを実施している場合は、その実施状況が確認できる資料（実施要項、提携・受入企業、派遣・単位認定実績等） | | |
| | 6-5-3-01 (14) (総合医理工学研究科) 学外研修シラバス | | |
| | 6-5-3-02 (14) (総合医理工学研究科) 企業行政病院インターンシップシラバス | | |
| | 6-5-3-03 (14) (総合医理工学研究科) 受け入れ先企業と実績 (人材育成プログラム) | | |
| [分析項目6-5-4] 障害のある学生、留学生、その他履修上特別な支援を要する学生に対する学習支援を行う体制を整えていること | ・履修上特別な支援を要する学生等に対する学習支援の状況（別紙様式6-5-4） | | |
| | 6-5-4 履修上特別な支援を要する学生等に対する学習支援の状況 | | |
| | ・チューター等を配置している場合は、その制度や配置状況が確認できる資料 | | |
| | 6-5-4-01 (14) (総合医理工学研究科) チューター制度 | | |
| | ・留学生に対する外国語による情報提供（時間割、シラバス等）を行っている場合は、その該当箇所 | | |
| | 6-3-1-01 (14) (総合医理工学研究科) 医学系専攻医学分野、生命医工学専攻（4年制コース）学生便覧 | P. 27～32 | 再掲 |
| | 6-3-1-05 (14) (総合医理工学研究科) 総合理工学専攻学生便覧 | P. 40～53 | 再掲 |
| | 6-3-1-06 (14) (総合医理工学研究科) 生命医工学専攻3年制コース学生便覧 | P. 39～40 | 再掲 |
| | 6-3-4-07 (14) 博士課程教育リーディングプログラム資料2019 | | 再掲 |
| | ・障害のある学生に対する支援（ノートテーカー等）を行っている場合は、その制度や実施状況が確認できる資料 | | |
| | 6-5-4-06 (00) 2019年度ノートテーカー養成講座実績 | | |
| 4-2-1-06 国立大学法人信州大学における障害を理由とする差別の解消の推進に関する教職員対応要領 | | 再掲 | |
| 4-2-1-07 信州大学障害学生支援マニュアル | | 再掲 | |

| | | | |
|---|--|--|----|
| | 4-2-1-08 信州大学障害学生支援コア・チーム申合せ | | 再掲 |
| | 4-2-1-09 信州大学学生相談センター障害学生支援室細則 | | 再掲 |
| | 4-2-1-11 障害者支援機器等一覧 | | 再掲 |
| | 4-2-1-12 JASSO実態調査(2019年度) | | 再掲 |
| | ・特別クラス、補習授業を開設している場合は、その実施状況(受講者数等)が確認できる資料 | | |
| | ・学習支援の利用実績が確認できる資料 | | |
| 【特記事項】 | | | |
| ① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。 | | | |
| | | | |
| ② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、 <u>根拠資料とともに</u> 箇条書きで記述すること。 | | | |
| | | | |
| | | | |
| 【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。 | | | |
| ■ 当該基準を満たす | | | |
| 【優れた成果が確認できる取組】 | | | |
| 【改善を要する事項】 | | | |

| 基準6-6 教育課程方針に則して、公正な成績評価が厳格かつ客観的に実施されていること | | | | |
|---|---|--|----|----|
| 分析項目 | 分析項目に係る根拠資料・データ欄 | 備考 | 再掲 | |
| [分析項目6-6-1] 成績評価基準を学位授与方針及び教育課程方針に則して定められている学習成果の評価の方針と整合性をもって、組織として策定していること | ・ 成績評価基準 | | | |
| | 6-6-1-01 (00)成績評価基準 | | | |
| [分析項目6-6-2] 成績評価基準を学生に周知していること | ・ 成績評価基準を学生に周知していることを示すものとして、学生便覧、シラバス、オリエンテーションの配布資料等の該当箇所 | | | |
| | 6-6-2-01 (00)成績評価基準、Webサイトでの公表 | | | |
| [分析項目6-6-3] 成績評価基準に則り各授業科目の成績評価や単位認定が厳格かつ客観的に行われていることについて、組織的に確認していること | ・ 成績評価の分布表 | | | |
| | ・ 成績評価分布等のデータを関係委員会等で確認するなど組織的に確認していることに関する資料 | | | |
| | ・ GPA制度の目的と実施状況についてわかる資料 | | | |
| | ・ (個人指導等が中心となる科目の場合) 成績評価の客観性を担保するための措置についてわかる資料 | | | |
| | 6-3-1-02 (14) (総合医理工学研究科) 総合医理工学研究科医学系専攻医学分野履修プロセス概念図 医学 | | | 再掲 |
| | 6-3-1-04 (14) (総合医理工学研究科) 総合医理工学研究科医学系専攻保健学分野履修プロセス概念図 医学 | | | 再掲 |
| | 6-3-1-05 (14) (総合医理工学研究科) 総合理工学専攻学生便覧 | p. 7 | | 再掲 |
| | 6-3-1-06 (14) (総合医理工学研究科) 生命医工学専攻3年制コース学生便覧 | p. 7 | | 再掲 |
| | [分析項目6-6-4] 成績に対する異議申立て制度を組織的に設けていること | ・ 学生からの成績評価に関する申立ての手続きや学生への周知等が明示されている資料 | | |
| | | 6-6-4-01 (14) (総合医理工学研究科) 総合理工学専攻 便覧抜粋 | | |
| 6-6-4-02 (14) (総合医理工学研究科) 医学系専攻保健学分野 便覧抜粋 | | | | |
| 6-6-4-03 (14) (総合医理工学研究科) 医学分野・4年制コース 便覧抜粋 | | | | |
| ・ 申立ての内容及びその対応、申立ての件数等の資料・データ | | | | |
| ・ 成績評価の根拠となる資料(答案、レポート、出席記録等)を保存することを定めている規定類 | | | | |
| 6-6-4-04 (00)国立大学法人信州大学法人文書管理規則及び法人文書保存期間基準(抜粋) | | | | |
| | | | | |

| | | | |
|---|--|--|--|
| 【特記事項】 | | | |
| ① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。 | | | |
| | | | |
| ② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、 <u>根拠資料とともに簡条書き</u> で記述すること。 | | | |
| | | | |
| | | | |
| 【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。 | | | |
| ■ 当該基準を満たす | | | |
| 【優れた成果が確認できる取組】 | | | |
| | | | |
| 【改善を要する事項】 | | | |
| | | | |

| 基準6-7 大学等の目的及び学位授与方針に則して、公正な卒業(修了)判定が実施されていること | | | | |
|--|---|------------------|----|--|
| 分析項目 | 分析項目に係る根拠資料・データ欄 | 備考 | 再掲 | |
| [分析項目6-7-1] 大学等の目的及び学位授与方針に則して、卒業又は修了の要件（以下「卒業（修了）要件」という。）を組織的に策定していること | ・卒業又は修了の要件を定めた規定 | | | |
| | 1-3-1-02 信州大学大学院学則 | 第41, 42条 | 再掲 | |
| | 6-3-3-01 (14) (総合医理工学研究科) 信州大学大学院総合医理工学研究科規程 | 第9条 | 再掲 | |
| | ・卒業又は修了判定に関する教授会等の審議及び学長など組織的な関わり方を含めて卒業（修了）判定の手順が確認できる資料 | | | |
| | 6-7-1-01 (00) 信州大学学位規程 | 第6～17条 | | |
| | 1-3-1-02 信州大学大学院学則 | 第11, 43～45条 | 再掲 | |
| [分析項目6-7-2] 大学院教育課程においては、学位論文又は特定の課題についての研究の成果の審査に係る手続き及び評価の基準（以下「学位論文審査基準」という。）を組織として策定されていること | 6-7-1-02 (14) 信州大学大学院総合医理工学研究科委員会規程 | 第3条 | | |
| | ・学位論文（課題研究）の審査に係る手続き及び評価の基準 | | | |
| | 6-7-1-01 (00) 信州大学学位規程 | | 再掲 | |
| | 6-7-2-01 (14) (総合医理工学研究科) 総合医理工学研究科医学系専攻医学分野生命医工学委員会4年制コース学位論文審査申請の手引_甲 | | | |
| | 6-7-2-02 (14) (総合医理工学研究科) 総合医理工学研究科医学系専攻医学分野生命医工学委員会4年制コース学位論文審査申請の手引_乙 | | | |
| | 6-7-2-03 (14) (総合医理工学研究科) 信州大学大学院総合医理工学研究科総合理工学専攻及び生命医工学専攻3年制コースにおける博士の学位に関する取扱細則 | | | |
| | 6-7-2-04 (14) (総合医理工学研究科) 信州大学大学院総合医理工学研究科(博士課程)学位論文審査及び最終試験の評価基準 | | | |
| | ・修了判定に関する教授会等の審議及び学長など組織的な関わり方が確認できる資料 | | | |
| | 1-3-1-02 信州大学大学院学則 | 第11条, 第43条～第45条 | 再掲 | |
| | 6-7-1-02 (14) 信州大学大学院総合医理工学研究科委員会規程 | 第3条 | 再掲 | |
| | 6-7-1-01 (00) 信州大学学位規程 | 第6条～第7条, 第10～17条 | 再掲 | |
| | 6-7-2-01 (14) (総合医理工学研究科) 総合医理工学研究科医学系専攻医学分野生命医工学委員会4年制コース学位論文審査申請の手引_甲 | | 再掲 | |
| | 6-7-2-02 (14) (総合医理工学研究科) 総合医理工学研究科医学系専攻医学分野生命医工学委員会4年制コース学位論文審査申請の手引_乙 | | 再掲 | |
| 6-7-2-03 (14) (総合医理工学研究科) 信州大学大学院総合医理工学研究科総合理工学専攻及び生命医工学専攻3年制コースにおける博士の学位に関する取扱細則 | | 再掲 | | |

| | | | |
|---|---|---|---|
| <p>[分析項目6-7-3] 策定した卒業(修了)要件(学位論文評価基準を含む)を学生に周知していること</p> | <p>・卒業(修了)要件を学生に周知していることを示すものとして、学生便覧、シラバス、オリエンテーションの配布資料、ウェブサイトへの掲載等の該当箇所</p> <p>6-7-3-01 (14) (総合医理工学研究科) 研究科ホームページ掲載 学生便覧</p> <p>6-7-3-02 (14) (総合医理工学研究科) 総合医理工学研究科合同ガイダンス説明資料</p> <p>6-3-1-01 (14) (総合医理工学研究科) 医学系専攻医学分野、生命医工学専攻(4年制コース) 学生便覧</p> <p>6-3-1-03 (14) (総合医理工学研究科) 医学系専攻保健学分野学生便覧</p> <p>6-3-1-05 (14) (総合医理工学研究科) 総合理工学専攻学生便覧</p> <p>6-3-1-06 (14) (総合医理工学研究科) 生命医工学専攻3年制コース学生便覧</p> | <p>P. 9, 11~13</p> <p>P. 9~11</p> <p>P. 7, 12~14, 54~57, 65</p> <p>P. 7, 11~13, 41~44</p> | <p>再掲</p> <p>再掲</p> <p>再掲</p> <p>再掲</p> |
| <p>[分析項目6-7-4] 卒業又は修了の認定を、卒業(修了)要件(学位論文評価基準を含む)に則して組織的に実施していること</p> | <p>・教授会等での審議状況等の資料</p> <p>〈専門職学位課程を除く大学院課程の分析〉 ・学位論文(特定課題研究の成果を含む。)に係る評価基準、審査手続き等</p> <p>1-3-1-02 信州大学大学院学則</p> <p>6-7-1-02 (14) 信州大学大学院総合医理工学研究科委員会規程</p> <p>6-7-1-01 (00) 信州大学学位規程</p> <p>6-7-2-01 (14) (総合医理工学研究科) 総合医理工学研究科医学系専攻医学分野生命医工学委員会4年制コース学位論文審査申請の手引 甲</p> <p>6-7-2-02 (14) (総合医理工学研究科) 総合医理工学研究科医学系専攻医学分野生命医工学委員会4年制コース学位論文審査申請の手引 乙</p> <p>6-7-2-03 (14) (総合医理工学研究科) 信州大学大学院総合医理工学研究科総合理工学専攻及び生命医工学専攻3年制コースにおける博士の学位に関する取扱細則</p> <p>6-7-2-04 (14) (総合医理工学研究科) 信州大学大学院総合医理工学研究科(博士課程)学位論文審査及び最終試験の評価基準</p> <p>〈専門職学位課程を除く大学院課程の分析〉 ・学位論文の審査体制、審査員の選考方法が確認できる資料</p> <p>6-3-1-01 (14) (総合医理工学研究科) 医学系専攻医学分野、生命医工学専攻(4年制コース) 学生便覧</p> <p>6-3-1-03 (14) (総合医理工学研究科) 医学系専攻保健学分野学生便覧</p> <p>6-3-1-05 (14) (総合医理工学研究科) 総合理工学専攻学生便覧</p> <p>6-3-1-06 (14) (総合医理工学研究科) 生命医工学専攻3年制コース学生便覧</p> <p>6-7-2-03 (14) (総合医理工学研究科) 信州大学大学院総合医理工学研究科総合理工学専攻及び生命医工学専攻3年制コースにおける博士の学位に関する取扱細則</p> <p>〈専門職学位課程を除く大学院課程の分析〉 ・審査及び試験に合格した学生の学位論文</p> | <p>第11条, 第43条~第45条</p> <p>第3条</p> <p>第6条~第7条, 第10条~大第17条</p> <p>第8条, 第12条, 第15条, 第18条, 第26条, 第28条, 第30条, 第32条, 第35条</p> | <p>再掲</p> <p>再掲</p> <p>再掲</p> <p>再掲</p> <p>再掲</p> <p>再掲</p> <p>再掲</p> <p>再掲</p> <p>再掲</p> <p>再掲</p> |

| | | | |
|--|---|--|--|
| <p>[分析項目6-7-5] 専門職学科を設置している場合は、法令に則して卒業要件が定められていること</p> | <p>・法令に則した卒業要件が組織として定められていることが確認できる資料</p> | | |
|--|---|--|--|

| | | | |
|---|--|--|--|
| 【特記事項】 | | | |
| ① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。 | | | |
| | | | |
| ② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、 <u>根拠資料とともに簡条書き</u> で記述すること。 | | | |
| | | | |
| | | | |
| 【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。 | | | |
| ■ 当該基準を満たす | | | |
| 【優れた成果が確認できる取組】 | | | |
| 【改善を要する事項】 | | | |

| 基準6-8 大学等の目的及び学位授与方針に則して、適切な学習成果が得られていること | | | |
|--|---|----|----|
| 分析項目 | 分析項目に係る根拠資料・データ欄 | 備考 | 再掲 |
| [分析項目6-8-1] 標準修業年限内の卒業(修了)率及び「標準修業年限×1.5」年内卒業(修了)率、資格取得等の状況が、大学等の目的及び学位授与方針に則して適正な状況にあること | ・標準修業年限内の卒業(修了)率(※1)(過去5年分)(別紙様式6-8-1) 「標準修業年限×1.5」年内卒業(修了)率(※2)(過去5年分)(別紙様式6-8-1) | | |
| | ・資格の取得者数が確認できる資料 | | |
| | ・論文の採択・受賞状況、各コンペティション等の受賞状況が確認できる資料 | | |
| | | | |
| [分析項目6-8-2] 就職(就職希望者に対する就職者の割合)及び進学(進学希望者に対する進学者の割合)の状況が、大学等の目的及び学位授与方針に則して適正な状況にあること | ・就職率(就職希望者に対する就職者の割合)及び進学率の状況(過去5年分)(別紙様式6-8-2) 主な進学/就職先(起業者も含む) | | |
| | ・学校基本調査で提出した「該当する」資料(大学ポートレートにある場合は該当URL) | | |
| | ・卒業(修了)生の社会での活躍等が確認できる資料(新聞記事等) | | |
| | | | |
| [分析項目6-8-3] 卒業(修了)時の学生からの意見聴取の結果により、大学等の目的及び学位授与方針に則した学習成果が得られていること | ・学生からの意見聴取(学習の達成度や満足度に関するアンケート調査、学習ポートフォリオの分析調査、懇談会、インタビュー等)の概要及びその結果が確認できる資料 | | |
| [分析項目6-8-4] 卒業(修了)後一定期間の就業経験等を経た卒業(修了)生からの意見聴取の結果により、大学等の目的及び学位授与方針に則した学習成果が得られていること | ・卒業(修了)後、一定年限を経過した卒業(修了)生についての意見聴取(アンケート、懇談会、インタビュー等)の概要及びその結果が確認できる資料 | | |
| [分析項目6-8-5] 就職先等からの意見聴取の結果により、大学等の目的及び学位授与方針に則した学習成果が得られていること | ・就職先や進学先等の関係者への意見聴取(アンケート、懇談会、インタビュー等)の概要及びその結果が確認できる資料 | | |

| | | | |
|---|--|--|--|
| 【特記事項】 | | | |
| ① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。 | | | |
| | | | |
| ② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、 <u>根拠資料とともに箇条書き</u> で記述すること。 | | | |
| | | | |
| | | | |
| 【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。 | | | |
| (リストから選択してください) | | | |
| 【優れた成果が確認できる取組】 | | | |
| | | | |
| 【改善を要する事項】 | | | |
| | | | |